

令和6年10月23日

# 気候危機対策会議

## (令和6年度 第4回)

### 議 題

1. 世田谷区環境基本計画案について

【事務局】環境政策部環境計画課

## 世田谷区環境基本計画案について

### 1 主旨

区では、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「世田谷区環境基本計画（後期）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）（以下、「現行計画」という）を策定し、取組みを進めてきた。

現行計画の計画期間終了に伴う、次期「世田谷区環境基本計画」（以下、「次期計画」という）について、令和5年度から令和6年度にわたり策定に向けた検討を進めている。この度、当計画の策定に向けて、令和6年9月15日から10月7日にかけて実施した「世田谷区環境基本計画（素案）」に対するパブリックコメントの実施結果及び計画案を取りまとめたので、報告する。

### 2 検討の経緯

|      |     |                                                                           |
|------|-----|---------------------------------------------------------------------------|
| 令和5年 | 6月  | 環境審議会（諮問、現行計画の進捗状況結果報告）                                                   |
|      | 8月  | 環境に関する区民意識・実態調査実施                                                         |
|      | 11月 | 環境審議会（環境に関する区民意識・実態調査結果報告）<br>環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（環境に関する区民意識・実態調査結果報告） |
| 令和6年 | 1月  | 環境審議会（骨子案の審議）                                                             |
|      | 2月  | 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（骨子案の報告）                                            |
|      | 4月  | 環境審議会（素案たたき台の審議）                                                          |
|      | 7月  | 環境審議会（素案の審議）                                                              |
|      | 8月  | 政策会議（素案の決定）                                                               |
|      | 9月  | 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（素案の報告）<br>パブリックコメント<br>シンポジウム                      |

### 3 パブリックコメント実施結果

別紙1 実施結果概要

別紙2 意見の概要と区の考え（案）

### 4 計画の案及び素案からの変更点

別紙3 案作成にあたっての素案からの主な変更点

別紙4 「世田谷区環境基本計画案（概要版）」

別紙5 「世田谷区環境基本計画案」

## 5 ご意見

本計画案等の資料についてご意見等ございましたら、10月29日（火）までに環境計画課あてにメールでご提出いただきますようお願いいたします。

## 6 今後の予定

令和6年11月 環境審議会（案の審議）

12月 環境審議会（答申）

政策会議（案の決定）

令和7年 2月 環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（案の報告）

3月 計画策定

令和 6 年 1 0 月 2 3 日  
環 境 政 策 部  
環 境 計 画 課

「世田谷区環境基本計画（素案）」に対するパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

令和 6 年 9 月 1 5 日～1 0 月 7 日

2 意見提出人数

5 0 人（うち複数意見を出された方 2 5 人）

（内訳）

| ホームページ | 封書    | 持参  | ファクシミリ | はがき | 合計    |
|--------|-------|-----|--------|-----|-------|
| 3 4 人  | 1 2 人 | 2 人 | 1 人    | 1 人 | 5 0 人 |

3 意見件数

1 7 0 件

（意見の内訳）

| 項目               | 件数      |       |
|------------------|---------|-------|
| 計画全般             | 1 3 件   |       |
| 第 1 章 計画策定の基本的事項 | 1 件     |       |
| 第 2 章 計画策定の視点    | 7 件     |       |
| 第 3 章 基本方針       | 1 4 件   |       |
| 第 4 章 めざす将来像     | 1 0 件   |       |
| 第 5 章 分野ごとの方向性   | 1 0 2 件 | （内訳）  |
| 全般について           |         | 5 件   |
| 脱炭素行動・エネルギー      |         | 9 件   |
| 建築・地区街づくり        |         | 1 9 件 |
| 交通・移動            |         | 1 1 件 |
| みどり              |         | 2 7 件 |
| 農                |         | 5 件   |
| グリーンインフラ         |         | 1 件   |
| 公害対策・美化          |         | 8 件   |
| 消費と共創・資源循環       |         | 1 6 件 |
| 第 6 章 分野横断の取組み   | 7 件     |       |
| 第 7 章 計画の推進      | 9 件     |       |
| 第 8 章 環境行動指針     | 3 件     |       |
| その他ご意見・ご要望       | 5 件     |       |
| 合計               | 1 7 0 件 |       |

その他、「環境」以外へのご意見・ご要望については、関係所管にご意見をお伝えしました。

#### 4 意見概要及び区の考え方（案）

別紙２のとおり（現在調整中）。

#### 5 主な意見

##### 【理念など計画そのものに関する主なご意見】

- ・本計画の理念である、「各主体が環境をよくするために行動する（「手入れ」を行う）ことで、良好な環境が保たれる社会をめざす」という考えは大事だと思うが、区が行政として、ルールや制度によって行動変容を促すことも必要なのでは。
- ・「分野横断的な視点の強化」は重要で、多くの人を巻き込む力がある。行政が縦割りでなく、環境政策部が様々な主体を巻き込んで、区民の行動変容を促す仕組みを強化してほしい。
- ・第５章分野ごとの方向性の「環境の核となる分野」という記載について、わかりにくいので「環境対策八つの柱」としたらどうか。
- ・事業者の「環境行動指針」に「環境への配慮に努めましょう」とあるが、この表現では従来の方針を超えていない。

##### 【各分野の施策（第５章分野ごとの方向性）に関する主なご意見】

- ・プラスチックの分別回収に取り組んでほしい。
- ・みどりを増やす取組みは大事だが、民有地の緑が適切に管理されていない箇所が多いので、区で何らかの取組みをしてほしい。

#### 6 その他

パブリックコメントに伴い実施した「世田谷区環境基本計画の見直しに関するシンポジウム」の実施結果については以下の通り。

##### （１）日時

９月７日（土）午後１時３０分～３時３０分

##### （２）場所

世田谷区立教育総合センター

##### （３）プログラム

###### ① 環境基本計画素案の概要説明

説明者：環境計画課長

###### ② 基調講演～環境の「手入れ」を広げるために～

講演者：森本 英香 氏（環境審議会会長）

###### ③ パネルディスカッション～関心から行動へ～

進行役：森本 英香 氏

パネリスト：浅輪 剛博 氏（NPO 法人世田谷みんなのエネルギー理事長）

関橋 知己 氏（一般社団法人シモキタ園藝部代表理事）

村上 優 氏（pollinators 代表）

保坂 展人（世田谷区長）

##### （４）参加者

４５名

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO   | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画全般 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 1    | 環境基本計画素案の基本的な考え方には賛同します。以下の点にご配慮いただくと幸いです。<br>・手入れに関わる区民が疲弊しないためのサポート(金銭面・時間面・人材面)<br>・すき間時間でも参加でき、成長できる仕組み(忙しくて時間の余裕がない人が多いので)<br>・リタイアした人がスムーズに身近な環境活動を見つけられる仕組み(例: 社会保険から国民健康保険に切り替えるときに、案内を渡す)<br>・環境活動ポータルサイトまたは区から発信するインスタなどの設置<br>・区による意識啓発、とくに以下の点について:<br>- 生物多様性の大切さと、それを高める緑の管理の在り方、草木の選び方<br>- 暮らしのすべてにおいて環境を良くする選択肢があること。例えば毎日の買い物やごみの出し方、遮光や断熱による冷暖房エネルギーの節約<br>・区にはごみの減量、とくに生ごみの循環(堆肥化やキエーロによる減量化)にもっと取り組んでいただきたいです<br>・環境意識が高まっている子供たちをがっかりさせない社会、大人の行動。親世代の意識と行動を変容させるため、親子参加のプログラムが通年で開催され、ゲーム感覚で楽しく参加できて、達成感が得られると良いと思います。 | 具体的なご提案を頂きましてありがとうございます。ご意見のとおり、「手入れ」を広げていくためには、日常の中で自然に認知し、関心をもって、無理せず暮らしの中で取り組めることが必要だと考えております。いただきましたご意見を参考に、区として各主体の行動を後押しする仕組みづくりや普及啓発を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2    | 世田谷区の環境基本計画を読み世田谷は環境基本計画について先進的だと思っておりましたが、これからの5年を考えるとこの計画だと地球温暖化対策を本気で考えているようには思いませんでした。もっと区として出来ることを公共的な仕組みでやって頂きたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 今回策定する環境基本計画は、「環境」に関連する分野の総合計画として策定し、各分野における方向性を記載しております。地球温暖化対策を含めた各分野の具体的な施策については、「地球温暖化対策地域推進計画」等、分野ごとに個別計画を策定し、取組みを進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3    | 計画の方針から受ける印象として、住民が自ら動いてくれなくて区として強制はできないという前提が強すぎるように思えます。<br>そのような考えでは、これまでと同様、大きな改善は見込めません。<br>環境問題は、コスト面でも課題がある問題かと思いますが、世界全体での人の命に関わる問題であり、本来であれば、私たちが損得勘定で動かせいで途上国や未来の世代の人たちの命が危険に晒されることなどあってはならないことです。その点で、環境問題に取り組むことは私たちが国民の義務と言って良いと考えます。<br>計画では分野横断に触れていますが、その意味で、脱炭素は時間的に最優先事項で、「今」はコスト面で苦しい思いをしても、また、住民から多少の反発を受けたとしても、区が住民を引っ張っていく意識を込めた計画が必要です。<br>その意味で、市民の行動変容は、太陽光発電設備や高断熱建築物、電気の再エネ切り替えなどの制度화가鍵です。                                                                                                                         | 世田谷区は、基礎的自治体として区民の参加と協働を区政の基本理念としてまいりました。本計画は、分野の幅が広く課題も多岐にわたる環境分野における総合計画として、本区における環境の考え方を定義し、推進における理念を示させていただきました。今後の取組みにおいては、ご意見も参考にさせていただき、分野別計画に基づき、実効性のある取組みを検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                            |
| 4    | 今回提示された基本計画は、理念的なもので具体的にどう変わるかイメージできません。パブコメも一般的な褒めやけつ意見しか表明できないでしょう。小さくとも具体的に目に見える成果がないと行政の存在感は区民には可視化されません。また、区内の大学など専門的知見を有する機関も多くあり、学生の教育効果も期待できます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ご意見のとおり、本計画は、環境における総合計画として策定するものですが、計画が理念に終わることがないように、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映してまいります。また、ご提案いただいた大学との連携も含め、あらゆる主体と連携・協働し、区民等と環境との関係性を再構築するための取組みを第7章に記載させていただきました。                                                                                                                                                                                          |
| 5    | 世田谷区環境基本計画のあり方として、デジタル技術を駆使して、区民と区行政をつなぎ、区の環境向上を空間的、時間的に実現するデジタル総合環境システムを構築するモデルをつくり、環境評価(住居・景観、道路、交通、教育、所得、人口構成、相互デジタル情報交換・共有、等々)をおこない、新しい公共を形成することである。そのためには、現状の職員では能力不足でありそのような意欲ある人間を仲間にして検討、計画、実行、確認、改善をおこなうデジタル地域行政総合システムをつくることである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ご意見の通り、環境基本計画を推進していくにあたっては、最新のデジタル技術の活用などを図るための区の推進体制を構築していく必要があります。本計画の第7章(2)に記載しているとおり、デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化や、環境に関心のある職員を庁内で募集すること、課題や施策ことの柔軟なプロジェクトチームの組成など、人材や財源などのリソースを最大限に活用し、取り組んでまいります。また、ご提案の取組みにつきましては、今後の施策検討において参考とさせていただきます。                                                                                                                                                               |
| 6    | 本計画については、世田谷区議会の環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会において議論して承認を得ることが必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 本計画の策定にあたっては、有識者及び区民委員等で構成する区の環境審議会に諮問し、ご議論をいただいております。また、区議会の環境・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会においても、改定作業開始や区民意識調査の実施、計画素案の作成など各段階でご報告し、ご意見をいただきながら、計画の策定を進めてまいりました。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7    | 身近にある自然が、きれいな大気、水、土壌であるために、日々身近な環境がどのようなものか知り、環境保全には、どのような暮らしが最適なのか、それをわかりやすく伝え示すことが重要な区の役割だと考えます。いつまでも以前と同じ、きれいな大気、水、土壌が保持されているとは限りません。いつまでも変わらないように、常に現状を確認しきれいなまま保ち続ける努力を怠らないことが重要だと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 豊かな生活環境を維持していく上で、きれいな大気、水、土壌は欠かせないものです。これからも関係部署と連携しながら、きれいな大気、水、土壌の保全に向けての情報収集を進めていくとともに、区民の環境保全への関心を高めるべく、啓発活動にも取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 8    | 環境を守ることは、自分たち自身の命と健康を守ることと同じだということ、みんなにわかりやすく説明できれば、誰もが自然環境を大事にしてくれるようになると思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 日常で実感にくい環境の価値について、区民と理解を共有していくことは、「手入れ」を広げていく上で、重要なことだと考えております。頂いたご意見は、本計画の理念を区民等に周知・啓発していく際の参考にさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 9    | 気候危機には、エネルギー政策の転換が必要ですが、自然エネルギーを確保するために森を伐採して太陽光パネルを大量に設置することは、みどりがCO2を吸収し酸素を作ってくれることを無視して本末転倒と言えます。機材を頂上で運ぶためにさらに森を伐採して道路をつくるなど、まったく自然を大切にしていけない行為です。環境審議会だけでなく常に区民に情報をリアルタイムで公表し区民の意見を求め、区民と共に考え最良の方策を導き出すことが大事だと考えます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 頂いたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。また、環境基本計画の推進については、適宜「環境審議会」に報告し、環境審議会の資料を公表することで、区民にも情報提供してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 10   | 地震対策<br>現在、各地で発生しているように、日本は地震国です。世田谷区として、環境対策だけでなく地震への防災対策についても計画に規定してはどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 環境基本計画において対象とする分野のうち「人の暮らしや営みに直結する主な分野」のひとつに防災分野を位置付けており区の環境の核となる分野」とあわせ、横断的な取り組みを進めることで、各分野の課題の統合的解決、多面的アプローチによる人の行動変容、相互の特性を最大限活かした相乗効果を生み出すこととしております。例えば、家庭における再生エネルギーと蓄電池導入が、地震等で停電した際の電源確保に寄与することとなるなど、環境、防災の両面から具体的な行動変容を促すなどの効果を生み出すことと考えられ、本計画においても例示として挙げております。また、区では「災害対策基本法第42条」の規定に基づき「世田谷区地域防災計画」を策定し、区、区民、事業者等の多様な主体による総合的な防災関連施策を進めており、こうした関連する個別計画とも整合を図りながら環境、防災双方の面からの相乗効果を生み出してまいります。 |
| 11   | 水害又は竜巻対策<br>最近、台風又は線状降水帯等による集中豪雨あるいは竜巻等による被害が多発しています。これらの災害も環境問題と考えられますが、世田谷区としてこれらの災害に何らかの防災措置が取れるのであれば、環境基本計画の中に防災措置を規定してはいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 台風の勢力増大や集中豪雨の頻発等などは、地球温暖化の影響が背景があると考えられております。気候変動によってもたらされる集中豪雨などのリスクに適應するための「適応策」として区が今後進めていく施策を、「環境基本計画」の個別計画にあたる「地球温暖化対策地域推進計画」でお示し、取組みを進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 12   | 環境に配慮した計画を区は持っていない。玉川地区は90年から70年前、村長区民により整備が行われたが、その維持さえしようにせず、明らかに環境が悪化していることは、70年近く、過去を知る者として明らかである。それでも、道路が狭いことは知られていて、広くする計画もある。あるいは、本来開発予定でない多摩川流域にも住宅、大学、病院、高齢者施設等がで、2019年には、大規模水害にあった。それなりの災害対策をおこなって、まちが形成されるべきであった。しかし、現在でも、災害対策は、道半ばである。総合計画がないから、世田谷区の環境はよくない。現状の問題を明かにして、中長年に改善する計画を立てることである。しかも、その担当がいらない。これでは、環境は良くならない。                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 13   | 世田谷区の環境は悪化させているのは、巨大資本であり、区民が問題提起し、止めさせる仕組みが必要だ。世田谷区ができてから約90年がたったが、人口は20倍以上増加している。その間、大手資本家を中心に、行き過ぎた開発、高層建物建設、ミニ開発等々、住宅地は細分化されたが、道路は狭小、交通は不便・渋滞が加速し、さらに、公共交通も間引きとなり、環境が悪化している。まず、これらの問題が明らかになる情報の整理、開示がないといけない。次いで、そのような問題を提起できる場、担当が必要であり、さらに、大企業の横暴、乱開発を制限することが必要である。環境が悪化する場合には区民、市民の意向を重視し、建設業者、施主(大企業)の横暴を明らかにして規制するようにすることである。                                                                                                                                                                                                        | 国の「第六次環境基本計画」においても「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、「企業行動における環境の主流化」を打ち出しています。このような国の環境施策も踏まえて、本計画の理念の中でも、人と環境の「トレード・オフ」による持続可能な未来を理想とし明記しております。今後、施策を展開していく上でも、いただいたご意見を参考に推進してまいります。                                                                                                                                                                                                  |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO                    | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1章 計画策定の基本的事項</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                               |
| 14                    | <p>以下の記載内容について<br/>計画素案p1「進捗状況の点検」<br/>計画素案p2「政策的理念と方向性を明確にし、個別計画や他分野を含めた政策形成の視点を提示することを主眼としています。」</p> <p>背景と趣旨においては「進捗状況の点検を行う」と明記されているので、例えば現行計画の第4章の区の施策において示された基本目標1～5ごとに示された目標に対してどれだけ達成されたかの達成率について分析評価してその結果を記載すべき。達成されていない場合の対応策も提示することが必要。現行第5章についても同様。<br/>「方向性を明確にする」「視点を提示することを主眼とする」というのは環境基本計画に定めることとしては不十分である。<br/>環境基本条例では第7条第2項においては環境基本計画においては「環境保全等に関する目標」を定めることと明確に規定されており、現行計画においても数値目標が列記されているところ、上記①で例示された部分についての新たな目標を設定するとともに、現行計画第5章のプロジェクトについても数値目標を設定するべきである。<br/>方針を定めるとあるが、基本計画としては行政の担当部局に対して施策を着実に実行せしめるために具体的な施策の概要も記すことが必要。</p>                                                | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。</p>                   |
| <b>第2章 計画策定の視点</b>    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                               |
| 15                    | <p>第2章計画策定の視点(1)国際社会で、気候変動、生物多様性についてはありますが、3つめの「汚染・廃棄物」についての項目がないことに違和感があり不十分ですので追加修正をお願いします。次にある国の計画には「汚染」も入っています。地球はいま、気候崩壊、自然と生物多様性の喪失、そして汚染と廃棄物という「惑星としての三重の危機」に直面しています。区の実では、化学物質についての認識があまり感じられず、そのため化学物質への対策等が非常に弱く不十分です。これらのプラスチックに含まれる化学物質を含めた化学物質の汚染を防ぐための対策を今回の環境基本計画に盛り込むことが重要であり、求められます。迫り来る「地球の3大危機」を克服するために、地球環境の危機的現状の全体をわかりやすく説明し、具体的な目標数値を示し、区全体で一丸となって取り組める基本計画が必要です。</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>頂いたご意見を参考に、国際社会の動向に汚染や廃棄物の現状を追記いたします。また、区における具体的な取組みの方向性については、5章「分野ごとの方向性」の「公害対策・美化」「消費と共創・資源循環」に記載しております。</p>                                                                             |
| 16                    | <p>以下の記載内容について<br/>計画素案p8「都は気候変動対策として『再エネによる電力利用割合を50%程度まで引き上げる』ことを表明した。」</p> <p>区としては「地球温暖化対策地域推進計画」で2050年までにCO2排出実質ゼロを目指すとしている。また再生可能エネルギーを利用している区民の割合を2030年までに50%を目指すとしているが、区民の割合ではなく、都と同様に再エネによる電力利用割合についての目標値を設定するべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>CO2排出量削減については、「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき実施しておりますが、今後、2030年度の計画目標達成に向け、家庭部門の脱炭素化を推進する取組みを中心にロードマップを作成し、その中で、施策を評価するために必要な成果指標の設定も行ってまいります。</p>                                                     |
| 17                    | <p>以下の記載内容について<br/>計画素案p11「各分野において～の成果が得られました」</p> <p>具体的成果は何かをきちんと整理して明記するべき。<br/>また、成果が得られていない分野はどのようなかを明示してその理由が何か、改善には何が必要かなどを記載するべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>現行計画の評価につきましては、令和5年6月に実施いたしました「環境審議会(※)」において議論し、成果をまとめております。審議会の資料につきましては、区のHPにも公表しておりますので、そちらをご参照いただければと存じます。<br/>※区の環境の保全等を推進する上で必要な事項を審議する区長の附属機関</p>                                   |
| 18                    | <p>以下の記載内容について<br/>計画素案p11「具体的な施策や事業～は各分野の個別計画に位置付ける」</p> <p>これでは縦割り行政となってしまい責任回避となるので、基本計画に施策内容や目標値などをきちんと明示して総合的に進捗管理ができるようにすることが必要。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。</p>                   |
| 19                    | <p>以下の記載内容について<br/>計画素案p11「横断的な視点を強化し取組みの方向性を示します」</p> <p>方向性を示すだけでは効果が出ない、中央で連携の強化を具体的に行う司令塔的な組織を設定し、権限を与え進捗管理を行うことが不可欠である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。</p>                   |
| 20                    | <p>計画素案p11「②分野横断的な視pointsの強化」<br/>「＜「相乗効果」を生み出す分野横断の例＞<br/>・緑化を住宅の省エネルギーやCO2吸収につなげる「みどり」と「脱炭素」の連携<br/>・太陽光発電設備と蓄電池、電気自動車や充電時の非常用電源としても活用する「脱炭素」と「防災」の連携」</p> <p>ここにある例は分野横断と言いつながら2つだけの分野しか例示しておらず、限定的に思えます。もっと広い分野横断をして相乗効果を生み出すのではないのでしょうか。<br/>たとえば「緑化」なら「みどり」「脱炭素」「安全(ヒートアイランド対策)」「災害防止(雨水を堰き止める)」「教育」「福祉」「まちの価値向上」「雇用創出」など多くの効果を考えることができます。太陽光発電の例も同様に数多くあるのではないのでしょうか。<br/>今までは、短期的なその場の費用対効果に限定して政策決定をしがちでしたが、実際は多くの外部負担が生まれていたものも多かったです。今後、人口も財源も限られていく中、一つの取り組みで数多くの分野横断の相乗効果を生み出すような施策を工夫して選び取っていくようなことが非常に重要になってくると思っています。この「②分野横断的な視pointsの強化」のご指摘はとても重要だと思いましたので、より多面的な効果が出るということを強調できればと感じました。</p> | <p>頂いたご意見を踏まえて、案においてより多面的な効果があることがわかる記載に修正します。</p>                                                                                                                                            |
| 21                    | <p>計画素案p11～13「①総合計画としての性格・位置付けの強化」</p> <p>②に分野横断とあるのでから世田谷区の全ての施策に影響を与える計画となると思います。それならば、「世田谷区基本計画」と並列ぐらいのより全体的な総合計画の位置付けであるべきではないでしょうか？12、13ページの図の位置付けなど「基本計画」と「環境基本計画」が横に並び立つような関係性を表示できないでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>「世田谷区基本計画」は、区政運営の基本的な指針であり、最上位の行政計画となりますが、ご意見の通り、環境分野は対象とする範囲が広く、分野横断の取組みが必要不可欠であるため、「環境基本計画」を推進するにあたっては、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映してまいります。</p> |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO              | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第3章 基本方針</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 22              | 以下の記載内容について<br>計画素案p14「歴史的・文化的遺産の保全」<br>前川建築をスクラップしその空間特質を破壊し周辺との調和を無視した10階建ての本庁舎を建設する計画は、明らかに上記の記載内容に反しているのでは。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 新庁舎におきましては、基本的方針のひとつに「環境と調和し環境負荷の少ない持続可能な庁舎」を掲げ、また、新庁舎竣工後も、設備機器の調整などの運用を改善し、大規模な建築でありながらも環境負荷を抑えエネルギー効率を高めた地球環境にやさしい庁舎を目指してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 23              | 以下の記載内容について<br>計画素案p15「人の周囲を取り巻く状態や状況」<br>・環境の定義としては一般的には、「人間または生物をとりまき、それと相互作用を及ぼし合うものとして見た外界。自然的環境と社会的環境とがある。」と広辞苑とある。<br>・計画内で、環境を定義し直す事にどういう意味があるのか。また、人を中心として「人を取り巻く状態や状況」と定義しているが、人と自然を対立概念とする思想は既に古い時代の二元論的考え方である。現代においては人間とそれを取り巻く生物、植物や自然は一体のものとして地球全体をガイアとして認識し、地球全体の持続可能性という視点から環境を捉える必要がある。従って、「人及び生物・植物を取り巻く外界」と定義するべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 頂戴したご意見の通り、人と自然とは対立概念ではないため、本計画におきましても、人と環境との「トレード・オン」による持続可能な未来を「理念」として打ち出しており、計画策定後も、この「理念」を広く啓発してまいります。またこの「理念」を理解いただくための前提として、「環境」の範囲を本計画において定義づけております。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 24              | 以下の記載内容について<br>計画素案p15「環境を三つの階層で考える」<br>環境を構成する「階層」として、地球環境、自然環境、生活環境と区分する仕方は疑問。大気、水、土地(緑地、住宅地、産業用地、道路、公園、農地など)と区分したうえでその実態を把握するのが適正。土地はその他ではない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を引き継いだうえで、その将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という階層を設定しております。ただし、頂戴したご意見の通り、環境を考えるうえで「大気・水・土地」という階層も重要であるため、各施策を実施するうえで、それらの階層も意識して取り組んでまいります。                                                                                                               |
| 25              | 基本理念とした環境への「手入れ」(個々人がより積極的に環境に関わることで環境を良い状態を保とうという意味でしょうか)は大事な視点だと思いました。個人の意識が変わらない限り環境問題は解決に向かいません。ただ、毎年激し化する猛暑と自然災害——ヒトの活動が地球環境の限界値を超える日も近いのではないかと不安を感じるなか、「手入れ」だけで十分でしょうか。<br>花を植え、掃除をし、樹木の手入れに励んでも、周辺ではミニ開発が進み緑の樹冠を大きく広げていた大樹が突然切り倒されたりしています。照り返しの強い駅前広場を歩く時は、街路樹があればもう少し楽なのだと思います。ほんの一例ですが、こうした事は個人では対応できません。<br>区民の活動を後から「そっと」サポートするだけではなく、行政にはまずルールを作り、それをシステム化して戦略を立て、外部に対し明確なメッセージを発して欲しいです。東京都は2008年度から「街路樹100万本計画」として道路の緑化を積極的にを行い、7年かけて目標を達成しました。行政が主体的に動いて成功した例ではないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 本計画は、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げております。頂いたご意見の通り、「手入れ」が一方的なものにならないように、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを記載いたしました。また、同章の「区民等をバックアップする区の推進体制の構築」において、限られた人員・財源を最大限に活用していく方向性を示しています。                                                                                                                                                                                 |
| 26              | 理念について<br>「手入れ」ということが言われています。一般に「手入れ」とは「お肌のお手入れ」とか「お庭のお手入れ」とか、「ケアする」とか「きれいにする」などのイメージがあります。そのため、環境の「手入れ」というと、本文にもあるように一人ひとりが身近にできることと受け止められるのではないのでしょうか。<br>しかし、国連の環境課題を議論する場でよく用いられる3つの地球危機である「気候変動」「自然・生物多様性喪失」「環境汚染」を念頭に置くと、一人ひとりの「手入れ」で解決できると思えません。「手入れ」に参加できる意識のある、さらに余裕のある区民がどれだけのいるのかな、と思うからです。<br>環境の3つの危機「気候変動」「自然・生物多様性喪失」「環境汚染」の解決に必要なのは、さまざまな「制度」だと思います。<br>国の環境基本法は、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」という3つを理念としています。「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」は、やはり制度が重要と思います。そこで、理念に国の環境基本法にある「持続可能な社会の構築」も加えることを提案します。<br>環境の3つの危機「気候変動」「自然・生物多様性喪失」「環境汚染」を回避していくには、原因を取り除くことが必要です。そのためには「使う電気を化石燃料由来から再生エネルギーに変える」(RE100世田谷版ありですね)「建築物の省エネなどをすすめる」「再生エネを増やす」「移動を減らす、車を再生エネ由来の電気を使う電動車に変える」が必要だと思います。市民の行動変容が必要ですが、そのための制度を作してほしいです。<br>制度があれば、市民の行動変容を引き出せると思います。よろしくお願いします。 | 本計画では、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げております。ご指摘の「経済優先」から「環境優先」という考えにつきましては、国の「第六次環境基本計画」においても「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』を明記しており、本計画の理念の中でも、人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来を理想とし明記しております。また、本計画において示した取り組みの方向性等については、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、分野ごとの計画や施策へ反映し、理念や将来像の実現に向けて、取り組んでまいります。                                                                        |
| 27              | 以下の記載内容について<br>計画素案p16「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざすことを基本理念とします。」<br>・人が環境の「手入れ」をすることは手段でありそれ自体を否定するものではないが、「手入れ」をすることを求め、それを強調することは個人に負担を押し付けることに繋がるもので適切ではない。<br>・「手入れ」という手段により「良好な環境を保つ」ことは目的ではあるが理念とは言えない。また理念とは哲学や観念であり「手入れ」をすることは理念としてはお粗末であり不十分である。<br>・そのような視点から、基本計画の理念としては従来の「経済優先」から「環境優先」にするという考え方が相応しい。<br>・環境にやさしいライフスタイルに誘導するような施策が不十分だったことが行政として問題なのであり、環境保全活動を誘導するような制度・仕組みをより協力に推進することが行政の本来の役割である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本計画は、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げております。ご指摘の「経済優先」から「環境優先」という考えにつきましては、国の「第六次環境基本計画」においても「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』を明記しており、本計画の理念の中でも、人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来を理想とし明記しております。また、ご意見のとおり、環境保全活動を行政が誘導するような仕組みや、企業や組織が「手入れ」を行うことは、本計画を推進するにあたり重要であるため、第7章において、区から区民等に対して意識改革を促す取り組みや、区が区民等をバックアップするための推進体制を明記するとともに、第8章の行動指針では、区民・事業者・区が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めました。 |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28 | <p>p.16「2 理念」<br/>「手入れ」という印象的な言葉が出てきます。重要な指摘と考えますが、ただ、読み方によっては、さまざまなことを住民に押し付けて責任転嫁しているように読めなくもない気がします。例えば、現役世代の多くは身近な環境の手入れをする時間がそもそもないかもしれません。大事なことは「地域の手入れをする時間」をどう多くの人が確保できるかだと思います。また、手入れする場所が多すぎて手が回らなくなりそうです。一つの場所やものを多くの人が利用するような、つまり、共同消費を増やすことで、一人一人が手入れする空間を少なくしていくという試みも必要だと思います。例えば、集合住宅などであれば、外構の手入れの一人一人の負担率が下がると思います。また財源が減っていくということですが、なんらかの対策はないでしょうか。例えば、環境税制を整える。特別税などによって予算を得る。官の資金や人員を整え、雇用(街路樹の整備、地域環境アドバイザー他)も維持していく、環境を良くすることで人が集まり、固定資産税や住民税も増える、という方向性の検討も必要ではないでしょうか？<br/>さらには官民連携で環境保全や温暖化対策に関する新ビジネスを作り出していくことで、手入れがなんらか新しい仕事になるということもあり得るのでは？<br/>そもそも、昔の共同体的な生活では、外に垂れ流したものは自分自身の生活(経済)に直接被害があったので、みんなて周りの自然環境や生活環境を手入れするのが経済的に見てもメリットがあったのだと思います。そこで「区民」の「手入れ」が必要というのは、本来、経済の主体が同時に生活主体でもあり「手入れ」の主体でもあった時代から離れたしまったことが根本原因であるということ忘れさせないでしようか。「公共」の手入れ、「制度」の手入れ、「共同社会」の手入れ、を行うことで、もう一度「資本」の「経済」の流れを「手入れ」の中に内包するような作業が必要ではないでしょうか。つまり、何よりも「制度」の手入れが必要でどのような社会制度があるのか、どうやって社会の習慣や制度が変わっていくのでしょうか？規制でしょうか？もっと自発的に動いてくれるような仕掛け作り、欲望や感性に訴えかけよう「ナッジ」でしょうか？「規制」ど「ナッジ」の上手なブレンドングでしょうか？多分、企業マネジメントやあるいは自治体の政策などでもこの二つの要素をうまく混ぜ合わせていくのが重要ではないでしょうか。強制の要素も必要と思います。強制といっても、地域全体のためにも、地球全体のためにも、そして何よりも将来の世代の人にもよくなるようにするそのための「規制」なんです。人たちの行動も変えていくためには、規制は必要です。しかし、なぜそのような規制があるのか、ということに腑に落ちてもらうためには、社会全体としてこんなふうになっている方がいいよね、というようなビジョンに共感してもらえようコミュニケーションが必要でしようか。結局、住みたい社会像を共有していくということ、これも一種の欲望のマネジメントかもしれません。</p> | <p>頂いたご意見の通り、「手入れ」が一方的なものにならないように、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを記載いたしました。また、同章の「区民等をバックアップする区の推進体制の構築」において、限られた人員・財源を最大限に活用していく方向性を示しています。その他の意見につきましても、施策を実施していく上でのご参考とさせていただきます。</p>                                                                                  |
| 29 | <p>人々の「手入れ」に頼りすぎる感がないだろうか？「収奪から手入れへ」というならば、収奪でなくなるために、まずはルール・仕組み・規制を作るべきではないか。事業者こそ、脱炭素対策に取組むことで将来的なエネルギーコスト削減が見込まれる。住宅には「一坪みどり」を推奨するだけではなく、ルールを作るべきではないか。住宅新築時の断熱基準、太陽光パネル設置義務、緑地部分(草でもよい)から生える自然の土)確保、などのルール化(世田谷基準)によって、事業者にも周辺住民にも相乗効果としてメリットがあること、その証拠を公開し基準をつくるべきではないか。その後、既存住宅の対策(断熱改修)もやることのメリットを見える化し、できることからやってみる風潮を作ることとなるだろう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>頂いたご意見の通り、「手入れ」が一方的なものにならないように、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを記載し、同章の「区民等をバックアップする区の推進体制の構築」において、限られた人員・財源を最大限に活用していく方向性を示しています。また、事業者への働きかけとしては、第5章「脱炭素・エネルギー」における取り組みを「区民・事業者・区役所」に分け、各主体における対応の方向性を記載するとともに、第8章の行動指針においても、区民・事業者・区に分け、環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めました。</p> |
| 30 | <p>・住民や事業者の「手入れ」は理念としては素晴らしいと思いますが、最近の人々のコスパやタイパを重視する傾向の中で難しいのではないかと思っています。規制に関する表現が少ないうのも気になります。人々は楽しそう、わくわくすることに惹かれて行動しますが、自分から腰を上げるのを面倒がります。初めの一歩を引っ張り上げる仕組みを作ることが大事だと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>「手入れ」を広めていくため、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを記載し、同章の「区民等をバックアップする区の推進体制の構築」において、限られた人員・財源を最大限に活用していく方向性を示しています。また、人々が身近に感じやすい分野や関心のある分野からアプローチし、行動変容を促してまいります。</p>                                                                                                    |
| 31 | <p>今回のキーワードは「手入れ」ということですが、区民個人の努力を過度に求めているようにも感じられます。個人だけではできないことを、コミュニティや社会の力で実現していくためには教育と啓発が特に重要だと考えます。環境課題の解決は、環境所管だけでなく多くの所管との連携と区民との協働が必要です。環境に良い暮らし方をすることが、健康で快適で持続可能な暮らしに役立っていくことを、全ての機会を活用して区民に楽しく知らせるように努力していただきたいと思ひいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>頂いたご意見の通り、「手入れ」が一時的なものにならないように、第7章に記載しました「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを実施していくとともに、環境のための行動が日々の暮らしを良くしていくなど、多面的なアプローチによる啓発も実施してまいります。</p>                                                                                                                                 |
| 32 | <p>「手入れ」という表現は曖昧で、何か無償で労働を押し付けられるのではないかと不安を抱く区民も多いのではないのでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>本計画では、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げており、区民の方が「手入れ」を行っていくにあたって不安を感じることがないように、第7章に記載の「区民等と環境との関係性の再構築」のとおり、区が「手入れ」を後押ししてまいります。</p>                                                                                                                 |
| 33 | <p>素案の理念について<br/>「収奪」から「手入れ」に、とあるが、区レベルの意味する「収奪」とは「だれが」「どうすること」なのかを知りたい。これを改め、「手入れ」に向かうべきという文脈からすれば「収奪」を少なくとも減少させ、それを上回る「手入れ」を行わなければ、環境は向上しないのでは？とすれば、これまでの「収奪」の現状把握をせずに、住民側に「手入れ」だけ推奨してきても改善しないのでは。世田谷区の住民としては、環境が良くなるために「手入れ」をすることは賛成だが、一方で住民以外の事業者がその環境を「収奪」している実情があるのでは？この「収奪」を止める施策を関係所管とともに強力に進めなければ、巨大な「収奪」がささやかな「手入れ」をすぐに凌駕してしまうと思われる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>「収奪」については、第3章「2 理念」の図にも記載させていただいたとおり、自然環境を損う開発や、生活の中での収奪などその主体も様々です。そのため、第5章「脱炭素・エネルギー」における取り組みを「区民・事業者・区役所」に分け、各主体における対応の方向性を記載するとともに、第8章の行動指針においても、区民・事業者・区に分け、環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めました。</p>                                                                                        |
| 34 | <p>計画素案p17の図には、「汚染・廃棄物」が考えられていないように感じます。化学物質の汚染は自然界への収奪だけでなく、人間と動植物も容赦なく浴び続けています。人はそれに気がついていない場合が多いです。まず、「手入れ」という前に、現状の自然が以前と同じようにきれいな健康で元気な状態かどうか確認することが必要です。もし汚染が見つければ、まず汚染の原因を突き止め、取り除く治療が必要で。そして原因や結果を広く区民に公表し、自然が完治するように協力を呼びかけて区民一人ひとりが身近な自然に関心と愛を寄せ自然を優しい気持ちで見守るきっかけとなるよう働きかけることが重要です。<br/>また「手入れ」と表現するより「楽しい」「生きがい」「命を慈しむ喜び」などを感じることができる表現がふさわしいのではと感じます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>頂いたご意見を参考に、ご指摘の図に「汚染・廃棄物」の視点を追加いたします。また、「手入れ」の表現については、ご意見の通り、「楽しい」「生きがい」「命を慈しむ喜び」という意味も含むため、計画策定後、区民へ「手入れ」を周知する際に、そういったメッセージも伝わるように啓発してまいります。</p>                                                                                                                                    |
| 35 | <p>以下の記載内容について<br/>計画素案p18「『せたがやライフスタイル』として広げていくことが今、求められています。」<br/>一人一人の「手入れ」を語っているが、企業や組織(区役所自体も含め)が「手入れ」を真剣に行うことも必要であり企業や組織の義務についても触れるべき。ライフスタイルのみを取り上げるのではなく、環境を守る視点からのマネージメントスタイル、コーポレートスタイル、企業行動の改変をも求めるべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>本計画は、「区民、事業者、行政が、それぞれの立場で環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざす」ことを理念として掲げております。<br/>また、ご意見のとおり、環境保全活動を行政が誘導するような仕組みや、企業や組織が「手入れ」を行うことは、本計画を推進するにあたり重要であるため、第7章において、区から区民等に対して意識改革を促す取り組みや、区が区民等をバックアップするための推進体制を明記するとともに、第8章の行動指針では、区民・事業者・区が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めました。</p>              |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO                | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第4章 めざす将来像</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 36                | 以下の記載内容について<br>計画素案p20「世田谷区の特徴を階層ごとに明らかにする」<br>環境の階層と言うと段階的なものとなるが、地球環境は自然環境も含むし生活環境は自然環境と並ぶものであり階層を為すものとは言えない。環境を構成する要素とし、土地、水、大気、みどり等に分類して世田谷の特徴を踏まえた上で分析評価するほうが適切。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を引き継いだうえで、その将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という階層を設定しております。ただし、頂戴したご意見の通り、環境を考えるうえで「大気・水・土地」という階層も重要であるため、各施策を実施するうえで、それらの階層も意識して取り組んでまいります。                                                                      |
| 37                | 住宅地が多い世田谷区で行える地産の再生可能エネルギーは太陽光発電に限られ、その活用は将来像のイメージに書かれている蓄電池ステーションも選択肢にはなるかもしれないが、蓄電池ステーションは経済的に成立するか、エネルギー工学的にみて不経済なものを経済的に成立させるために補助金を区として入れるのは反対である。それよりも、エネルギー消費量の大きい世田谷区は、原子力発電の推進支援を行うべきである。脱炭素行動として、原子力発電立地地域への再稼働推進の支援を行うことを、計画に記載してはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 区では、再生可能エネルギーの普及に向けて、「世田谷区エコ住宅補助金」の啓発等による再生可能エネルギー設備の導入支援に努めています。<br>また、群馬県川場村における木質バイオマス発電をはじめ、青森県弘前市における太陽光発電、長野県における水力発電、新潟県十日町市における地熱発電によって自治体間連携を進めることで再生可能エネルギーの活用を進めています。<br>今後も再生可能エネルギーの普及に向けた取組みを進めていくことで、脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出を図っていきます。<br>なお、本計画における将来像は、蓄電池ステーションの記載も含め、2050年頃の将来像をわかりやすくイメージできるよう、具体例として記載させていただいているものです。施策の実施を検討するにあたっては、費用対効果なども考慮してまいります。 |
| 38                | 地球環境の将来像について、再エネの活用や建物のZEH化などは施策内容であり、国全体としての方向性を描いても区の将来像とは関係ない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を引き継いだうえで、その2050年頃の将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という3つの階層において、国における取組みの動向も含めて記載しております。                                                                                                                          |
| 39                | 自然環境の将来像について、抽象的な言葉が並んでいるだけで区の将来像として具体的イメージでは無い。土地、水、みどり等の分類ごとに世田谷区としてのあるべき目標値を示すべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 本計画では、現行計画において描いた「みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像」と、その上で設定された「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」を引き継いだうえで、その将来像を具体的にイメージできるように「地球環境・自然環境・生活環境」という階層を設定しております。<br>本計画で定める理念や将来像に基づき、具体的な施策・事業及び進行管理を分野ごとの個別計画において進めてまいります。                                                                                           |
| 40                | 生活環境の将来像について当たり前の抽象的な言葉が並んでいるだけで意味がない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 将来像の記載であるため、抽象的な記載もございますが、一人ひとりがルールやマナーを守り、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されていることを目指し、食品ロスへの理解の浸透や、環境に配慮した商品の提供や調達など、具体的にイメージいただけるような内容も記載させていただいております。                                                                                                                                                                                                                              |
| 41                | 第6次エネルギー基本計画において、将来的にガス自体の脱炭素化の実現が見込まれるとされております。2050年を見据えた将来像としては、「2 階層ごとの将来像(1)地球環境<2050年の将来像>具体的なイメージ」に、以下の内容を追加することを提案します。<br>○都市ガスにおいては、e-methane(合成メタン)の製造により、ガス自体の脱炭素化が進展しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 頂いた意見を踏まえ、案において「電気だけでなくガスの脱炭素化も進んでいます。」の記載を追加します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 42                | 計画素案p24の廃棄物・資源について、サーキュラーエコノミーには、有害化学物質を含まないプラスチックへの移行が必要です。プラスチック条約の策定を注視し、有害化学物質使用禁止実現のために、区としてもできることを行うことが必要です。それはどのようなことか具体的に示すことが区民にわかりやすく区への信頼と安心感につながると考えます。区がいうところの「手入れ」をするために必要な条件ということです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 国際社会の動向などを注視しながら、プラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法について検討を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 43                | 計画素案p27に「水質や大気の大気汚染などは、今後も続く人々の長年の努力により改善し、良好な状態が保たれている。」とありますが、環境調査はどの程度行われているのでしょうか。2010年から2012年の間、23区各区の清掃工場で水銀による休炉が続きましたが、2013年に区民が実施した松葉のダイオキシン環境調査で水銀の濃度は、調査した全地点で高濃度を示し、水銀事故が格段に減った2016年の調査では2010年と同じに濃度が低下していました。このような調査は、本来区が実施して区民に情報提供することが必要なのではないのでしょうか。そして水銀の有害性を伝え、清掃工場で水銀事故が発生しないように区民にごみの分別の注意喚起をすることが重要な行政の役割と考えます。決して清掃工場を運営する清掃一組だけの仕事ではなく、ごみを収集する区の分別指導も重要な役割であり、それは清掃リサイクル部だけでなく区の環境全体を俯瞰する環境部門にも言えることと考えます。実際の事例のように松葉を使った環境調査を区民と共に実施して環境に関心を持つ区民を増やす取り組みもしてください。この調査に使う松はクロマツなので、公園や区の施設にクロマツを植えることも計画的に取り組んでいただくと良いと考えますので、追加お願いします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 44                | 計画素案p28の将来像について、建築物についての記述では、ZEHだけでなく、みどり基本条例にもとづく樹木の創出、またみどり基本条例にもとづく定期的な観察によってみどりが元気に維持管理されているかを確認することも必要ですので加えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | いただいたご意見につきましては、将来像(自然環境)において、「身近なところに自然を感じられる場所があります」「生物多様性の保全とその持続可能な利用を促進しています」等の記載をさせていただいております。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 45                | 計画素案p30では自然環境の将来像ですが、湧水など有機フッ素化合物(PFAS)等が含まれていないか測定を行うことも今後は非常に重要になってくると考えます。これは生活環境にも当てはまる場合がしばしばあると考えます。定期的に行う環境調査の項目に有機フッ素化合物(PFAS)等も入れることを求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO                  | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                      |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第5章 分野ごとの方向性</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                      |
| 全般                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                      |
| 46                  | 以下の記載について<br>計画素案p32「区の環境の核となる分野」<br>「環境の核」というのはわかりにくい。「環境対策八つの柱」としたらどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 頂きましたご意見を踏まえて、「区の環境において柱となる8つの分野」と記載させていただきます。                                                                                                                       |
| 47                  | ・分野ごとの方向性については抽象的表現だけの羅列に過ぎず基本計画として不十分、現行計画の第4章で基本目標第1～5に記載されているような具体的成果目標を明示するべき。なぜ現行計画にある目標数値を今回は削除してしまったのか疑問である。<br>・分野ごとに区民、事業者、行政による行動の目標値を設定して行政がその実現に向けて努力するという姿勢が必要。その上でそれが効果的に実行されるためには、統括部局が進捗状況をチェックしてPDCAを回すというアクションが求められる<br>・統括部局としての環境計画課はモニタリングをしながら進捗が遅れている分野については担当課に指示をして改善を求めるなどの担当課での管理と併せてダブルチェックをすることで、目標実現への強力な指導をしてその達成を図るべき。それが可能となるように役所の仕組みを変えていくことも必要。   | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。 |
| 48                  | 計画素案p32の「農」は、食だけでなく「防災」の視点からなくてはならない重要な役割があることを記述ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 頂いたご意見のとおり、農地が有する多様な機能を活かす取組みは「防災」分野との相乗効果を見込めます。第6章の4. 分野ごとの分析に、その旨を記載しております。                                                                                       |
| 49                  | ごみ・プラスチック問題を環境計画の柱としてもっとクローズアップしてもらいたい。分野別の8分野にプラスして9分野目に相乗効果が見込まれる大切な分野として、「資源回収、ゴミ分別、リサイクル」を入れていくべきではないか。海洋プラスチック、CO2排出問題は、プラスチックを削減することがまずは大切な一歩となる。区が率先して「お涼み処」でペットボトル入り飲料水を配布するのは言語道断、まずは「マイボトル」を推奨し「給水スポット」を多数設置する事でかなりの量がプラスチック削減になるはずだ。「給水スポット」が街角にできる事によって人々の関心が高まり脱炭素、地球温暖化対策に向けて一人ひとりが何かしなければという行動変容を促すことになる。マイボトルを持ち歩くことがファッションになれば、その経済効果も見込まれる。まさに「ナッジ」の手法になるのではなかとと思う。 | 「資源回収やごみの分別、リサイクル」の内容については、「第5章分野ごとの方向性」の8つの分野の内、「消費と共創・資源循環」に記載させていただいております。                                                                                        |
| 50                  | 計画素案p33「●消費と共創※2・資源循環<br>人々の生活が豊かになるにつれて、人々の消費行動が環境全般に与える影響は大きくなります。また、消費は「消費者による商品等の選択だけでなく、生産に関わる事業者と消費者等、様々な主体が環境に配慮した製品の生産やサービスなどを創っていくもの(共創)である」という考え方が重要です。」<br><br>何よりも環境への負担を下げる方法として、「もの」のなるべく「共同利用」「シェアする」が大事だと思います。一つのものを二人で利用すればあつという間に製造時の環境負担が2分の1になるイメージです。追記したらどうでしょうか。                                                                                               | ご意見のとおり、「共同利用」や「シェアする」ことは、環境への負担を下げる取り組みであり、区でも専用の共用自転車を利用できる「シェアサイクル」等を実施しておりますが、世界的にも「シェアリングエコノミー」の考え方が広がっており、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。                         |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO          | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脱炭素行動・エネルギー |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 51          | 「脱炭素行動・エネルギー」について、現行計画では、太陽光発電設備の普及件数や 環境配慮制度に基づく評価算定書の星の数、公共施設の太陽光発電導入数などが明記されており、これらの延長戦上の数値として2030年度の目標数値を書き込むべき。                                                                                                                                                                                                                        | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 52          | 「脱炭素行動・エネルギー」について、以下の提案を追記する。<br>①バス会社の協力を得てバス停に太陽パネルを設置し発電した電力は販売することとし、併せてそれを表示することにより区民の再エネへの意識を高める。<br>②小中高校の南、西面の窓前に校舎から5m話して落葉高木樹を植え、尚且つ窓上部に60cm以上の庇を出し夏の陽射しを室内に入らないようにしてエアコンの可動を制限する。<br>③校舎の新築、改築は止めて耐震改修工事(外断熱・室内の床、腰壁仕上げは天然木を50%以上使用する)を施して使い続ける。                                                                                 | ①区では、再生可能エネルギーの普及に向けて、「世田谷区エコ住宅補助金」の啓発等による再生可能エネルギー設備の導入支援に努めておりますが、頂きましたご意見も踏まえ、区内事業者との連携等、さらなる再生可能エネルギーの普及を進めてまいります。<br>②教室をはじめとする各諸室においては、静かで良好な採光・通風などの確保とともに、室内の温度上昇を抑えるために、外気からの熱を遮る工夫が必要と考えております。ご意見をいただきましたとおり、特に南や西に面する教室は、直射日光を受けやすいことから、庇や植栽を設けることは、環境負荷の低減に有効であるものと考えております。これまでも、緑のカーテンの設置や、学校改築時に、庇を設置した事例もございます。なお、落葉高木樹につきましては、害虫や将来の樹高管理を考慮する必要があるものと考えております。今後も、各学校の状況に応じ、植栽なども含めて環境負荷の低い学校施設の計画を行ってまいります。<br>③・・・ |
| 53          | 脱炭素のために水素やアンモニアを用いたエネルギー源の利活用を区として推進したり、原子力発電所の再稼働や新設を国に働きかけるべき。                                                                                                                                                                                                                                                                            | 区では、再生可能エネルギーの普及に向けて、「世田谷区エコ住宅補助金」の啓発等による再生可能エネルギー設備の導入支援に努めています。<br>また、群馬県川場村における木質バイオマス発電をはじめ、青森県弘前市における太陽光発電、長野県における水力発電、新潟県十日町市における地熱発電によって自治体間連携を進めることで再生可能エネルギーの活用を進めています。<br>今後も脱炭素社会に役立つエネルギーの利用拡大と創出を図るため、再生可能エネルギーの普及に向けた取組みを進めてまいります。                                                                                                                                                                                    |
| 54          | 計画素案p36「区民への発信は、SNSなどを通じた啓発動画の配信などにより広く行うとともに、参加者の知見を深める参加型・体験型イベントなどを併せて実施することで、自分ごと化を一層進めます。」<br>断熱性の高い建築省エネ住宅の認定・助成を行う鳥取県は、イベントに「体感ハウス」(工費約400万円 普段は管理事務所の工場に置いてある)を運び込み、高断熱効果を子供達に体感してもらっているとのこと 色々な選択肢を検討していただけるとありがたいです                                                                                                               | 区では、気候危機対策の一環として、若者たちが主体となって情報発信を行い、気候危機問題について、一人ひとりが「自分事」として捉え、何ができるかを考える機会を提供し、環境に配慮した行動変容につなげていく体験イベント「若者環境デー」を実施しています。<br>さらに、区民の再エネ・省エネ機器導入、再エネ電力の切り替えを進めるため、区民が様々な機会を通してこれらの情報に触れられるよう選択肢を示していきます。                                                                                                                                                                                                                            |
| 55          | 現在よりも太陽光発電率の高い電力会社への切り替えに対する助成、あるいは義務化までしてもいいと思います。<br>また、現在ペロブスカイトを中心とした太陽電池の開発について、薄型であったり、壁面にも設置できるものなど、住宅に設置するのに負荷がかからないものが今後増えていくと思われます。2050年まで見据えるのであれば、そうした動きも踏まえて、「人口最多の名に恥じない、太陽光パネル設置面積最多の区」をブランド化していく意識も必要だと思います。そのための政策例として①住宅が密集する土地でもあると思うので、既設住宅への太陽光パネル設置に伴う助成金は大きく打ち出すべきです。<br>②不動産取引の際に太陽光パネルの設置面積を大きく優遇する評価方法を制度化するべきです。 | 世田谷区では、エコ住宅補助金に基づき、戸建て住宅への太陽光パネルの設置工事に対しての助成金を支給するとともに、環境配慮制度に基づき、一定規模以上の建築物が進める創エネの取り組みとして、太陽光パネルの発電エネルギー量を段階的に評価するなどの取り組みを行っています。<br>再生可能エネルギーの有効活用に向けて、今後もさらなる研究を重ね、効果的な政策づくりと運用に努めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 56          | セミナー等を通して住民に行動を促す活動をする際には、中間支援組織やNPO法人等に任せるだけではなく、区として「住民にエネルギー転換をしてもらうこと」をテーマ(目的)として打ち出して行動するべきです。例えば<br>①住民が行動を起こしたいと思ったときにすぐ専門的な領域まで相談できる、区が正式に外部の大学等の専門機関に要請して設置する窓口が必要です。特に、パワーシフトの際、バイオマス発電についてはデリケートで専門的な問題です。<br>②セミナーの際には必ず、「環境問題は、自分の贅沢のせいで他者の命を奪うという問題であること」、また、「月額を支払いが多少増えたとしても、再エネプラヘパワーシフトするだけで効果があること」をアピールするようする必要があります。   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 57          | 給湯のCO2排出量を削減する方法の一つとして、一般型のガス給湯器を潜熱回収型の高効率ガス給湯器に取り替える方法があります。この方法のように必ずしも大規模な設備導入を必要ない方法もあることから、以下の文章を見直すことを提案します。<br><br>現状(問題)<br>➢ 給湯のCO2排出量なども大規模な設備導入となります。                                                                                                                                                                            | 頂いた意見を踏まえ、案において「給湯のCO2排出量の削減のためには、大規模な設備導入が必要となる場合があります。」という記載に修正します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 58          | 計画素案p37「脱炭素」は、経営上の課題として見えづらく、短期的な効果もわかりづらいためと考えられます。」「事業に伴うCO2排出が見えづらいため、経営上の課題として意識されにくいと考えられます。」<br><br>事業者にとっても、エネルギー費用が高騰していくことも考えられますし、安い再エネ自主電源や省エネ・エネルギー効率向上は重要な経営要素となってくるのではないのでしょうか。見える化とともに、例えば、脱炭素の取り組みなどを区の入札時の条件にすとか、金融機関と連携して窓口で紹介したり脱炭素融資を進めたり金利を有利にするなど様々な手法を開発するのはどうでしょうか。                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 59          | 温暖化対策<br>現在の最大の環境問題は、地球の温暖化です。この温暖化対策として、区でできる対策を条例の中に規定してはどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 頂いたご意見のとおり、地球の温暖化は環境問題において大変重要な課題になります。そのため、世田谷区では「環境基本計画」とは別に、「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、計画的に温暖化対策を推進しております。また、温暖化対策のみではありませんが、「世田谷区環境基本条例」を制定し、環境の保全、回復及び創出について基本となる理念を定め、施策における基本的な事項を定めております。今後も、条例や各計画に沿って、温暖化対策を含め、環境施策を推進してまいります。                                                                                                                                                                                                   |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO        | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築・地区街づくり |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 60        | 比較的難易度が低い既存住宅への内窓設置について、補助金を拡充させる。特に民間賃貸住宅や公営住宅への設置を推進してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 内窓設置等については、国と都と区の補助金を得ると工事経費の9割程度を賄える計算になります。区のエコ住宅補助金では、既存住宅の他、申請者が区民の場合には、民間賃貸住宅も補助対象となります。公営住宅へ内窓の設置等については、所管課とも調整の上、検討を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 61        | 計画素案p42「住宅に求める価値の優先度は人により様々であり、環境性能や意匠等は所有者が判断するものであるため、建築規制のみでの対応することは困難です。建築費が高騰しており、安易な規制は区民負担を増大させるものとなる」と記載があります。では、なぜ耐震性能は規制をするのでしょうか？環境規制も同じでは？多くの人の(居住する人も含め)生活環境、自然環境、安全を害するような建築は規制するべきではないでしょうか？ヒートショックで室内で体調を崩すのは個人の優先度で自由なのでしょうか。エネルギーの過剰消費によって地球温暖化をもたらすのですから、当然規制分野になるのではないのでしょうか、断熱規制を強めないで将来の暖房冷房の燃料費、健康被害による医療費などが増えることが見込まれますが、その区民負担の増大はどうでもいいという判断でしょうか？ | 国の動きを踏まえながら、東京都などと連携し、既存建築物の改修がしやすい建築規制や誘導策を導入することは課題ですが、「エコ住宅補助金」などの支援策を、断熱効果による健康面のメリットや、蓄電池システムによる防災面での備え等、多面的な効果とともに周知していくことで、環境に配慮した住宅の普及を促進してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 62        | 道路整備を求めます。建て替え時、正しくセッパックされていないケースが散見されます。具体的には建物は退けているものの、樹の位置が退かずに段差が生じたままやのケースやアスファルトではなくモルタル仕上げのため、結果的に道路と敷地の境界線が変わらず、実質的セッパックを回避しているケースです。段差位置や見た目の境界が変わらず、緊急車両を含め車両通行が困難な箇所が区内に多数あります。建築工事申請時、より厳格なチェックを行わない限り、いつまで経ってもまづりは改善されません。                                                                                                                                      | 区内におきまして、建築基準法では幅員4m以上を道路として扱っており、幅員4m未満で道路に該当するものはセッパックにより4mを確保することとなりますが、セッパック部分について既存道路部分と同様の舗装を行うことやL形側溝などをセッパックした部分に移設することなどの義務は建築基準法上ありません。このような中、区では、狭あい幅道路整備事業により、基本的に建築行為を行う際に所有者の承諾を頂けるなどの場合に、セッパック部分について既存道路部と同様の舗装を行うことやL形側溝などをセッパックする工事を行っています。                                                                                                                                                                                                   |
| 63        | 私道の公道化を求めます。道路利用者は公道私道関係なく通行するのに、私道のみインフラ整備の責任を所有者というのは負担が大きすぎます。私道所有者が公道化を求めた場合は無条件に公道化できるように、制度改定をお願いしたいです。                                                                                                                                                                                                                                                                 | 私道を区道として路線を認定するに当たっては、世田谷区特別区道の路線の認定、廃止及び変更に関する基準を設けており、私道の土地所有者からの相談を受けて、基準を満たしているものであることを庁内の関係所管による協議の上で、道路法第八条の規定に基づき区議会に諮っているものです。区道認定の主な基準としては、道路敷地の所有者からの全員の寄附がいただけること、その他、起終点が認定路線に連絡していること、幅員が原則四メートル以上であること、さらに、道路の占用物件が各管理機関の所定の基準に合致していることなどです。私道から区道への認定手続については、個別の調査及び検討が必要なため、相談者からの問い合わせに応じて対応しています。                                                                                                                                            |
| 64        | 道路が狭く、住宅が密集している地域が多い問題点について<br>私有地や公有地など曖昧な道路の棲み分けをやめ、全て公共道路に統一して欲しい<br>それに伴い、出会い頭の衝突危険地にミラーを設置して欲しい。現在私有道路にはミラー設置出来ないとのルールを撤廃して欲しい                                                                                                                                                                                                                                           | 私道を区道として路線を認定するに当たっては、世田谷区特別区道の路線の認定、廃止及び変更に関する基準を設けており、私道の土地所有者からの相談を受けて、基準を満たしているものであることを庁内の関係所管による協議の上で、道路法第八条の規定に基づき区議会に諮っているものです。区道認定の主な基準としては、道路敷地の所有者からの全員の寄附がいただけること、その他、起終点が認定路線に連絡していること、幅員が原則四メートル以上であること、さらに、道路の占用物件が各管理機関の所定の基準に合致していることなどです。私道から区道への認定手続については、個別の調査及び検討が必要なため、相談者からの問い合わせに応じて対応しています。また、道路反射鏡は、交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合に設置しています。私道部については、見通しが悪い私道と公道との交差点所において、私道の両端が公道に接しており、自動車の通り抜けが可能で不特定多数の通行に供している公共性のある私道が対象となります。 |
| 65        | 「環境の保全」面からは、住宅の建て替えや新築をする際、周りの環境をよく把握してから厳しい検査基準で建築して欲しい。<br>計画基準数値だけで許可せずに、周りの環境を尊重、重視してから建てて欲しい。                                                                                                                                                                                                                                                                            | 環境配慮基準が施行された際には基準に則って審査を行ってまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 66        | 電柱が飛び出していて車が通れないエリアを改善して欲しい                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 区では、令和元年度に世田谷区無電柱化推進計画を策定し、災害時の救助活動や物資輸送に有効となる都市計画道路や主要生活道路を中心に無電柱化を進めており、また令和6年4月の計画の中間見直しの際には、国や都の方針に基づき緊急輸送道路や特定道路などを優先的に整備することとしております。また、狭い道路や歩道が無い道路の無電柱化につきましては、地上機器の設置場所の確保や財政負担の増大などの課題があり、早期の整備実現は難しいと考えております。しかしながら他自治体の整備事例などを参考にし、有効な整備方法についても検討してまいります。今後とも限られた予算を有効に活用し、費用対効果の観点から効率的かつ効果的に無電柱化事業を進めてまいります。                                                                                                                                      |
| 67        | 家を建てる際、道路のセッパック申請をせず、あたかも自分の土地であるかの様に野菜を植えたり(道路に)、植木鉢を置いたりしている家は、区が費用を全額負担して道路のセッパックをして欲しい。道が使えないです。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 区では、狭あい幅道路整備事業により、基本的に建築行為を行う際に所有者の承諾を頂けるなどの場合に、セッパック部分について既存道路部と同様の舗装を行うことやL形側溝などをセッパックする工事を行っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 68        | 世田谷区は緑石が古く欠けたり汚劣化していて、美観が悪くなっている。<br>世田谷らしい美観や街づくりに期待しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 世田谷区では、景観法及び風景づくり条例に基づき風景づくり計画を策定し、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくる風景づくりに取り組んでいます。<br>区道の緑石等につきましては、定期的に確認すると共に維持管理を行っております。著しい劣化が見られる箇所がございましたらご連絡をいただければ現地を確認し補修を行います。まちの美観や安全を保つため引き続き取り組んでまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 69        | 第5章 分野ごとの方向性、2 建築・地区街づくり、対応の方向性にある、「既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。」について、助成制度や支援策の他に、容積率や高さ制限などの法規制の緩和についても柔軟かつ積極的に検討していただきたいです。                                                                                                                                                                                                      | 国は、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を創設し、太陽光発電パネルの屋根面への設置の際に、容積率や高さ制限の法規制の緩和を特例的に許可する仕組みを導入しました。世田谷区においても、この制度の活用に向け、検討を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 70        | 良好な環境を壊すタワーマンションの規制について<br>高層マンションは、地域の環境にとって風、排熱、空の見えない圧迫感、など地域の環境に損害をもたらします。また、50年後の社会変化に対応できとも思えず、廃棄物化など地域負担も大きいと思われます。区民ができる「手入れ」活動をいくら頑張っても、大きな損害があつては徒勞です。容積率移転などを良しとせず、環境保全のため、世田谷区らしい高さ規制を盛り込んでください。                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                       | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 71 | 計画素案p42「住宅に求める価値の優先度は人により様々であり、環境性能や意匠等は所有者が判断するものであるため、建築規制のみでの対応することは困難です。」意味が不明です。どのような規制がどのような問題を生むのか知識がありませんが、素案全般に行政の役割に関して「あきらめ」ムードが漂うのが気になります。                                                                                      | 住宅にどの程度環境性能を求めるかは個人の判断による部分もありますが、区が実施している「エコ住宅補助金」などの支援策を、断熱効果による健康面のメリットや、蓄電池システムによる防災面での備え等、多面的な効果とともに周知していくことで、環境に配慮した住宅の普及を促進してまいります。また、国の動きを踏まえながら、東京都などと連携し、既存建築物の改修がしやすい環境をつくるための支援策の充実を図ります。                                                                                    |
| 72 | 他の区と共同で、車の通りも多いような一本の長い大通りを、街路樹を増大するなどして「緑の道」にしてい計画があってもいいと思います。                                                                                                                                                                            | 区では都市計画道路など街の骨格となる道路におきまして、都市環境の保全、良好な景観形成などを目的に街路樹の整備を進めています。他区との連携に関するご提案につきましては、今後の区政運営の参考にいたします。                                                                                                                                                                                     |
| 73 | 地区計画、建築協定以外に条例においてのまちづくりの街区の形成の保全を保つための建築最低敷地面積の基準の設定、および、その事柄に対応する周辺法規の充実、街づくりの流動化をはかるための住宅地区と商業地区、また工業地区の都市計画の見直し、さらには、防災対策として、耐震化促進と、助成金のしくみの一斉を考えてほしいと思っております。                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 74 | 集団規定にかかわる条例や、都市計画法に関わる条例の見直し、デザインマニュアル、観光地区の設定、および、トランスポートシステムの改訂、また、上下水道、電気配線、ガスの地中埋設化と災害時の対応、設備システムの構築なども踏まえての計画と予算確保をしてほしいです。                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 75 | 「自動車中心の道路環境」という現状認識があるのであれば、ウォーカブルな街づくりのために、戦後に策定された都市計画道路の廃止の方針を明示するべき。                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 76 | 新築時の緑化規制をする事でヒートアイランドを少しでも減らして行けると思いますが、パリでは大型車の駐車代は割高にしております。もっと歩く人を増やす取り組みをお願い致します。                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 77 | 自由通りは歩道が狭く、傘をさすと走行車両に触れる時がある。それなのに、道路沿いに建つ家の庭木が瞬からはみ出していると歩道を歩く事が出来ず車道を歩く場所があり危険を感じる。きちんと手入れ伐採して欲しい。<br>空き地の雑草も伸び放題で歩道を塞いでいる。<br>また、自由通りを大型トラック等がよく走行するので 道路もガタガタになっている。<br>きちんと定期的パトロールして住みよい安全な街作りを力を入れて欲しい。<br>屋内にばかり居ないで外に出て実状を把握して欲しい。 | 道路上へのはみ出した樹木につきましては、通報及び道路パトロールにて現場を確認をして、所有者に対して指導を行ってまいります。また、世田谷区の広報を通じて「はみだし樹木など」の適切な管理を周知していきます。<br>道路の保全管理につきましては、道路パトロールにて発見した際に関係部署への情報提供を行ってまいります。                                                                                                                              |
| 78 | 目黒通りの電線の地中化が行われているが駒八通りまで地中化を進めて欲しい。<br>電柱が無くなることで道路の通行がしやすくなる他、街の美化にも大いに寄与すると考えます。                                                                                                                                                         | ご意見で頂きました目黒通りについては、東京都が管理する都道312号線となります。東京都は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝等の整備により、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容する無電柱化を進めております。また、目黒通りについては現在計画中の路線となっており、無電柱化事業を進めている路線です。詳しい進捗状況や今後の方針等については、東京都建設局道路管理部安全施設課無電柱化推進担当(03-5320-5305)にてご案内しておりますので、お手数ですがお問い合わせ頂きますようよろしくお願いいたします。 |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO    | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通・移動 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                              |
| 79    | 「自動車等の交通の円滑化」ではなくむしろ自動車にとって不便な街づくり、公共交通機関の拡充、自転車道の整備などを旨指すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                              |
| 80    | 省エネ車両やEVへの助成措置や環境整備を推進し、その導入目標を明記するべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。                                                                                                           |
| 81    | 自転車通行空間整備延長距離などの目標値を設定すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。                                                                                                           |
| 82    | ロードバイクの需要の促進と交通網の再検討、健康増進のためのツールの開発、世田谷地域オリジナルブランドの育成の充実などとの環境問題との関係を考慮していただきたいと思いました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 頂いたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                   |
| 83    | 計画素案p44:「2021年度の区内の温室効果ガス排出量のうち「運輸部門」は約 14%を占めています。区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO2排出量は依然として大きい状況です。」<br>その理由は为什么呢。一台ごとの排気量が増えているということでしょうか。その場合、SUV、RVなど大型の車が増えていることが起因している可能性はないでしょうか？1台ごとのCO2排出量になんらか上限をつけたり、負担金を課すなど制限をかける必要がないでしょうか？<br>または、省エネドライブを心掛けていない可能性もあります。急発進、急加速、急停止を避ける、速度制限を守った優しい運転、なるべく乗車定員まで人を乗せて、運転手一人で空気を運ぶようなことは避ける、などのエコドライブの徹底を推奨したらどうでしょうか？実行が容易で結構な効果があると思います。 | 区内の温室効果ガス排出量の内、「運輸部門」からのCO2排出量は2013年度は17.5%、2021年度は14.4%と減少傾向にあり、区内の自動車登録台数や交通量の減少に応じた数値となっております。計画における記載は、一部門におけるCO2排出量としては、大きい状況にあるという趣旨で記載しております。                         |
| 84    | 計画素案p45:「道路と鉄道の立体交差化など、交通渋滞の緩和に取り組み、自動車等の移動の円滑化を進めていきます。」<br>社会的・環境的コストを考えると、逆ではないでしょうか？交通渋滞が激しいから、人々は自転車に乗ったり、電車やバスという公共交通機関などの環境にやさしい移動方法を選びます。バスレーンや自転車レーンが整備されたらさらに効果が高まります。交通渋滞が解消されることで自動車移動の数が増えて渋滞が続くというのはよくある現象です。肥満の対策のためにズボンのベルトを緩めるようなことです。自転車道の整備ではなくて、バスレーンや自転車レーンを整備してより渋滞させることのほうが適切な交通政策ではないでしょうか。欧米の先進都市ではそうです。もちろん交通安全にも効果があります。                                        | 本記載は、自動車等の移動の円滑化による自動車の走行時におけるCO2排出削減を狙いとしたものですが、いただいたご意見を踏まえ、今後の施策の参考にさせていただきます。                                                                                            |
| 85    | 自転車とバスの推奨は、「シェアする社会」と「安全で健康な社会」の構築のためにも重要なポイントとなると思う。自転車道の整備はもちろんの事、コミュニティサイクル「がやりん」、安全なバス(脱炭素化、EVバス)の運行は、ウォーカブルな街に必要である。バスの安全運行のために個人自動車(タクシーは除く)の運行規制や、シェアライドの推奨(シェアライドの車は入ってよい)をした道路整備を行うことは、学童の安全、人々の安全につながる。年をとっても自力で行動できる安全な街を目指してほしい。自動車の侵入規制エリアを指定、EV自動車のみ侵入可となる住宅地があってもよい。そういうルールができる事で人々の行動変容が起きるはずだ。                                                                            |                                                                                                                                                                              |
| 86    | 計画素案p44の交通については、ごみの減量が実現すれば、収集車の台数を減らすことも考えられ、電気自動車にするには費用がかかりますが、台数が減ればco2も減り電気自動車など環境に配慮した車への買い替えの費用負担も減り、環境にも寄与します。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 区では、ごみ量に応じて収集車の台数を調整しております。なお、収集車は委託事業者の車両が大部分を占めており、環境に配慮した車の導入は主に事業者側の設備投資等の課題になります。頂いたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。                                                            |
| 87    | <環境から見たモビリティ><br>電気自動車の導入を、区では率先して進めていращやるでしょうか？<br>電気自動車はチャージできるステーション(インフラ)がないと、なかなか個人で購入するのに躊躇してしまいます。<br>温室効果ガスを排出するガソリン車から電気自動車への加速度的な移行を促すため、区の施設にもっと充電スポットがあるといいと思います。<br>また、品川や杉並、豊島区などですでに導入されている電動の「グリーンスローモビリティー」の実証実験導入も検討してみてもいいです。20キロメートル以下の低速車両で、高齢者の足、観光的な目的で利用が全国に進んでいます。世田谷区にも導入の余地があるのではないかと考えています。                                                                   |                                                                                                                                                                              |
| 88    | 自動車ではなく電車、バス、自転車での移動を推進してほしい。狭隘かつ駅に近い地区で地域内での自動車利用をタクシーを含む公共交通機関や納品車、作業車、福祉利用などの必要最低限以外での禁止するなどの取り組みを始めてはどうか。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 自家用車から公共交通機関(鉄道、路線バス)への転換を促進するため、利用しやすく持続可能な公共交通の実現に向けて、交通事業者とともに取り組んでまいります。<br>また、自転車の交通安全に関する意識の向上と行動の徹底、安全で快適な自転車通行空間の整備及び地域のニーズに応じた自転車駐輪環境の整備等によって、区内の自転車移動の推進を図ってまいります。 |
| 89    | 三軒茶屋駅南口を利用しておりますが、近年歩道の状況が劣悪で利用するのが怖いです。狭い歩道に人と自転車で混み混みになる事がよくあります。<br>そこで、南口Bの信号から昭和女子大に向かい次の信号辺りまで自転車通行禁止或いは乗らずに押すなどのルール作りをして頂きたいです。よろしく願い致します。                                                                                                                                                                                                                                          | 自転車は本来車道通行が原則、歩道通行は例外です。歩道通行の際は歩行者優先であり、歩行者の通行を妨げない等の交通ルールがあります。区では、自転車利用者への交通ルールの徹底と自転車利用マナー向上について、啓発活動を引き続き行ってまいります。<br>なお、自転車通行の交通規制については警察署の管轄になります。                     |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO  | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| みどり |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 90  | 素案、どれも良いと思いました。加えて、日陰や雨除けになる街路樹や自宅の木を増やしたり、熱対策したアスファルトの採用をしてもらえると嬉しいです。個人でどうかなるものではないので、是非取り組みをお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 区では、民有地における接道部緑化の充実を図るため、建設時における緑化の指導や接道部緑化助成の拡充を図ってきました。また、街路樹においては、道路緑化面積を増加させると共に健全な育成・維持管理を行うよう努めています。頂いたご意見を参考に、引き続きみどりの道づくりによる暑熱対策など環境に配慮した道路整備を推進してまいります。                                                                                                                                                                |
| 91  | <p>今年の夏は、猛暑が続き外に出られない日々がおよそ3ヶ月続いています。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」とならない様、まずは世田谷区の緑を増やす計画にして下さい。ふるさと納税制度を活用して、東京都で1番緑が多く夏涼しい、高いビルのない、ゆとりある住環境で、終の住処となる世田谷区を作ってください。(世田谷区に納税しても自分達にメリットがないと、他県に納税している人達がいますので、大勢の区民が賛同の得られる案が必要)</p> <p>案<br/>1 新規ビルの建築は規制する。使用されていない建物の活用を促進する。<br/>2 まとまった土地が売りに出た場合、ふるさと納税活用で世田谷区が買取り緑地にする。<br/>3 宅地建築の際、建築物の基礎から50cm以上、隣地や道路と空けて建てられると思いますが、建物の屋根や屋外取付けのエアコン位置から50cm以上とする。<br/>隣家の屋根が境界線ギリギリ、近所のアパートのエアコンが公道ギリギリの位置に取付けられ、頭に落ちて来ないか不安になります。<br/>道路の両側が少しでも広がると歩行者にとっても歩き易くなり、少し空間ができます。</p> | 区では、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定する環境基本計画に加えて、区のみどりの保全と創出を推進する取組みの全体像を示す「みどりの基本計画」を策定し、取組みを進めております。<br>また、区内のみどりを守り、増やすため、「世田谷区みどりのトラスト基金」を設立し、区民や事業者等の皆様からの寄附を募集しております。<br>今後、いただきましたご意見を参考に、世田谷区のみどり施策の検討に取り組んでいきます。                                                                                                             |
| 92  | みどりと、きれいな土壌について<br>除草剤はまっくだけで雑草をなくしてくれますが、周囲の植物が育つのを阻害します。<br>非効率であり、暑さ寒さが厳しい季節には危険ではありますが、春秋の草むしりを推進していたければと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、及び住宅地に近接する土地、森林、農地(家庭菜園・市民農園を含む)の管理にあたっては、農薬の飛散により、住民や子ども等に健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使用しないように心がける旨、区ホームページで周知しています。なお、農薬には、作物や樹木に発生する病虫害の防除を目的に散布するもの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。いただきましたご意見を参考にしてまいります。                                                                             |
| 93  | 町の緑地化について、子どもたちの通学路に街路樹を植えるなど緑地化を進めてほしい。真夏に子供たちが登園するルートに日影がなく、真っ赤な顔をして帰ってくる子供たちの熱中症などが本当に心配です。町や道の緑地化をすることで、日陰ができるので、温暖化対策になると思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 区では、民有地における接道部緑化の充実を図るため、建設時における緑化の指導や接道部緑化助成の拡充を図ってきました。また、街路樹においては、緑化の推進と共に健全な育成・維持管理を行うよう努めています。頂いたご意見を参考に、引き続き、このような取組みを継続し、街全体の緑化がより進むよう努めてまいります。                                                                                                                                                                          |
| 94  | 緑化推進対策とその不備について<br>緑化推進は大切な事とおっております。しかしその反面、空き家や、樹木や草取りの管理ができていない家もあり、倒木、外来生物、有害虫等の危険が伴います。<br>個人ではそうした家に要望、実行はなかなかできません。災害が起こる前に区民生活を守ることからも樹木等の適正管理対策を個人、区に要望いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。<br>樹木の維持管理については、区のおしらせ「せたがや」やホームページ等で、所有者の方に向けて、隣接地にも配慮いただくとともに、所有している樹木の日頃の点検や、剪定等の手入れをしていただくよう周知・啓発を行っております。また、区民団体と区が協働で進める落ち葉拾いレーなど樹木保全に向けた活動を地域で繋げる取り組みも行っています。<br>引き続き、頂いたご意見も参考にさせていただきますながら、みどりの良好な維持管理に取り組んでまいります。     |
| 95  | 住環境における緑について<br>緑化、緑のある暮らし、CO2削減等々、近年特に“緑”に関する各方面での働きかけは重要であるが、住環境の中では暮らしやすい緑が必要。<br>生垣が道幅の半分近くまで伸びて通行に支障をきたしてる、隣の家に木や蔭が伸びている、などこの時期(9月)はまだ緑も多く木々もよく育っているがそれだけに、だらしない伸び、道路や他人宅まで越境し迷惑を及ぼしている木々も目立つ。<br>また、区の公園関係の部署が管理する緑道でさえも、枯葉やごみなどが多いことがある。<br>事故やトラブルが起きぬよう、はっきりとした決まりを作ることが重要。                                                                                                                                                                                                                           | 区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。<br>民有地の樹木の維持管理については、区のおしらせ「せたがや」やホームページ等で、所有者の方に向けて、隣接地にも配慮いただくとともに、所有している樹木の日頃の点検や、剪定等の手入れをしていただくよう周知・啓発を行っております。また、区民団体と区が協働で進める落ち葉拾いレーなど樹木保全に向けた活動を地域で繋げる取り組みも行っています。<br>引き続き、頂いたご意見も参考にさせていただきますながら、みどりの良好な維持管理に取り組んでまいります。 |
| 96  | 計画素案p46「みどり率の向上には限度があります」<br>地方自治体にはまだあるのではないのでしょうか。開発規制も最低区画を広げる可能性など、検討していただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。<br>これまで、みどりの保全・創出に向けて、緑化規制の強化として、届け出対象の引き下げや、都市緑地法に基づく緑化地域制度の導入(全国で4自治体のみ)など、進めてきました。また、令和6年度4月には緑化助成制度の拡充を行いました。今後も、みどり豊かな住環境の保全・創出に向けて、より効果的なみどり施策について、検討し、推進していきます。<br>ご指摘の文章については、表現を再検討いたします。ご指摘ありがとうございます。                |
| 97  | 計画素案p46「みどり率を高める。」<br>酷暑が今後、毎年続くことが予想される中、住民の命を守る「木陰づくり」、という安全の面からも緑化の増大は必須になってくると思います。特に街路樹の増加が必須ではないのでしょうか。分野連携の相乗効果をなるべく多く指摘したらどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 98  | 廃屋の葛など荒れたままの植生を隣地の所有者などが処理できるようにしてほしい。あるいは区が代行できるようにするか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 私有地内の雑草や樹木などは、その土地・建物の所有者または管理者に管理する責任が生じます。区では、状況によっては所有者を調べ、適正な管理をするよう依頼する等、可能な限り対応に努めております。<br>今回は貴重なご意見として承ります。                                                                                                                                                                                                             |
| 99  | 手入れのされていない植栽(特に道路にはみ出しているモノ)を徹底的に取り締まってほしい。まずは交通安全や人間の命が第一である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 私有地からの樹木につきましては、樹木の所有者の財産となることから、基本的には所有者に対して定期的な剪定、枝打ち等の適正な管理を依頼しているところでございます。<br>道路にはみ出した樹木は、歩行者や自動車の通行に支障となるだけでなく利用者の安全も損なわれてしまうことから、引き続き日頃のバトロールにおいて危険な箇所を把握し、必要に応じて所有者へ対応を依頼して参ります。                                                                                                                                        |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO  | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 100 | 計画素案p46～47の民有地のみどりについて、民有地は相続等で売却されることも多く、解体工事等で庭のある住宅やマンション等が壊される時、その土地にある樹木や草花も根こそぎ掘り起こされて、すべて廃棄されることがほとんどです。これらを、一定期間、近隣住民等で引き取りたい人は、自由に引き取って持ち帰れるようにし、少しでも草花や樹木が、捨てられて命を失うことがないようにできないでしょうか？ 中には貴重な草花等もあり、廃棄されるなら引き取りたいと考えている植物好きの区民も多いと思います。区としてルールを作ってみどりを守り廃棄植物が出ないようにして、民有地の売却によるみどりの減少を少しでも防ぐための条例など仕組みづくりが必要です。みどり基本条例の改正などできないでしょうか。植物も私たちと同じ命があり人間にできない酸素をつくり出しているのですから。                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 101 | 戸建ての住宅が多いため、どの家にも樹木や、花を咲かせる草などがあり、四季の楽しみを感じられますが、実際には、手入れを満足にできないことが原因で、伸び放題の庭木が、隣家に入り込む、落ち葉や枯れ枝等が掃除できずにたまっている、虫の発生源になっている、等の状況があります。さらに、伸びすぎた樹木のせいで、信号が隠れて見えない、民家から飛び散った植物の種により、道路に雑草が茂っている、等も見受けられます。民間業者・ボランティア団体等との連携をしていただくことにより、区民へのサービスとして、「庭木の手入れスタッフの派遣」を安価で提供してくださることを望みます。ホームページ・区報で案内をしていただければ、近隣宅と互いに声掛けをして、依頼を進めていくことができるはずです。                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 102 | 各家庭内にある植木の枝が公道に1m以上はみ出して、通行の邪魔になっている。公道にはみ出している枝は少なくとも地上から2.5m以下は切断して、邪魔にならない様に出来ないでしょうか。隣近所で注意しづらいこともあり、区の方で制限するなり対応が必要かと思います(街路樹は除く)。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 私有地からの樹木につきましては、樹木の所有者の財産となることから、基本的には所有者に対して定期的な剪定、枝打ち等の適正な管理を依頼しているところでございます。道路にはみ出した樹木は、歩行者や自動車の通行に支障となるだけでなく利用者の安全も損なわれてしまうことから、引き続き日頃のパトロールにおいて危険な箇所を把握し、必要に応じて所有者へ対応を依頼して参ります。                                                                                                                                                                                               |
| 103 | 計画素案p49からの公園等について、公園や学校のグラウンドに人工芝を使用することを禁止してください。人工芝は有害化学物質が使われておりPFASも使われていると聞いています。また基材が中古のタイヤゴムということで、タイヤも多くの有害化学物質が含有しています。子どもたちの健康を守るためには必要のことと考えます。子どもたちが多く集う場所での人工芝は使わないよう区として取り組んでください。天然芝を使って自然を感じ大切にすることを体感で子どもたちが理解できるようにできればとても嬉しいのですが、いきなりは難しくても段階的に禁止するようお願いします。                                                                                                                                                                                               | マイクロプラスチックは、様々なプラスチック製品から発生しているといわれており、人工芝もその発生源の一つとされています。環境への影響の懸念もあることから、国や都の動向、また人工芝の破片等の流出を防ぎ、マイクロプラスチックによる海洋汚染防止を講じる企業等の取組みを注視していきます。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 104 | 計画素案p50「区民が公園に期待する役割やニーズに沿った公園整備」について、以下の検討をお願いしたいです。<br>6月から9月まで4ヶ月間も猛暑が続く、子供が全く外遊びができない状況です。水遊びをしても熱中症になってしまいます。<br>遊具が木陰になるように、もしくは屋根をつけていただき日陰ができるようにしていただくと温度が大幅変わってくるかと思しますので、緑を整備する際にご検討いただけますと幸いです。<br><br>子供が外遊びができない状況が改善するよう祈っております。<br>何卒よろしくお願い致します。                                                                                                                                                                                                             | 区では、公園緑地の新設・改修等の際に、住民参加のワークショップやアンケート調査等を行い、様々なご要望をいただいております。日陰についてのご要望につきましては、日当たりの具合や園内施設の設置状況等を踏まえ、可能な限り設計・工事で対応しております。近年のように猛暑が続く状況もありますので、いただいたご意見も参考に、夏場の利用について注意喚起し、安全・安心の公園緑地の整備と運営管理を進めてまいります                                                                                                                                                                             |
| 105 | ネイチャーポジティブという概念を取り入れたことは評価しますが、現実としては世田谷区内のみどりの質・量と下がっていると感じます。特に、地域の自然のシンボルとなるような巨木が弱り、安全のため伐採されていることに心が痛みます。特に民有地のみどりの質の維持管理に区の補助や支援を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 106 | 1. 基本的に緑を増やし、大切にすること。<br>2. 歩いていて、暮らしていて心地よい街並みの維持に努めること。<br>実感するのは、新築される多くの敷地がとても小さく、雨が浸透する土地がとても少なくなっているということです。つまり、地球温暖化が加速する状況で、雨降りに弱いため、とても危惧しています。対策としてバイパスや貯留施設を整備していますが、対策が追い付かないことも有ると思います。<br>◎対策1<br>地域は自分たちでも守るという意識、振る舞いが必要です。どんなに整備しても、お金に効果が乏しく、また時間が経つと忘れてしまいます。少なくとも思い起こす取り組みを定期的に実施すべきです。<br>◎対策2<br>緑を増やすことが大切ですが、大きく育て倒木などの被害が話題で、ますます難しくなっています。対策1で述べたように自分たちの緑との意識で周囲の皆が見守ることが不可欠です。同時にこざいな街路樹ばかりより、少し余裕のある敷地を有する宅地などの樹木も公共性を有し、活用、調整して効果を期待してもいいと考えます。 | 本計画の理念や将来像の実現に向け、区は、環境に関する自らの取組みを加速するとともに、区民や事業者などの各主体が「手入れ」を意識した行動を実践することを後押しする必要があります。いただきましたご意見を参考に、区として各主体の行動を後押しする仕組みづくりや普及啓発を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 107 | みどり・緑があれば、必ず「手入れ」が必要になるが、「手入れ」を各個人宅に任せるとはならず、「みどり」は公共のシェアするものという考えで、人々の「ボランティア」をお願いするのでもいい。個人宅の緑は減少傾向にある中、公園の面積が増えているなら、その公園は人々がシェアする大切なみどりとして日照の確保をすべきである。公園に隣接する建物は公園とつながる半公共のものとして高層建築は禁止、公園のみどりと連続したみどりの植栽を義務付けるルールを設けるべきである。また、街路樹はみどりを増やす対策として重要なグリーンインフラであることからキチンとした管理と安全対策のもと、人々の「手入れ」が入る仕組みを構築していくべきではないか。将来像は、「緑豊かな街」を描きだしてほしい。                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 108 | 世田谷の樹々について、関心があります。<br>大きな幹をもつ木が少なくなったと思います。<br>大きな木を残すのは、管理や経費など苦勞が多いとのことですが、そこを何とか手助けするシステムはできないものなのでしょうか。せたがやを涼しいまちにする為の助け合いなど、できないものではないでしょうか。<br>CO2を吸ってくれる幹をもった木が本当に少ないです。温室効果ガスが増えるまわりのCO2を吸収する樹木を増やし、世田谷に入るとヒンヤリするね」というまちにできたら、どんなに将来への不安が減るか。一年のうち4分の1は冷房の室内でしか暮らせない、そんな暮らしは本当に不安です。<br>世田谷の木を安易に伐らない。助ける、育てる、これしか私たちにできる温暖化予防はないと思います。経費は公費だけではなく、区民の助け合いも必要だと思います。緑の世田谷にして欲しいと思います。                                                                                | 区では、「世田谷みどり33」を掲げ、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てて、みどりの豊かさが実感でき、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざして、様々なみどり施策に取り組んでいます。<br>区では、大切に育てられてきた樹木等を次世代に残す取り組みとして、保存樹木制度がございます。樹形や幹周、健全性などの基準を満たし、所有者の同意を得たものを、区が指定し、剪定など維持管理の一部支援を行っています。また、住宅等の建設時においては、緑化の規制・指導とともに、規制以上の緑化に対するシンボルツリーや生垣などへの緑化助成も実施しております。さらに、区民団体と区が協働で進める落ち葉ひろいリレーなど樹木保全に向けた活動を地域で繋げる取り組みも行っています。<br>引き続き、区民の皆様とともに、世田谷のみどりの保全・創出を進めてまいります。 |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO       | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 109      | <p>＜環境対策としての植樹・育樹＞<br/>管理が大変なことから、都内でたくさんの樹木が伐採されています。<br/>ただ、これは他の先進国から見ると逆行する行為です。また、環境対策を怠ることは人権問題であるという認識も世界的に広まっています。<br/>世田谷区はその点、とても配慮されていると思いますが、さらに先進的なサステナビリティ都市を目指すため、さらなる育樹、管理、植樹などが必要ではないでしょうか。<br/>近年の夏の猛烈な暑さをしのぐ、命を守るためにも大きな木の木陰はとても有効だと言われています。ただし、街路樹、公園の樹木は適切な管理者がいないと虫の害などにより短命化してしまいます。<br/>官学・官民連携しながら、緑豊かでより皆が楽しめる街にしていってほしいです。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 110      | <p>みどり33の進捗状況を記載して、遅れの原因分析やその実現のための具体策を述べるべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>現行計画の評価につきましては、令和5年6月に実施いたしました「環境審議会(※)」において議論し、成果をまとめております。審議会の資料につきましては、区のHPにも公表しておりますので、そちらをご参照いただければと存じます。<br/>また、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。</p>                                                                                         |
| 111      | <p>区立公園に花木のシンボルツリーを植えて下さい。例えば、先日訪れた若林公園は、昼は暗く、陰気な雰囲気でした。花期が長いサルスベリが中央に1本あるだけで華やかな感じがします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 112      | <p>ひとつぼみどりの目標値を設定するべき。公園緑地面積の目標値を設定すべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 113      | <p>「小中高校の校庭のみどり率を50%以上にする」を追記する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                   |
| 114      | <p>都市に緑を取り入れるという事柄に対して、さらに促進をしていただきたいです。近所のビオトープの充実などを行い、子供たちから大人まで、生物の多様性を体験できるスペースや地域がほしいです。それに合わせて空き家の転用と、空地利用を促進、また農地の「地産地消」化の促進、さらには、グリーンインフラにおいての、夏場と冬場の急激な気温変動の抑制、ゲリラ豪雨への対応をするための河川氾濫を防止し、中水利用を促す、雨水流出抑制などを行っていただきたいです。</p>                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 115      | <p>住宅街では樹高の制限を考慮してほしい。我が家は隣の学校にあるソメイヨシノが20m以上となり、季節には花びらが、がく、落葉が吹き寄せます。また、日当たりが遮られるため、家の植物の育ちが悪くなる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、及び住宅地に近接する土地、森林、農地(家庭菜園・市民農園を含む)の管理にあたっては、農薬の飛散により、住民や子ども等に健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使用しないように心がける旨、区ホームページで周知しています。なお、農薬には、作物や樹木に発生する病虫害の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。いただきましたご意見を参考にしてまいります。</p> |
| 116      | <p>樹の下の草に除草剤が使われています。草が有り、虫が居て小鳥の餌が有る、里山のような地帯であってほしい。今、区内で「木を植える」だけでは良い環境は保てません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、及び住宅地に近接する土地、森林、農地(家庭菜園・市民農園を含む)の管理にあたっては、農薬の飛散により、住民や子ども等に健康被害が生じないよう、できるだけ農薬を使用しないように心がける旨、区ホームページで周知しています。なお、農薬には、作物や樹木に発生する病虫害の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生等の雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。いただきましたご意見を参考にしてまいります。</p> |
| 農        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 117      | <p>計画素案p52の農ですが、最近ではプラスチックのマイクログラブルに入っている農薬や肥料もあります。これらのプラスチックが土壌汚染、川から海洋汚染になっています。プラスチック汚染につながる商品は避けることができるように農家や区民に研修やわかりやすい情報提供をすることも環境を守るためには区として必要な取り組みと考えます。</p>                                                                                                                                                                                    | <p>プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な課題となっており、プラスチックを取り巻く環境が変化している中、適切に対応することが必要であり、国等の政策を注視しながら情報収集を進めてまいります。</p>                                                                                                                                                        |
| 118      | <p>ファミリー農園は現在家族しか使えない。友人や近所の方や世代を超えて一緒に耕せるよう繋がりと緑の交流の促進をコンセプトに見直しの方がよいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>ファミリー農園は、募集区画数に対して応募倍率が非常に高いため、利用機会の公平性の観点から1世帯1か所(1区画)のみの応募・ご利用とさせていただきます。この度いただいたご意見につきましては、今後の農業振興施策の参考とさせていただきます。</p>                                                                                                                                |
| 119      | <p>家庭農園をしている人達のつながりや、園芸指導者、ボランティアサポートをしくみにした高齢世代に対する目配せ、地球温暖化に対応の地域に根差したノウハウ共有をカジュアルにできるしくみがあるとよい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>区では、区民農園や体験農園などを通じて、区民が農業や自然と触れ合う機会を提供し、地域のレクリエーションや交流の場づくりに取り組んでいます。<br/>農業や農地は地域コミュニティの形成と緑地空間としてヒートアイランド現象の緩和など多面的機能を有しており、子どもから高齢者まで多くの区民が農を通じて交流促進に向けた取り組みを推進します。この度いただいたご意見につきましては、今後の農業振興施策の参考とさせていただきます。</p>                                     |
| 120      | <p>農地においては危険な無農薬や有機農業ではなく、安全な農薬を使って人間が制御した農業を推進してほしい。害虫が湧くことは環境悪化に繋がる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>農薬の使用につきましては、各農業者が、農作物や栽培方法、土壌環境等において、負荷の軽減を図りながら、適正な使用に努めていただいております。また、農薬を販売するJAでは、使用方法や基準(適正な用途・用量)等について、適宜、指導・支援を行っております。<br/>区としては、引き続き、農薬の適正な使用の周知啓発に努めるとともに、住宅地等における農薬散布の際には、近隣住民へ配慮を促す注意喚起に努めてまいります。</p>                                          |
| 121      | <p>環境に有益な農を如何に確保するかという視点が足りない。農地面積、農業公園面積、農家数、区民農園の拡大等についての目標値を設定するべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                   |
| グリーンインフラ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 122      | <p>保存樹木の指定本数目標値など何らかの目標値を設定するべき。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。</p>                                                                                                                                                                                   |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO         | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                             | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公害対策・美化    |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 123        | たばこ害についての具体策、目標値を設定するべき。                                                                                                                                                                                                                                                          | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 124        | 低周波を含む騒音による健康被害から区民を守るために、日本冷凍空調工業会の「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」等の早急な条例化をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                    | 住宅同士の距離が近いといった事情等により、近隣での騒音等の苦情が発生する事例もござい<br>ます。省エネ機器の設置後に、騒音・振動による近隣トラブルが起きないよう、機器の設置位置<br>や設置方法について区のホームページや消費生活だよりなどで周知し、区民、事業者への啓発<br>に努めているところです。いただいたご意見も参考にまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 125        | 公害対策は、子どもたちの命と健康を守るために、大気・水・土壌の環境測定を実施して、有害化学物質等の挙動を把握したいです。とくに気になるのは、世田谷清掃工場の隣にある砒公園や周辺の公立小中学校でちゃんと測定することを求めます。現状は大丈夫でも変化に気づける体制を構築しておくことが重要と考えます。今後、水質にPFASが含まれている場合もあり得るかもしれませんので、子どもたちを守る万全な体制がほしいです。砒公園は東京都なので協同する<br>といいと考えます。                                              | 大気汚染、河川、地下水に関しては毎年定期的に測定しホームページにてデータを公表しており<br>ます。また、土壌汚染対策や土壌汚染に起因する地下水汚染に関して、法律や条例に基づき<br>対応をしております。今後も継続して着実に対応してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 126        | マイクロプラスチック等の汚染問題<br>現在は、スーパー等でのレジ袋の有料化等の対策が採られていますが、今も河川及び海洋のビ<br>ニール、プラスチック等の汚染が続いているようです。前記のレジ袋の有料化以外に、世田谷区<br>独自の対策を条例に規定してはどうでしょうか。                                                                                                                                           | 令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、販売・提供段階<br>ではレジ袋有料化に続き、ワンウェイプラスチックの使用の合理化について定められる等、プラ<br>スチックを取り巻く環境が変化しており、国等の政策を注視しながら情報収集を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 127        | 煙草、焚き火や花火などの煙は目に見えなくなっても微小な有害物質が気流に乗って周囲に広<br>がっていくことを周知すること。喘息患者等は少なくとも、そのような有害物質が症状を悪化させ、<br>将来窒息死する危険があることを周知すること。                                                                                                                                                             | たばこの害に関する正しい知識の普及・啓発については、関係部署と連携して取り組んでまい<br>ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 128        | 子どもの声は騒音ではない、という意見もあるが、大勢集まって過剰に騒いだり、叫んだり泣き喚<br>いたりするなど騒音となってしまうこともあることを周知すること。大人が周囲に配慮するように子ども<br>に話すこと。                                                                                                                                                                         | 東京都環境確保条例では乳幼児期における子どもの声に騒音の規制基準を適用し、子どもの遊<br>びを抑制するには望ましくないとして、子どもの声を適用除外としております。しかし、そういった<br>ご相談が区に入った場合は状況を確認して、必要があれば現場でお声がけを行うなどの対応を<br>行っております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 129        | 隣接私立保育園の園児による騒音の被害(屋内外の大声)<br>長年にわたり、園児の大声により大変悪環境になっており、心身ともに傷つられています。<br>しっかりとした防音対策をしていただくよう、ご指導願います。                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 130        | 個々人が勝手に腐葉土作りをした場合、たばこの吸い殻を棄てられやすい。ペットボトルやジュ<br>ス缶を棄てられるなど、不潔になることはないだろうか？                                                                                                                                                                                                         | 地域環境の保全を図るため、世田谷区では世田谷区環境美化等に関する条例を定め「何人も、<br>みだりに公共の場所等に空き缶及び吸い殻等を捨ててはならない」といたしました。ポイ捨てが禁<br>止行為であることを十分理解していただくために、看板やポスターの掲示、区のおしらせ等による<br>情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施などにより、これからも周知啓発を<br>進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 消費と共創・資源循環 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 131        | 区内の施設に給水スポットを作り、マイボトルを持参している人がペットボトルを買わずに給水で<br>できると良いと思います。また、区施設内ではペットボトルの自動販売機ではなく、缶の飲料の販売<br>にする事も民間の企業で行っていますので試みて良いと思います。                                                                                                                                                   | ペットボトル削減とマイボトル利用促進のため、区庁舎内に浄水器を設置しています。プラスッ<br>ク削減に向け、事業者の取組みを確認し連携してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 132        | 「消費と共創」は表現として不適切であり理解されない。消費者と生産者が共創するといふより<br>は、消費者が自律性を高め生産者の過剰広告などに惑わされずに環境保全に相応しい消費の<br>あり方を探究していくべきもの。従って「エシカル消費」として3Rも含め環境に配慮した自律的消<br>費行動が求められるとの説明を記載したらどうか。資源循環は不要。(再掲)                                                                                                  | ご意見の通り、「エシカル消費」は重要な取組みであるため、素案における「消費と共創・資源循<br>環」の対応の方向性に記載するとともに、コラムとしても取り上げております。また、「消費者の自<br>律性」の重要性についてもご指摘の通りであり、本計画では、消費者が商品を選択するだけとは<br>なく、供給における一連の流れにおいても主体的である必要があると考え、「共創」という表現を、言<br>葉の解説等も行つたうえで、打ち出させていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 133        | 無理なゴミの減量や分別よりも、トータルでの環境負荷低減を見据えてほしい。例えばプラごみ<br>については、お湯と洗剤で洗ってリサイクルするよりもそのまま燃やした方が環境負荷は低いと思<br>う。                                                                                                                                                                                 | プラスチックの資源化につきましては、区の清掃・リサイクル審議会からの答申においても、汚れ<br>が落ちないものは従来通り焼却発電・熱回収とするなど、資源化の全過程を通じた環境負荷を適<br>切に評価し、費用対効果なども含め区民理解が得られる事業手法を選択すべきのご意見をい<br>ただいており、区としてもその点に配慮しながら資源化の検討を進めているところです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 134        | 食品ロスについてはフードバンクを用資だけでなく区区内各所に受け入れ拠点を整備してほ<br>しい。持って行くのが大変で結局捨てることになる。                                                                                                                                                                                                             | 区では区内11か所にフードドライブ受付窓口を設置しており、区のホームページでご案内してい<br>ます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 135        | 生ごみとは別の袋、例えば、緑色に着色したごみ袋に落ち葉を入れて、清掃車に渡し、区は集め<br>た緑色袋中の落ち葉を使って、腐葉土作り等を行うことはできますか。                                                                                                                                                                                                   | 落ち葉を可燃ごみとして焼却した場合と、腐葉土作りに活用した場合の具体的な二酸化炭素排<br>出削減量を算出することはできませんが、腐葉土として活用することは、資源循環につながる取<br>組みであり、区としても落ち葉の活用方法について、環境や緑化を担当する部署とも情報交換を<br>してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 136        | すみやかにプラスチックを資源として回収してほしいです。<br>私の考えでは、第一に公共施設やスーパーマーケット等、店頭で資源回収しているところに出<br>す。<br>第二に世田谷区が回収する。週に一回、月に2回、2ヶ月に1回等、需要があるプラごみは単独で<br>も良いと思います。                                                                                                                                      | 区では、環境に配慮した持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、資源投入量・消費量を抑<br>えて持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー(循環経済)へ<br>の移行を進め、さらなるごみの減量と資源循環を推進することとしております。<br>特に、プラスチックの資源循環においては、製造・販売事業者による自主回収など、拡大生産者<br>責任に基づく事業者の主体的な取組みが必要となりますので、スーパーマーケットや小売店など<br>の店舗における資源回収の情報を区ホームページに掲載するなど、事業者の自主的な資源回収<br>の促進に取り組んでまいります。<br>また、区では現在、ペットボトルや白色発泡トレイ、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラス<br>チック容器などを資源として回収しております。さらなるプラスチックの分別収集に向けては、プラ<br>スチックを資源化できる事業者の確保や、収集・運搬にあたる車両・人員の確保、多額の経費負担<br>など様々な課題がありますが、より効率的・効果的なプラスチックの資源循環に向けて、引き続き<br>検討を進めてまいります。 |
| 137        | 生ごみの資源回収を是非検討してほしい。そのごみから作った堆肥を世田谷区の農地で使用で<br>きるようにするなど。ごみ減量にもなりますし、炭素吸収にも効果的だと思います。                                                                                                                                                                                              | 区では、可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量に向け、生ごみ堆肥化講習会等を実施するな<br>ど生ごみの資源化や減量への普及啓発を行っています。農地への活用は他自治体の事例を参<br>考にしています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 138        | 「4 分野ごとの方向性」の「消費と共創・資源循環」のところに、「プラスチックの分別収集の検討」<br>とありますが、プラスチックごみを分別収集することには賛成です。プラスチックごみを可燃ごみと<br>して捨てることにはいまだに抵抗があります。もちろん、プラスチックごみを燃やして熱回収するこ<br>とで化石燃料の消費量が減り、全体として環境負荷が低減できるのかもしれませんが、ごみを捨<br>てる側としてはプラスチックごみを分別収集することが手間だという意識はありません。ごみの減<br>量策については、他の自治体よりも遅れているように思います。 | 地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能な地域社会を維持するためには、プ<br>ラスチックの発生抑制と資源循環が重要となりますので、プラスチックの分別収集と再商品化に<br>向け、より効率的・効果的な事業手法について検討を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 139        | プラスチックゴミの回収をお願いします。<br>世田谷区も、分別回収宜しくお願いします。                                                                                                                                                                                                                                       | 地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能な地域社会を維持するためには、プ<br>ラスチックの発生抑制と資源循環が重要となりますので、プラスチックの分別収集と再商品化に<br>向け、より効率的・効果的な事業手法について検討を進めてまいります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO                  | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 140                 | 環境基本計画を区の総合計画の中での重要な位置付けをしていることで分野横断的な相乗効果が生まれることを期待し、相乗効果の実例を多岐に渡って挙げてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 本計画の「第6章分野横断の取組み 5. 相乗効果を生む取組み」における優先順位の高い4つの取組みごとに、具体的な取組みの例を記載させていただいております。また、頂いたご意見を踏まえて、より取組みの内容がわかりやすくなるよう、コラムとして実際に行われている施策を記載させていただきました。                                                                                                                            |
| 141                 | 清掃・リサイクル部と連携して、自社製品を様々な方法で回収し再資源としている企業を積極的に探して連携し、今までごみとなっていた品目を資源にする取り組みに着手し計画的に増やしていくことは、ごみの減量、省資源化、co2削減、環境保全にも寄与するものと考えます。せたがやpayをうまく活用するなど考えて追加項目にできないでしょうか、追加することを求めます。                                                                                                                                                                                                                     | 区では、ごみの資源化に取り組んでいる事業者と意見交換などを行い、粗大ごみのリユースや衣類の資源化などを実施しました。今後も区内経済の活性化などの課題解決に効果的な事業実施を検証し、先進的な取組みを行う事業者と情報交換してまいります。                                                                                                                                                       |
| 142                 | ごみの削減、資源の有効利用も課題です。プラスチックごみの分別回収を一日も早く実現し、循環型社会に対応した世田谷区に向けてより一層の努力を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 地球温暖化や海洋プラスチック問題などに対応し、持続可能な地域社会を維持するためには、プラスチックの発生抑制と資源循環が重要となりますので、プラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法について検討を進めてまいります。                                                                                                                                                   |
| 143                 | エシカル消費、循環型経済(サーキュラーエコノミー)は、仕組みがあつてこそ人々の行動変容がおきる。分別資源回収ボックスを街角に設置することで、清掃工場で処理するごみの削減につながる。リユースショップ、チャリティーショップ、を推奨することでリサイクルがすすむ。環境価値を体験する場として小中学校での環境教育の中に断熱ワークショップを入れてほしい。科学的に対策の価値がわかれば、行動変容がすすむはずで、何かしたい(手入れ)をしたいと思ったときに相談でき化学的な根拠を見えてくれる「環境問題のワンストップ相談センター」「温暖化対策センター」を創設してもらいたい。                                                                                                              | 区では、ホームページにリユースショップ情報やフリーマーケット開催情報を掲載しています。また、民間事業者の仕組みを活用したリユース事業も実施しております。今後も、区民が取組みやすいリデュース、リユース行動を伝えてまいります。                                                                                                                                                            |
| 144                 | ＜環境面から考えるゴミの問題＞<br>・プラスチックごみについて<br>現在、家庭ごみはペットボトルのみの回収かと思いますが、企業などとの連携によりプラスチック全般を資源として回収してほしいです。<br>他の地域でも、そうした取り組みが進んでいると思いますので、ぜひ世田谷区でも取り組んでほしいです。<br>また、〇〇は九州地区でおむつを回収し、水平リサイクルを実践しています。<br>おむつのごみ問題は、区においても抱えていると思いますので、そうした企業の先進的な取り組みに積極的に参加するのでもいいかなと思います。                                                                                                                                | プラスチックについては、現在、ペットボトルや発泡トレイなどの資源回収に取り組んでおりますが、引き続きプラスチックの分別収集と再商品化に向けて、より効率的・効果的な事業手法について検討を進めてまいります。<br>紙おむつについては、少子高齢化により、今後一般ごみに占める割合はますます増大すると予想されますので、東京都による事業者と連携した取組みや近隣自治体との情報交換を行いながら、国や都が実施する勉強会等にも積極的に参加し、紙おむつリサイクルに向けた事業スキームについて研究してまいります。                     |
| 145                 | ・ごみ削減のヒントとして<br>区のセンターや農園などを活用して、コンポストステーションを設置してみたいかでしょうか。コンポストに取り組みたい方、取り組んでいる方が、できたい肥のやり場に困っているとも聞きます。<br>区の農園や、区内の農家さんにたい肥を提供することで、地域の連携や、地産地消などにもつながるのではないのでしょうか。<br>ニューヨークの街中にもコンポストステーションがあったと聞いたことがあり、都心でも可能ではないかと考えます。                                                                                                                                                                    | 区では、可燃ごみの約3割を占める生ごみの減量に向け、生ごみ堆肥化講習会等を実施するなど生ごみの資源化や減量の普及啓発を行っています。農地への活用は、他自治体の事例によると水分量や塩分濃度に課題があると聞いています。引き続き他自治体での事例などを参考に、区の特性に合わせた生ごみ減量方法を検討してまいります。                                                                                                                  |
| 146                 | 世田谷区の清掃工場は、ごみ焼却時のエネルギーを有効活用している。そのことをもっとアピールするべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 清掃工場の運営は東京二十三区清掃一部事務組合が行っております。ご意見は関係機関にお伝えします。                                                                                                                                                                                                                            |
| <b>第6章 分野横断の取組み</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 147                 | ・それぞれ具体的な取り組みが記載されているが、これらの施策の達成度を評価し不十分な場合の対策強化を進めるためにも目標値を設定することが必要。<br>・作文だけで横断的な取り組みが進展するものではない。これらの取組みを統括する予算と権限を持った中核となる組織が必要。そこが、進捗状況を常に監視しながら横断的施策の効果が最大化するように指導・監督するべき。<br>・地域づくりとの連携においてはまちづくりセンターの役割を明記するべき。                                                                                                                                                                            | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。また、ご意見の通り地域づくりとの連携においては、まちづくりセンターの役割も重要であるため、案に向けては、区民等と環境との関係性を再構築するための各主体の役割を図式化するなど、わかりやすくお示しいたします。 |
| 148                 | 計画素案p61「分野を横断することで、複数分野の課題の統合的解決(マルチベネフィット)につながる取組みを見出すことができます。」<br><br>一石二鳥以上の一石八鳥の効果が期待できますので、ぜひ推進してほしいです。強く同意します。ただ、「一石」が最初に必要な。つまり、断熱でも太陽光発電でも緑化でも最初に初期コストが高くなるというトレードオフが発生します。それをどう少しでも解消するか、という視点からいうと、共同・シェアすることによって、一人当たりの初期コストを下げる工夫があると良いと思います。低層集合住宅では太陽光発電や断熱材などがシェアしやすく(居住面積あたりの外皮面積が小さくなるので)有効ですし、人口密度を維持しやすいというメリットもあります(ライフステージによって住居を移動しやすいので)。EVなどもシェアを広げて一人当たりの導入コストを下げていきたいです。 | 頂いたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 149                 | 都市ガスを利用する家庭用燃料電池(エネファーム)は、平時は省エネに寄与するとともに、停電時にも都市ガスの供給が続く限り発電を継続することが可能であり、停電時の電源確保にも有効な設備であることから、以下のとおり変更することを提案します。<br>(原案)<br>また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します(図d)。<br>(変更案)<br>また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池や家庭用燃料電池(エネファーム)などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します(図d)。                                 | 頂いた意見を踏まえ、案において「家庭用燃料電池(エネファーム)」の記載を追加します。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 150                 | 計画素案p65:「4 分野ごとの分析」 「交通・移動」<br><br>さらに相乗効果を追加すると、自転車や徒歩移動は、街なか商店の売り上げ向上にも繋がります。公共交通があれば子どもの通学の可能性も広がります。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 頂いたご意見を踏まえて、自動車や徒歩移動は、産業部門の活性化にもつながる旨の記載を追加します。                                                                                                                                                                                                                            |
| 151                 | 計画素案p66:「消費と共創・資源循環」<br><br>さらに相乗効果を追加すると、「もの」の消費から「サービス」消費に移ることで、産業的には大企業から近所の経済主体への出費が増えることになり、地域内の所得の平均値の向上にも繋がります。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 頂いたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 152                 | 計画素案p68～70:「(1)環境価値を体験してもらう・見える化する」<br><br>このような「感じられる化」「見える化」ができる方法や場づくりを企画運営していくアイデアを市民団体などから募集したらどうでしょうか?それも「手入れ」の一種かと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 頂いたご意見も踏まえ、町会などの地縁団体や環境団体などの団体と、お互いにとって有益となるような連携・協働の接点を広げてまいります。                                                                                                                                                                                                          |
| 153                 | 計画素案p68以降の環境価値や環境教育については、私たち人の命、動植物の命、すべては地球につながり、互いに影響しあって、命を支え育んでいることを実感できる体験を子どもたちの頃から積み重ねることが重要だと考えます。人だけでなく動植物も含めたすべての命が繋がっていることを理屈ではなく心で感じる事が重要だと考えます。                                                                                                                                                                                                                                       | 頂いたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO                | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                                |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第7章 計画の推進</b>  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |
| 154               | 計画素案p74「時間がなくても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。」<br><br>ただ、一般的に「自分が「手入れ」しても変わらない」というような人生体験を積み重ねてしまっているのではないのでしょうか。ある調査によると、日本の若者だけ、「自分が社会を変えられると思う」という人の割合が先進国の中で極端に低いそうです。<br><br>手入れをすることで、確かに身の回りが変わった、関係性が変わった、環境が変わった、社会が変わった、施策が変わった、という小さな成功体験を増やし積み上げることで、これも相乗効果ですが、若者が工夫してアイデアを形にしていけるという教育的な効果があり、将来的なイノベーション(課題発見能力、協調力、創造力)を高めるという結果にもつながるかもしれません。<br><br>そのためにはちょっと参加する機会から、さらに、共同して学び合う、情報やデータ、いろんな先進例の分析をして、それを一人でなくて、多くの多様な人と話し合う「熟議する」そのような機会も増やしていきたいです。そうやってみんなで熟議したものが、小さくてもいいから実現できたか？ということが大事だと感じます。 | 頂いたご意見の通り、「手入れ」が一時的なものにならないように、第7章に「区民等と環境との関係性の再構築」として、区が「手入れ」を後押しするための取り組みを記載いたしました。また、同章の「区民等をバックアップする区の推進体制の構築」において、限られた人員・財源を最大限に活用していく方向性を示しています。その他の意見につきましても、施策を実施していく上での参考とさせていただきます。 |
| 155               | いずれも重要な課題であるが、これらはまちセンが主導的に、地元住民や町内会・ボランティア団体などの活動団体と緊密に協力しながら主導的に推進することが重要なのでその点を強調すべきである                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 区民等と環境との関係性を再構築するためには、ご意見の通りまちづくりセンターをはじめ、各主体が連携していくことが必要であるため、案に向けては、区民等と環境との関係性を再構築するための各主体の役割を図式化するなど、わかりやすくお示しいたします。                                                                       |
| 156               | 以下の記載内容について<br>計画素案p80「環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進する。」<br>計画素案p81「柔軟なプロジェクトチームの組成」<br><br>・環境政策部による庁内向けの情報発信やPRだけでは効果的な施策推進には繋がらない。<br>・縦割り行政の改善のため環境政策部が横串を通す統括的組織として基本計画の推進を図るためには、随時にプロジェクトチームを組成するのでは不十分であり、予算と権限をもって進捗状況の監視、改善のための強力な指導等の権限を有するような組織体制を構築するべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ご意見の通り、環境政策部による庁内向けの情報発信やPRだけでは効果的な施策推進には繋がらないため、プロジェクトチームのほか、庁内の各部長を構成員とする「世田谷区気候危機対策会議」等も活用し、環境計画の推進を図ります。                                                                                   |
| 157               | 環境について総合的に考える担当部門をつくること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ご意見の通り、環境基本計画を推進していくにあたっては、区の推進体制を構築していく必要があります。本計画の第7章(2)に記載しているとおり、環境に関心のある職員を庁内で募集すること、課題や施策ごとの柔軟なプロジェクトチームの組成など、人材や財源などのリソースを最大限に活用し、取り組んでまいります。                                           |
| 158               | 以下の記載内容について<br>計画素案p82「具体的な施策・事業及び進行管理は各分野の計画に位置付け、進めて行く」<br><br>基本計画で目標を明示し、その実現に向けた施策・事業を個別分野計画で策定するべき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 本計画は、環境における総合計画として、世田谷区の環境における理念や将来像の実現のために、分野ごとの施策の方向性を明示するとともに、分野ごとの共通性や関連性に着目し、相乗効果を生む分野横断の取組みを示しております。分野ごとの具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めてまいります。                                          |
| 159               | 以下の記載内容について<br>計画素案p82「毎年行っている環境分野の主な事務事業のまとめにおいて施策の実施状況を確認し、本計画の方向性の施策への反映をより推進する。」<br><br>環境政策部は施策の実施状況を確認するだけでなく、進捗が遅れている場合には改善するよう各部署に指示・命令する権限を有することが必要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 環境政策部が他の部署へ指示・命令の権限を有することは難しいですが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。                                                            |
| 160               | 以下の記載内容について<br>計画素案p82「分野ごとの方向性の実施状況や横断的取組み等の確認を毎年行う」<br><br>環境政策部は確認するだけでなく、進捗状況を毎年評価したうえで遅れている部署に対しては対策・改善を求め進捗率を高めるよう指導するべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。                           |
| 161               | 以下の記載内容について<br>計画素案p82「本計画に関連する分野の施策の実施状況等を適宜『環境審議会』に報告」<br><br>適宜報告ではなく「毎年」進捗状況を報告し意見や提言を受けて施策に反映すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映してまいります。その進捗に合わせた適切なタイミングでの環境審議会へ報告という意図で「適宜」という表現にさせていただきます。                                                             |
| 162               | ・「分野横断的な視点の強化」は非常に重要で、多くの人を巻き込む力があります。行政が縦割りでなく、環境基本計画で多くの他の部を巻き込んで、市民の行動変容を促す仕組みを強化してほしいです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 計画の推進にあたっては、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映してまいります。                                                                                                      |
| <b>第8章 環境行動指針</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |
| 163               | 以下の記載内容について<br>計画素案p83「将来にわたって良好な環境を保つ地域社会を目指す」という本計画の基本理念に沿って」<br><br>「良好な環境を保つ地域社会を目指す」というのは当然のことであり、2030年に向けての理念としては不十分、「これまでの経済優先という視点を乗り越えて環境保全を最優先とする」という高い理念を持って」という表現が望ましい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ご指摘の「経済優先」から「環境優先」という考えにつきましては、国の「第六次環境基本計画」においても「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」を明記しており、本計画の理念の中でも、人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来を理想とし明記しております。                                        |
| 164               | 以下の記載内容について<br>計画素案p84「環境への配慮に努めましょう」<br><br>この表現は従来の方針を超えていない。「環境を優先する姿勢をとるよう努めましょう」に改める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 頂いた意見を踏まえ、案において「環境を適正に保全し、回復するように努めましょう」に変更いたします。                                                                                                                                              |
| 165               | 以下の記載内容について<br>計画素案p84「環境への配慮に努めましょう」<br><br>これでは不十分であり、区が区民と事業者に率先して環境保全活動をモデル的に実行するために、具体的な目標値を設定することが重要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 本計画は、環境における総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、環境政策部が個別分野への働きかけを行うとともに、所管と連携していくことで、本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。                           |

世田谷区環境基本計画(素案)に対するパブリックコメント  
意見の概要と区の考え(案)

別紙2

★黄色箇所は計画に反映するもの

| NO         | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 意見に対する区の考え(調整中)                                                                                                                                                                              |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他ご意見・ご要望 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                              |
| 166        | 野川は、山の方から流れてくるわけではないので、そんなに危険な感じは受けませんが、川の中に上流から下流まで木が生えており、流木、草木が引っかかっています。今のところ兩岸まで水が上がってくることはありませんが、将来的に見ると川の中の草と木を取り除いておいた方がいいと考えます。確かに多摩川よりは危険度は低いとは思いますが、兩岸は住宅がぎっしり建っています。少しでも不安を取り除いた方がベターだと考えます。ご検討をお願いします。                                                                                                 | 野川の除草作業につきましては、喜多見大橋を境に北部と南部に分けて、それぞれ年に2回程度実施しております。また、必要に応じて河川内にある樹木の剪定作業なども行っているところであります。実施にあたりましては、生態系や環境の保護に関して東京都や区民団体と適宜情報交換を行いながら進めております。今後も治水と環境保護が両立できるよう、地域の皆様と意見交換を行いながら進めてまいります。 |
| 167        | 矢沢川暗渠のお願いです。<br>矢沢川の水流の調節施設の増設など、水害に対して対策いただきありがとうございます。<br>ただ、石川県の水害、他県の水害を拝見すると、やはり心配でなりません。<br>実際大雨の際、矢沢川の水量がみるみる増し、深沢、等々力方面(下流に向かい左川)から水がどっと直接矢沢川に流れ込み(排水溝からではありません。直に川に流れ込みます。)恐怖でしかありません。<br>呑川のように緑道にさせていただき安心して区民がジョギング、散歩ができるよう望みます。<br>ただ、暗渠にしても排水溝から水が溢れないように、ご検討お願い致します。                                | 谷沢川の河川整備につきましては、東京都の所管となります。<br>区は河川の日常的な維持管理を行っておりますので、転落防止等の安全管理も踏まえた点検・補修等を着実に取組んで参ります。                                                                                                   |
| 168        | 池尻にある「馬神の碑」付近について、階段や周囲の植込みが通行人によるゴミ捨て場となっており、階段周囲の植栽に生えている草が抜き取られ階段にまき散らされている。また、初冬には、落葉が階段に積って一部の階段が見えなくなる。こういった場所は掃除の対象外なのでしょうか。改善の私案として、①階段脇の竹(笹?)の植込みを無くしてコンクリート変える。コンクリートは階段側に片向くよう傾斜をつけてゴミを置けないようにし、手すりを付ける。②ゴミの放置や落書きは器物損壊になり犯罪であることを書いたプレートを設置する。③現在設置されているプレートは汚染や劣化しているので新設すると共に、防犯カメラを2台追加設置する、ことを提案する。 | 頂いたご意見につきましては、関係所管と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                   |
| 169        | 個々人の敷地内あるいは区の管理する区道・緑道・公園等から排出される雑草や樹木からの落ち葉などを従来通り区の清掃車で区の清掃工場に搬入し、スピーディーに燃焼し、大気中、二酸化炭素を排出する場合は、世田谷区全体で年間何万トンのCO2を排出することになるのか？推定値を示してほしい。※生ごみや紙ごみ等などは、従来通り、燃焼しつくすと仮定。                                                                                                                                              | 雑草や樹木からの落ち葉のみに限定したCO2排出量を算定することはできませんが、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」というオール東京62市区町村共同事業において算出している、世田谷区の「廃棄物部門」における令和3年度のCO2排出量は、121(千t-CO2)となります。ただし、この数値は「一般廃棄物」からのCO2排出量のみであり、「産業廃棄物」は含まれておりません。      |
| 170        | 区民が落ち葉などを生ごみと一緒に清掃車に渡してしまった場合に比べて、落ち葉を土中に埋めたり、腐葉土作りに回した場合は、どの程度、二酸化炭素排出量を減らせますか、この点を調べられますか。                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                              |

案作成にあたっての素案からの主な変更点一覧

| No. | 計 画 案<br>(別紙 5)<br>ページ数 | 変 更 点                                                                                                                                                             | 変 更 理 由                                               |
|-----|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 1   | 4                       | 国際社会の動向に汚染や廃棄物の現状を追記。                                                                                                                                             | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No15)                       |
| 2   | 7                       | 第五次循環型社会形成推進基本計画の記載を追記。                                                                                                                                           | 令和 6 年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されたため、内容を更新。        |
| 3   | 11                      | ②分野横断的な視点の強化の〈「相乗効果」を生み出す分野横断の例〉について、2つの分野だけでなく、複数の分野に効果があるという事がわかるような記載に修正。                                                                                      | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No20)                       |
| 4   | 28                      | (1) 地球環境の将来像の具体的なイメージに「電気だけでなくガスの脱炭素化も進んでいます。」の記載を追記。                                                                                                             | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No41)                       |
| 5   | 29～31                   | 将来像のイメージを追記                                                                                                                                                       | 調整中としていたイラストを新たに追記。                                   |
| 6   | 31                      | 階層ごとの将来像(生活環境)の具体的なイメージに、「プラスチック使用製品の合理化や再生利用等が普及し、区民・事業者・区が、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動しています。」を追記。                                                                      | 区議会での意見を踏まえて追記。                                       |
| 7   | 32                      | 冒頭文章の「区の環境の核となる分野」を「区の環境施策の柱となる分野」に修正。                                                                                                                            | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No46)                       |
| 8   | 35,36                   | 「脱炭素行動・エネルギー」の区役所の内、「現状」と「対応の方向性」の記載を修正。                                                                                                                          | 「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画(第6期計画)」と「公共施設省エネ・再エネ指針」の策定を踏まえて修正。 |
| 9   | 41                      | 2. 建築・地区街づくりの現状(問題)の文章を以下の通り修正。<br>修正前：給湯のCO2排出量なども大規模な設備導入となります。<br>修正後：給湯のCO2排出量の削減のためには、大規模な設備導入が必要となる場合があります。」                                                | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No57)                       |
| 10  | 59                      | 「消費と共創・資源循環」に衣料の資源循環の取り組みを追記。                                                                                                                                     | 区議会での意見を踏まえて追記。                                       |
| 11  | 59                      | 「消費と共創・資源循環」に気候変動の取組等と絡めた横断的な資源循環の普及啓発の実施を追記。                                                                                                                     | 区議会での意見を踏まえて追記。                                       |
| 12  | 62                      | (2) 多面的なアプローチによる行動促進の3段落目について、下線部分を追記。<br>また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池や <u>家庭用燃料電池(エネファーム)</u> などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します。 | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No149)                      |
| 13  | 65                      | 「5. 分野ごとの分析」の「建築・地区街づくり」に「歩きたくなる街づくりの推進は商店街の活性化など産業分野にも寄与する」旨の記載を追記。                                                                                              | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No150)                      |
| 14  | 70                      | コラム「みどりの価値・機能の見える化」を追記。                                                                                                                                           | 第6章分野を横断する取組みの事例紹介としてコラムを追記                           |
| 15  | 71                      | 「環境教育・保全活動を通じた人づくり」に教育委員会と連携した取り組みを追記。                                                                                                                            | 庁内会議での意見を踏まえて追記。                                      |
| 16  | 72                      | コラム「川場村と世田谷区の”縁組協定”から広がった環境への取組み」を追記。                                                                                                                             | 第6章分野を横断する取組みの事例紹介としてコラムを追記                           |
| 17  | 74                      | コラム「産業の活性化と脱炭素」を追記。                                                                                                                                               | 第6章分野を横断する取組みの事例紹介としてコラムを追記                           |
| 18  | 76                      | コラム「祖師谷地区『子供用品交換会』・砧地区『子ども服リサイクルマーケット』」を追記。                                                                                                                       | 第6章分野を横断する取組みの事例紹介としてコラムを追記                           |
| 19  | 78                      | 「第7章計画の推進1. 実現に向けて」に図を追記(「区民と環境との関係の再構築」に向けた連携)。                                                                                                                  | 環境審議会での意見及びパブリックコメントを踏まえて追記(別紙 2 No147.155)。          |
| 20  | 79                      | 「区民等の環境との関係性の再構築」に、様々な事情があっても環境活動に参加できる工夫を追記。                                                                                                                     | 区議会での意見を踏まえて追記。                                       |
| 21  | 80                      | コラム「地域への関心を高め地域活動への参加につなげていくために」に、廃食用油の回収の取り組みを追記。                                                                                                                | 区議会の意見を踏まえて追記。                                        |
| 22  | 80                      | コラム「自然資本」を追記。                                                                                                                                                     | 環境審議会での意見を踏まえて追記。                                     |
| 23  | 89                      | 2. 事業者の1項目目の文末を「環境への配慮に努めましょう。」から「環境を適正に保全し、回復するように努めましょう。」に修正                                                                                                    | パブリックコメントを踏まえて修正<br>(別紙 2 No164)                      |
| 24  | 91～                     | 資料編を追記。                                                                                                                                                           |                                                       |

世田谷区環境基本計画  
案  
(概要版)

世 田 谷 区

# 第 1 章 計画策定の基本的事項

## 計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度から 2030 年度までの 6 年間とします。

また、区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である 2030 年度までの向こう 6 年間やそれ以降の時期（2050 年）も見据えた方向性を示します。

計画期間については、下図のとおりです。



図 計画期間

## 位置づけ

本計画は、世田谷区環境基本条例第 7 条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものとし、世田谷区環境基本条例第 8 条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についてもこの計画に含めます。

## 第2章 計画策定の視点

### 動向

#### (1) 気候変動対策

2018年にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）から、「(通称) 1.5℃特別報告書」が公表され、国や東京都においても、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」や2030年度における温室効果ガスの新たな削減目標を掲げています。

#### (2) 生物多様性

2022年12月に、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、その達成に向けて、国では「生物多様性国家戦略 2023-2030」の中で、「2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、東京都も、新たに策定した「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。

#### (3) 資源循環

2024年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略に位置付けた「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進が鍵となることが示されました。

### 「環境」の特徴

#### (1) 対象とする範囲が広く、問題が複合化している

「環境」が取り扱う課題は多岐に渡ることに加え、様々なレベルの課題が重層的に関連しています。

→異なるレベルの事象を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかにし、対応していくことが求められます。

#### (2) 取り巻く状況の変化が速い

パリ協定後の気候変動対策に関する国際社会、国、都の動きをはじめ、近年の環境施策は、短期間のうちにアップデートが繰り返され、スピード感を増しています。

→状況の変化に合わせた柔軟的、弾力的な対応が求められます。

## 計画策定のねらい

〈前計画について〉

- ・自然、エネルギー、ライフスタイル、地域社会、生活環境の5つの基本目標を立てたうえで、方針、施策、区民・事業者の環境行動指針及び成果指標を設定し、取組みを進めてきました。
- ・分野ごとの個別計画との整合を重視し、取組みや成果指標等が分野ごとに細分化しており、取り巻く状況の変化に対する柔軟性を欠くことが課題として顕在化しています。

これまでの計画の構成が持つ課題や動向、「環境」の特徴を踏まえ、次の2点をねらいとして本計画を策定します。

### ●総合計画としての性格・位置づけの強化

変化の速い環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置付けを強化します。

また、環境基本計画と個別計画等との関係は、次のように整理します。

- ・環境基本計画では環境に関する各分野の施策の方向性を明示する。
- ・具体的な施策や事業、指標・進行管理は、世田谷区基本計画に基づく世田谷区実施計画、分野ごとの個別計画で行う。

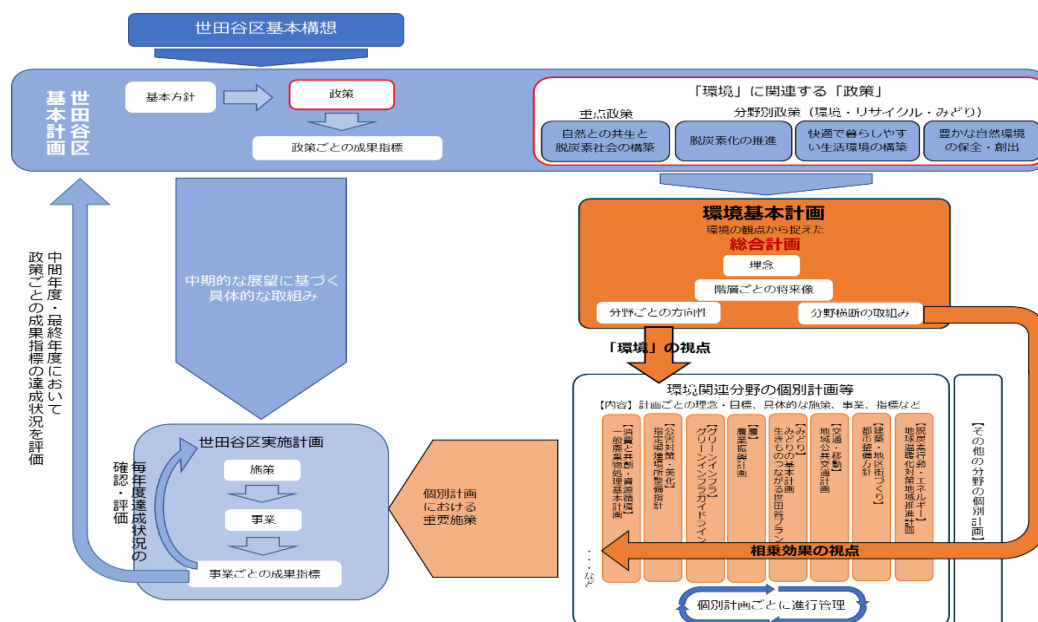


図 環境基本計画と個別計画との関係

### ●分野横断的な視点の強化

相乗効果を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

### 第3章 基本方針

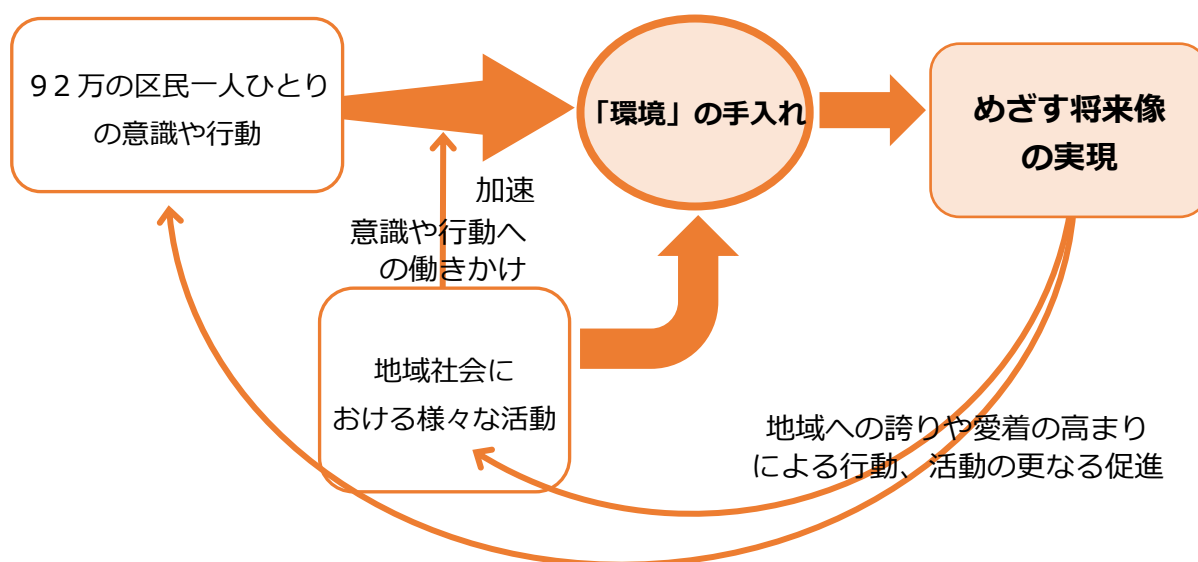
#### 理念

区民や事業者などの様々な主体が、環境をよくするための活動「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保ち、その環境に対する誇りや愛着の高まりにより、さらに人々の「手入れ」が加速している地域社会をめざします。

人が「環境」の恩恵を一方的に受ける、さらには収奪を続けることにより、「環境」は危機的に悪化します。良好な「環境」を維持するためには、人の「手入れ」が必要です。

人々は、環境の恩恵をただ享受するだけでなく、それを保つために「手入れ」をすることで、はじめて「環境」の限界や回復力を知り、適正に利用し維持するために何をすればよいかを理解することができます。

また、地域社会で展開される様々な活動もまた、環境への「手入れ」につながる重要な区民の行動の一つです。地域社会における活動は、一人ひとりの意識や行動に働きかけ、加速させる役割も果たします。これらの「手入れ」により、めざす将来像の実現に近づき、世田谷の環境がより良くなるという実感は、人々の地域への誇りや愛着を高め、更なる行動、活動につながっていくことが期待されます。



## 第4章 めざす将来像

区のめざす将来像として、前計画における「めざす環境像」を継承し、加えて、人のあらゆる活動の基盤となる「環境」を「地球環境」「自然環境」「生活環境」の3つの階層ごとに将来像を設定します。

### 前計画（世田谷区環境基本計画（後期））（抜粋）

#### 自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる ～環境共生都市せたがや～

##### 地球環境 地球温暖化や気候変動など、地球規模で認識される環境

地球温暖化などの地球環境全般に対して、一人ひとりの区民や事業者の行動が与える影響が広く認識されており、様々な場面で脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが実践されています。また、住宅都市という特性を活かし、エネルギーを賢く利用し、持続可能な脱炭素型地域社会と、脱炭素な街づくりや移動システムの構築が実現しています。

##### 自然環境 みどりや生きものなど、身近だが人の手のみで作りえない環境

区民や事業者が、自然との共生に向けた「手入れ」の取組みを通して、多様な生物に支えられた地球の生態系の健全性を保持する必要性を広く認識しています。都心に近く交通の利便な立地にありながら、人々がみどりや生きもの、農などから豊かな恵みを享受しながら守ることに努め、自然の持つ様々な機能に支えられて、日々の暮らしや活動を送っています。

##### 生活環境 きれいな大気、水、土壌やごみなど、日々の暮らしの中で最も密接に関わる環境

区民や事業者が安全かつ活発に社会・経済活動を行うための着実な基盤が築かれています。

そのうえで、一人ひとりがルールやマナーを守り、思いやりを持って生活を送ることで、やすらぎのある、暮らしやまちが創られています。また、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されるとともに、人々と事業者は経済活動と消費生活を通じて、社会的課題の解決に向き合っています。

## 第5章 分野ごとの方向性

階層ごとの将来像の実現に向けて取り組む必要がある分野を8つ設定し、それぞれの分野について、将来像（2050年頃を想定）の実現に向け、進めていく取組みの方向性（2030年頃までを想定）を示します。

※下記に記載の「現状・課題」「対応の方向性」は、本編より主なものを抜粋した。

| 脱炭素行動・エネルギー |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区民          | <p><b>現状・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境への関心は高まっていますが、再エネ電力の切替えなど行動変容を伴う新しいライフスタイルへの転換が進んでいません。</li> <li>○ 住宅への再エネや省エネ設備の導入が進んでいません。</li> </ul> <p><b>対応の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区民にとって魅力的で訴求力のある脱炭素型のライフスタイルモデルを提案します。</li> <li>◆ 脱炭素型ライフスタイルモデルによるCO<sub>2</sub>削減効果、社会的意義、経済的メリットなどを見える化し、発信します。</li> <li>◆ 脱炭素型ライフスタイル転換の支援策は、多種多様かつ、分かりやすく、使いやすいメニューとします。また、利用者の立場に立って、時勢を捉えた内容・手続きとなるよう、適宜更新します。</li> </ul> |
| 事業者         | <p><b>現状・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 脱炭素経営に関するメリットや取り組まないリスクなどの経営上の重要性に関する理解が進んでいません。</li> <li>○ 脱炭素経営の取組み手法や補助金等の支援策に関する理解が進んでいません。</li> </ul> <p><b>対応の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業者のニーズや脱炭素型の経営を行う（あるいは行わない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。</li> <li>◆ 事業者が脱炭素経営を進める重要性やメリット、取り組まないことによるリスクを理解・認識・習得するため、SNSなどのあらゆる媒体を活用した幅広い情報発信や具体的な講座の開催、金融機関などと連携した業種に合わせたきめ細かい周知など、幅広く普及啓発を進めます。</li> </ul>          |
| 区役所         | <p><b>現状・課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、省エネルギーとエネルギーの脱炭素化を進める必要があります。</li> <li>○ 区の政策形成において、脱炭素の主流化が進んでいません。</li> </ul> <p><b>対応の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区の脱炭素を進めるための考え方やあり方を整理し、ハード（公共施設整備等）ソフト（事業運営・実施等）の両面において、温室効果ガス排出量削減を、区の事務事業を行う上での基礎的な考え方として定着させます。</li> <li>◆ 事務事業、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて、事業を構築、実施します。また、事業評価においても、脱炭素の観点を含めた評価を行います。</li> </ul>                                    |

## 建築・地区街づくり

### 現状・課題

- 新築の建築物については脱炭素化が進んでいく事が見込まれるが、既存建築物については対応が進んでいません。
- 自動車中心の道路環境となっています。

### 対応の方向性

- ◆ 既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。
- ◆ ウォーカブルな街づくりの効果を地域住民に発信するため、道路管理者等と連携し、公共空間を活用した社会実験などに取り組み、ハード面での取組みを推進していきます。

## 交通・移動

### 現状・課題

- 区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO<sub>2</sub>排出量は依然として大きい状況です。
- エネルギー効率に優れた次世代自動車の普及は進んでおり、2023年3月時点で、区における、次世代自動車の全車両台数に占める割合は約20%です。一方で、次世代自動車のうち、走行時にCO<sub>2</sub>等のガスを出さないZEVの占める割合は約2%に留まっています。

### 対応の方向性

- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関による地域の移動、公共交通機関における省エネ車両等の導入を推進していくことにより、移動の脱炭素化の促進を図ります。
- ◆ ZEVの普及のため、国や都、事業者と連携して、EV充電設備の拡大を図るなど、区民ニーズを的確に捉えた普及策を進めていきます。

## みどり

### 民有地

#### 現状・課題

- 区内のみどり率は 24.38%（2021 年度）となり、過去 5 年では減少、15 年程度では概ね横ばいとなっています。
- 各種支援策の新設拡充や啓発活動の充実により、区民等によるみどりの保全・創出を広めていく必要があります。

#### 対応の方向性

- ◆ 緑化に係る各種助成制度について、対象範囲の拡大、助成メニューの拡充などにより、普及啓発を図ります。
- ◆ みどりの持つ多種多様な効果の見える化など、その機能を分かりやすく発信することで、みどりや生物多様性に関する認識の浸透を図ります。

### 公共用地（公園・緑地等）

#### 現状・課題

- 人口増加により一人当たり公園緑地面積は伸び悩んでいます。
- 区内には公園が不足している地域が多くあります。また、箇所・規模・配置ともに偏りがあります。

#### 対応の方向性

- ◆ 区民が公園に期待する役割やニーズに沿った公園整備を進めます。
- ◆ 特に公園・緑地が少ない地域や防災面で公園が必要とされている地域、国分寺崖線保全重点地区等の位置付けがある地域などにおいて、土地の取得を計画に進めます。また、土地の取得にあたっては、国や都からの特定財源の確保に努めます。

## 農

#### 現状・課題

- 経営農地は、宅地化の進行により減少傾向にあり、2019 年度（84ha）から 2023 年度（76ha）の 5 年間では 8ha 減少しています。
- 都市農業における農業経営の強化を図り、農業の産業としての持続性を高めていく必要があります。
- 地域における農地や農業の意義や重要性について区民の理解を深めていく必要があります。

#### 対応の方向性

- ◆ 農家への様々な事業や制度の周知を進め、事業や制度を活用する農家を増やし、農業経営の支援を進めます。
- ◆ ふれあい農園事業など、区民が「農」に触れ合える機会の創出、地域における農地や農業の意義や重要性の効果的な発信、フードドライブやフードバンクの取組と連携した規格外の農産物・余剰農産物の有効活用などにより、農業の振興と農地保全を後押しする機運を高めます。
- ◆ 農家自身での営農が難しくなるような場合について、都市農地貸借制度の活用などの検討を進め、事業者や住民が営農や農地の手入れに携わることで、農地保全につなげていきます。

## グリーンインフラ

### 現状・課題

- グリーンインフラや助成制度に関する区民や事業者の認知度が低い状況です。
- グリーンインフラの概念や効果などを区として取りまとめ、区民や事業者等にわかりやすく示し理解してもらい、行動変容を促していく必要があります。
- 国や東京都などと連携して取組みを進めていく必要があります。

### 対応の方向性

- ◆ 「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方」であるグリーンインフラをまとめたガイドラインにより、取組みや効果をわかりやすく提示します。
- ◆ 国や都などと連携して公共施設整備等において取組みを進めるとともに、民有地におけるグリーンインフラの取組みについて支援を進めていきます。

## 公害対策・美化

### 現状・課題

- 生活騒音やにおいなど、生活の中で相互に影響する事象において、区への通報が増えており、電磁波など新たな項目での意見も寄せられています。
- 公共空間においても、個人マナーに起因する問題についての意見が寄せられています。
- 喫煙マナーについては、指定喫煙場所を増やすとともに、様々なマナー向上のための普及啓発を行っています。依然としてたばこマナーに関する区民満足度は5割以下で、区への苦情も多い状況です。

### 対応の方向性

- ◆ 低周波問題やPFASなどの近年顕在化している問題に対しては、問題ごとに実態把握、要因分析を行い、科学的・客観的なエビデンスを蓄積するとともに、国や都、関係機関とも連携し、対策に努めます。
- ◆ 個人の価値観が多様化する中で、それぞれが暮らしやすい公共空間を保つために求められるマナーやルールを、イベントやSNSなど複合的な手段を通じて、周知啓発していきます。その上で、住民一人ひとりが生活環境を手入れしていくことができるよう、住民参加型の取組みなどを通じて自分ごと化する取組みを進めます。
- ◆ 区及び民間による指定喫煙場所の整備拡充、周知啓発や巡回指導の強化により、非喫煙者の受動喫煙防止に努めます。

### 現状・課題

- 国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す「循環型経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指しています。地域での再生可能資源を可能な限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会づくりを推進します。
- ICT化の進展など社会経済情勢の変化や区民のライフスタイルの変化への対応が必要となっています。
- エシカル消費に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていません。

### 対応の方向性

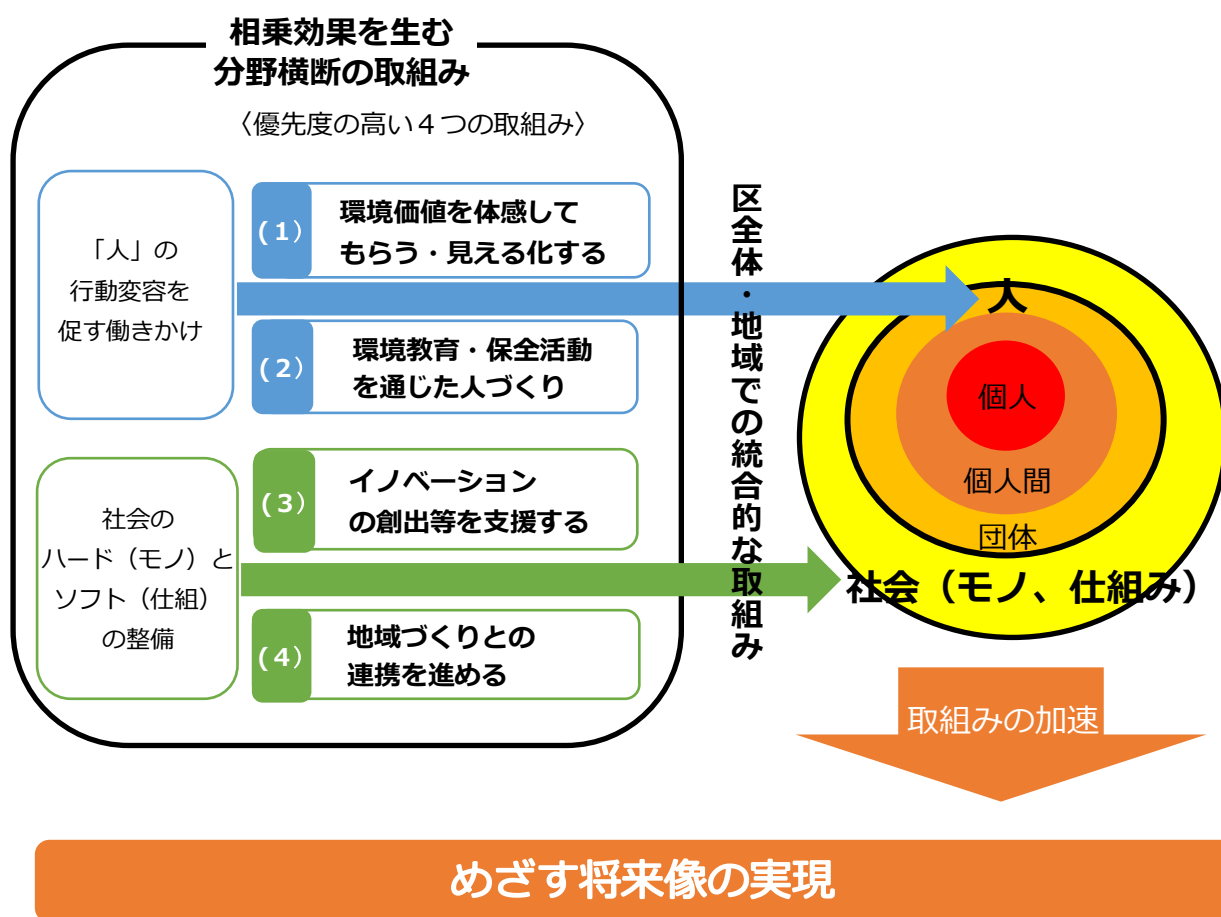
- ◆ プラスチックの分別収集の検討やそれに先立つプラスチック発生抑制などを強化し、資源循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ◆ 民間事業者の技術活用による衣類などの地域内での資源循環の実証を行います。
- ◆ 気候変動対策に関する組織横断的な連携による相乗効果の高い啓発事業を展開します。
- ◆ 有料ごみ処理のキャッシュレス決済などについて導入を検討し、デジタル技術を活用した区民の利便性の向上や効率的・安定的な収集体制の構築に努めます。
- ◆ 生産・流通・販売に関わる事業者、商店街、消費者団体等による、環境に配慮した製品、サービスの共創や、エシカル消費を実践できる環境整備等による消費行動の変容、事業者におけるエシカル意識の醸成を図ります。

## 第6章 分野横断の取組み

めざす将来像の実現に向け、一人ひとりの行動変容を促していくことは、各分野を横断する共通の課題です。

行動変容を促していくためには、一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、自分ごと化していく（当事者意識を育む）こと、その上で意識を行動につなげていく必要があります。そのためのアプローチとして、個々の人に直接働きかけ、意識醸成と行動を促していくとともに、人々が環境に配慮したより良い選択を後押しする社会を築いていくことが重要です。

このような観点から、分野横断の取組みは、取組みを担う人（個人や団体（事業者を含む））の行動変容を促す働きかけと、人（個人や団体（事業者を含む））の活動の場である社会のハード（モノ）とソフト（仕組み）の整備に着目します。その内、特に相乗効果が期待できる優先度の高い取組みとして、前者においては「環境価値を体感してもらう・見える化する」「環境教育・保全活動を通じた人づくり」を軸に、後者においては「イノベーションの創出等を支援する」「地域づくりとの連携を進める」を軸に取組みを進めていきます。



## 【具体的な取り組み例】

### （１）環境価値を体感してもらう・見える化する

#### ①環境価値を体感してもらう

- 健康村里山自然学校 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり × 農
- 体験型農業事業の実施 教育 × みどり × 農
- みどりの公共・公益施設づくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり
- 区民がふれあえる河川・水辺の維持管理 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり
- 民有地のみどりづくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり
- 川場移動教室 子ども子育て × 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり

#### ②環境価値を見える化する

- エコ住宅における多面的な効果の見える化 防災 × 健康 × 脱炭素行動・エネルギー
- 環境共生住宅 健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり × グリーンインフラ
- 生物多様性の見える化 教育 × みどり
- みどりの見える化 教育 × みどり
- グリーンインフラ施設の効果の見える化 防災 × みどり × グリーンインフラ

### （２）環境教育・保全活動を通じた人づくり

- 気候危機を担う次世代の人材育成 教育 × 脱炭素行動・エネルギー
- 消費に関する講座の実施 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環
- ごみに関する環境教育・環境学習の実施 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環
- みどり・生物多様性保全に関わる人材育成 教育 × 地域コミュニティ × みどり
- みどり・生物多様性に関わる体験・学習機会の拡充 教育 × 子ども子育て × 地域コミュニティ × みどり
- グリーンインフラ実践者の育成 防災 × 教育 × みどり × グリーンインフラ

### (3) イノベーションの創出等を支援する

- 環境分野における産業の育成推進 産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環
- 「脱炭素地域づくり」における実証事業  
産業 × 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり
- スタートアップやベンチャーの支援 産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

### (4) 地域づくりとの連携を進める

- 脱炭素地域づくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり
- 区内一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」 地域コミュニティ × 公害対策・美化
- ウォーカブルなまちづくり 健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動 × 建築・地区街づくり
- 歩行者・自転車を主役とした交通の促進 健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動

## 第7章 計画の推進

### 実現に向けて

区は、環境に関する自らの取組みを加速するとともに、区民や事業者などの各主体が「手入れ」を意識した行動を実践することを後押しするため、様々な取組みを進めていきます。

#### (1) 区民等と環境との関係性の再構築

良好な環境を維持するための「手入れ」を行っていくため、「人」が周囲の「環境」を意識し、主体的な行動を生み、環境が向上し、そのことを意識することでさらなる行動につながっていくという好循環を生み出していきます。

##### 地域と個人のつながりの構築

- ◆ 地域の情報を知る機会や地域を意識する機会を創出し、区民等の地域への愛着や帰属意識の向上につなげます。
- ◆ 時間がなくても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民等の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。
- ◆ 地域で活動を行う団体が、広く区民等に関われた活動を行うことができるように、団体への支援を検討します。

##### 地域特性に応じたアプローチ

- ◆ 環境に関連する地域特性や地域資源を把握し、区の施策に活かします。
- ◆ 環境に関わる地域の課題を共有し、方針にテーマとして「環境」を入れ込むなど、地区街づくりと環境との融合を図ります。

##### あらゆる主体との連携・協働

- ◆ 町会などの地縁団体や環境団体など、これまで連携をしてきた団体と行政が双方にとって有益な関係となる連携・協働に取り組みます。
- ◆ 大学、地域・環境の課題に取り組む企業、NPO、その他様々な主体との連携・協働を進めます。
- ◆ 区と地域の間につなぐ様々な活動を支援するまちづくりセンター、外郭団体等の中間支援組織と連携・協力し、団体をはじめとした様々な主体同士のつながりを図る。

##### 効果的な普及啓発

- ◆ 区民等の関心、活動ニーズを捉えた情報発信、PRに取り組みます。
- ◆ 多様性に配慮し、様々な媒体や手法の活用を進めます。
- ◆ 区民等の取組み、活動の成果を可視化し、発信していきます。

## (2) 区民等をバックアップする区の推進体制の構築

環境施策の推進にあたっては、区が組織として有している人員や財源、情報などのリソースについて、区政運営全般の中で割り当てられた分を適切に活用して進めてきています。今後、人口減少による税収減や職員確保難などが想定される中で、本計画の将来像の実現を図るための潤沢なリソースを確保していくことは難しいことから、区政全般における課題や人員・財源、取り巻く状況の変化等を踏まえ、より一層リソースを最大限に活用していくとともに、区民や事業者などの外部とも連携をしながらバックアップし取組みの検証を行っていくことで、環境分野における施策効果の最大化を目指していきます。

### 環境施策への庁内の理解醸成

- ◆ 環境施策全般について庁内全体の理解を得るため、環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進します。
- ◆ 事務事業の実施において、環境コストを基礎的な事業コストとして認識し、環境に関する取組みを実装していくように促します。

### デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化

- ◆ 政策形成における様々なツールの導入・活用促進など、DX化のさらなる推進に努めます。
- ◆ 施策の検討や評価における分析ツールの導入・活用促進などを通じ、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）につながる様々な「情報」のさらなる活用に努めます。

### 柔軟な組織・事業運営

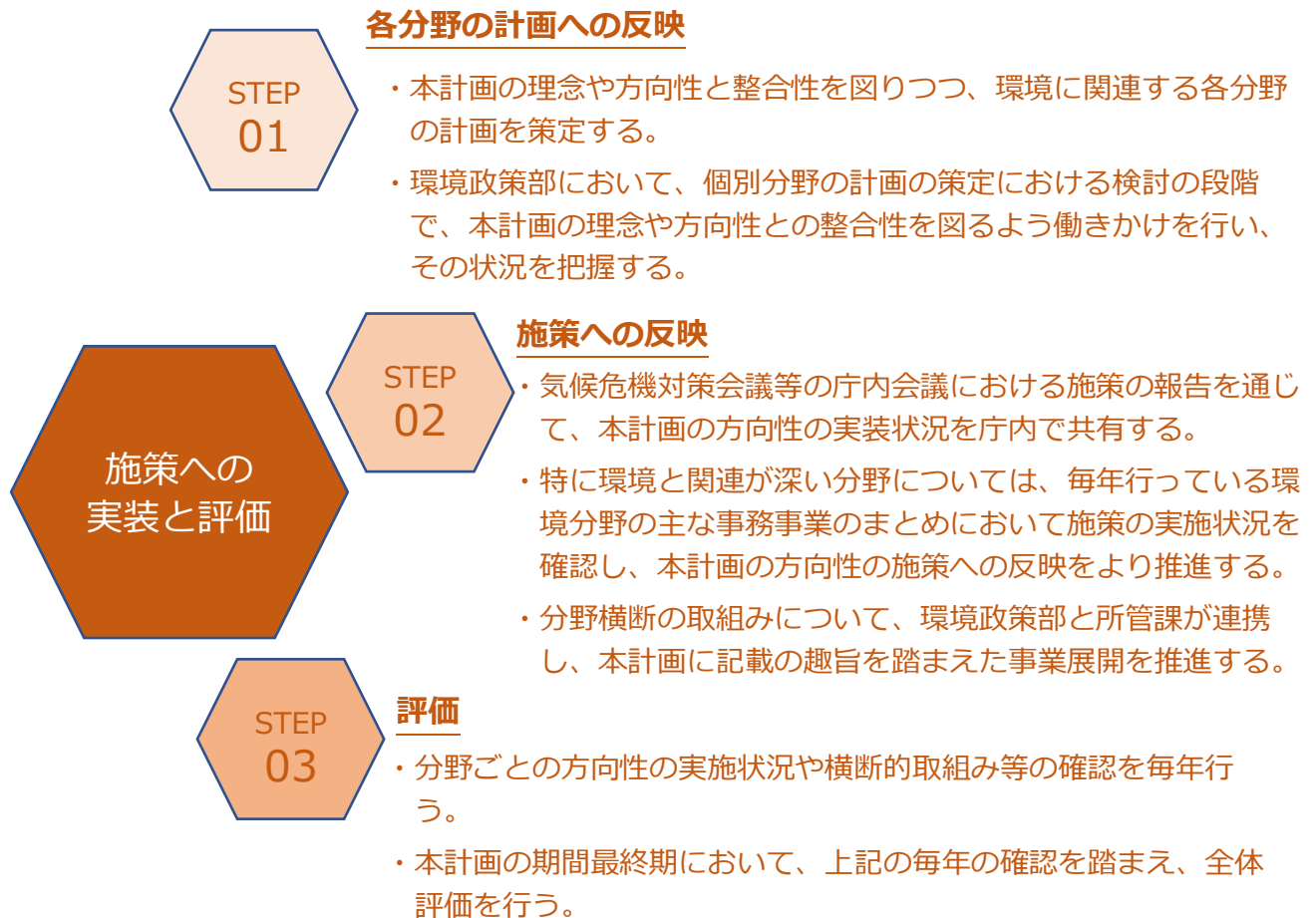
- ◆ 各部署がそれぞれ責任を持って業務に取り組む一方で、課題や施策テーマごとの柔軟なプロジェクトチームの組成などにより、「縦割り」の弊害のない、柔軟に連携する体制構築を進めます。
- ◆ 環境政策に関心のある職員を庁内で募集し、人材活用を進めます。
- ◆ 様々なプロジェクトの組成と試行錯誤（実証・スモールスタート・検証・反映・修正・トライアンドエラーなど）に取り組めます。

### 先進的な知見を有する外部機関との連携

- ◆ 区が保有する情報のオープンデータ化を進めます。
- ◆ 外部機関との連携による相乗効果を高めていくため、大学や事業者等が区のリソースを活用できる仕組みの構築、行政手続きの迅速化を進めます。
- ◆ 行政課題や社会的課題について積極的に発信し、外部機関の提案を募ります。
- ◆ 専門的知見を有する人材や地域人材等の副業採用など、外部の専門人材の活用を進めます。
- ◆ 専門的知見の習得につながる講習や地域活動への参加など、区職員の積極的な外部との交流を奨励します。

## 施策の実装と評価

「第2章 計画策定の視点」の「3 計画策定のねらい」に示したように、本計画は「環境」の総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、本計画において示した分野ごとの方向性を、以下の通り各分野の計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。



### ●環境審議会

- ・本計画に関連する分野の施策の実施状況等を適宜「環境審議会」に報告し、意見や提案に対して、施策への反映を検討します。
- ・環境政策部において評価した本計画を「環境審議会」へ報告し、次期計画策定に向けて審議します。

# 世田谷区環境基本計画 案

世 田 谷 区

## 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1章 計画策定の基本的事項 ..... | 1  |
| 1 背景と趣旨 .....        | 1  |
| 2 計画期間 .....         | 2  |
| 3 位置付け .....         | 2  |
| 第2章 計画策定の視点 .....    | 3  |
| 1 動向 .....           | 3  |
| 2 「環境」の特徴 .....      | 10 |
| 3 計画策定のねらい .....     | 11 |
| 第3章 基本方針 .....       | 14 |
| 1 「環境」の範囲 .....      | 14 |
| 2 理念 .....           | 16 |
| 第4章 めざす将来像 .....     | 19 |
| 1 区の特徴 .....         | 20 |
| 2 階層ごとの将来像 .....     | 28 |
| 第5章 分野ごとの方向性 .....   | 32 |
| 1 脱炭素行動・エネルギー .....  | 35 |
| 2 建築・地区街づくり .....    | 41 |
| 3 交通・移動 .....        | 44 |
| 4 みどり .....          | 46 |
| 5 農 .....            | 51 |
| 6 グリーンインフラ .....     | 53 |
| 7 公害対策・美化 .....      | 56 |
| 8 消費と共創・資源循環 .....   | 58 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第6章 分野横断の取組み .....       | 60  |
| 1 考え方 .....              | 60  |
| 2 分野横断によるねらい .....       | 61  |
| 3 対象とする分野 .....          | 64  |
| 4 分野ごとの分析 .....          | 65  |
| 5 相乗効果を生む取組み .....       | 67  |
| 第7章 計画の推進 .....          | 77  |
| 1 実現に向けて .....           | 77  |
| 2 施策への実装と評価 .....        | 87  |
| 第8章 環境行動指針 .....         | 88  |
| 1 区民 .....               | 88  |
| 2 事業者 .....              | 89  |
| 3 区 .....                | 89  |
| 資料編 .....                | 91  |
| 【1】世田谷区環境基本条例 .....      | 92  |
| 【2】世田谷区環境基本計画策定の経緯 ..... | 95  |
| 【3】環境に関する区民意識・実態調査 ..... | 99  |
| 【4】用語集 .....             | 116 |



# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 背景と趣旨

世田谷区では、1996年に「世田谷区環境基本計画」を策定し、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を推進してきました。

その後、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年に計画を見直し、各時点の社会経済情勢や国際社会、国、東京都の環境施策の動向、区内の環境の状況や区民意識に応じた施策を展開してきました。

2020年の見直しでは、持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動問題に関する国際的枠組みであるパリ協定の採択などを背景に、持続可能な社会の構築に向け、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくことを重視し、施策の充実を図りました。

前回の見直しから5年が経過する中で、気候変動対策をはじめ、環境施策をめぐる情勢はスピード感を増して変化しています。2050年カーボンニュートラルの実現、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、循環経済への移行など、新たな目標、概念が示され、これに向けた取り組みが国際社会、国、東京都において次々と打ち出されています。

こうした動きを踏まえ、2050年を見据えた環境施策の方向性を明らかにするとともに、スピード感を持って柔軟に施策を展開できるよう、計画を見直す必要が生じており、また、2020年に策定した「世田谷区環境基本計画」（以下「前計画」という。）の各施策の進捗状況の点検、区民・事業者の意識調査の結果なども踏まえ、計画を見直すこととしました。

新たな計画は、世田谷区の特性を踏まえた「世田谷区における環境」の政策的理念と方向性を明確にし、個別計画や他分野を含めた政策形成の視点を提示することを主眼としています。また、将来像（2050年度を想定）を定め、現状で生じている課題との間に横たわるギャップを抽出し、その解消に向けた対策の方向性等について取りまとめています。

今後は、この計画に基づき、区の環境に関する施策を計画的に推進し、区民や事業者等と連携・協働して、めざす将来像の実現に向け、取り組みを進めていきます。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度から 2030 年度までの 6 年間とします。

区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である 2030 年度までの向こう 6 年間やそれ以降の時期（2050 年）も見据えた方向性を示します。

なお、区の基本計画の見直しの状況や、国、都の施策の動向、本計画の進捗状況の結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

| 年度                   | 2025                  | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031     | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2050 |
|----------------------|-----------------------|------|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|
| 計画名                  | R7                    | R8   | R9   | R10  | R11  | R12  | R13      | R14  | R15  | R16  | R17  | R32  |
| 世田谷区基本計画<br>世田谷区実施計画 | (8 年) 基本計画            |      |      |      |      |      | 次期基本計画   |      |      |      |      |      |
| 世田谷区環境基本計画           | (6 年) 環境基本計画          |      |      |      |      |      | 次期環境基本計画 |      |      |      |      |      |
| 地球温暖化対策<br>地域推進計画    | (8 年) 地球温暖化対策地域推進計画   |      |      |      |      |      | 次期計画     |      |      |      |      |      |
| みどりの基本計画             | (10 年) みどりの基本計画       |      |      |      |      |      | 次期計画     |      |      |      |      |      |
| 生きものつながる<br>世田谷プラン   | (16 年) 生きものつながる世田谷プラン |      |      |      |      |      | 次期計画     |      |      |      |      |      |
| 一般廃棄物処理<br>基本計画      | (10 年) 一般廃棄物処理基本計画    |      |      |      |      |      | 次期計画     |      |      |      |      |      |

## 3 位置付け

本計画は、世田谷区環境基本条例第 7 条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第 8 条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとします。

## 第2章 計画策定の視点

### 1 動向

本項では、前計画策定後に国際社会、国、東京都において特に大きな動きが見られる気候変動対策、生物多様性、資源循環に関する政策動向及び国、東京都の新たな環境基本計画のポイントを整理します。

#### (1) 国際社会

##### ①気候変動対策

世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。気候変動問題は今や「気候危機」ともいわれる喫緊の課題となっています。2023年7月には国連事務総長がその深刻さを「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が訪れた」と表し、パリ協定採択後も国際社会は気候変動対策を加速させています。

2018年には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）から「(通称) 1.5℃特別報告書」が公表され、「温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きい2℃になるとさらに深刻になり、1.5℃未満の抑制が必要であること」「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素（以下CO<sub>2</sub>）排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。

2021年のCOP26（気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、1.5℃目標に向かって世界が努力すること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減に向けた努力を加速することが合意されました。

さらに、2023年のCOP28では、1.5℃目標達成のためには、温室効果ガスを2019年水準比で2030年までに43%、2035年までに60%の大幅削減が必要との認識が示され、2030年までに世界の再生可能エネルギー容量を3倍、エネルギー効率改善率を2倍とすること、2050年までのネットゼロを達成するために化石燃料からの移行を図ることなどが合意されました。

##### ②生物多様性

2021年6月に開かれたG7サミットにおいて、日本を含めたG7各国は、2030年までに陸と海の30%以上の保全エリアを確保することをめざす「30by30」を約束し、我が国においては、2022年4月に、「30by30」目標達成までの行程と具体策を示した「30by30ロードマップ」を策定しました。

2022年12月には、愛知目標の後継となる、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年

グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030 年ミッションとして掲げました。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動として、3つのグループから成る 23 のグローバルターゲットを定めています。

| 2050年 ビジョン                                        | 2050年 グローバルゴール                 |                          |                                      |
|---------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 自然と共生する世界の実現                                      | ゴール A<br>生物多様性の保全              | ゴール B<br>生物多様性の持続可能な利用   |                                      |
|                                                   | ゴール C<br>遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) | ゴール D<br>実施手段の確保         |                                      |
| 2030年 ミッション                                       | 2030年 グローバルターゲット               |                          |                                      |
| 自然を回復軌道に乗せるために<br>生物多様性の損失を止め<br>反転させるための緊急の行動をとる | 生物多様性への<br>脅威を減らす<br>ターゲット 1～8 | 人々のニーズを満たす<br>ターゲット 9～13 | 実施と主流化のための<br>ツールと解決策<br>ターゲット 14～23 |
|                                                   |                                |                          |                                      |

図 昆明・モントリオール生物多様性枠組

出典：昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標－（環境省）

### ③資源循環

国連環境計画国際資源パネルが公表した報告書「世界資源アウトルック 2024」は、「グローバルな環境影響として、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、気候影響の原因に占める割合の 55%以上に増大し、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の 90%以上を占めており、すべての環境影響が増加傾向にある。」と指摘し、資源の採取及び加工に関する経済システムが気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題と密接に関係することを示しました。このことから、資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進めることは、気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要であり、2024 年に開催された第 6 回国連環境総会において、資源効率性・循環性を高める取組を強化し、このような相乗効果（シナジー）を推進する決議が採択されました。

### ④その他の動向

気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題のうち、汚染に関しては、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等が、引き続き対応が必要な課題となっています。

例えば、水環境については、世界の排水の 80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業施設から排出される年 3～4 億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されていると報告されています。プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は 2019 年から 2060 年までにほぼ 3 倍になると見込まれており、環境への流出、湖・河川・海洋への堆積が進むことで、マイクロプラスチックによる影響を含め、生態系への深刻な影響が懸念されています。

## (2) 国

### ①第六次環境基本計画

第一次環境基本計画の策定から30年という節目に当たる2024年、国は「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機により、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあるとの認識の下、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢が必要であるとし、計画の根幹をなす目的、方針が大きく見直されました。

具体的には、目指すべき文明・経済社会の在り方として、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことが掲げられました。

その上で、環境政策の最上位の目標に「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング、高い生活の質、経済厚生向上」の実現を掲げました。

さらに、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を方針とし、「変え方を変える」視点として次の6点が示されました。

- ①ストック : ストックである自然資本（環境）の維持・回復・充実
- ②長期的視点 : 目先ではなく、長期的視点に立った投資
- ③本質的ニーズ : 供給者のシーズのみならず、国民の本質的ニーズへの対応
- ④無形資産・心の豊かさ : 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化
- ⑤コミュニティ・包摂性 : 国家、市場、コミュニティのバランス
- ⑥自立・分散の重視 : 一極集中・大規模集中型の経済社会システムからの転換

### ②気候変動対策

I P C C 「(通称) 1.5℃特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、2020年10月に内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

これを受け、2021年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。同年10月には、国の新たな「地球温暖化対策計画」、「第6次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。また、「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を、それまでの22～24%から36～38%に引き上げることが示されています。

また、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」を策定するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産業構造や社会経済の変革を促し、大きな成長へとつなげていく動きが加速しています。

### ③生物多様性

新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、日本において取り組むべき事項を示すものとして、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

「2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、次の政策の重要性を強調しています。

＜新たな国家戦略のポイント＞（「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」より）

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的な変革
- ・「30by30 目標」の達成に向けた取組により、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組など、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進

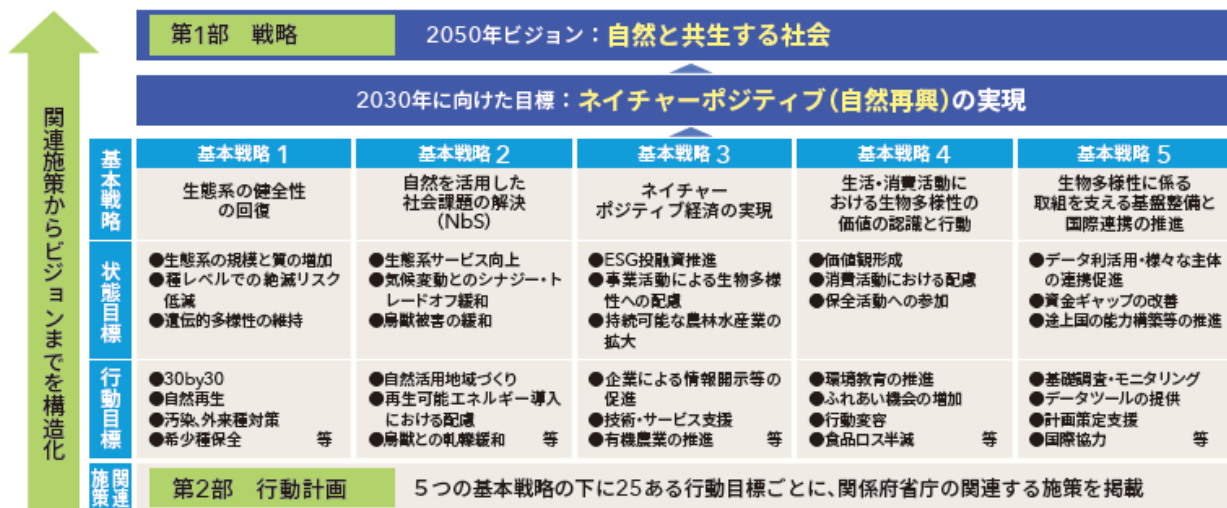


図 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

出典：昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標－（環境省）

#### ④資源循環

2024年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略に位置付けた「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進が鍵となります。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであるとし、重要な方向性として次の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

#### ⑤その他の動向

人の健康や生活環境に関わる分野の動きとして、大気環境の保全、低周波音などの新しい公害問題への対策などが進んでいます。

大気環境については、大気汚染防止法の一部を改正する法律が2020年6月に公布され、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材に規制が拡大されるとともに、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け、作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

光化学スモッグの原因物質の一つである光化学オキシダントは、主成分であるオゾンがCO<sub>2</sub>、メタンに次いで気候変動を引き起こす影響の度合いが強いことから気候変動対策の観点からも削減が急務になっています。このため、国は国民の安全・安心の確保、アジア地域（世界）における脱温暖化と清浄な空気の共有を目標に掲げ、総合的な対策を進めていくことを打ち出しています。

また、近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、騒音・低周波音・振動を原因とした苦情や相談の割合が高まっています。国は、2022年度に公害等調整委員会に「騒音問題に関する研究会」を発足させ、地方自治体における騒音問題に係る苦情処理の動向等を解析し、騒音紛争事案への対応の要点等を取りまとめ、今後の対策の検討を進めています。

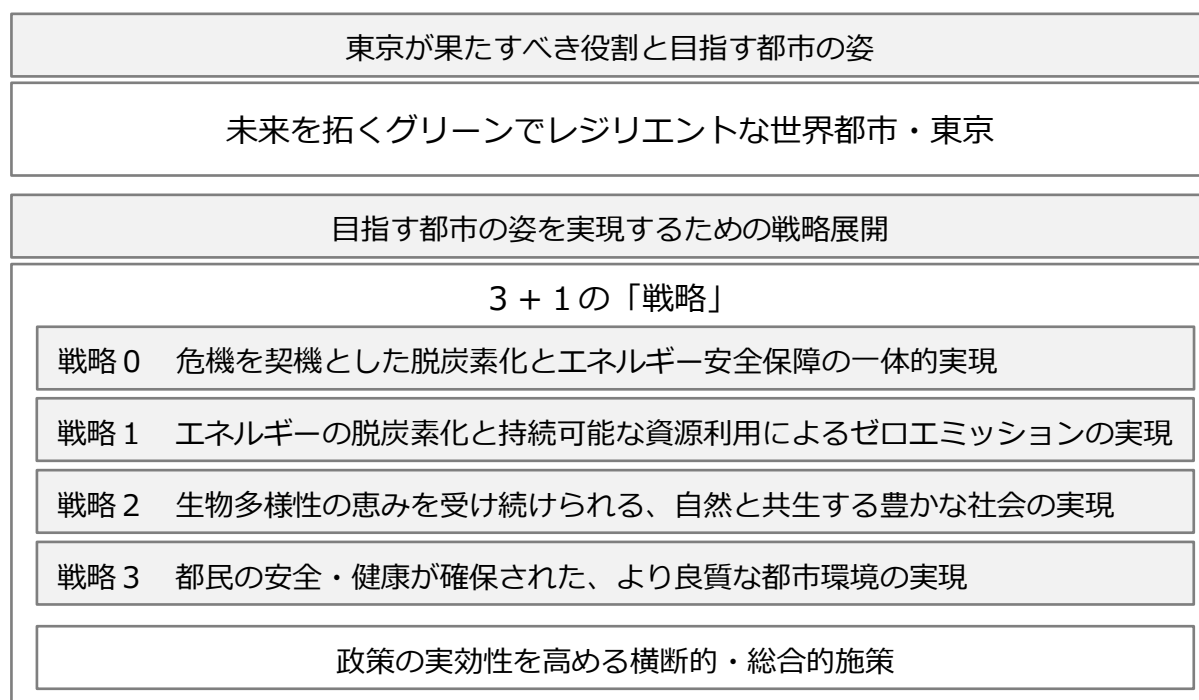
さらに、様々な環境問題への対応を進めていくため、企業戦略における環境配慮の主流化、金融を通じたグリーンな経済システムの構築、環境分野におけるイノベーションの推進など、経済システムへの働きかけや、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）をはじめとするライフスタイルの変革に向けた取組みも進んでいます。

### (3) 東京都

#### ①東京都環境基本計画 2022

東京都は、「東京都環境基本計画 2022」を 2022 年 9 月に策定しました。

2050 年のあるべき姿の実現に向けて、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくこととしています。



#### ②気候変動対策

東京都は、2021 年 1 月に、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること（カーボンハーフ）、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることを表明しました。

同年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、ゼロエミッションビークルの拡大などの施策を掲げ、さらに「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速」（2022 年 2 月公表）により、カーボンハーフに向けた道筋を具体化するため、部門別の CO<sub>2</sub>排出量やエネルギー消費量削減の目標案や、直ちに加速・強化する主な取組みを示しています。

#### ③東京都生物多様性地域戦略

東京都は、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、2012 年に「緑施策の新展開」を策定し、緑の量と質の確保、新たな緑の創出、利用を通じた普及啓発を目標に掲げ、施策を展開してきました。

新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、新たに策定した「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。

## 2 「環境」の特徴

大気、水質、ごみなど区民の健康で快適な暮らしに直結する生活環境に関わること、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、多岐にわたる課題を取り扱う「環境」には、次の特徴があります。

### ①対象とする範囲が広く、問題が複合化している

上述のように「環境」が取り扱う課題は多岐に渡ることに加え、気候変動が生物多様性の損失に影響を与える、プラスチックの大量使用が温室効果ガスの増加や海洋生物に悪影響をもたらすなど、様々なレベルの課題が重層的に関連しています。

このため、異なるレベルの事象を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかに、対応していくことが求められます。

### ②取り巻く状況の変化が速い

パリ協定後の気候変動対策に関する国際社会、国、都の動きをはじめ、近年の環境施策は、短期間のうちにアップデートが繰り返され、スピード感を増しています。

このため、状況の変化に合わせた柔軟的、弾力的な対応が求められます。

以上の「環境」の特徴を踏まえて、計画策定のねらいを検討します。

### 3 計画策定のねらい

2020年3月に策定した前計画においては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」をめざす環境像とし、自然、エネルギー、ライフスタイル、地域社会、生活環境の5つの基本目標を立てたうえで、方針、施策、区民・事業者の環境行動指針及び成果指標を設定し、取組みを進めてきました。

分野ごとに、質の高い潤いのあるみどりの保全・創出、再生可能エネルギー由来電力の利用・創出、区民1人1日当たりのごみ排出量の着実な削減、より環境負荷の低減に資する街づくりや豪雨対策の取組みの推進などの成果が得られました。

この間、環境政策の変化が加速しているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）や、国の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、区内で進めている脱炭素まちづくりのように環境・経済・社会の諸課題を同時解決するアプローチが浸透し始めています。

分野ごとの個別計画との整合を重視し、取組みや成果指標等が分野ごとに細分化していたこれまでの環境基本計画では、このような変化に対する柔軟性を欠くことが課題として顕在化しています。

「環境」の特徴と、これまでの計画の構成が持つ課題を踏まえ、次の2点をねらいとして本計画を策定します。

#### ①総合計画としての性格・位置付けの強化

変化の速い国際社会・国・東京都の環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置付けを強化します。

環境基本計画と個別計画等との関係は、次のように整理します。

- ・環境基本計画では環境に関する分野ごとの施策の方向性を明示する。
- ・具体的な施策や事業、指標・進行管理は、世田谷区基本計画に基づく世田谷区実施計画、分野ごとの個別計画で行う。

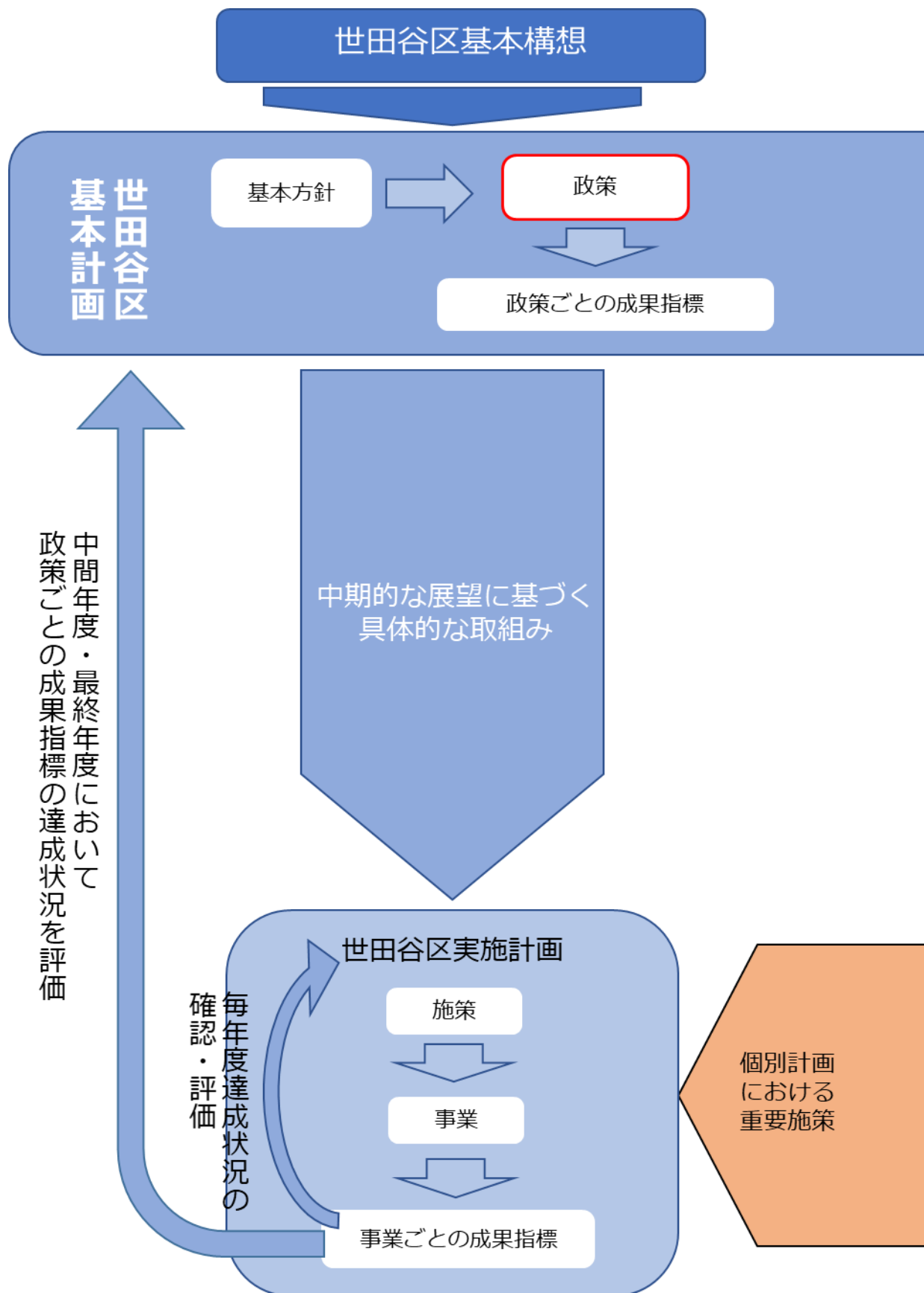
#### ②分野横断的な視点の強化

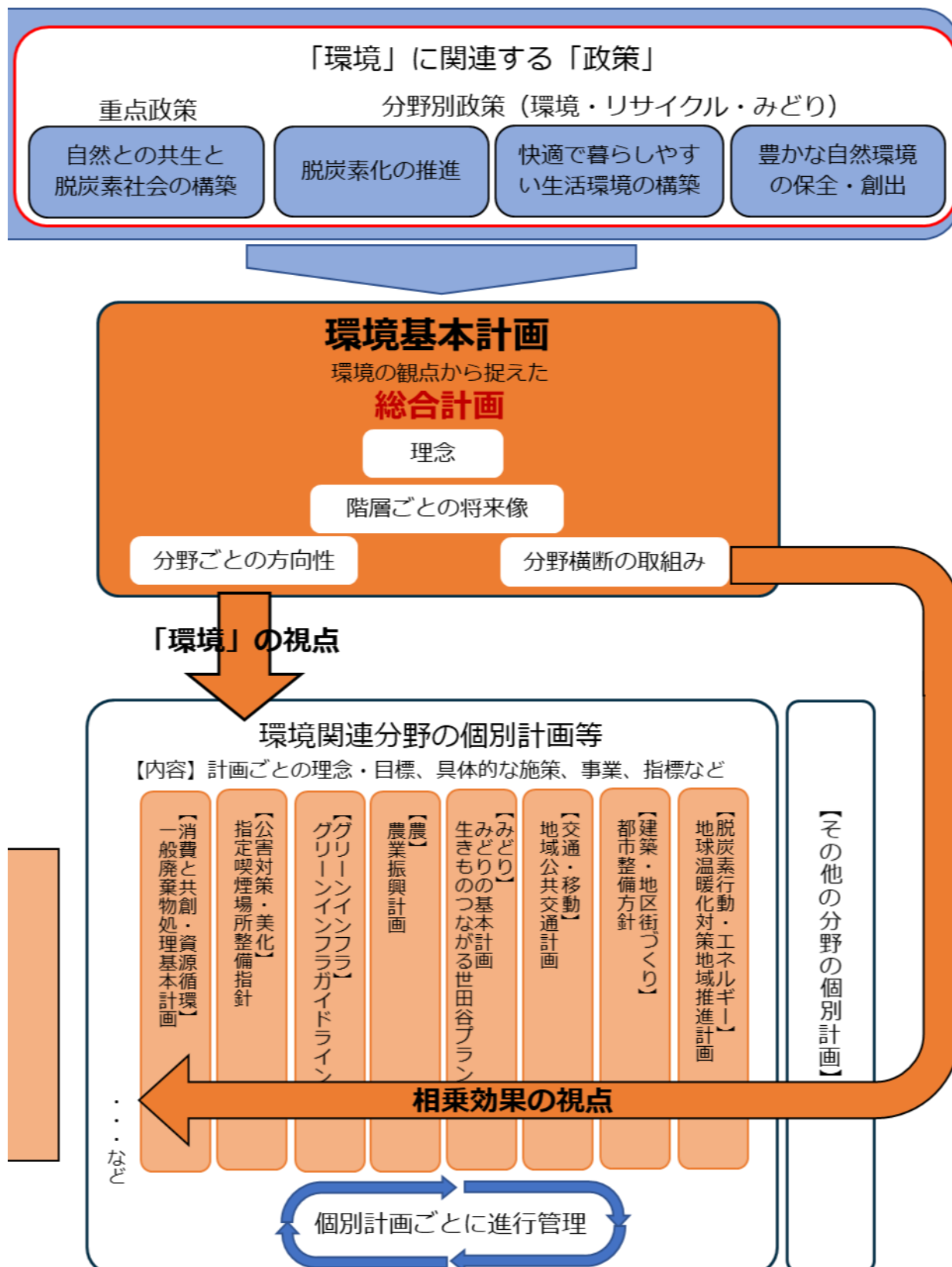
環境問題が持つ複合性に対し的確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

＜「相乗効果」を生み出す分野横断の例＞

- ・住宅や都市の「緑化」は、住宅の省エネルギーやCO<sub>2</sub>吸収、街の快適性の向上、地域のコミュニティ形成につながります。
- ・住宅の脱炭素化の取組み（断熱性の強化、再生可能エネルギーと家庭用蓄電池の導入など）は、住まいの快適性の向上や健康、防災対策にもつながります。

環境基本計画とその他の計画との関係





# 第3章 基本方針

## 1 「環境」の範囲

### (1) 定義

世田谷区環境基本条例では、環境の保全等を図るに当たって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項として、次の8項目を定めています。

| 世田谷区環境基本条例 第4条に基づき施策の策定及び実施によって確保すべき事項      |                                  |
|---------------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 公害の防止                                   | (5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備             |
| (2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等                    | (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量 |
| (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保                  | (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全   |
| (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全 | (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等  |

これらの事項を包含するものとして、本計画では、「環境」を次のように定義します。

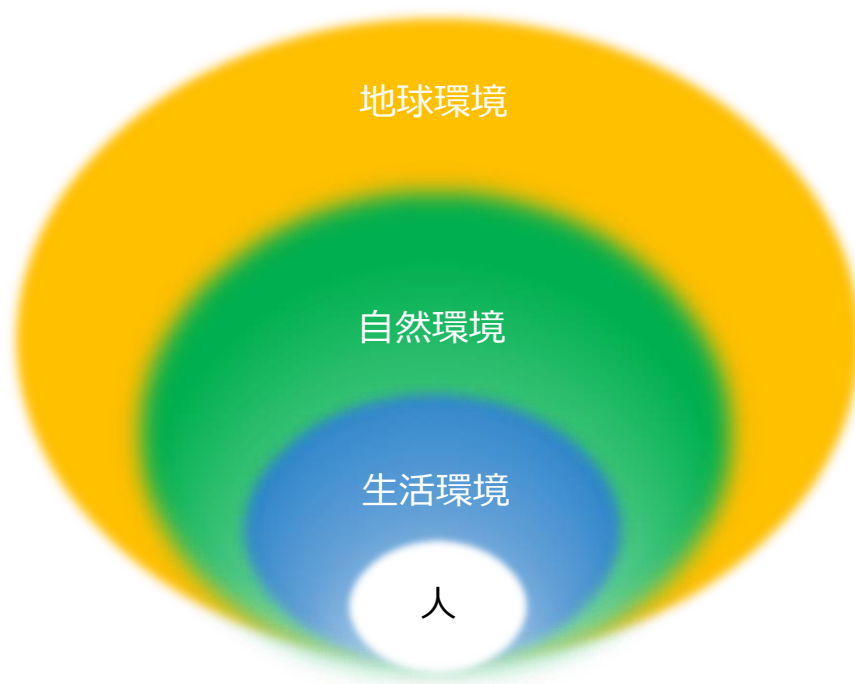
#### 環 境

人の周囲を取り巻く状態や状況。  
人と相互に関係し合って、影響を与え合う外界。

## (2) 階層

本計画では、区民の健康で快適な暮らしに密接にかかわる公害対策や廃棄問題に関わることから、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、人のあらゆる活動の共通の基盤となる「環境」を3つの階層で捉えます。

|      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 地球環境 | 地球温暖化や気候変動など、地球規模で認識される環境            |
| 自然環境 | みどりや生きものなど、身近だが人の手のみで作りえない環境         |
| 生活環境 | きれいな大気、水、土壌やごみなど、日々の暮らしの中で最も密接に関わる環境 |



## 2 理念

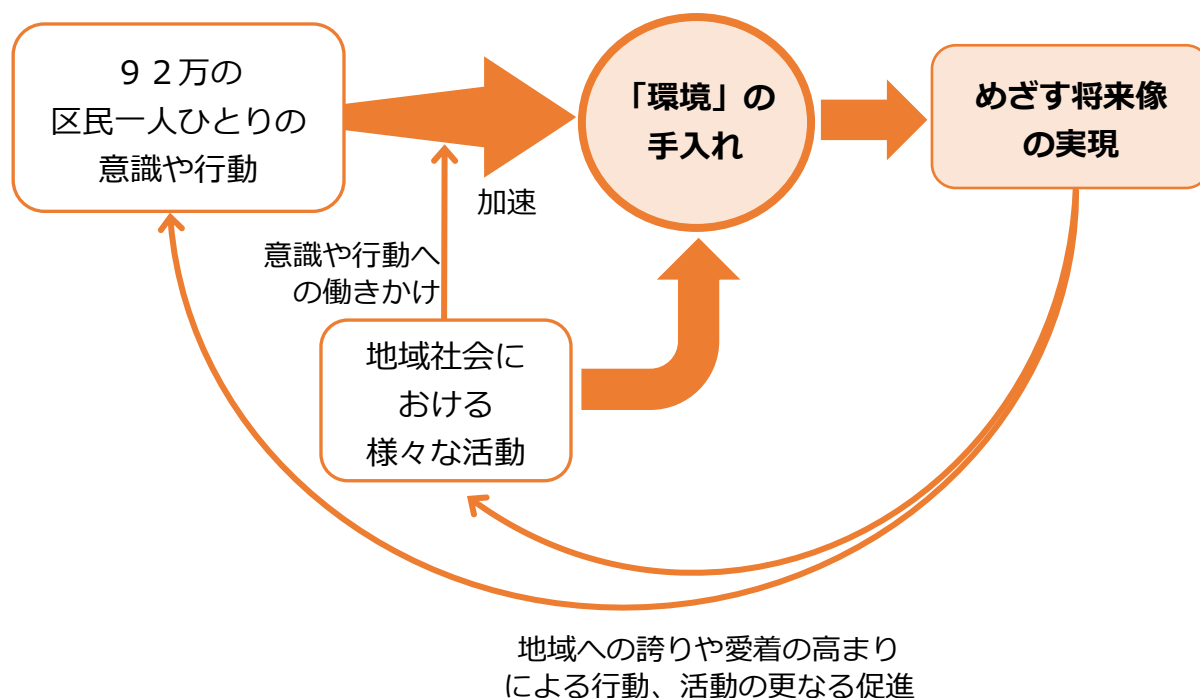
人が「環境」の恩恵を一方的に受ける、さらには収奪を続けることにより、「環境」は危機的に悪化します。良好な「環境」を維持するためには、人の「手入れ」が必要です。

人々は、環境の恩恵をただ享受するだけでなく、それを保つために「手入れ」をすることで、はじめて「環境」の限界や回復力を知り、適正に利用し維持するために何をすればよいかを理解することができます。例えば、自分の庭やベランダで木々や草花を育てたり、脱炭素に向けて省エネルギーをどのように生活に取り入れるかを創意工夫したりという行動をすることで、「環境」に対する理解を深め、得られる恩恵とそのために必要な「手の入れ方」が実感できるでしょう。

また、地域住民によるまちの清掃活動や区内活動団体による環境イベントの実施など地域社会で展開される様々な活動もまた、環境への「手入れ」につながる重要な区民の行動の一つです。地域社会における活動は、一人ひとりの意識や行動に働きかけ、加速させる役割も果たします。これらの「手入れ」により、めざす将来像の実現に近づき、世田谷の環境がより良くなるという実感は、人々の地域への誇りや愛着を高め、更なる行動、活動につながっていくことが期待されます。

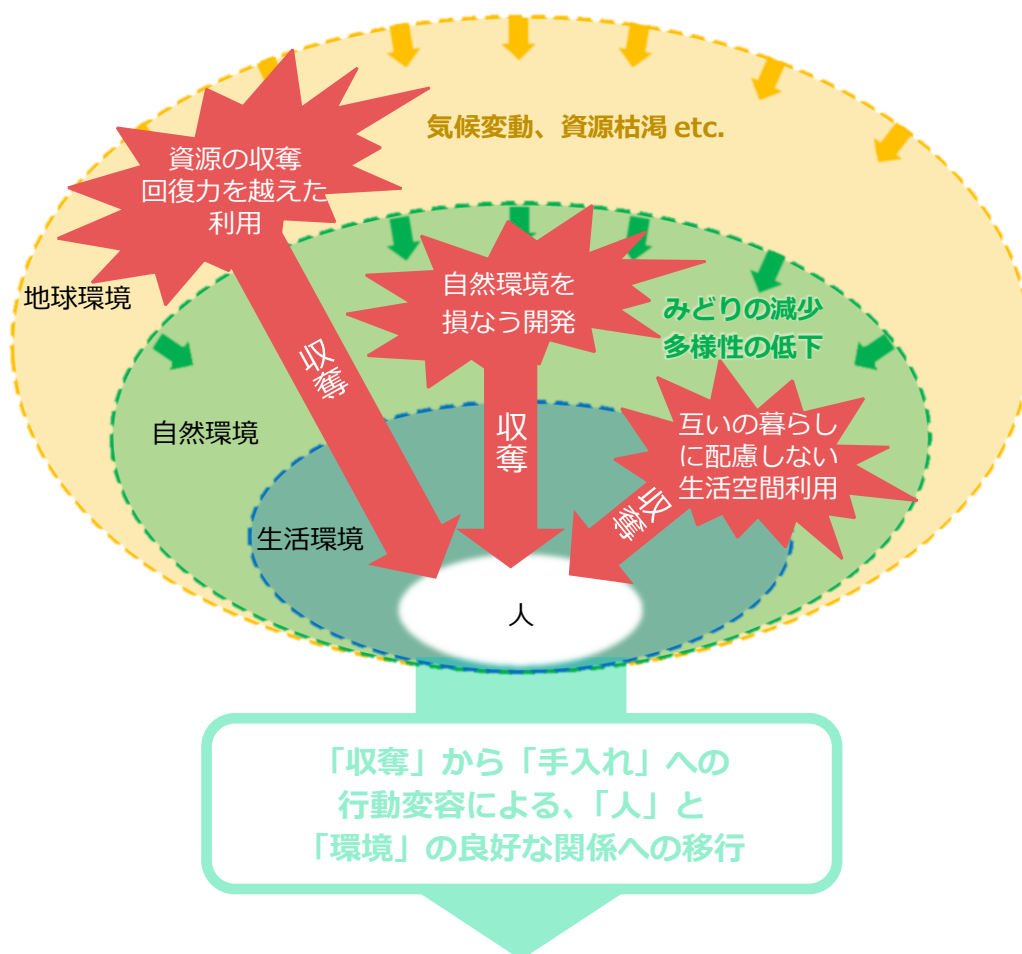
本計画は、このような住民自治の考えや、まちづくり的な手法を最大限活用することで、92万人の区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集散的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会をめざすことを基本理念とします。

住民一人ひとりや地域社会による環境の「手入れ」は、身近な地域環境のみならず、自然とわたしたちのつながりや、さらには地球全体の環境も「手入れ」によって保たれるという理解に至り、人と環境の「トレード・オン※」による、持続可能な未来を創造することにつながります。

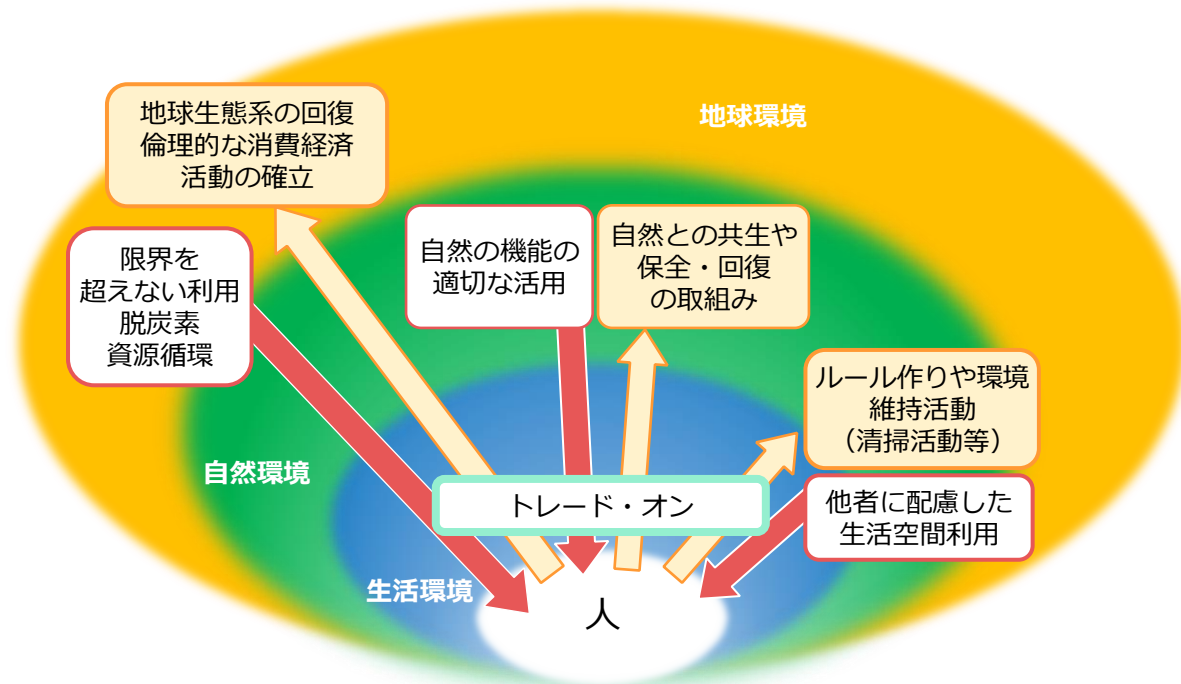


※トレード・オン：相反する課題に対し、一つを解決するために他方を諦める・犠牲にするトレード・オフではなく、新しい価値を見出すことで対立する複数の課題の同時解決を図っていくこと。

## 【現状】 人と環境の「トレード・オフ」な関係



## 【理想】 人と環境の「トレード・オン」による 持続可能な未来へ



## 【コラム】せたがやライフスタイル ～ 2050年に向けたライフスタイルのアップデート～

第3章 2. 理念で述べたように、一人ひとりの環境に配慮した行動、いわゆる「手入れ」は、良好な「環境」を維持することに加えて、人々の「環境」への理解を深めることにつながります。

「手入れ」は、省エネルギー、環境に配慮した製品やサービスの選択など、一人ひとりの生活の中での取組みから始まります。

このような「手入れ」を地域に暮らす人々が協力して実行したら、まちはどのように変化するのでしょうか？

例えば、国内においては、燃料となる薪や炭の原料となる木材を育成・採取ための薪炭林や採草地といった自然資源を地域の共有財産として人々が協力して利用・管理する取組みが古くから、行われてきました。

区内においても、まちかどの広場や花壇を地域住民が清掃、維持管理する取組みや、世田谷トラストまちづくりの支援によって地域住民が国分寺崖線の自然環境保全に取り組む活動が長く行われています。また、まちの風景は、道路などの公的領域、私的領域、その間にある境界領域の取組みが協働することで、より良いものとなっていきます。

日々の暮らしの中で省エネルギーや脱炭素を意識して行動する脱炭素型ライフスタイルも「手入れ」の一つです。成城地域においては、この「手入れ」を地域ぐるみの取組みに発展させ、住環境の向上を図りながら少ないエネルギーで快適な暮らしを実現する新たな試みが始まっています。

地域による環境への「手入れ」は、暮らしやすいまちをつくっていく上で重要性を増しています。

一人ひとりの環境への「手入れ」を地域の取組みにつなげ、地域がより良くなることで一人ひとりの環境への「手入れ」がさらに進む、そのような循環を「せたがやライフスタイル」として広げていくことが今、求められています。

## 第4章 めざす将来像

本計画における区のめざす将来像は、前計画において描いた『みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像』と、そのうえで設定された下記の「めざす環境像」を継承し、加えて、階層ごとに将来像を設定します。

### 前計画（世田谷区環境基本計画（後期））（抜粋）

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる  
～環境共生都市せたがや～

階層ごとのめざすべき将来像については、上位計画である「世田谷区基本構想」や「世田谷区基本計画」におけるビジョンや目指す姿、区の環境の特徴から抽出した要点を踏まえて定めます。

以下は、世田谷区基本構想と世田谷区基本計画の内、環境政策に関連する項目の抜粋です。

### 世田谷区基本構想（抜粋）

#### 【九つのビジョン】

#### 一、環境に配慮したまちをつくる

将来の世代に負担をかけないように、環境と共生し、調和したまちづくりを進めます。農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめ、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ります。また、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていきます。

### 世田谷区基本計画（抜粋）

#### 重点政策5 自然との共生と脱炭素社会の構築

#### 【目指す姿】

- 区民の生活を脅かす気候変動に向き合い、多様な生物に支えられた生態系の健全性を守り、自然の豊かな恵みを実感しながら日々の生活を送ることができる。
- 区民や事業者は身近な自然である国分寺崖線や大規模公園などを核としたみどりと生きもののネットワークを守り育て、自然との共生に向けた取組みを進め、継承している。また、気候危機に与える影響、効果が広く認識され、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの変容により、脱炭素地域社会が実現している。

#### 【成果指標】

| 成果指標名                            | 単位                 | 現状値          | 中間目標値 | 最終目標値         |
|----------------------------------|--------------------|--------------|-------|---------------|
|                                  |                    | 令和5年度        | 令和9年度 | 令和13年度        |
| 身近なみどり、自然を大切に思い、みずから守り育てている区民の割合 | %                  | 32.4         | 41.2  | 50            |
| みどり率                             | %                  | 24.38        | 29    | 32.2          |
| 区内のCO <sub>2</sub> 排出量           | 千t-CO <sub>2</sub> | 2,517（令和2年度） | 1,493 | 1,152（令和12年度） |

# 1 区の特徴

ここでは、「環境」を構成する階層ごとに、世田谷区の特徴を様々なデータから明らかにします。

## (1) 人

人口、世帯数は23区で最多であり、2040年ごろまで増加が続くと見込まれており、人口の多い分、人々の行動が環境に与える影響も大きくなります。

区民の力を発揮し、事業者や区などのあらゆる主体とともに、将来像の実現をめざしていくことが重要です。

### 区の特徴

- ・人口 918,141 人（23区で最多）〔2024年1月1日現在〕
- ・世帯数 496,436 世帯（23区で最多）〔2024年1月1日現在〕
- ・2042年までは人口動態も増加傾向。

表 上位5区の人口・世帯数

|   | 区    | 人口（人）   | 世帯数（世帯） |
|---|------|---------|---------|
| 1 | 世田谷区 | 918,141 | 496,436 |
| 2 | 練馬区  | 741,540 | 389,715 |
| 3 | 大田区  | 733,634 | 410,030 |
| 4 | 足立区  | 693,223 | 371,942 |
| 5 | 江戸川区 | 689,961 | 353,487 |

各区の住民基本台帳による人口・世帯数（2024年1月1日現在）

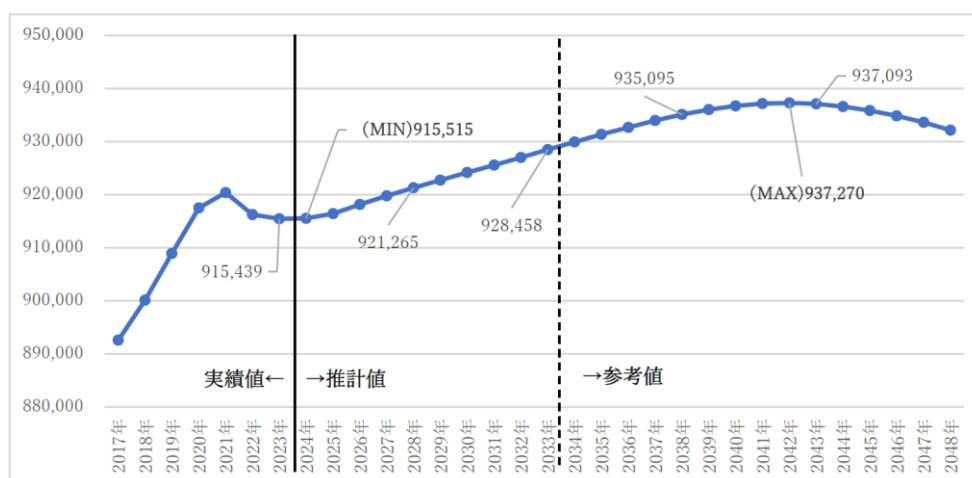


図 世田谷区将来人口推計（2023年7月）

## (2) 地球環境

### ① 温室効果ガス、エネルギーなど

世田谷区では、温室効果ガスを 2030 年度 57.1%削減（2013 年度比）、2050 年実質ゼロとすることを目標としています。

温室効果ガス排出の要因として、家庭部門の割合が高いことが大きな特徴となっています。

#### 区の特徴

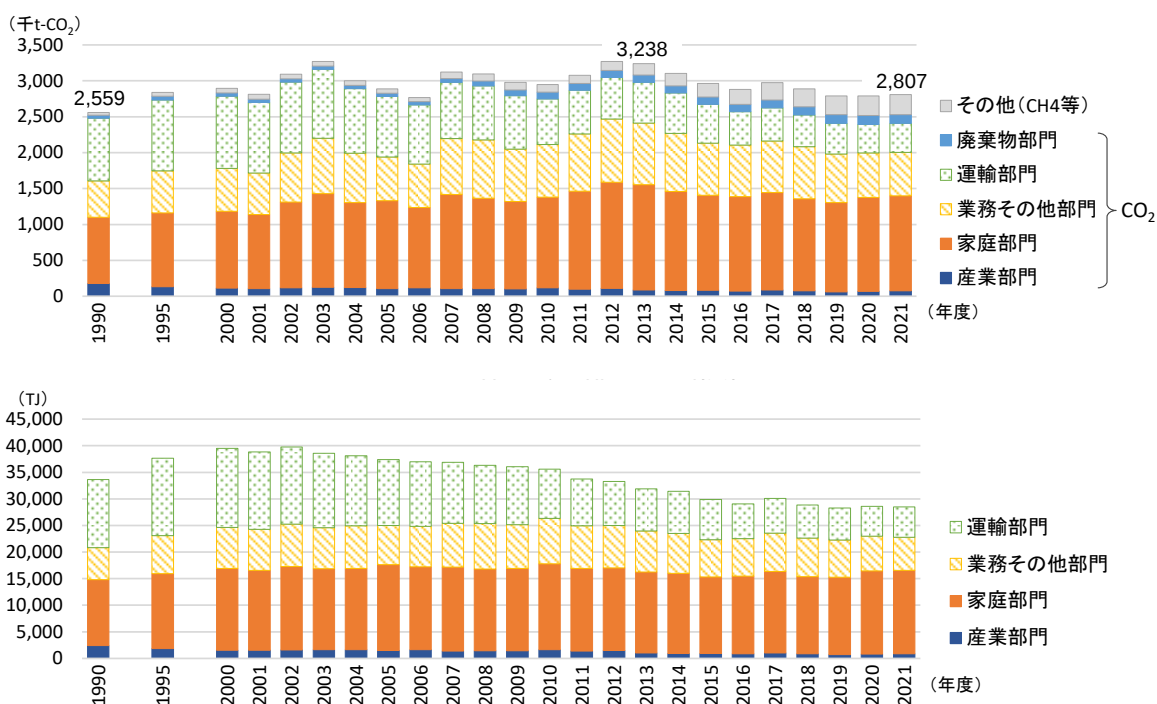
- ・ 温室効果ガス 2030 年度 57.1%削減（2013 年度比）、2050 年実質ゼロ
- ・ CO<sub>2</sub>排出量は 2,529 千 t-CO<sub>2</sub>（2021 年度）※<sup>1</sup>で、温室効果ガス排出量の約 90%を占める。
- ・ CO<sub>2</sub>排出の大部分は、家庭や事業所における電気、ガスの使用、自動車利用に伴うガソリン消費など、エネルギー消費に伴う排出
- ・ エネルギー消費量は 28,509TJ（2021 年度）※<sup>1</sup>、家庭部門の割合が高い（55.0%）。人口増にもかかわらず、減少傾向（10 年前の 85%）
- ・ 再エネポテンシャルの大部分を占める太陽光発電設備の設置ポテンシャルは、都内最大（1,242,347Kw）※<sup>2</sup>だが、太陽光発電設備の既設置率は約 3.3%※<sup>3</sup>
- ・ 再生可能エネルギーをこれから利用したいと考える区民は、2018 年度から増加（2018 年度 40.2%、2023 年度 51.4%）※<sup>4</sup>

※<sup>1</sup> 「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

※<sup>2</sup> REPOS/環境省再生可能エネルギー情報提供システム（2021 年度）

※<sup>3</sup> 経済産業省再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報ウェブサイト（2022 年 12 月末）

※<sup>4</sup> 環境に関する区民意識・実態調査（2023 年 11 月）



エネルギー消費量の推移

「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）を基に作成

### (3) 自然環境

#### ①みどり

世田谷区では、2032年にみどり率33%達成をめざす「世田谷みどり33」を目標に掲げています。

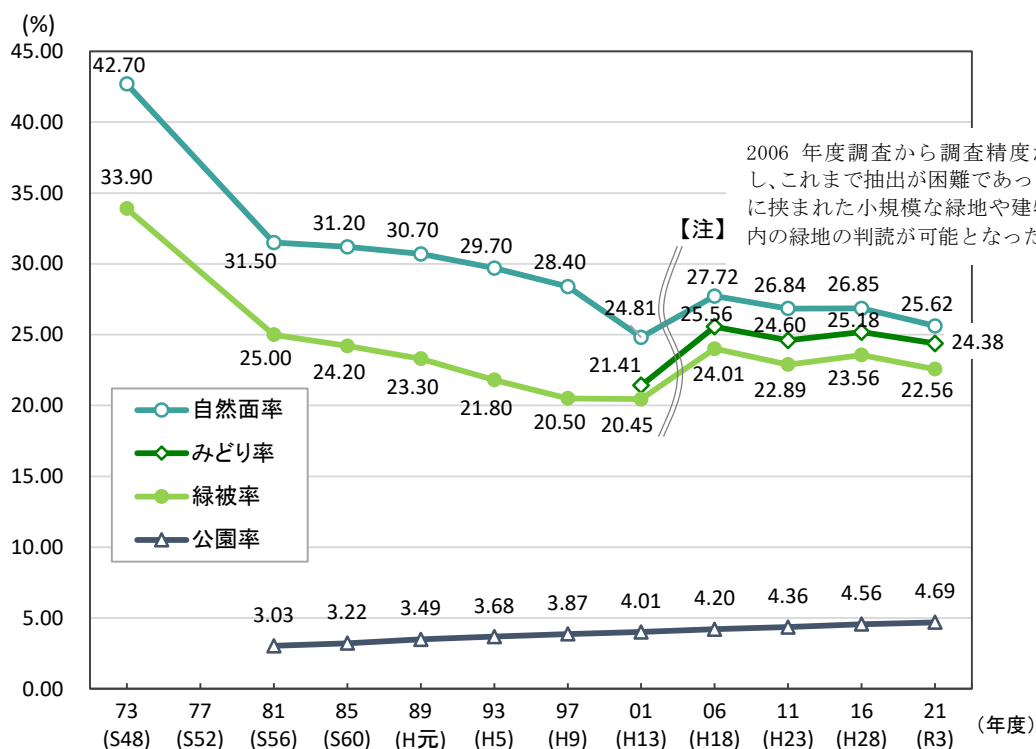
2021年度時点で緑被率は22.56%、みどり率は24.38%であり、過去5年間では減少していますが、公園面積や公園数は増加しています。

#### 区の特徴

- ・「世田谷みどり33」（2032年にみどり率33%達成をめざす）
- ・緑被率22.56%※<sup>1</sup>、みどり率24.38%※<sup>1</sup>であり、過去5年間では減少
- ・みどりの内では、民有地のみどりが多い。
- ・国分寺崖線や都内唯一の渓谷（等々力渓谷）
- ・都市公園等の数は559箇所※<sup>1</sup>
- ・公園面積2,669,074㎡※<sup>1</sup>
- ・一人当たりの公園面積は2.9㎡※<sup>2</sup>
- ・農地面積約89ha※<sup>1</sup>減少傾向

※1 世田谷区の土地利用2021

※2 令和3年度世田谷区みどりの資源調査



自然面率…緑が地表を被う部分※に水面と裸地を加えた面積が地域全体に占める割合  
 みどり率…緑が地表を被う部分※に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合  
 緑被率 …緑が地表を被う部分の面積が地域全体に占める割合  
 ※緑が地表を被う部分：樹木地（樹木・竹林）、草地、農地、屋上緑地を航空写真から判読

図 自然面率・みどり率・緑被率・公園率の推移

## (4) 生活環境

### ①住みやすさ（環境面）

水質・大気などの基準値は概ね達成しています。また、人口 1,000 人当たりの公害苦情件数も 23 区内で 6 番目に少ない状況です。

世田谷区が住みやすいと感じている区民の割合は 8 割を超えています。

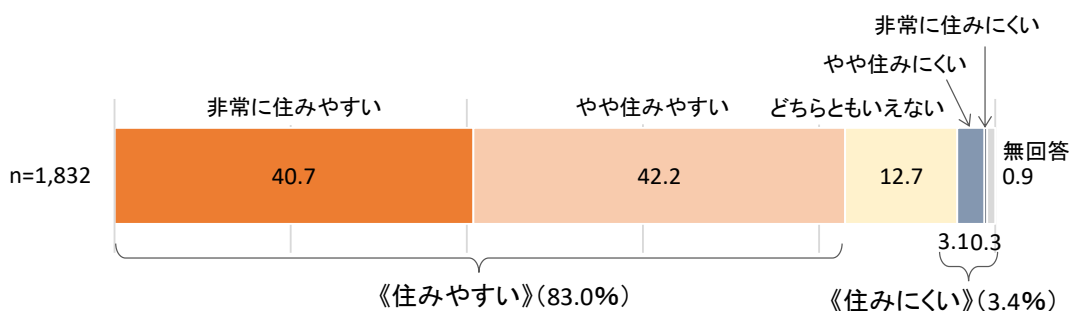
#### 区の特徴

- ・工業に伴う公害や水質・大気などの基準値は概ね達成
- ・人口 1,000 人当たりの公害苦情件数 0.29 件<sup>※1</sup>（23 区で 6 番目の少なさ）
- ・世田谷区を「住みやすいと感じている」区民の割合は 83.0%で、今後も住みたいと思う区民の割合は 83.0%<sup>※2</sup>

※1 東京都環境局「公害苦情統計調査（令和3年度）」より算出

※2 世田谷区民意識調査 2023

#### ●住みやすさ



#### ●定住意向

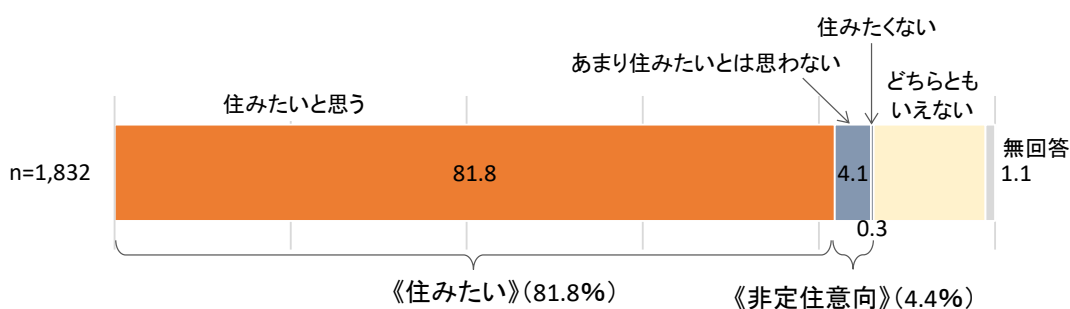


図 世田谷区の住みやすさと定住意向

出典：世田谷区民意識調査 2023

## ②廃棄物・資源

2022 年度における区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 518g/人・日であり、減少傾向にあります。また、リサイクル資源回収量は 23 区で最も多い年間約 4,900 万 t に上り、環境に配慮した行動として 8 割近くの区民が資源とごみの分別を徹底しています。

人口・世帯数の多さを背景に、食品ロスが家庭から発生する量が多くなっています。

### 区の特徴

- ・廃棄物事業は 23 区共同で実施
- ・一人あたりのごみ排出量は 518g/人・日<sup>※3</sup>で減少傾向
- ・食品ロス量は 1 年間で家庭から 10,100t<sup>※4</sup>（2014～2019 年度平均）、事業所から 17,200t<sup>※4</sup>（2017 年度）発生  
東京都の食品ロス量（家庭から 151,000t<sup>※5</sup>、事業所から 294,000t<sup>※5</sup>（2019 年））と比較すると、家庭からが多い。
- ・リサイクル資源回収量は年間約 4,895 万 t<sup>※6</sup>（23 区で最多）
- ・買い物袋やマイバッグの持参、生ごみを出す前の水切り、資源とごみの分別の徹底をいつも行っている区民の割合はそれぞれ 72.1%、72.3%、78.4%<sup>※7</sup>

※3 世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2023

※4 世田谷区食品ロス削減推進計画

※5 東京都環境局第 13 回東京都食品ロス削減パートナーシップ会議「食品ロスの発生状況及び東京都の取組」

※6 特別区清掃リサイクル主管課長会リサイクル分科会リサイクル統計作業・検討部会「清掃事業年報別冊令和 3 年度Ⅲ リサイクル編」

※7 環境に関する区民意識・実態調査（2023 年 11 月）

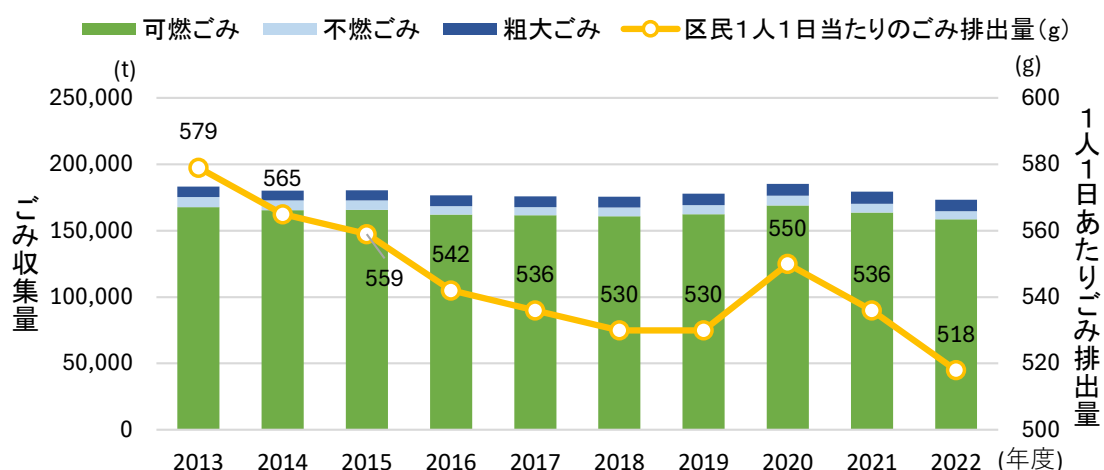


図 ごみ収集量、1人1日あたりごみ排出量の推移

「世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2023」等を基に作成

## (5) その他

### ①土地利用

区内の土地利用の7割弱が住宅を主とした宅地であり、開発により宅地、道路などの都市的利用が今なお増加する傾向にあります。

#### 区の特徴

- ・区約67%が宅地であり、その割合は増加傾向※
- ・宅地の約7割が住宅としての土地利用であり、商業系・工業系は減少傾向※
- ・非宅地では、空地、農地の減少が進んでおり、開発により宅地や道路などの都市的土地利用への転換が進んでいる
- ・都心に近いほど住宅に特化した土地利用が多く、離れるほど用途が多様化する傾向

※ 世田谷の土地利用 2021

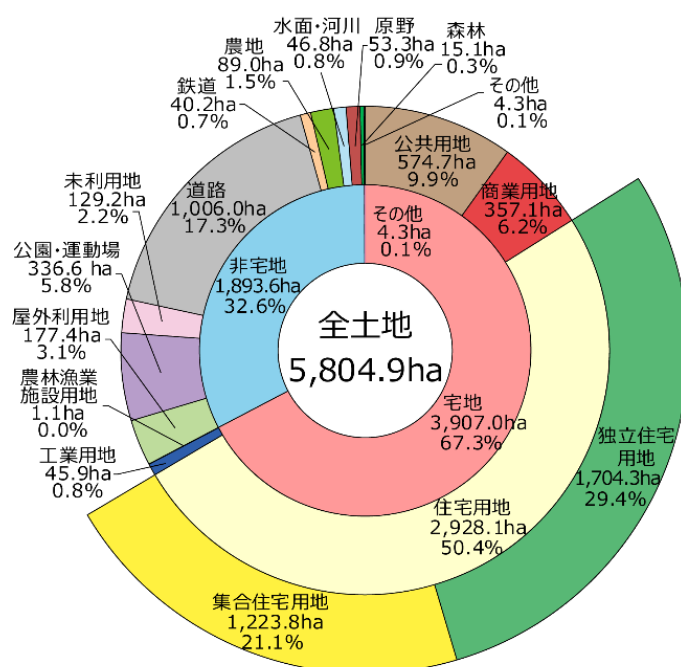


図 土地利用の構成比 (2021 年度)

世田谷の土地利用 2021 を基に作成

## ②都市・交通

地域の特性に応じた街づくりのルールを定める地区計画や、区独自の制度である地区街づくり計画を策定し、地域住民の合意形成の下に街づくりが進められています。

交通網については、東西方向に鉄道（京王線、小田急線、東急田園都市線・大井町線）が走り、南北方向を主にバス路線が結んでいます。また、区のコミュニティサイクル・レンタサイクルポートが区内7か所に設置されています。

### 区の特徴

- ・地区計画を策定している地区数 94（23 区で最多）
- ・鉄道は東西の輸送を中心に 8 路線が整備
- ・バスは 4 社・1 局が 83 路線を運行（2022 年 4 月現在）

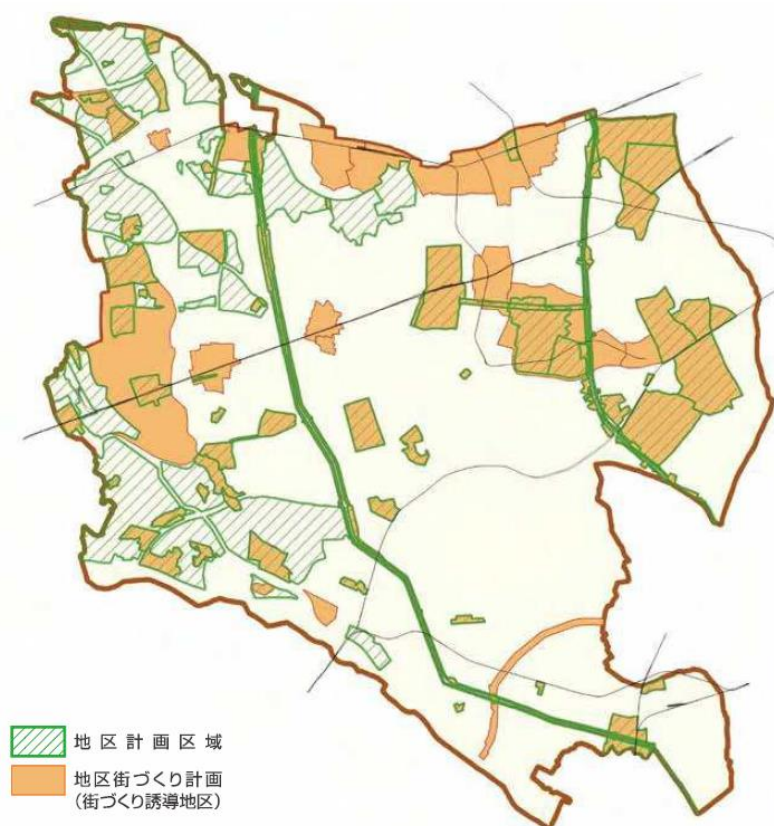


図 地区計画・地区街づくり計画の実績（2018 年度現在）

出典：パンフレット「世田谷の街づくり条例」

## 区の環境の特徴の要点

## 地球環境

- 多様なライフスタイルを送る区民の電気やガスの利用や移動などの行動により発生するエネルギーや資源は、人口規模に応じた大規模なものとなっている。
- 主要産業は、サービス業や飲食業など、区民の生活に密着する第三次産業である。
- 区民の行動変容によってもたらされる温室効果ガス排出量の削減効果は大きい。

## 自然環境

- 全域が市街化しており、みどりは人の手によって作られ保たれている。
- 住宅地における豊かなみどりは、100年に及ぶ市街化の過程において、区民一人ひとりが作り上げてきた。
- 等々力溪谷や成城みつ池緑地など、昔ながらの豊かなみどりが地域の努力で保全され、憩いの場となっている。
- 「世田谷みどり33」の目標に掲げているみどり率33%については、2021年度時点で24.38%であり、過去5年間で減少している。

## 生活環境

- 都市化の中で発生した水質や大気の汚染などは、今も続く人々の長年の努力により改善し、良好な状態が保たれている。
- 多くの人々の暮らしの中で、消費や廃棄などのモノの循環が活発に行われている。
- 街は、他人と隣り合いながら生活する場であるとともに、スポーツや食事などの余暇活動や仕事の間として、人々の多様な営みが行われている。

## 2 階層ごとの将来像

以上の要素を踏まえ、本計画における階層ごとの将来像を以下のとおり設定します。

### (1) 地球環境

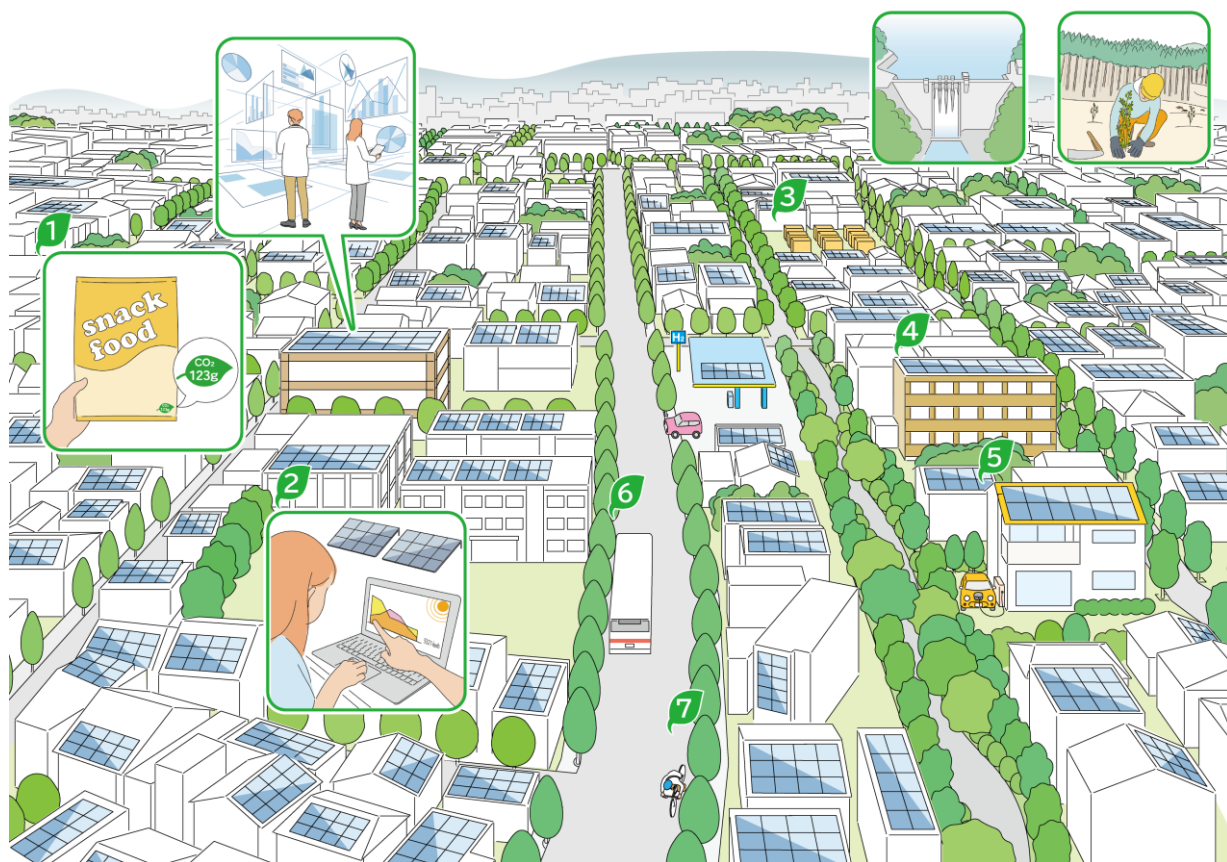
#### <2050 年の将来像>

地球温暖化などの地球環境全般に対して、一人ひとりの区民や事業者の行動が与える影響が広く認識されており、様々な場面で脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが実践されています。また、住宅都市という特性を活かし、エネルギーを賢く利用し、持続可能な脱炭素型地域社会と、脱炭素な街づくりや移動システムの構築が実現しています。

#### 具体的なイメージ

- 地域と国全体でカーボンニュートラルが達成されています。
- 既存建築物においては最大限、新築においては全てにおいて、安価でメンテナンスが容易な太陽光等の再生可能エネルギー設備導入が図られ、地域内には大規模な蓄電池や水素ステーションが設置され、それらの設備の地域内ネットワークにより創出した再エネの地域における効率的な活用（地産地消）が行われ、自立電源が保たれた持続可能な地域社会が実現しています。
- 地域内で創出できない分の電力需要については、再エネの供給地域との連携・共創により地域に裨益する再エネ電源から安定的な供給が行われ、電気の供給を通じた供給地域との様々な交流が図られています。
- 電気だけでなくガスの脱炭素化も進んでいます。
- 建築物の新築においてはZEH化が義務付けられており、既存の建築物においては低コストで設置が容易な省エネ設備による最大限の省エネが行われ、小エネルギーで快適な生活空間としての住宅が普及しています。
- 域内域外を問わず、再エネ電源について、区民一人ひとりが関わっており、エネルギーに対して高い意識を持っています。
- 脱炭素で人を中心に据えた街づくりが実現されています。
- CO<sub>2</sub>の吸収源としても貢献する、みどりが保たれています。
- 脱炭素で利便性の高い移動システムが確立し、快適に移動できる環境が構築されています。
- 区民一人ひとりが地球環境について高い関心を持ち、地球環境と地域の持続性を主体的に認識するための学習の機会や情報が適切に提供されており、区民が脱炭素を意識した行動を常に行っています。
- 商店では、全ての商品で生産・物流過程におけるCO<sub>2</sub>排出量やその他の環境負荷が明示されており、消費者が主体的に選択できる環境となっています。
- 学校では地球環境について学ぶ機会が多く提供されています。
- 環境に関わる事業者が活発に企業活動を行い、新たなイノベーションが次々に生まれ、世田谷の産業における柱となっています。

〈将来像のイメージ（地球環境）〉



🌱 せたがやライフスタイル

- ① CO<sub>2</sub>排出量の少ない商品の選択
- ④ 使用する電力の 100%再生可能エネルギー実現
- ⑥ 電気自動車、EVバスの導入
- ② エネルギーに関する学習
- ⑤ 住宅のZEH化
- ⑦ 環境負荷の低い交通手段の利用
- ③ 地域が連携した自立電源の確保

## (2) 自然環境

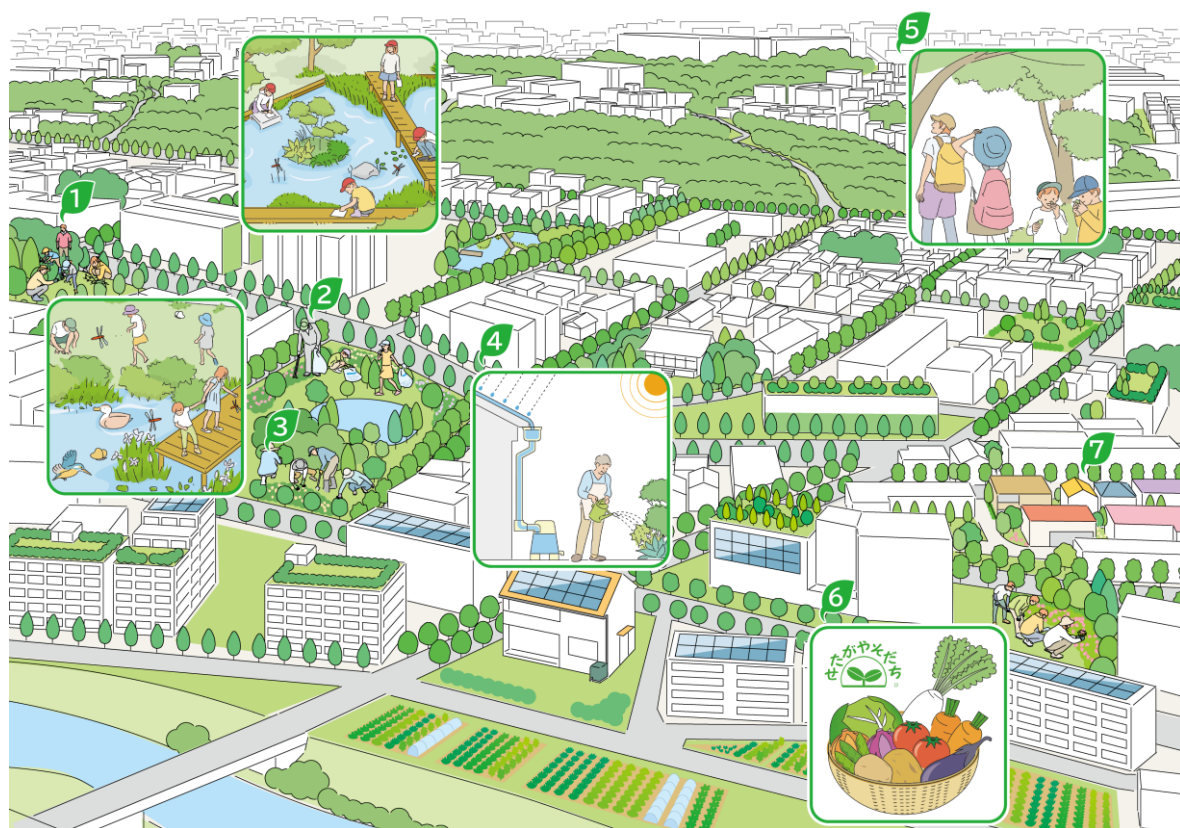
### ＜2050 年の将来像＞

区民や事業者が、自然との共生に向けた「手入れ」の取組みを通して、多様な生物に支えられた地球の生態系の健全性を保持する必要性を広く認識しています。都心に近く交通の利便な立地にありながら、人々がみどりや生きもの、農などから豊かな恵みを楽しみながら守ることに努め、自然の持つ様々な機能に支えられて、日々の暮らしや活動を送っています。

### 具体的なイメージ

- 国分寺崖線を中心としたまとまりのあるみどりや多摩川水系を中心とした豊かな自然環境が充実しています。
- 公園や緑地、屋敷林などを拠点として区内全域でみどりのネットワークが形成されています。
- 身近なところに自然を感じられる場所があります。
- 生活の中で自然の機能を実感しています。
- 生物多様性の保全とその持続可能な利用を推進しています。
- 在来の植物や生物が人のくらしと共存しています。
- 人々が農を身近に感じ、触れることができます。
- 農業・農地が有する多面的機能の理解が浸透しています。

### 〈将来像のイメージ（自然環境）〉



### せたがやライフスタイル

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| ① 民有地のみどりの保全活動への参加・協力 | ⑤ 身近な生きものの保全     |
| ② 公園の維持管理への参加・協力      | ⑥ 区内農産物の購入、農業の応援 |
| ③ 樹林地の保全活動への参加・協力     | ⑦ ひとつぼみどりなどの緑化   |
| ④ 雨水の浸透、雨水利用          |                  |

### (3) 生活環境

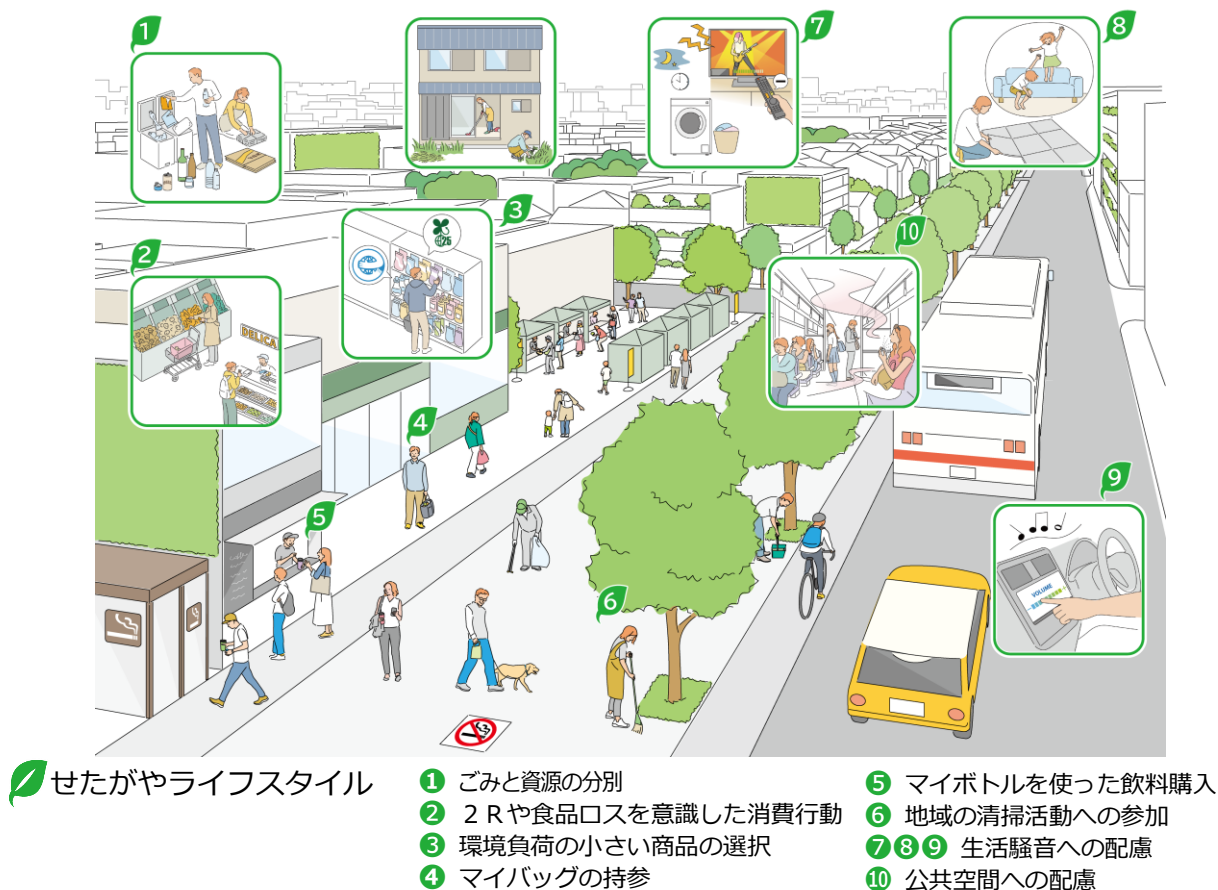
#### ＜2050年の将来像＞

区民や事業者が安全かつ活発に社会・経済活動を行うための着実な基盤が築かれています。そのうえで、一人ひとりがルールやマナーを守り、思いやりを持って生活を送ることで、やすらぎのある、暮らしやまちが創られています。また、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されるとともに、人々と事業者は経済活動と消費生活を通じて、社会的課題の解決に向き合っています。

#### 具体的なイメージ

- 安全な大気や水、土壌などが確保されています。
- 区民が日々の生活において、歩きたくなるまちが形成されています。
- 区民一人ひとりが他者のライフスタイルや立場を理解し、お互いに配慮しながら生活しています。
- 区民、事業者や行政などの各主体が、協力や連携をしながら、きれいな街並みを保っています。
- 空家・空地が可能な範囲でコミュニティ・スペースとして活用され、地域の交流の場となっています。
- 公共の場所におけるルールやマナーを区民一人ひとりが適切に理解し、守られています。
- プラスチック使用製品の合理化や再生利用等が普及し、区民・事業者・区が、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動しています。
- 2Rや食品ロスへの理解が浸透し、循環型地域社会が区民の主体的な行動により実現されています。
- 事業者や区民は、人や社会、環境に配慮した商品やサービスの提供や調達を通じて、社会的課題の解決に向き合っています。

#### ＜将来像のイメージ（生活環境）＞



## 第5章 分野ごとの方向性

「環境」の総合的な計画として、第4章で定めた3つの環境の階層における将来像実現に向けて重要となる分野を「区の環境施策の柱となる分野」として8つ設定し、区民、事業者による環境の「手入れ」の後押しを含め、方向性を示します。

### ●脱炭素行動・エネルギー

「地球環境」における温室効果ガス排出量の削減という課題の解決に向けて、23区でもっとも人口の多い世田谷区では、区民や事業者、区などの様々な主体が、エネルギー利用の削減、エネルギー利用の転換など、脱炭素を意識した行動が求められています。

### ●建築・地区街づくり

人の生活の基礎となる住宅や生活の拠点となる街のハード面での整備は、「地球環境」「自然環境」「生活環境」の全ての階層における将来像実現のための取組みにつながります。

### ●交通・移動

「地球環境」におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減という課題の解決に向けて、区内の温室効果ガス排出量の約14%を占める運輸部門の取組みが求められており、中でも、CO<sub>2</sub>排出量の少ない移動手段の利用促進や、交通環境の改善等は重要な課題です。

### ●みどり※1

「みどり」は「自然環境」そのものであり、区では2032年にみどり率33%達成をめざす「世田谷みどり33」に向けて取り組んでいます。また、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、都市においても生物多様性の確保は喫緊の課題となっています。

### ●農※1

「農」は、産業としての農業や、みどりのひとつとしての農地だけでなく、都市の多様性や食の観点から、「自然環境」だけでなく「地球環境」「生活環境」への波及的効果も期待できます。

### ●グリーンインフラ※1

自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」は、都市型水害の軽減など「地球環境」の気候変動適応策にもつながります。区では、「せたがやグリーンインフラガイドライン」を策定し、区の公共施設の整備や、区民や事業者が取り組むための指針を示しています。

## ●公害対策・美化

大気や水質などの従来型の公害は改善の傾向にありますが、生活騒音やたばこ問題など、密集化した都市部の「生活環境」において避けられない問題に対し、価値観の多様化を踏まえた対応が必要となります。

## ●消費と共創※<sup>2</sup>・資源循環

人々の生活が豊かになるにつれて、人々の消費行動が環境全般に与える影響は大きくなります。また、消費は「消費者による商品等の選択だけでなく、生産に関わる事業者と消費者等、様々な主体が環境に配慮した製品の生産やサービスなどを創っていくもの（共創）である」という考え方が重要です。

ごみを減らし、資源を有効活用する資源循環の取組みは、「地球環境」における温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与します。

### ※1 「みどり」「農」「グリーンインフラ」について

「世田谷区みどりの基本計画」における「みどり」は「樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地、農地その他これらに類するもの及び地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と、人の関わりによる文化や歴史的なみどり」を含めて定義していますが、本計画では、特に個別の課題を有している「農」「グリーンインフラ」を別項目として設定しています。

### ※2 「消費と共創」について

「環境」によりよい「消費」を促すためには、消費者の商品やサービスの選択に対して働きかけを行うとともに、企業や行政などによる生産や調達の段階も含めた供給における一連の流れを、様々な主体が一体となって創る（共創）必要があります。「共創」は「異なる立場や業種の人・団体が協力して新たな商品・サービスや価値観などをつくり出す」という意味であり、それぞれの分野に関わる考え方ですが、特に消費における「共創」を強調するため、本計画では、「消費と共創」という記載をしています。



### 〈区の環境の柱となる分野〉



区の環境の柱となる分野ごとに方向性を、以下のプロセスによって示します。

①現状（問題）

分野ごとの区民意識などの現状に関する、主要なポイントを示します。

②問題解決の視点

現状を基に、問題解決に当たって考慮すべき視点を示します。

③課題

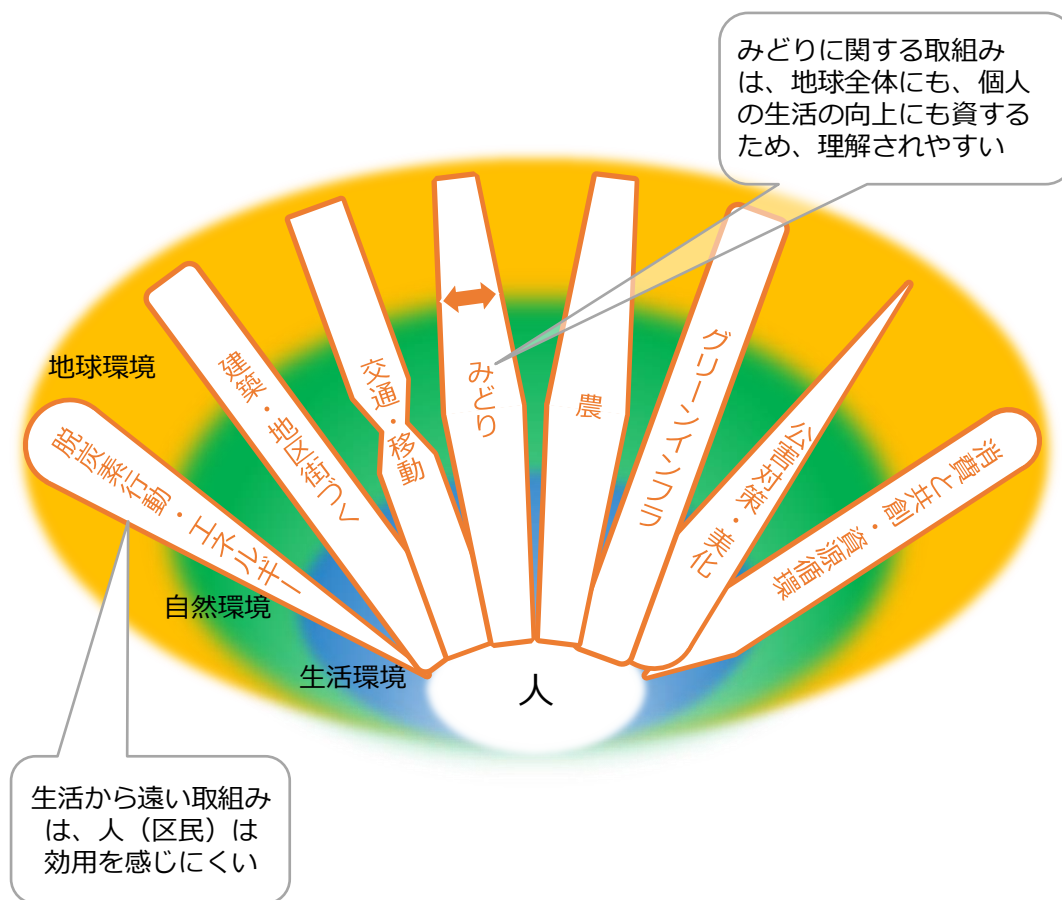
問題解決の視点を踏まえ、今後の改善を図るべき事項を示します。

④対応の方向性

階層ごとの 2050 年の将来像実現に向け、2030 年頃までを想定して、区が進めていく取り組みの方向性を示すものです。この方向性を踏まえ、分野ごとの個別計画で具体的な取り組みを定め、実行していきます。

なお、それぞれの分野やそれに連なる対策は、階層を超えて影響を及ぼし合います。例えば、みどりの保全・創出は、自然環境に関わるテーマですが、地球環境や生活環境にも影響します。

また、全ての環境対策は「人」に影響を及ぼします。例えば、住宅の断熱化は「健康」や「快適性」を増進し、グリーンインフラは「防災・減災」の強化につながります。



# 1 脱炭素行動・エネルギー

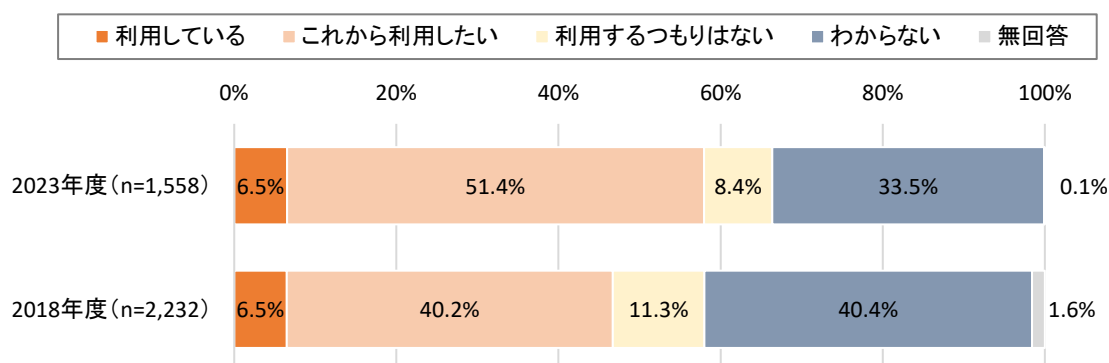
区が実施する施策の対象を「区民」「事業者」「区役所」に分け、「区民」「事業者」については、それぞれの行動を促進するための区の実施の方針について、「区役所」については、区役所が事業者として実施する実施の方針について記載しています。

## (1) 区民

### Ⅰ 現状（問題）

- 世田谷区における温室効果ガス排出量の大半はCO<sub>2</sub>であり、そのほとんどは化石燃料の消費によるものです。
- 環境への関心は高まっていますが、再エネ電力の切替えなど行動変容を伴う新しいライフスタイルへの転換が進んでいません。
  - 省エネルギー行動に取り組んでいる区民の割合は、8割前後と旺盛ですが、再生可能エネルギーを利用する区民の割合は6.5%と横ばいに留まっています※。

#### ●再生可能エネルギーの利用に関する意向



出典：環境に関する区民意識・実態調査（2023年）

- 環境配慮行動を「行っていない」「どちらかといえば行っていないと思う」を選択した理由について、半数以上が「生活上の不便・不自由・面倒などが生じるから」を選択しています※。
- 区内車両台数に占める次世代自動車の割合は約20%です（2023年3月時点）。
- 住宅への再エネや省エネ設備の導入が進んでいません。
  - 補助金等の支援策についての情報が区民に十分行き届いていません。
    - 「省エネ住宅の普及促進・支援」「再エネの活用に関する啓発や支援」の区の実施の方針に対する評価について、「分からない」と回答した区民の割合が4割を超えています※。
  - 断熱化による健康や電気代低減の効果、再エネ設備や省エネ設備の機器に関しての理解が進んでいません。

## ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 脱炭素行動を生活や行動の制約と捉えてしまうと理解が進まない恐れがあります。
- ✓ 住宅の省エネ化や再エネ活用と、補助金等による支援策についての情報を区民に届けるために広報の工夫が必要です。
- ✓ 国内における再エネ電源の整備により、将来的な電気の排出係数の低減が見込まれますが、系統上の様々な課題や都市部の責任として、地産地消に取り組んでいくことも必要です。

## ■ 課題

- ✓ 生活の利便性や快適性も高まる、区民にとって魅力的で意義ある脱炭素型ライフスタイルを提示していく必要があります。
- ✓ 生活スタイルに応じてコスト低減の検討ができるような環境整備を図る必要があります。
- ✓ 支援策について、区民が内容を理解し、使いやすいものとしていく必要があります。
- ✓ 脱炭素の取組みによる、様々な相乗効果を理解してもらい、普及促進につなげていく必要があります。
- ✓ 個々の住宅における事情に応じた適切な脱炭素に関する取組みをわかりやすく提示できるような環境整備が必要です。



## 対応の方向性

＊将来像（2050年頃を想定）の実現に向け、進めていく取組みの方向性（2030年頃までを想定）

- ◆ 区民にとって脱炭素行動を実践する（あるいは実践しない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 区民にとって魅力的で訴求力のある脱炭素型のライフスタイルモデルを提案します。
- ◆ 脱炭素型ライフスタイルモデルによるCO<sub>2</sub>削減効果、社会的意義、経済的メリットなどを見える化し、発信します。
- ◆ 区民への発信は、SNSなどを通じた啓発動画の配信などにより広く行うとともに、参加者の知見を深める参加型・体験型イベントなどを併せて実施することで、自分ごと化を一層進めます。
- ◆ 脱炭素型ライフスタイル転換の支援策は、多種多様かつ、分かりやすく、使いやすいメニューとします。また、利用者の立場に立って、時勢を捉えた内容・手続きとなるよう、適宜更新します。
- ◆ 支援策については、実証的な取組みを繰り返して仮説を検証していくことで（トライアンドエラーにより）、取組みの精度を上げて、実効性を高めていきます。

## (2) 事業者

### ■ 現状（問題）

- 2021年度の区内温室効果ガス排出量のうち、「業務その他部門」は22%を占めています※<sup>1</sup>。
- 脱炭素経営に関するメリットや取り組まないリスクなどの経営上の重要性に関する理解が進んでいません。
  - 「脱炭素」は、経営上の課題として見えづらく、短期的な効果もわかりづらいためと考えられます。
  - 区内の事業者が多い卸売業や小売業、医療・福祉などの業種は、脱炭素経営のメリットが生じづらいためと考えられます。
- 脱炭素経営の取組み手法や補助金等の支援策に関する理解が進んでいません。
  - 中小事業所では、様々な手法や支援策を比較検討するための時間及び人的リソースが不足しています。
- 脱炭素の課題解決を促すサービス等を提供する事業者が少ないです。
  - 環境産業の規模が小さく、事業者との接点も少ないです。
- 事業活動において「環境」を重要な事項だと位置づける事業者は多くありません。
  - 環境経営に関心を持っている事業所は77.5%になっていますが、事業活動における環境の位置付けに重要性を感じる事業所は24.9%に留まります※<sup>2</sup>。

※1 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2021年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

※2 世田谷区産業基礎調査アンケート（2023年度）

### ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 事業に伴うCO<sub>2</sub>排出が見えづらいため、経営上の課題として意識されにくいと考えられます。
- ✓ 事業者に対しては、行政からのアプローチだけでは、限界があります。
- ✓ 脱炭素を単に制約的な要素としてだけで捉えず、成長の機会として考えていくよう促していく必要があります。

### ■ 課題

- ✓ 脱炭素経営のメリットや取り組まない将来的なリスクについての理解を広げていく必要があります。
- ✓ メリットが生じづらい事業者に対しても、取組みの相対的な優位性をメリットとして顕在化させていく必要があります。
- ✓ 補助金などの支援策について、普及啓発と利用の利便性を高める必要があります。
- ✓ 個々の事業者の事業特性や事情に応じたコンサルティングが行える環境整備を図っていく必要があります。
- ✓ 環境産業を区の新しい成長産業として育成していく必要があります。

## 対応の方向性

- ◆ 事業者のニーズや脱炭素型の経営を行う（あるいは行わない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 区内の多数を占める中小の小売業や生活関連産業などにおける脱炭素経営を促進するため、認証や表彰などによるブランディングなど、取り組むことのメリットを創出します。
- ◆ 事業者が脱炭素経営を進める重要性やメリット、取り組まないことによるリスクを理解・認識・習得するため、SNS などのあらゆる媒体を活用した幅広い情報発信や具体的な講座の開催、金融機関などと連携した業種に合わせたきめ細かい周知など、幅広く普及啓発を進めます。
- ◆ 脱炭素をはじめとする環境産業の課題解決に資する事業者の創出・育成のための環境整備を行います。

### (3) 区役所

#### ■ 現状（問題）

- 2023 年度のエネルギー使用量は、2013 年度比で 11.8%削減となっています。
  - 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第 6 期計画）においては、温室効果ガス総排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 57.1%削減することを目標としています。
  - 温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、省エネルギーとエネルギーの脱炭素化を進める必要があります。
  - 省エネルギーの観点から、エネルギー消費量の目標を 2030 年度に 2013 年度比で 1.0%削減にとどめる(2022 年度比 8.0%削減をめざす)、エネルギーの脱炭素化の観点から、炭素集約度の目標を 2030 年度に 2013 年度比で 57.4%削減をめざすと設定しています。

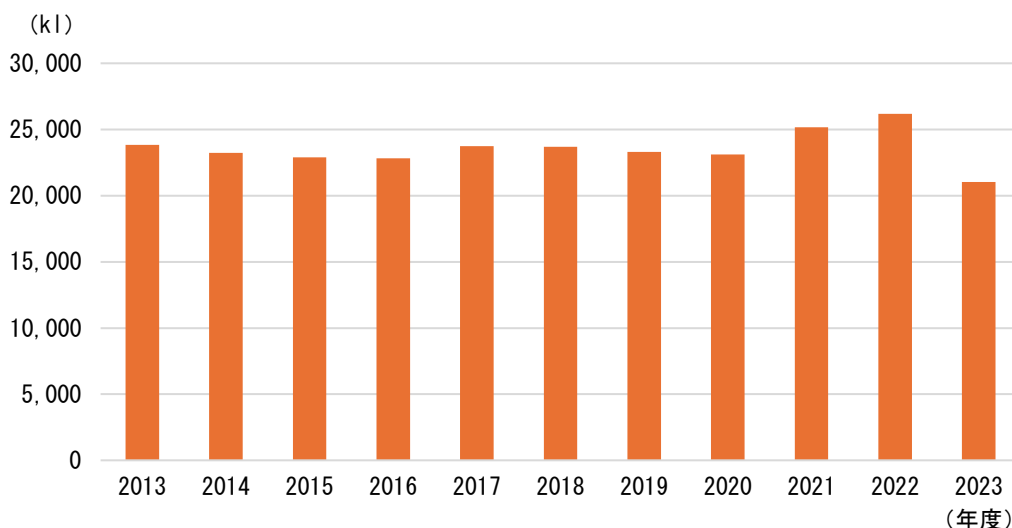


図 区役所における総エネルギー使用量の推移

- 改築や建て替えによる ZEB 化の全体的な進捗に時間がかかり、省エネ改修も進んでいません。
  - 公共施設全体の改修・整備予算が不足する中で、部分的な省エネ改修等に対する予算が不足しています。
- 事業からの温室効果ガス排出量の削減が進んでいません。
  - 組織の規模や公務の特性などから、業務における紙利用の削減やイベントの脱炭素化、公用車の EV 化などの加速が難しい。
- 区の政策形成において、脱炭素の主流化が進んでいません。
  - 政策形成や行政評価においては、主にコストと各施策の成果を指標としており、様々な行政課題のある中で、脱炭素が優先されにくい現状がある。

## ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 温室効果ガス排出量削減に関するコストを必要不可欠な行政コストとして考えていく必要があります。
- ✓ 国における支援制度が拡充しており、また、省エネに関する様々な手法も提案されています。
- ✓ 多様な行政課題の中で脱炭素の優先順位をどのように捉えるのか庁内議論が必要です。
- ✓ ハード面での施設整備による「公共施設の ZEB 化・省エネルギー化」とソフト面での全庁的な運用による「公共施設における適切なエネルギー利用の徹底」により、ソフト・ハード両面での省エネルギー化を推進し、「再生可能エネルギー電力の調達」により、エネルギーの脱炭素化を推進する必要があります。

## ■ 課題

- ✓ 温室効果ガス排出量削減を公共施設整備や区の事業等における基礎的なコストとして政策に実装していく必要があります。
- ✓ 財源と体制を確保し、計画的に「公共施設の ZEB 化・省エネルギー化」等の施設整備や「再生可能エネルギー電力の調達」等の運営の脱炭素化を進めていく必要があります。
- ✓ 自治体間連携の推進を図り、再エネ電気の導入の施策の相乗効果を高めることで導入を図りやすい環境づくりを行う必要があります。

## 対応の方向性

- ◆ 区の脱炭素を進めるための考え方やあり方を整理し、ハード（公共施設整備等）ソフト（事業運営・実施等）の両面において、温室効果ガス排出量削減を、区の事務事業を行う上での基礎的な考え方として定着させます。
- ◆ 「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第 6 期計画）」に基づく「再生可能エネルギー電力の調達」等をはじめとしたハード・ソフト両面における温室効果ガス排出量削減等を推進し、「世田谷区公共建築物 ZEB 指針」「公共施設省エネ・再エネ指針」に基づく公共建築物の ZEB 化、省エネ化を推進します。
- ◆ 事務事業、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて、事業を構築、実施します。また、事業評価においても、脱炭素の観点を含めた評価を行います。
- ◆ 自治体間連携においては、再エネ電気に限らない、連携による多分野での付加価値を高めることで、再エネ導入を図りやすい環境づくりを行います。

## 2 建築・地区街づくり

### Ⅰ 現状（問題）

- 2021年度の区内の温室効果ガス排出量のうち、「家庭部門」は約47%を占めており<sup>※1</sup>、住宅のCO<sub>2</sub>排出量のうち、冷暖房が約2割を占めています<sup>※2</sup>。
  - 冷暖房のCO<sub>2</sub>排出量削減などは、建築物自体の断熱化などが効果的ですが、改修を伴います。
  - 給湯のCO<sub>2</sub>排出量の削減のためには、大規模な設備導入が必要となる場合があります。

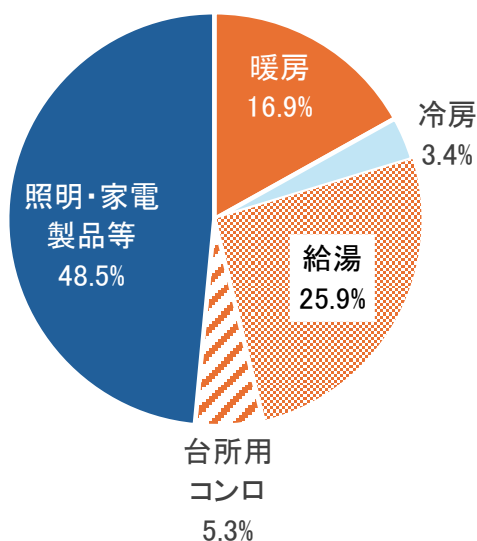


図 関東甲信地方の世帯当たり年間用途別CO<sub>2</sub>排出量構成比

環境省「家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査（令和2年度確報値）」を基に作成

- 新築の建築物については脱炭素化が進んでいく事が見込まれるが、既存建築物については対応が進んでいません。
  - 規制手段が確保されている新築と比較して、建物所有者の意向次第となる既存建築物は法規制の面からの対応が限られます。
- 自動車中心の道路環境となっています。
  - 歩いて楽しいまちを目標に掲げて取り組んでいますが、インフラ更新は時間がかかるほか、交通管理者など多様なステークホルダーが関わることから成果を出すのに時間がかかります。

※1 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2021年度）」（オール東京62市区町村共同事業）

※2 環境省「家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査（令和2年度確報値）」に基づく、「地方別世帯当たり年間用途別CO<sub>2</sub>排出量構成比」の関東甲信地方の割合

## ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 住宅に求める価値の優先度は人により様々であり、環境性能や意匠等は所有者が判断するものであるため、建築規制のみでの対応することは困難です。
- ✓ 建築費が高騰しており、安易な規制は区民負担を増大させるものとなる恐れがあります。
- ✓ 所有者の高齢化のため既存建築物の改修のモチベーションを得にくいことが考えられます。
- ✓ 道路環境の大幅な改善には時間がかかることから、ソフト的な対応が必要です。
- ✓ 自動車の通行規制は、区民生活や事業環境に大きな影響を与えるため、地域の合意形成が容易ではありません。

## ■ 課題

- ✓ 国の動きを踏まえながら、東京都などと連携し、既存建築物の改修がしやすい建築規制や誘導策の導入が必要です。
- ✓ 脱炭素を地域の課題として、持続的な街づくりに関する住民の理解を得ていくための取り組みが必要です。
- ✓ 歩行者中心の街づくりに関する住民の理解を広め、少しずつ実績を積み上げていく必要があります。

## 対応の方向性

- ◆ 既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。
- ◆ 地区街づくり等においては、脱炭素などの環境に関するルール整備に取り組みます。
- ◆ ウォーカブルな街づくりの効果を地域住民に発信するため、道路管理者等と連携し、公共空間を活用した社会実験などに取り組み、ハード面での取り組みを推進していきます。

## 【コラム】ウォーカブルなまちなかの形成

世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組みが進められています。これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっています。

まちなかをウォーカブルな人中心の空間へ転換し、高齢者や障害者を含めた、あらゆる人に優しく、憩いの空間となるような「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することは、環境への「手入れ」の取組みであり、これにより、まちに関わる多様な人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出、人間中心の豊かな生活を実現する都市が構築され、それによって地域への愛着が高まり、一人ひとりの環境への「手入れ」がさらに活発になります。

世田谷区では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指すウォーカブル推進都市に賛同し、ウォーカブルな街づくりを目指しています。

### 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図



国土交通省資料

### 3 交通・移動

#### Ⅰ 現状（問題）

- 2021 年度の区内の温室効果ガス排出量のうち「運輸部門」は約 14%を占めています※。
  - 区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO<sub>2</sub>排出量は依然として大きい状況です。
- 公共交通機関のネットワークが充実していない地域があります。
  - 都市計画道路などの整備状況が低い地域では、バス路線の密度が低い状況です。
- エネルギー効率に優れた次世代自動車の普及は進んでおり、2023 年 3 月時点で、区における、次世代自動車の全車両台数に占める割合は約 20%です。一方で、次世代自動車のうち、走行時に CO<sub>2</sub>等のガスを出さない ZEV の占める割合は約 2%に留まっています。
- 充電場所などが少なく、区民が日常的に利用できる環境が整っていません。

※ 「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

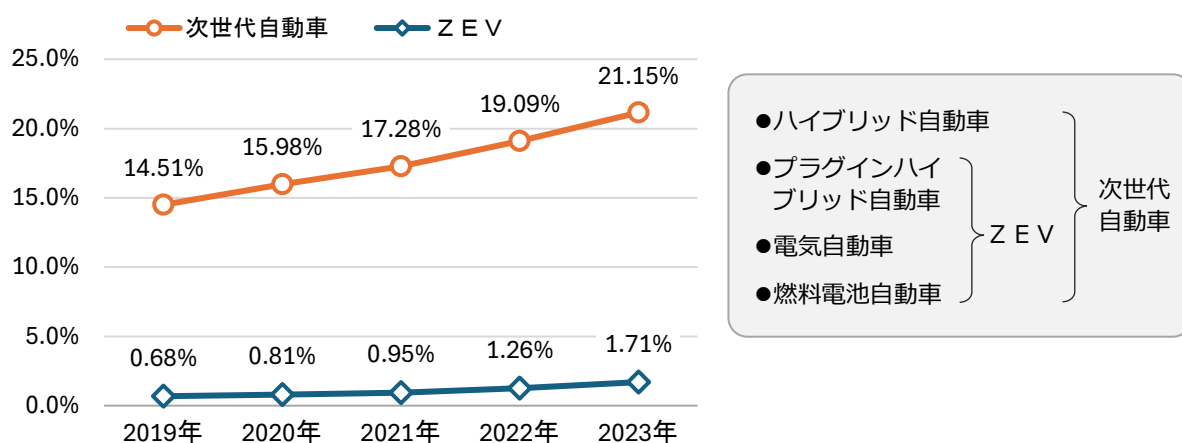


図 区における次世代自動車と ZEV の全車両台数に占める割合の推移（各年 3 月末時点）

一般財団法人自動車検査登録情報協会提供データを基に作成

#### Ⅱ 問題解決に向けた視点

- ✓ 都市計画道路の整備率が低いものの、短期的改善は難しいため、都市計画道路等の整備状況を踏まえ、バス交通の拡充に向け、都及び区施行の事業進捗を把握し、対応を進めていくことが必要です。
- ✓ シェアサイクルや小型モビリティの普及促進、公共交通の更なる充実により、自家用車からの転換をめざしています。
- ✓ ZEV は、自動車業界全体の変革によって近い将来に普及期を迎えることが予想されます。
- ✓ 行政としては、ZEV に対する区民の理解増進と合わせて、まちでの利用環境の整備に取り組むことも必要です。

## 課題

- ✓ 自動車の走行環境や道路の交通環境を改善し、渋滞損失や道路に起因する環境負荷の低減、自動車などの交通の円滑化を図る必要があります。
- ✓ バスなど既存公共交通機関のCO<sub>2</sub>排出量の低減と利便性の向上を図っていく必要があります。
- ✓ 地域の特性を踏まえ、CO<sub>2</sub>排出量の少ない移動手段の利用促進や利用しやすい環境整備を図る必要があります。
- ✓ ZEVを含めた次世代自動車の普及のため、利用環境を整備していく必要があります。



## 対応の方向性

- ◆ 道路と鉄道の立体交差化など、交通渋滞の緩和に取り組み、自動車等の交通の円滑化を進めていきます。
- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関による地域の移動、公共交通機関における省エネ車両等の導入を推進していくことにより、移動の脱炭素化の促進を図ります。
- ◆ 小型モビリティ等の普及を促進するとともに、時代の動きをとらえた移動手法を組み合わせ、移動しやすい環境整備と移動時の環境負荷低減を推進していきます。
- ◆ ZEVの普及のため、国や都、事業者と連携して、EV充電設備の拡大を図るなど、区民ニーズを的確に捉えた普及策を進めていきます。

## 4 みどり

### (1) 民有地

#### ■ 現状（問題）

- 区内のみどり率は 24.38%（2021 年度）となり、過去 5 年では減少、15 年程度では概ね横ばいとなっています※。
  - 減少の主な要因として、相続等を契機とした敷地の細分化、農地の減少等が挙げられます。
- 区内の緑被面積のうち民有地が 64%を占めています。

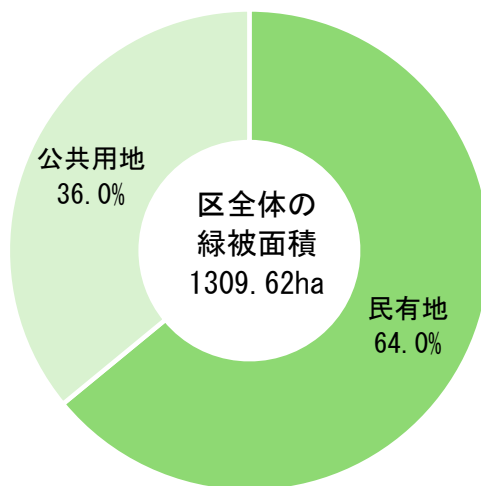


図 公民別「緑被」面積割合

令和3年度世田谷区みどりの資源調査を基に作成

- 全国的にも厳しい緑化規制（緑化地域制度による緑化基準など）により、みどりの減少に歯止めをかけています。
  - 集合住宅の緑被は増加しており、緑化基準により設けられた植物の成長などが要因と考えられます。
- 市民緑地制度など諸制度の適用、保存樹木への維持管理支援によるみどりの保全、緑化助成制度など支援策の積極的な展開やひとつぼみどりの普及促進などによるみどりの創出に取り組んでいますが、みどり率の向上には限度があります。
- 国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年までに達成すべき短期目標として、「2030 年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げており、区でもそれに向けた取組みが求められています。
- 国分寺崖線などには、貴重な民有樹林地が残っています。

※ 世田谷区の土地利用 2021

## ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 社会経済活動の中で土地利用が変化することから、行政として抜本的な対応は難しく、緑化のインセンティブとなる施策を多面的に展開しなければなりません。
- ✓ 緑化助成制度や市民緑地制度など、支援策は比較的揃っているが認知度も十分ではなく、効果的には活用されていません。
- ✓ 樹木の維持管理上の負担が樹木所有者の重荷になっている場合があり、地域や行政からの支援を求める声は多い状況です。
- ✓ 区民のみどりに関する意識を高め、自らの手でみどりを守り育てているという、主体的な価値観を共有化することも大切です。

## ■ 課題

- ✓ 各種支援策の新設拡充や啓発活動の充実により、区民等によるみどりの保全・創出を広めていく必要があります。
- ✓ みどりの量や質を維持するために、維持管理や活用にも目を向けた施策を構築していく必要があります。
- ✓ みどりの効果が見える化する等、区民全体にみどりを守り育む意識や生物多様性の認識を十分に浸透させていく必要があります。



## 対応の方向性

- ◆ 区民のみどりに関する意識や行動を分析し、重点化すべき対策を進めていきます。
- ◆ 緑化に係る各種助成制度について、対象範囲の拡大、助成メニューの拡充などにより、普及啓発を図ります。
- ◆ 暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感できるよう、身近な自然に触れ、手を入れたり育てたりする場や機会を増やすことで、区民のみどりや生物多様性に関する意識を高め、自らの手でみどりを守り育てているという主体的な価値観を共有化します。
- ◆ みどりの持つ多種多様な効果の見える化など、その機能を分かりやすく発信することで、みどりや生物多様性に関する認識の浸透を図ります。
- ◆ 緑化基準の継続的な運用を図るとともに、検証を加え、建築に伴うみどりの保全・創出、生物多様性に配慮した緑化を推進します。
- ◆ 骨格的なみどりの軸である国分寺崖線上の樹林、農地の保全を進めます。



## (2) 公共用地（公園・緑地等）

### ■ 現状（問題）

- 公園・緑地面積は年々増加しており、みどり率に寄与しています。
  - 都市公園等は、この40年間で178haから266haと面積で1.5倍、個所数も218箇所から559箇所と倍以上に増加しています※<sup>1</sup>。

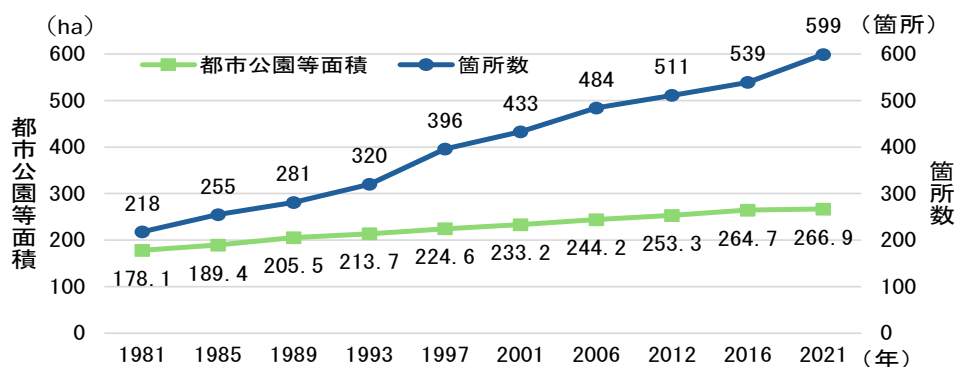


図 都市公園等の推移

世田谷区の土地利用 2021 を基に作成

- 人口増加により一人当たり公園・緑地面積は伸び悩んでいます。
  - 一人当たり公園等面積は、2011年の3.03㎡から2021年の2.90㎡と伸び悩んでいます※<sup>2</sup>。
- 区内には公園が不足している地域が多くあります。また、箇所・規模・配置ともに偏りがあります。
- 国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030年までに達成すべき短期目標として、「2030年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げており、区でもそれに向けた取組みが求められています。（再掲）

※1 世田谷区の土地利用 2021

※2 令和3年度世田谷区みどりの資源調査

### ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 公園・緑地が不足している地域では、機会を適切に捉えて区が土地を取得し、公園・緑地の整備を計画的に進めていきます。
- ✓ 大規模な公園・緑地がない場合は、小規模公園のネットワークにより補完することが大切です。
- ✓ 道路や学校を含めた区内の公共公益施設を公園緑地と同様に、地域のみどりの拠点やネットワークの資源として活用する視点が必要です。
- ✓ 公園・緑地には、レクリエーションや防災上の機能など、都市の中の貴重なオープンスペースとしての役割のほか、地球温暖化防止や生物多様性の維持に貢献しているという認識が必要です。
- ✓ 地域の生物多様性ネットワークを維持していくためには大規模な公園などやまとまりのあるみどり（みどりの拠点）の他、中小規模の公園や宅地のみどり（まちなかのみどり）を確保し、それらがつながっていくことが必要です。

## ■ 課題

- ✓ 公園・緑地における用地取得や整備等については、財政計画との整合や財源の確保を図る必要があります。
- ✓ 国分寺崖線上の大規模樹林地や生産緑地等は、区が必要に応じて取得することも検討する必要があります。
- ✓ 公園・緑地内の樹木については、適切な維持管理や更新が必要です。
- ✓ 公園・緑地をはじめ、みどりが果たしている機能やその必要性などについて、区民の理解を深めていく必要があります。
- ✓ 道路や学校を含めた公共公益施設を地域のみどり及び生物多様性の拠点とするために、積極的な緑化を推進する必要があります。



## 対応の方向性

- ◆ 区民が公園に期待する役割やニーズに沿った公園整備を進めます。
- ◆ 特に公園・緑地が少ない地域や防災面で公園が必要とされている地域、国分寺崖線保全重点地区等の位置付けがある地域などにおいて、土地の取得を計画的に進めます。また、土地の取得にあたっては、国や都からの特定財源の確保に努めます。
- ◆ 官民連携手法による公園緑地の整備・管理運営や地域住民との協働による樹林地等の保全・管理等の検討を進めます。
- ◆ 公園・緑地が生きものの生育環境の確保・向上につながる拠点として、水辺や草地の創出、時期や頻度を変えた草刈などの整備・管理を進めます。また、区民が生物多様性について体験・学習する場や機会を設け、主体的に取り組む人材を育て、その輪を広げていきます。
- ◆ 公園・緑地をはじめ、みどりが果たしている機能やその必要性などについて、区民の理解を深めていくため、SNSなどの様々な情報媒体を複合的に用いて、普及啓発を進めます。
- ◆ 道路や学校を含めた公共公益施設の緑化を推進し、地域のみどり及び生物多様性の拠点やネットワークの資源として活用します。

## 5 農

### Ⅰ 現状（問題）

- 経営農地は、宅地化の進行により減少傾向にあり、2019 年度（84ha）から 2023 年度（76ha）の 5 年間では 8ha 減少しています※。
- 区では、あらかじめ農業公園として都市計画決定を行った生産緑地を取得しています。
  - 区が農地保全方針に基づき都市計画決定した農業公園は約 7ha です。
- 農業従事者は年々減少しており、高齢化も進んでいます。
  - 農地所有者の多くは農地を残したいという意向が見られますが、相続税の負担や高齢化、後継者不在などの理由により、相続のタイミングで農地を手放さざるを得ないという問題があります。
- 近年、気候変動によりこれまで行ってきた農産物の栽培に影響が生じています。
  - 気候変動により従来の栽培時期や栽培方法では生育が難しくなっています。
- 農産物、加工品、原材料など食料の輸入・流通に伴う環境負荷（フード・マイレージ）や、食品ロス及びこれに関連する CO<sub>2</sub> 排出も社会問題になっています。
- 区が行っている区民が農に触れる事業は、区民等の関心が高く、特にふれあい農園事業や区民農園は申込み者数も多く、区民農園は待機者が多数生じる状況となっています。
- 国の都市農業振興基本計画において、都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として、位置づけを大きく転換しています。

※ 令和 4（2022）年農家基本調査集計表

### Ⅱ 問題解決に向けた視点

- ✓ 農業や農地は、産業としての農業やみどりの一つとしての農地というだけではなく、都市の多様性や食の観点など様々な相乗・波及効果が見込まれます。
- ✓ 食料自給率や地産地消の観点から、農業の重要性は高まっています。
- ✓ 身近な場所での農業体験は申込者も多く、区民の農業に対する関心は高いと考えられます。
- ✓ 貸借制度の改定などにより農地の活用方法の幅が広がっています。



## ■ 課題

- ✓ 都市農業における農業経営の強化を図り、農業の産業としての持続性を高めていく必要があります。
- ✓ 地域における農地や農業の意義や重要性について区民の理解を深めていく必要があります。
- ✓ 貸借制度等をさらに活用し、農業振興・農地保全につなげていく必要があります。

## 対応の方向性

- ◆ 農家への様々な事業や制度の周知を進め、事業や制度を活用する農家を増やし、農業経営の支援を進めます。
- ◆ ふれあい農園事業など、区民が「農」に触れ合える機会の創出、地域における農地や農業の意義や重要性の効果的な発信、フードドライブやフードバンクの取組と連携した規格外の農産物・余剰農産物の有効活用などにより、農業の振興と農地保全を後押しする機運を高めます。
- ◆ 世田谷で生産された野菜や果実などの農作物「せたがやそだち」のブランド価値向上により、地元で採れた作物を地元で消費する「地産地消」を推進することで、区内の農業振興に加えて、食料の輸入・流通に伴う環境負荷（フードマイレージ）を軽減します。
- ◆ 化学合成農薬と化学肥料を都が定めた一般的な使用基準から減らして栽培され「東京都エコ農産物認証制度」の認証を受けた農産物のリーフレットを作成するとともに、農薬の適正な使用のさらなる注意喚起に努めます。
- ◆ 農家自身での営農が難しくなるような場合について、都市農地貸借制度の活用などの検討を進め、事業者や住民が営農や農地の手入に携わることで、農地保全につなげていきます。
- ◆ 農業振興拠点として活用できる農地及び屋敷林をあらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地を手放さざるを得なくなった場合は、区が取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全していきます

## 6 グリーンインフラ

### ■ 現状（問題）

- グリーンインフラは、区の施策にも取り入れている概念であり、国や地域における事情や考え方に応じた取り組みが行われています。
- 区では、世田谷区豪雨対策行動計画（改定）や世田谷区みどりの基本計画等において、グリーンインフラの推進・促進の考え方を取り入れ、公共施設等でのグリーンインフラの取り組みや、区民等への促進支援策を実施しています。
- 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォームを設置し、横断的にグリーンインフラの推進・促進に取り組んでいます。
- 公共施設や民間施設では、グリーンインフラと同様の取り組みが以前から行われていましたが、更なる広がりが必要です。
- グリーンインフラや助成制度に関する区民や事業者の認知度が低い状況です。
  - グリーンインフラの概念は幅が広く、理解しにくいことが要因の一つであると考えられます。



北沢タウンホール5F 屋上庭園



雨水貯留浸透する道路植栽帯  
（区画街路7号線）



区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）  
の段状緑化



区立シモキタ雨庭広場

## ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ グリーンインフラは、雨水流出を抑制する機能以外に、様々な効果が見込まれる取り組みです。
- ✓ グリーンインフラは、グレーインフラと対立するものではなく、双方の特性を踏まえ、適切な組み合わせが必要です。
- ✓ 地域で広く取り組まれることで効果を発揮する取り組みです。
- ✓ 近年は国や東京都などの施策においても注目されています。

## ■ 課題

- ✓ 相乗効果が見込まれる他分野と連携の可能性を検討しながら、総合的に取り組みを進めていく必要があります。
- ✓ グリーンインフラの概念や効果などを区として取りまとめ、区民や事業者等にわかりやすく示し理解してもらい、行動変容を促していく必要があります。
- ✓ 国や東京都などと連携して取り組みを進めていく必要があります。



## 対応の方向性

- ◆ 国や都などと連携して公共施設整備等において取り組みを進めるとともに、民有地におけるグリーンインフラの取り組みについて支援を進めていきます。
- ◆ 広く個人や事業者等、様々な主体がそれぞれに実行可能な方法で取り組み、生活様式や地域コミュニティに活用されるよう、普及啓発及び支援を進めていきます。
- ◆ 「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方」であるグリーンインフラをまとめたガイドラインにより、取り組みや効果をわかりやすく提示します。

## 【コラム】グリーンインフラ

世田谷区では、「世田谷区みどりの基本計画」、「世田谷区豪雨対策行動計画」などにグリーンインフラの取組みを盛り込み、みどりの保全や豪雨対策を推進してきました。

2024年3月には、区のそれぞれの分野において既に取り入れている取組みや考え方を整理し、区の関係する所管、区民や事業者等が取組みを進めるための指針として、「せたがやグリーンインフラガイドライン」を策定しました。

この中で、区の各行政計画におけるグリーンインフラを踏まえ、グリーンインフラを次のように定義しました。

「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。」

また、自然環境の機能を活用したインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の範囲を、「自然的」なものから「自然的+人工的」までと定め、下図のように例示しています。

グリーンインフラの取組みには、都市型水害の軽減、ヒートアイランド現象の緩和、CO<sub>2</sub>の吸収、生物多様性の保全、やすらぎ・憩いの空間の形成、良好な風景の形成等、様々な効果が期待されています。

区の関係する所管、区民や事業者等一人ひとりが、これらの効果を理解し、自ら行動・実践に移し、グリーンインフラを通じて環境を「手入れ」していくことによって、区内にグリーンインフラの取組みが浸透し、これにより災害に強く持続可能で魅力あるまちの創出に寄与することが期待されています。



図 グリーンインフラの範囲と施設例

せたがやグリーンインフラガイドラインを基に作成

## 7 公害対策・美化

### ■ 現状（問題）

- 大気や水質などの環境基準の達成率は、近年、100%となっており、従来型の公害については改善が進んでいます。
- 一方で生活騒音やにおいなど、生活の中で相互に影響する事象において、区への通報が増えており、電磁波など新たな項目での意見も寄せられています。
  - 住宅の密集化や暮らし方、価値観の多様化などが要因と考えられます。
- 公共空間においても、個人マナーに起因する問題についての意見が寄せられています。
- 特に喫煙マナーについては、指定喫煙場所を増やすとともに、様々なマナー向上のための普及啓発を行っていますが、依然としてたばこマナーに関する区民満足度は5割以下で、区への苦情も多い状況です※。

※ 世田谷区民意識調査 2022

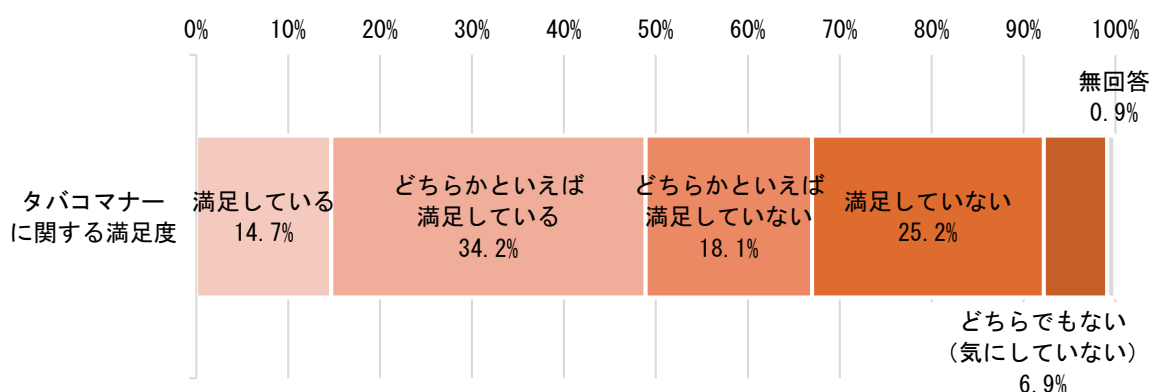


図 たばこマナーに関する満足度

世田谷区民意識調査 2022 を基に作成

### ■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 密集化した都市部においては避けられない問題であり、区民の理解を得ながら全体の生活マナーを高めていくことが基本となります。
- ✓ 個人の価値観が多様化している現状を踏まえた対応が必要です。
- ✓ 地域コミュニティの衰退や世帯人数の減少など、地域生活において他者への許容度が下がっている可能性があります。
- ✓ 喫煙問題は、喫煙者のマナー向上を図ることが最も重要です。

## ■ 課題

- ✓ 区民の生活に影響を及ぼす新たな事象について、気候や社会・経済、価値観の変化などを踏まえ、区民への情報発信などを行っていく必要があります。
- ✓ 公共という概念に対する区民の理解を深めていくことが必要です。
- ✓ 喫煙マナーは、喫煙に対する知識やルールなどについて喫煙者の理解を広めていく必要があります。
- ✓ 社会認識の変化に応じて公共空間における喫煙のあり方を検討しつつ、喫煙マナーの向上を図るための環境整備を進めていく必要があります。



## 対応の方向性

- ◆ 区民や事業者が公害対策や環境美化を実践する（あるいは実践しない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 低周波問題や PFAS などの近年顕在化している問題に対しては、問題ごとに実態把握、要因分析を行い、科学的・客観的なエビデンスを蓄積するとともに、国や都、関係機関とも連携し、対策に努めます。
- ◆ 都市型生活や生活様式の変容による暮らしの中の様々な問題に対しては、相互の話し合いによる解決、関係機関との連携による支援に取り組みます。
- ◆ 個人の価値観が多様化する中で、それぞれが暮らしやすい公共空間を保つために求められるマナーやルールを、イベントや SNS など複合的な手段を通じて、周知啓発していきます。その上で、住民一人ひとりが生活環境を手入れしていくことができるよう、住民参加型の取組みなどを通じて自分ごと化する取組みを進めます
- ◆ 区及び民間による指定喫煙場所の整備拡充、周知啓発や巡回指導の強化により、非喫煙者の受動喫煙防止に努めます。

## 8 消費と共創・資源循環

### Ⅰ 現状（問題）

- 国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す「循環型経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指しています。地域での再生可能資源を可能な限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会づくりを推進します。
- 2022年度のごみ収集量は、前年度と比較して全体では約3.4%減となっています。
  - 新型コロナウイルス感染症などの影響によりごみの量が増加したが、前年度からはその影響が落ち着き、減少しています。
- 2022年度の資源回収量は、前年度と比較して約4.0%減となっています。
  - 新型コロナウイルス感染症などの影響により資源回収量が増えましたが、前年度からは減少しています。
- ICT化の進展など社会経済情勢の変化や区民のライフスタイルの変化への対応が必要となっています。
  - スマートフォン・タブレットなど二次電池を利用した商品の普及やICT化の進展、区民のライフスタイルの変化に伴う新聞・雑誌購読数の減少、町会・自治会の加入率低下や高齢化などによる集団回収の減少などにより資源回収量の減少が進んでいます。
- エシカル<sup>※</sup>消費に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていません。

※ 「倫理的な」「道徳的な」という意味。

### Ⅱ 問題解決に向けた視点

- ✓ エシカル消費の多様な概念は、具体的な環境課題と結びつけて考えていくことでわかりやすく伝える工夫が必要です。
- ✓ スマートフォン・タブレットの普及やICT化の進展など、社会経済情勢や区民のライフスタイルの変化を踏まえた対応が必要です。
- ✓ ごみ減量への関心が低い若年層に対して、フリマアプリや古着店の利用など若年層が取り入れやすいリユース行動の普及啓発を進めていくことが必要です。
- ✓ ごみと資源の分別や食品ロス削減について、より多様な普及啓発や情報発信が求められています。

## 課題

- ✓ エシカル消費に関して学習機会の創出などにより理解を広めるとともに、消費現場において消費者が選択できる環境づくりが必要です。
- ✓ ごみ量としては減少傾向にあるが、区の将来的な人口・世帯構成の変化等を踏まえると、さらなるごみ減量に向けては、関心が低い若年層や転入者、大規模集合住宅などの居住形態に応じたごみ減量の取組みが課題となります。
- ✓ SDGsの達成や食品ロス削減、海洋プラスチック問題への対応などをさらに推進し、資源を浪費せずに循環的に使うなど、区民の日常生活での行動変容を促す取組みを進めていく必要があります。

## 対応の方向性

- ◆ 生産・流通・販売に関わる事業者、商店街、消費者団体等による、環境に配慮した製品、サービスの共創や、エシカル消費を実践できる環境整備等による消費行動の変容、事業者におけるエシカル意識の醸成を図ります。
- ◆ 子どもや若年層への普及・啓発による将来世代への意識醸成とともに、その効果を家族等の現役世代へ波及させ、エシカル関心層の増加を図ります。
- ◆ プラスチックの分別収集の検討やそれに先立つプラスチック発生抑制などを強化し、資源循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ◆ 民間事業者の技術活用による衣類などの地域内での資源循環の実証を行います。
- ◆ 気候変動対策に関する組織横断的な連携による相乗効果の高い啓発事業を展開します。
- ◆ SNSやデジタルサイネージなど新たな技術を活用し、ターゲット層に対して資源循環を見える化しつつ、より効果的にごみ減量に繋がる普及啓発を行います。
- ◆ 多言語対応・プッシュ通知機能のあるスマートフォン向け資源・ごみ分別アプリなどをより効果的に活用し、必要な方に必要なタイミングで情報が届くよう取組みを強化します。
- ◆ 有料ごみ処理のキャッシュレス決済などについて導入を検討し、デジタル技術を活用した区民の利便性の向上や効率的・安定的な収集体制の構築に努めます。

### 【コラム】エシカル消費

倫理的、道徳的といった意味を持つ「エシカル」消費は、地域の活性化や雇用などを含む、人、社会、地域、環境に配慮した消費行動です。一人ひとりが環境への「手入れ」として「安心・安全」、「品質」、「価格」に加え、社会の様々な課題解決に向けて商品・サービスを選択する視点を持ち、エシカル消費の取組みを広げていくことは、本計画の理念にも通じた重要な取組みです。

#### ●エシカル消費の例

環境に配慮した商品を選ぶ

認証ラベルのある商品を選ぶ

フェアトレード商品を選ぶ

寄付付き商品を選ぶ

地元の産品や被災地の産品を買う

## 第6章 分野横断の取組み

### 1 考え方

第2章 3「計画策定のねらい」で示したとおり、環境分野は対象とする範囲が広く、問題が複合化しているとともに、取り巻く状況の変化が速いという特徴があります。そのため、環境問題が持つ複合性に対する確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果を生む分野横断的な取組みを実施します。



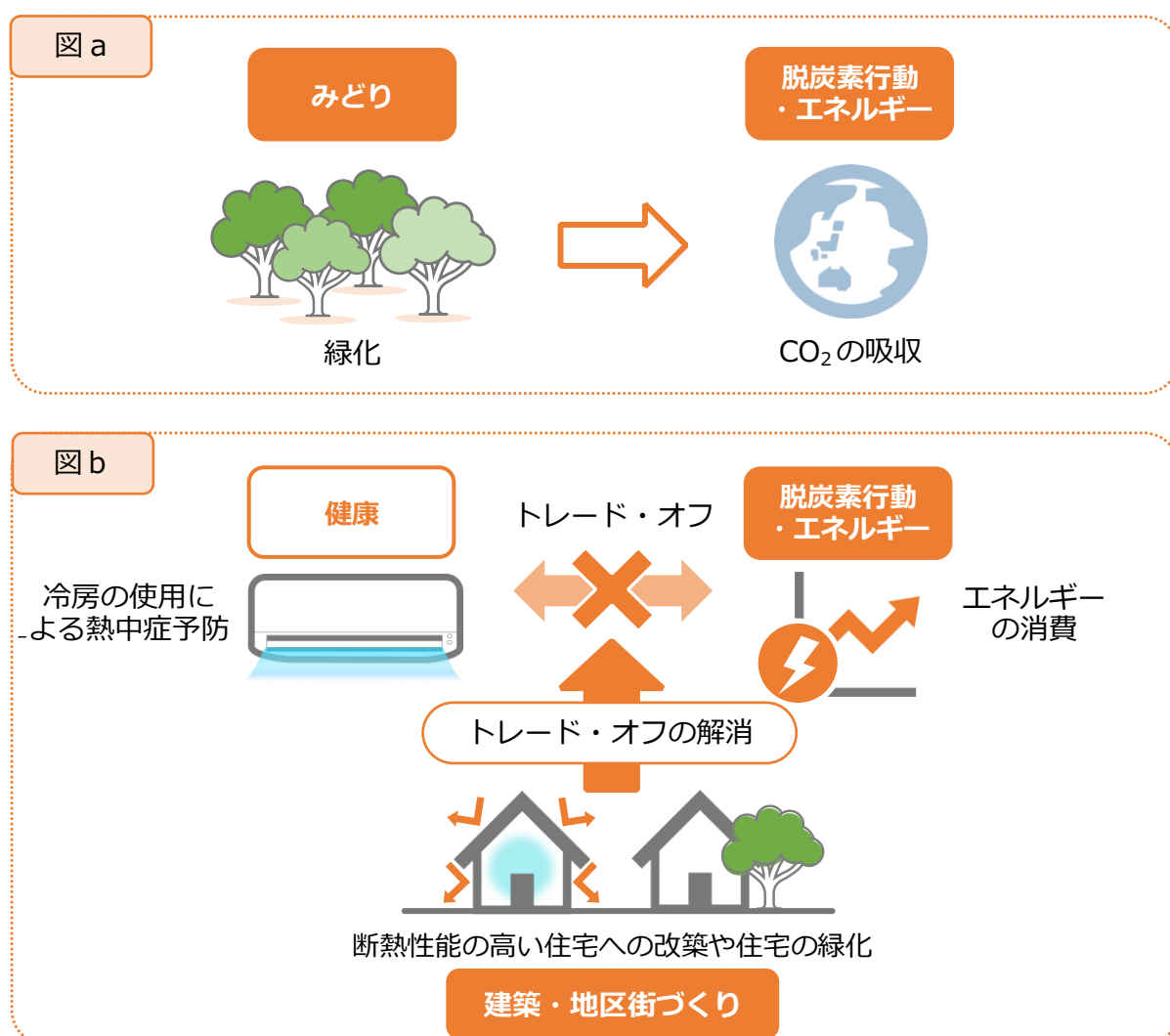
## 2 分野横断によるねらい

### (1) 課題の統合的解決

分野を横断することで、複数分野の課題の統合的解決（マルチベネフィット）につながる取組みを見出すことができます。例えば「脱炭素行動・エネルギー」分野と「みどり」分野に着目すると、緑化は、みどりを増やすという点で「みどり」分野に貢献しますが、加えて、CO<sub>2</sub>の吸収量の増加（「脱炭素行動・エネルギー」分野）につながります。（図a）

一方で、ある分野の課題解決のための取組みが別の分野の課題解決の障壁となる「トレード・オフ」の関係が生じるものもありますが、別の分野からのアプローチによって、その関係を解消することができます。例えば、「健康」分野における熱中症予防のための冷房の使用は、「脱炭素行動・エネルギー」分野にとっては、エネルギー消費量の削減という課題解決のための取組みの障壁となってしまいます。この「トレード・オフ」の関係は、断熱性能の高い住宅への改築や住宅の緑化など、別の分野からのアプローチによって、解消することができます。（図b）

このように、分野を横断することで、複数分野の課題の統合的解決（マルチベネフィット）を実現することができます。

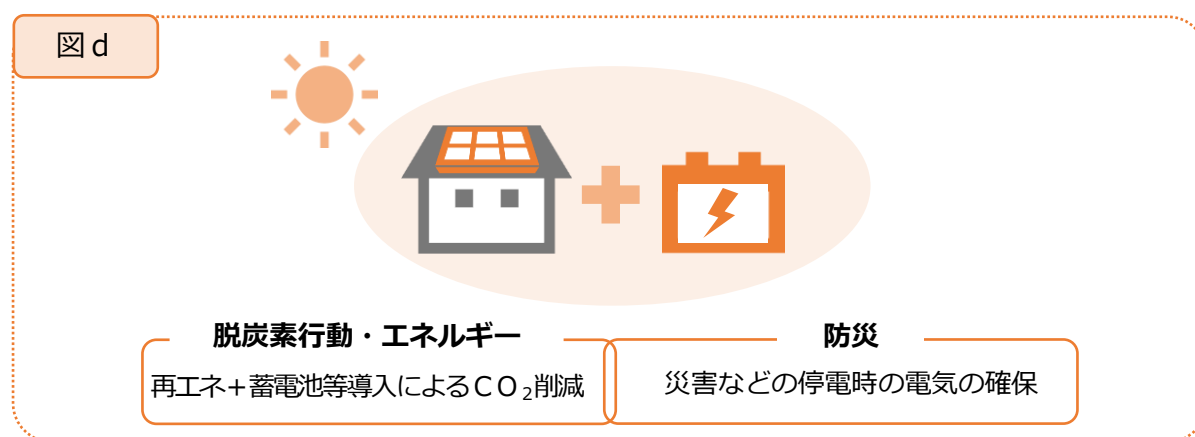


## (2) 多面的なアプローチによる行動促進

日常における暮らしの中での行動が、良好な環境を保つことにつながる場合や、環境のための行動が、日々の暮らしをより良くすることにつながる場合があります。そのような相乗効果に注目し、人々が身近に感じやすい分野や関心のある分野からアプローチすることで、「人」の「環境」に対する行動変容を促します。

例えば、徒歩や自転車利用による健康増進といった「健康」分野からの働きかけにより、「脱炭素行動・エネルギー」分野である運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量削減を促進します（図c）。

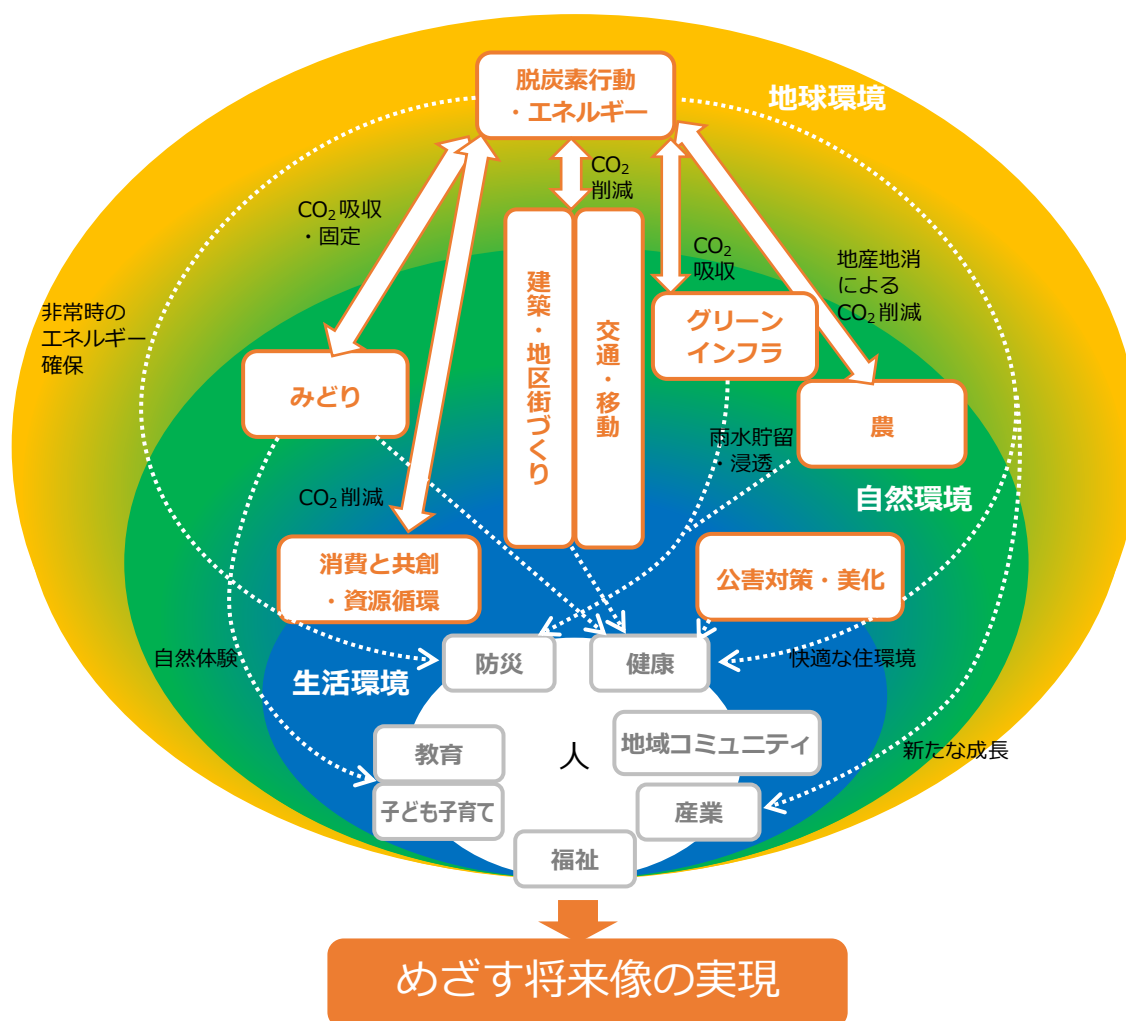
また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します（図d）。



### (3) 効果の増進

今後、人口減少による税収減や職員確保難等が想定される中で、分野を横断した取組みにより、限られた人員・予算などのリソースを最大限に活用し、より大きな効果を発揮することが期待されます。

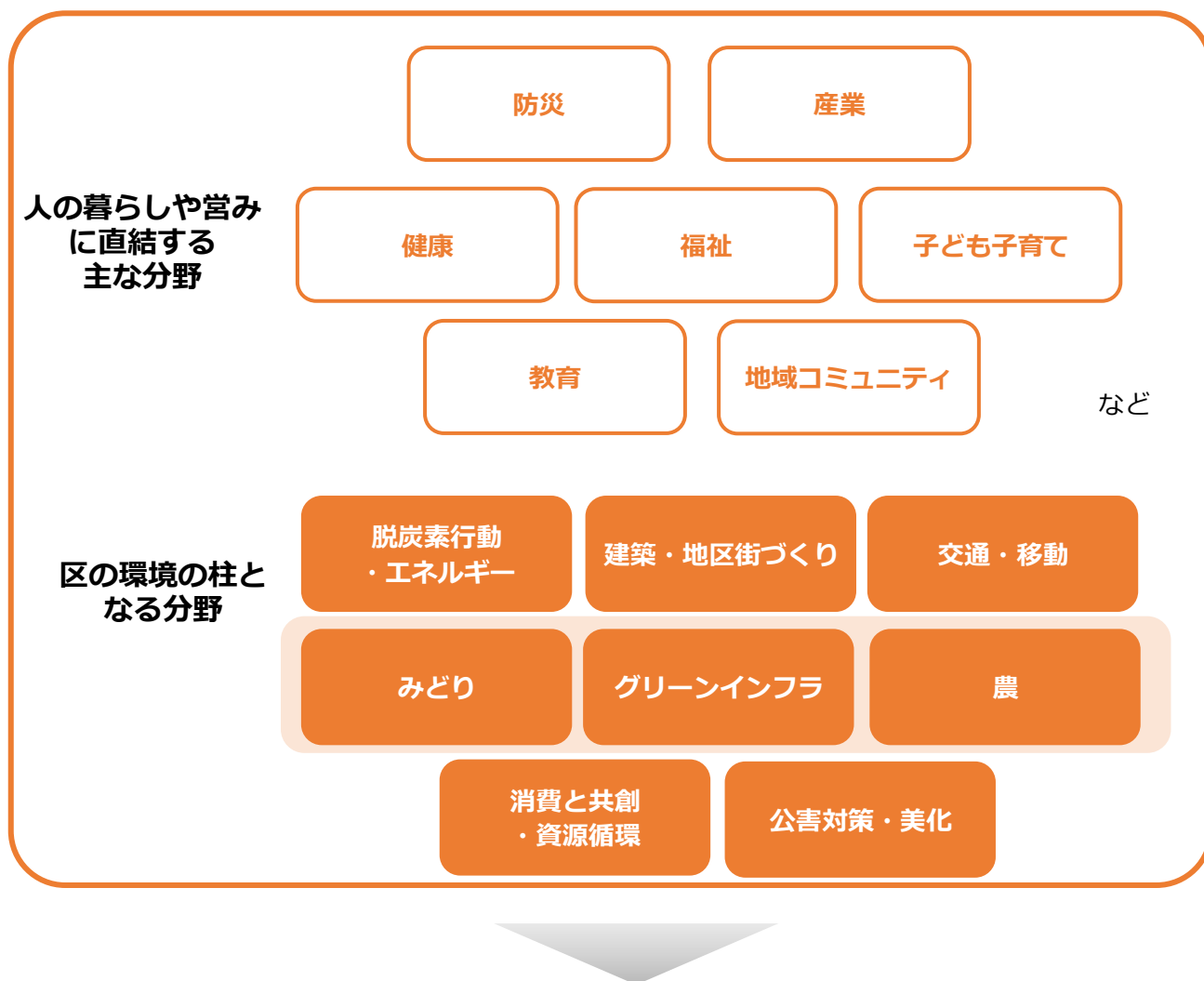
相乗効果が各階層にもたらす影響



### 3 対象とする分野

第5章分野ごとの方向性で設定した「区の環境の柱となる分野」に加え、「人の暮らしや営みに直結する分野」とのつながりにも着目していきます。

なお、「人」は、他者との関係の中で存在する社会的な存在であることに着目し、ここでは「人」を「個人及び集団（人の集まり）」として捉えます。



「建築・地区街づくり」や「交通・移動」分野における歩きやすいまちづくりの取組みが、CO2排出量削減の効果とともに、「健康」分野への相乗効果をもたらすように、環境のための様々な取組みは、人の暮らしや営みをより良くする効果があります。

## 4 分野ごとの分析

環境の柱となる分野について、相乗効果の得やすいテーマ、施策の方向性は次のとおりです。

### 脱炭素行動・エネルギー

エネルギーの使用を伴うあらゆる活動に関連する分野であることから、他の施策分野との接点を見出しやすい分野です。

例として、建築やごみ・資源循環等の「環境の柱となる分野」はもとより、「人の暮らしや営みに直結する分野」においても、非常時のエネルギー確保につながる防災分野や区民の日常の行動と密接に関わる健康分野、さらに産業分野や教育分野などとも高い親和性が見込めます。

### 建築・地区街づくり

建築・地区街づくりは、都市の生活において人々が活動する基盤を構築するものであるため、他の多くの分野と接点を見出しやすい分野です。

例として、住宅における再エネ導入による自立電源の確保は防災分野と親和性が高く、住宅の断熱改修等によるヒートショックの予防は健康な暮らしにつながります。

また、歩きたくなる街づくりの推進は、まちなかの商店街の活性化に繋がるなど、産業分野とも親和性があります。

### 交通・移動

多くの移動にはエネルギーを必要とすることから、脱炭素行動・エネルギー分野などと接点を見出しやすい分野です。

例として、公共交通の利用促進や自動車の脱炭素化などが、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量削減につながります。また、移動手段を自動車から自転車や徒歩に代えることは、CO<sub>2</sub>の排出量の削減だけでなく、運動にもなることから健康分野とも高い親和性が見込めます。

### みどり

みどりを含む自然環境が持つ機能を活用するグリーンインフラ、みどりの一部を構成する都市農地に関わる農の分野との親和性が非常に高く、一体的な取組みが求められます。

また、みどりが有する多様な機能を活かすことで、そのほか幅広い様々な分野との相乗効果が見込めます。

例として、ヒートアイランド現象の緩和やCO<sub>2</sub>の吸収・固定による脱炭素行動・エネルギー分野と高い親和性が見込めます。また、みどりを介したウォーキングやレクリエーション、自然体験は、健康や教育、子ども子育て分野とも高い親和性が見込めます。

## グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方であり、みどり、農の分野との親和性が非常に高く、一体的な取組みが求められます。

また、課題と活用する機能に応じて幅広い分野と様々な相乗効果を見込めます。

例として、グリーンインフラの有するヒートアイランド現象の緩和やCO<sub>2</sub>吸収、雨水の貯留浸透機能などの効果は、脱炭素・エネルギー分野や防災分野へ貢献します。また、地域風景の形成による街の魅力の向上にもつながり、地区街づくり分野とも高い親和性が見込めます。

## 農

農は、都市農地が構成要素の一部となるみどりや、グリーンインフラの分野との親和性が非常に高く、一体的な取組みが求められます。

また、農地の多様な機能を活かすことで、その他の様々な分野との相乗効果が見込めます。

例として、地産地消の促進は、移動に伴うエネルギーの低減につながるため、脱炭素行動・エネルギー分野と高い親和性があります。また、農地が有する多様な機能を活かす取組みは、防災や教育など様々な分野との相乗効果を見込めます。

## 公害対策・美化

人々の暮らしと密接にかかわる分野であり、健康、自然環境に関連する分野と親和性があります。

例として、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害は、疾病、ストレスにつながる恐れがあることから、健康（衛生）分野と親和性があります。

## 消費と共創・資源循環

暮らしや活動に使われる「もの」（食料、日用品、衣類、家具等）に関連する分野であることから、他の施策分野との接点を見出しやすい分野です。

例として、ごみの発生抑制や資源循環によるCO<sub>2</sub>排出量削減は脱炭素・エネルギー分野に貢献します。また、フードドライブによる食料の支援事業は、福祉や子ども子育て分野と高い関連性があります。

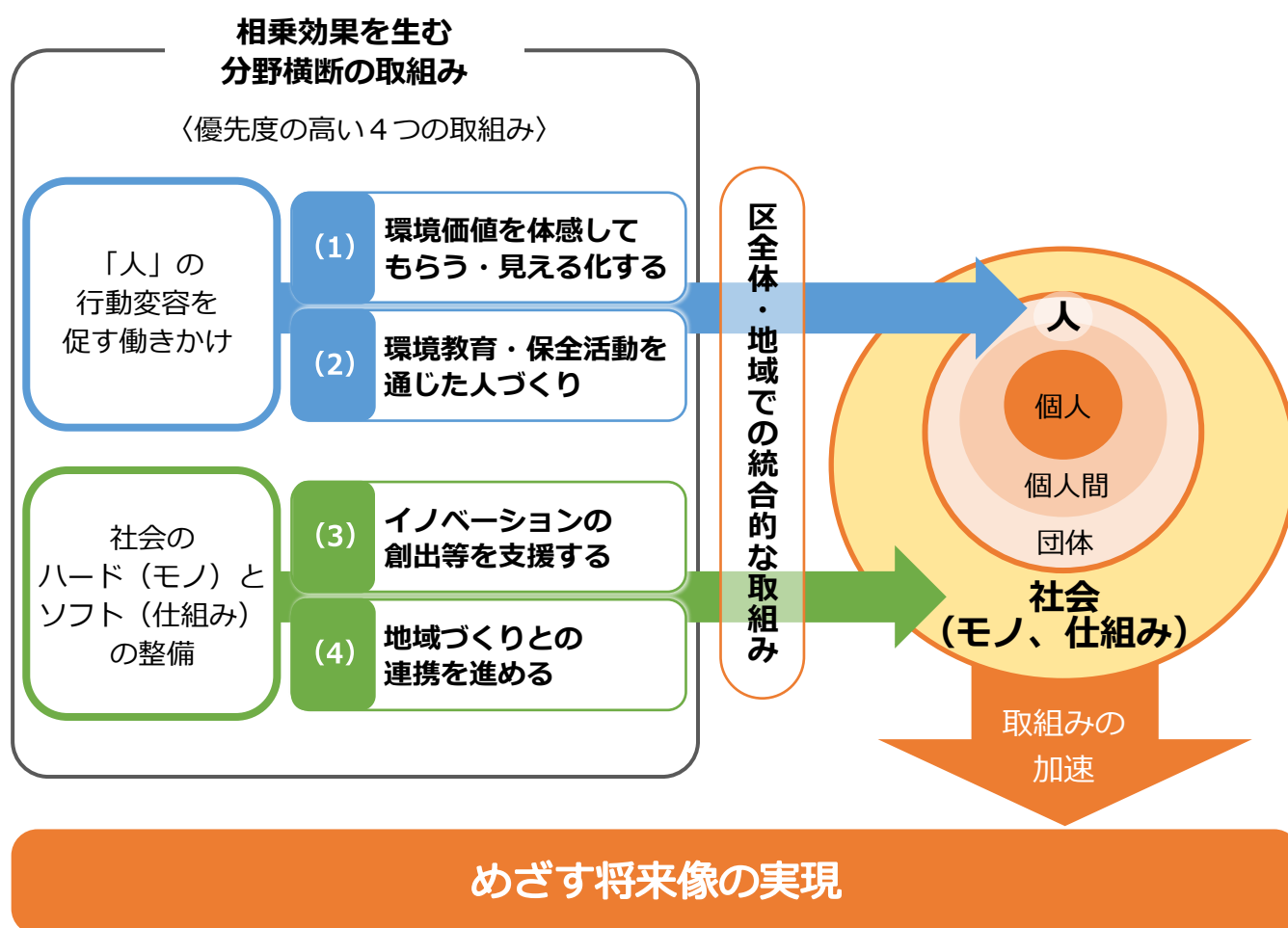
## 5 相乗効果を生む取組み

第5章では「分野ごとの方向性」について示しましたが、めざす将来像の実現に向け、一人ひとりの行動変容を促していくことは、それぞれの分野を横断する共通の課題です。

行動変容を促していくためには、一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、自分ごと化していく（当事者意識を育む）こと、その上で意識を行動につなげていくことが必要です。そのためのアプローチとして、個々の人に直接働きかけ、意識醸成と行動を促していくとともに、人々が環境に配慮したより良い選択を後押しする社会を築いていくことが重要です。

このような観点から、分野横断の取組みは、取組みを担う人（個人や団体（事業者を含む））の行動変容を促す働きかけと、人（個人や団体（事業者を含む））の活動の場である社会のハード（モノ）とソフト（仕組み）の整備に着目します。その内、特に相乗効果が期待できる優先度の高い取組みとして、前者においては「環境価値を体感してもらう・見える化する」「環境教育・保全活動を通じた人づくり」を軸に、後者においては「イノベーションの創出等を支援する」「地域づくりとの連携を進める」を軸に取組みを進めていきます。それぞれの取組みについては本計画に記載する「具体的な取組み」ととどまらず、下図のモデルに基づき、関係所管と連携して推進していきます。

また、これらの取組みは、取組みの内容に応じて、区全体だけでなく、地域や地区など、適切な単位で取り組んでいきます。



## (1) 環境価値を体感してもらう・見える化する

### 概要

環境価値は、目に見えにくく、価値を図ることが困難ですが、それを実体化することで、環境自体がもたらす効果や個人の行動が環境に与える影響の理解を深め、行動促進につなげます。

#### ① 環境価値を体感してもらう

実際に「環境」がもたらす効果を体感する場を設けることで、環境価値の理解につなげていきます。例えば、樹木は、蒸散作用によって空気の低温化をもたらしますが、都市の中に樹木が集まる場を設ける等により、人々が実際に樹木の効果を体感することで、よりその価値の理解が深まります。

#### ■ 具体的な取り組み例

##### ● 健康村里山自然学校

教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり × 農

縁組協定を結んでいる群馬県利根郡川場村の環境を、区民・村民が相互に協力し、都市と農山村の交流事業の一環として守り・育てることを基本とし、森林に「学び」「遊び」「憩う」活動を通じ、里山の魅力を楽しみながら、環境について学ぶ。

##### ● 体験型農業事業の実施

教育 × みどり × 農

区民農園や体験農園など、区民が農とふれあう場づくりの拡充を推進し、貴重な都市における農業と環境の保全に取り組む。

##### ● みどりの公共・公益施設づくり

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり

公共・公益施設において、街路樹や敷地接道部の緑化や街かどの小広場の確保、外周部などにおけるシンボルツリーの整備や花壇づくり、屋上緑化・壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを行うことで、みどりを体感できる施設づくりを進める。

##### ● 区民がふれあえる河川・水辺の維持管理

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり

河川を含めた水のネットワークを保全し、公共施設などにおけるビオトープや湧水等を活かした水辺のある緑地の維持管理を進める。

##### ● 民有地のみどりづくり

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり

生垣・シンボルツリー・屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化などの助成制度や花いっぱい協定制度、市民緑地制度などについて、区民や事業者の取り組みを支援する制度により、みどりを体感できる機会を創出する。

##### ● 川場移動教室

子ども子育て × 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり

区立小学校5年生を対象に実施している川場移動教室において「自然体験プログラム」等を行うことで、環境への理解を深めるとともに、主体的・体験的な活動を通じて、豊かな人間性を養う。

## ② 環境価値を見える化する

「環境」がもたらす効果や人々の行動が「環境」に与える影響を、数値などで見える化することで、情報としてわかりやすく発信します。例えば、個人が行う省エネ行動がCO<sub>2</sub>の削減にどのくらい寄与しているのか、電気代の節約にどのくらいつながっているのかなどを数値で示すことで、その行動のもたらす影響をわかりやすく示すことができます。

### ■ 具体的な取組み例

#### ● エコ住宅における多面的な効果の見える化

防災 × 健康 × 脱炭素行動・エネルギー

断熱効果による健康面のメリットや蓄電池システムによる防災面での備え等、エコ住宅による多面的な効果を分かりやすく伝えることで、エコ住宅を普及・啓発する。

#### ● 環境共生住宅

健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり × グリーンインフラ

地球環境を保全するという観点から、エネルギー資源への配慮や、周辺環境との調和を考え、さらに住む人が健康で快適に暮らせるように工夫された環境共生住宅を維持管理するとともに、見学の受け入れ等を実施し、民間住宅等への啓発や普及を促進する。

#### ● 生物多様性の見える化

教育 × みどり

区民参加の生きものしらべや、区民ボランティアによる生物調査など世田谷の生きものの生息・生育状況の情報を集約し、発信する。

#### ● みどりの見える化

教育 × みどり

樹木などみどりが持つ環境価値や周辺に与える影響を様々な視点から見える化することで、環境行動を促す。

#### ● グリーンインフラ施設の効果の見える化

防災 × みどり × グリーンインフラ

せたがやグリーンインフラガイドラインにおいて、グリーンインフラの効果のうち、雨水貯留浸透機能を数値化し、都市型水害の軽減効果を見える化することで、グリーンインフラを推進・促進する。

## 【コラム】みどりの価値・機能の見える化

みどりは、環境の改善、水環境の保全、生きものの生息・生育環境、防災・減災、レクリエーション・遊びの場、健康増進、教育など、多面的な機能を持っています。

近年、みどりが持つ様々な機能を定量的に、分かりやすく示すことで、みどりへの理解を醸成し、取組みを促進する試みが進んでいます。

例えば、街路樹などの都市の緑が持つ炭素固定、大気浄化、雨水流出抑制、省エネなどの効果を定量化して貨幣価値に換算評価する、アメリカ発祥の「i-Tree」という評価システムを日本の気候・自然条件に合わせて改良し、試算する研究が複数の研究機関で行われています。

また、街路樹、日陰などの環境データを可視化・シミュレーションすること等で快適なまち歩きを提案するWEBサービス「TOKYO OASIS」といったツールも開発されています。



TOKYO OASIS  
の提供サービス例  
出典：TOKYO OASIS  
ホームページ

## (2) 環境教育・保全活動を通じた人づくり

### Ⅰ 概要

環境をより良くしていくためには、個人が行う環境行動に加え、課題解決に向けて地域の中で積極的に行動する「手入れ」の担い手を増やしていく必要があります。担い手となる人々には、環境に興味・関心を持ち、環境をより良くするために果たすべき人々の責任と役割を理解した上で、行動として実践していくことが求められます。そのために、環境教育を進めていく必要がありますが、第2章で示したように「環境」は対象とする範囲が広く、様々なレベルの課題が重層的に関連しており、複数の分野を横断する視点を持って学び、考え、体験する場をつくっていくことが必要です。

このため、様々な分野を対象とする環境教育や保全活動を総合的な視点で捉えるとともに、教育委員会との連携による環境出前講座の拡充等、関係する部局や主体が連携して学びの場、実践・体験の場を設けていくことで、重層的に関連する環境課題の解決につなげていきます。

### Ⅱ 具体的な取組み例

#### ● 気候危機を担う次世代の人材育成

教育 × 脱炭素行動・エネルギー

大学生等、ボランティアを募集及び登録し、環境サポーターとして育成を行ったうえで、環境サポーターによる、環境出前授業や啓発イベントを実施するとともに、環境出前講座については、教育委員会と連携し、民間企業との共同実施や、省エネ行動を誘発するためのプログラムを取り入れる等の拡充を図る。

#### ● 消費に関する講座の実施

教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

くらしに役立つ身近な知識や情報が学べる消費生活講座や、区が養成した区民講師が地域からの依頼に応じて学習会等に出向く出前講座において、食品ロスや、エシカル消費をテーマとし、環境意識を醸成する。

#### ● ごみに関する環境教育・環境学習の実施

教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

ライフステージや立場に応じた環境教育・環境学習を実施する。特に、子どもたちへの環境教育については、資源循環やごみに関するクイズや実技、体験学習用ごみ収集車「カティ」を活用した体験型の環境学習等により、次世代の循環型社会を担う人材育成に繋げる。

#### ● みどり・生物多様性保全に関わる人材育成

教育 × 地域コミュニティ × みどり

生物多様性に関する講座や緑化講習会等を開催し、生きもの・みどりの保全活動に取り組む人材を育て、参加の輪を広げる。

#### ● みどり・生物多様性に関わる体験・学習機会の拡充

教育 × 子ども子育て × 地域コミュニティ × みどり

身近な自然や生きものに触れる自然観察会等を実施するとともに、講習会や講座等を開催し、幅広い世代が自然とふれあえる場づくり等を推進することで、理解を促す。

#### ● グリーンインフラ実践者の育成

防災 × 教育 × みどり × グリーンインフラ

グリーンインフラについて学び、雨庭づくりを体験する「世田谷グリーンインフラ学校」を開催し、雨庭づくりの魅力や意義を地域の中で広めていく実践者の育成に繋げる。

## 【コラム】川場村と世田谷区の“縁組協定”から広がった環境への取り組み

世田谷区は区民の「第二のふるさと」づくりとして、群馬県川場村と共に、豊かな自然の恵みに触れながら、都市と山村の交流を深め、それぞれの地域社会を発展させるため、1981年に相互協力協定（縁組協定）締結しました。

縁組協定10周年を記念してスタートした「友好の森事業」は、森林に「学び」「遊び」「憩う」活動から環境問題の新しい取り組みのあり方を追求することを目的に、村民の指導のもと区民が植林、下草刈り、枝落とし、間伐などの活動を体験する場として、多くの区民に自然を守り・育てる体験の機会を提供してきました。その意思を受け継いで始まった「健康村里山自然学校」では、森林環境税の一部を用いて、川場村の里山を活用した自然体験、交流を進めています。

川場村との連携は、さらに「自然エネルギーを通じた連携」、「川場村産木材の活用」など、都市と農山村の特徴を活かして環境分野の政策課題の解決に向けた事業に発展しています。



友好の森や村内をフィールドにした体験学習



木質バイオマス発電の材料となる木材工場の見学

### (3) イノベーションの創出等を支援する

#### ■ 概要

第2章で示したように変化の激しい環境においては、新しい技術やサービスなどが次々と生まれています。また、環境に限らず、社会・経済の変化に対して、様々な企業・大学・研究機関などが新しい事業や研究開発に取り組んでいます。このような企業・大学・研究機関における活動を、区が支援し広げるとともに、消費者と企業等が新しい技術やサービスを「共創」することで、環境課題の解決のみならず、様々な社会課題の解決や地域経済の活性化に結び付けていくことができます。また、行政と企業等との連携によって課題解決のみならず新たなサービスなどの創出につながっていくことも考えられます。

このため、関係する部局が連携して、企業等の活動の支援と連携、協働、共創を進め、環境課題のみならず地域課題全般の解決と地域の経済活性化、産業振興につなげていくことで、新たな状況に対応した地域社会への変革を目指します。

#### ■ 具体的な取組み例

##### ● 環境分野における産業の育成推進

産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

産業分野における環境に関する普及啓発を行うことで、事業者の環境意識の向上を図り、脱炭素に取り組む事業者の後押しや課題解決に資する事業者の創出・育成のための環境整備を行う。

##### ● 「脱炭素地域づくり」における実証事業

産業 × 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり

「脱炭素地域づくり」事業の一環として、住宅向けフレキシブルソーラーや逆潮流対応蓄電池等、次世代再エネ設備の活用や、個人間電力売買プラットフォームの構築といった実証事業を行う。

##### ● スタートアップやベンチャーの支援

産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

スタートアップ企業や大学等の研究機関、NPO 団体などが環境に関する幅広い分野における課題の解決を目的として実施する先進的・画期的な技術やサービス、システムなどの社会実装に向けた実証事業の実現を資金調達等の面から支援する。

## 【コラム】産業の活性化と脱炭素

脱炭素社会の実現に向け、近年、GX（グリーン・トランスフォーメーション）が注目を集めています。GXは、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革（内閣官房 GX実行会議より）を目指すものです。

この流れを受けて、脱炭素化に寄与する新しい技術や斬新なサービスによって社会課題を成長のエンジンに転換して、加速度的に事業拡大をめざすスタートアップ企業への支援が各地で行われています。

新しい技術やサービスによって人々の暮らしや活動の脱炭素化を進めながら、同時に産業も活性化する、そのような取組みが広がりを見せています。

### 〔取組例 1〕

#### 脱炭素を目指す企業の共創支援 （港区産業振興センター）

港区産業振興センターでは、区内事業者を支援する活動の一環として、様々なセミナーを行っています。

その一つとして、「クリーンテック×オープンイノベーション」と題したイベントを 2024 年 2 月に開催。脱炭素につながる共創を模索する企業、カーボンニュートラル系の事業を担うスタートアップ企業、GX に取り組む企業などをターゲットに、カーボンニュートラル、特に環境にやさしいエネルギーの活用をテーマとした情報共有、交流の場をつくり、共創を促進しています。

### 〔取組例 2〕

#### 新製品・新技術開発支援事業 （北区）

北区では、新規市場開拓等に向けて、新製品や新技術を開発する区内の中小事業者に、研究開発費の支援として、最大 300 万円（助成対象経費の 4 分の 3）の助成を行っています（2024 年度時点）。

脱炭素社会の実現に貢献する事業に対しては助成率を 5 分の 4 とし、技術開発を支援しています。

#### （脱炭素化事業の例）

- ・ CO<sub>2</sub> の削減に効果を発揮する新製品開発
- ・ エネルギー分野に関わる新製品
- ・ 製造プロセスにおける CO<sub>2</sub> 排出量を削減する新技術 など

## （４）地域づくりとの連携を進める

### Ⅰ 概要

環境課題は、様々な分野が重層的に関連しており、課題解決のためには、複数の分野からのアプローチが必要となります。また、「４．分野ごとの分析」に示したように、環境課題に取り組むことは環境以外の分野の課題解決につながる可能性があります。環境以外の分野の課題解決に取り組むことが環境課題の解決につながる可能性もあります。これらを総合的な視点で捉え、地域のまちづくり・街づくりを通じて課題解決に取り組むことは、環境課題も含む様々な地域課題の同時解決につながっていくと考えられます。

このため、地域住民や事業者、それぞれの分野の課題解決に取り組む活動主体をはじめとする地域の様々なステークホルダーと連携・協働を進め、それぞれの取組みを結び付けていくことで、環境課題と地域課題の同時解決、地域の魅力向上につなげていきます。

### Ⅱ 具体的な取組み例

#### ● 脱炭素地域づくり

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり

住宅や店舗などの地域の特性に応じた、効果的な脱炭素化へのアプローチを調査、分析し、モデルを構築していく。取組みにおいては、まちづくりと一体で地域脱炭素に取り組むことで、地域課題解決と地域脱炭素の双方において相乗効果を高め、地域における脱炭素を加速させる。

#### ● 区内一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」

地域コミュニティ × 公害対策・美化

世田谷区内全域のうち、道路や駅前広場、河川敷など公共スペースの中から参加団体が指定した場所での清掃活動に対し、トング、ビブス、ゴミ袋等の物品の貸与及び支給を行い、より住みやすく歩いて楽しいまちづくりを図る。

#### ● ウォーカブルなまちづくり

健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動 × 建築・地区街づくり

国の提唱するウォーカブル推進都市に賛同し、誰もが安全で快適に移動できるまちとするため、安全で歩きやすい道路環境の整備や自転車利用環境の整備、ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備を進める。

#### ● 歩行者・自転車を主役とした交通の促進

健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動

既存バスネットワークの維持・確保やシェアサイクルの利用促進等に努め、歩行者・自転車が安心して移動できるまちづくりを進める。

## 【コラム】祖師谷地区「子ども用品交換会」・砧地区「子ども服リサイクルマーケット」

祖師谷地区では、祖師谷地区ごみ減量・リサイクル推進委員会や祖師谷地区社会福祉協議会主催の「子ども用品交換会」を長年にわたり開催しています。子ども用品交換会は、子どもの成長によって使わなくなった子ども服やおもちゃ、本、新品文具などを持ち寄り、必要な用品と交換する取組みです。

祖師谷地区の取組みを参考に、2016年には砧地区において子育て支援事業「子ども服リサイクルマーケット」が立ち上がりました。

子育て家庭の助け合いが、資源循環につながり、その輪が広がっています。



祖師谷地区「子ども用品交換会」

出典：祖師谷地区通信 令和4年12月号



砧地区「子ども服リサイクルマーケット」

写真提供：きぬた地区社会福祉協議会

# 第7章 計画の推進

## 1 実現に向けて

本計画の理念や将来像の実現に向け、区は、環境に関する自らの取組みを加速するとともに、区民や事業者などの各主体が「手入れ」を意識した行動を実践することを後押しするため、区民等の地域の環境に対する意識変革を促す「(1) 区民等と環境との関係性の再構築」と、区民等の活動を区として支援していくための「(2) 区民等をバックアップする区の推進体制」に取り組みます。

なお、本章は、区として全庁的に取り組む必要がありますが、本計画の理念や将来像の実現のための取組みは、環境政策部が中心となって推進します。

### (1) 区民等と環境との関係性の再構築

本計画では「環境」を「人の周囲を取り巻く状態や状況」「人と相互に関係し合って、影響を与え合う外界」と定義し、良好な環境を維持するためには、人の「手入れ」が必要であるとししました。この「手入れ」を行っていくためには、「人」が周囲の「環境」を意識し、主体的な行動を生み、環境が向上し、そのことを意識することでさらなる行動につながっていくという好循環を生み出していく必要があります。

#### ■ 課題

- ✓ 個人の地域に対する関心や帰属意識、愛着を高め、より身近な地域をよくするための行動を促すこと、そのために地域と個人のつながりを再構築することが必要です。
- ✓ 地域によって様々な特性や異なる要素を持つ世田谷区において、地域特性に応じた地域づくりに取り組むことで、効果的に地域の課題の解決や魅力向上にアプローチすることが必要です。
- ✓ 様々な主体の活動を活性化させるため、これまで連携してきた活動団体だけでなく、これまで連携していなかった活動団体へのアプローチや、新たな方法での連携・協働を進めていくことが必要です。
- ✓ 様々な情報を容易に入手できる情報社会の中で、区民等が「環境」に関心を持ち、主体的に行動するよう働きかけるために、区民等のニーズに合った情報や正確な情報を、対象に応じた方法で発信するなど、普及啓発を効果的に行うことが必要です。

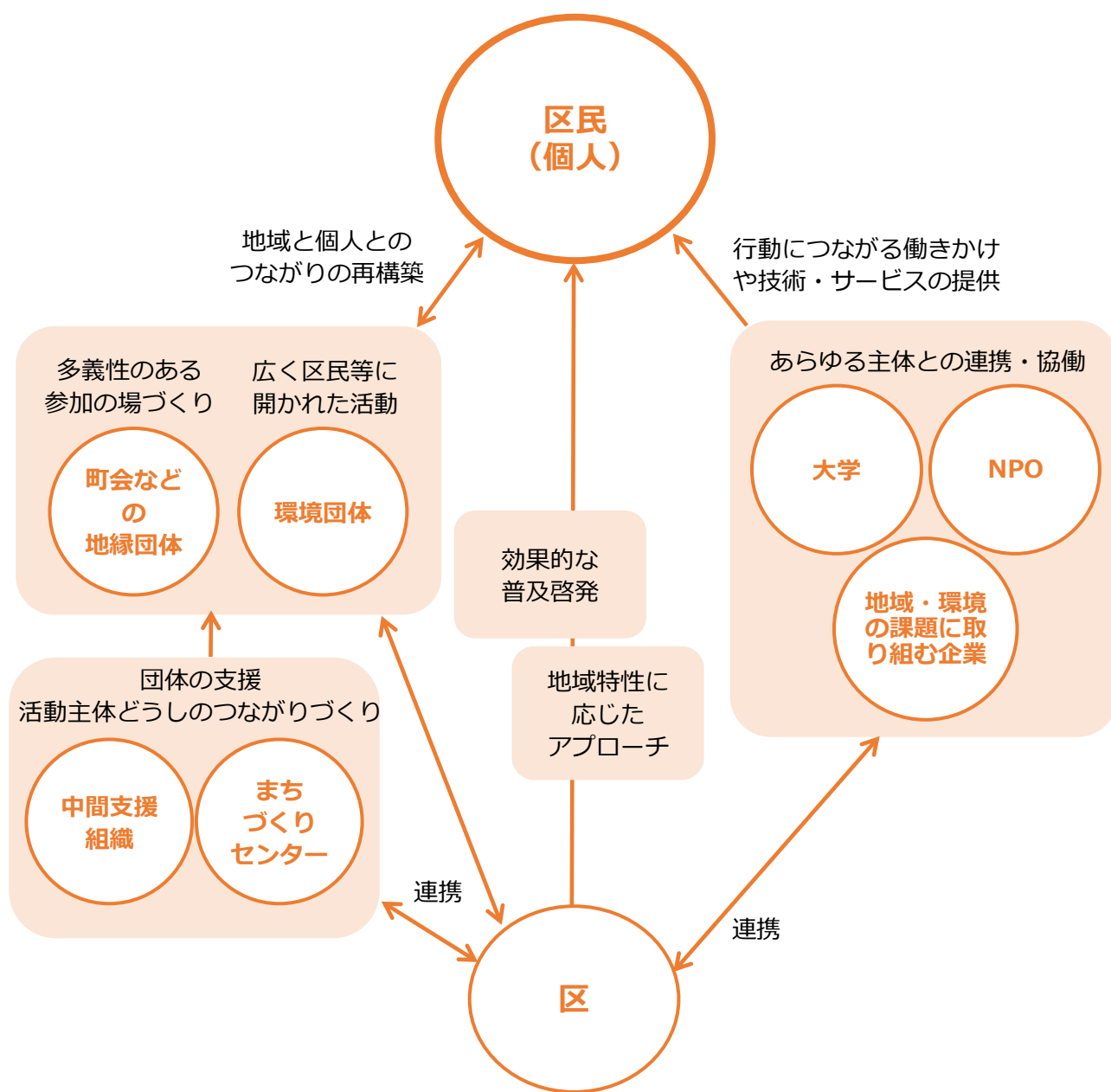


図 「区民と環境との関係の再構築」に向けた連携

### ①地域と個人のつながりの構築

- ◆ **地域の情報を知る機会や地域を意識する機会を創出し、区民の地域への愛着や帰属意識の向上につなげます。**

人は、その物事に詳しくなることで愛着を持ちますし、繰り返し目にすることで親しみを覚えます。例えば地域で大事にされている樹木の由来や歴史、生態など、解像度の高い情報を得ることで、「よく知っている樹」「地域の皆が大切にしてきた樹」と、見方が変わっていくでしょう。また、通勤、通学途上で繰り返し目にする身近な生き物や、毎月必ず駅前で見かけるイベントは、同じく「自分が知っている物ごと」として、記憶に残るでしょう。この二つを組み合わせ、人々が地域や環境資源に関心や愛着を持つ機会を創出します。

- ◆ **時間がない場合や、様々な事情があっても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。**

人は、「以前からのメンバーがいる集団」に、後から参加することには気おくれしますし、自分の生活サイクルに合わない時間帯に行われたり、参加の仕方がよくわからなかったりする活動や団体には入りづらく、イベントのホストとゲスト、という関係性も継続的な参加にはつながりません。また、様々な事情により、環境に興味はあるが、暮らしの中で環境行動に目を向ける余裕がない人などがいます。そのため、参加経験の長短に関係なく、様々な状況においても誰もがフラットに、短時間でも、自分の役割が果たせる活動の場を工夫します。併せて、より多くの人から関心を得るため、例えばウォーキングのイベントが、健康の増進とともに自動車利用に伴うCO<sub>2</sub>排出の削減につながるといった、地域活動の場に多義性を持たせます。

- ◆ **地域で活動を行う団体が、広く区民等に関かれた活動をするように、団体への支援を検討します。**

地域の活動団体側にも、多くの新たな参加者を得られるような工夫を行うための支援が必要です。活動の魅力を伝えるための情報提供や共有のあり方、参加者が負担感や疎外感を感じないための参加方法、団体の担い手づくりや活動の場づくりなどにおけるノウハウの共有や中間支援団体との連携などにより、持続可能な団体運営の支援を検討します。

### 【コラム】地域への関心を高め地域活動への参加につなげていくために

2023 年度に実施した「環境に関する区民意識・実態調査」では、多くの回答者が気候変動、省資源や再利用・再生利用、みどりや生きものの保全・創出など、環境に関する取組みに関心を持っているものの、清掃などの環境美化、花づくり活動などの地域活動には参加していないという実態が明らかとなりました。

東京都が実施したボランティア活動等に関する実態調査（2022 年度）によると、参加のきっかけとして多かったのは、「家族・親戚・知人・友人の話」、「通っている学校での授業や活動、行事」、「自治会や子供会など地域の活動」でした。

こうした点から、関心を持つ人々を地域の活動につないでいくためには、活動の情報を知ること、活動を体験する場や機会に出会うことが大切であることがわかります。

活動を知る機会、小さな体験機会をつくる工夫として、例えば、千葉県では、公園のごみ拾いや困っている人の手助けなど、身近なことでできるちょっとしたボランティア活動に取り組んでみた体験を SNS などで投稿してもらい、共有する「＃ちょいぼらキャンペーン」を展開し、活動のきっかけづくりを進めています。

また、大阪府枚方市社協では「ちょいぼら体験」として、市内のボランティアグループや福祉施設などと市社協が協力していろいろな種類の体験プログラムを提供する取組みを行っています。

そのほかにも、杉並区では、区民が家庭で使い終わった天ぷら油や賞味期限の切れた食用油等を直接回収拠点へ持ち込み、回収された廃食用油をせっけんや肥料、バイオディーゼル燃料等にリサイクルする取組みを行っています。

このように、地域活動の発信と、参加のハードルを下げる試みが、各地で広がっています。

### 【コラム】自然資本

「自然資本」は、自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方です。自然資本は、森林、土壌、水、大気、動物、植物などによって形成されます。

近年、経済社会活動は自然資本（環境）の基盤の上に成立しており、自然資本を損なうことが経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識が世界的に定着しつつあり、自然資本を維持、回復、充実させていくことが経済成長の源泉になるという考え方に基づく政策の導入が各国で進んでいます。

日本においても、2024 年に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤と位置付けました。そして、環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を回避するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって「ウェルビーイング／高い生活の質」に結び付けていくことを基本的な考え方として示しています。

## ②地域特性に応じたアプローチ

### ◆ 環境に関連する地域特性や地域資源を把握し、区の施策に活かします。

世田谷区は23区の中でも面積が広く、地域によって異なる特徴を持っているため、区全体だけでなく地域単位で実施することでより効果があげられる施策もあります。地域単位での施策の実施のために、地域の持つ特徴や地域資源を把握する必要がありますが、「環境」に関わる分野は多岐に渡るため、特性や資源を把握するためには、庁内の様々な所管の取組みと連携する必要があります。例えば、「みどりの基本計画」では、「エリア別の取組み」として、地域の特性を生かした個性あるみどりの街づくりを進めていますし、都市整備方針の第二部では、「地域整備方針」として、地域のまちの姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示しています。これらの各所管の地域資源等の情報を横断的に収集し、網羅的に把握することで、地域ごとの課題解決に活かします。

### ◆ 環境に関わる地域の課題を共有し、方針にテーマとして「環境」を入れ込むなど、地区街づくりと環境との融合を図ります。

環境に密接に関係する街づくりの個別計画は、「地区計画」や「地区街づくり計画」など、多岐に渡ります。そのため、それらを立案する際の検討の場に環境政策部が参加し、状況の変化が著しい環境の課題を共有していくことで、地区街づくりに環境の視点を盛り込み、環境の課題に対し、即応性・柔軟性を持った施策を展開していきます。

### 【コラム】

(記載のイメージ) 脱炭素地域づくりについて、記載する。

### ③あらゆる主体との連携・協働

- ◆ 町会などの地縁団体や環境団体など、これまで連携をしてきた団体と行政が双方にとって有益な関係となる連携・協働に取り組みます。

区は、様々なイベントや会議体などで、多くの団体と連携しています。そういった団体との関わりが硬直化してしまわないように、日頃の関わり合いの中で、改めて各団体の活動目的や活動内容を確認し合い、お互いにとって有益となるような連携・協働の接点を広げていきます。

- ◆ 大学、地域・環境の課題に取り組む企業、NPO、その他様々な主体との連携・協働を進めます。

区は様々な団体と連携・協働を進めていますが、まだ連携できていない団体も多くあります。そのため、例えば、民間企業等への官民連携の提案募集や、環境に関する先進的・画期的な技術やサービスなどを行う団体への実証事業の支援等を行うことで、これまで連携することのなかった様々な主体と連携・協働していきます。

- ◆ 区と地域の間にとって様々な活動を支援するまちづくりセンター、区の外郭団体等の中間支援組織と連携・協力し、団体をはじめとした様々は主体同士のつながりを図ります。

区と活動団体との連携だけでなく、活動主体同士の連携を推進することも必要です。そのため、まちづくりセンターなどの庁内所管との連携を深めるとともに、中間支援組織等の協力を得て、活動主体同士が対話できる場をつくり、意見交換を通じて、団体間に共通した課題や目的を見出し、接点を広げていくことで、活動主体同士の連携・協力を強化していきます。

#### 【コラム】 中間支援組織

環境をはじめ、まちづくり、福祉、災害時の被災地支援など、様々なボランティアや協働の場において、「中間支援組織」の存在が注目されています。

中間支援組織とは、地域と行政の仲介役として、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な地域活動を行う団体を中立的な立場で支援する組織です。

世田谷区においても、公益財団法人 せたがや文化財団 生活工房、一般財団法人 世田谷トラストまちづくり、社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会、社会福祉法人 世田谷ボランティア協会、社会福祉法人 共生会 SHOWA(世田谷区立男女共同参画センターらぷらす)、特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会の6つの組織が、中間支援組織として、活動の場となる施設の運営や助成金の提供、団体相互の交流促進など、様々な支援を行っています。また、「世田谷市民活動支援会議」という場を設け、ネットワークを構築しています。

#### ④効果的な普及啓発

- ◆ 区民等の関心、活動ニーズを捉えた情報発信、PRに取り組みます。

年齢や生活状況、環境への関心の程度などによって、効果的な普及啓発の方法は様々です。そのため、マーケティング手法を活用し、ターゲットに合わせた適切な普及啓発の方法を分析するとともに、自分にとってより良い選択を自発的に行うための手助けをする「ナッジ」の手法を活用し、より効果的な広報・普及啓発を行います。

- ◆ 多様性に配慮し、様々な媒体や手法の活用を進めます。

人によって、目にする広報媒体、活用する情報ツールや言語は様々です。そのため、広報紙・広報板・ホームページ・SNS等、様々な媒体や手法を活用するなど、より多くの人に情報が届くよう取り組み、多様性に配慮した普及啓発を行います。

- ◆ 区民等の取り組み、活動の成果を可視化し、発信していきます。

取り組みの成果や活動の成果を可視化することは、その人自身の取り組みだけでなく、別の人の取り組みの促進にもつながります。例えば、これから地域の活動に参加してみようと思っている人にとって、区内にどのような団体があり、その団体がどのような活動を行っているかを知ることが、活動のハードルの解消につながります。また、活動の成果を公表することは、活動団体のモチベーションの向上にもつながります。そのため、個人単位での取り組みや活動だけでなく区内で活動を行っている団体の情報を区のホームページ等で公表するなど、取り組みや活動の可視化を行うことで、様々な主体の取り組みを推進します。

## 【コラム】「ナッジ」を活用した環境配慮行動の促進

ナッジ (nudge) とは、「そっと後押しする」という意味の英語です。

行動科学の知見を活用して「人々が自分にとってより良い選択を自発的に手助けする手法」として、近年、環境を含む様々な政策の領域で着目されています。

情報提供の工夫などによって、「人々が選択し、意思決定する際の“環境”をデザインし、それにより行動をもデザインする」もので、一例に、省エネルギー行動を促す「省エネナッジ」があります。

環境省が実施した「省エネナッジ」の事業では、対象世帯に送付する省エネレポートの情報提供に際し、ご家庭のエネルギー使用量について「他世帯との比較」と「損失を強調したメッセージ」を含めました。これにより、同調性や損失の回避といった心理に働きかけ、自発的な行動を促す（後押しする）ことをねらいとしたものです。

事業の結果、省エネレポートを配布した約 30 万世帯において、平均 2 % の省エネ・省 CO<sub>2</sub> 効果が確認されています。

### ① 他世帯との比較

「省エネ上手なご家庭の使用量を  
〇〇% 上回っています」



#### 【同調性・社会規範への働きかけ】

所属する集団内の他のメンバーの実態と、望ましい水準の理解に役立てる

### ② 損失を強調したメッセージ

「お客様の過去 6 か月間の使用量は、  
よく似たご家庭に比べ 〇〇〇〇 円の  
支出増です」



#### 【損失回避性への働きかけ】

「ものを得る喜びよりも失う痛みのほうが強く感じる」という行動経済学の理論を応用

参考資料：「低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業（生活者・事業者・地域社会の「三方良し」を実現する日本版ナッジモデルの構築）」（環境省）

## （２）区民等をバックアップする区の推進体制の構築

環境施策の推進にあたっては、区が組織として有している人員や財源、情報などのリソースについて、区政運営全般の中で割り当てられた分を適切に活用して進めてきています。今後、人口減少による税収減や職員確保難などが想定される中で、本計画の将来像の実現を図るための潤沢なリソースを確保していくことは難しいことから、区政全般における課題や人員・財源、取り巻く状況の変化等を踏まえ、より一層リソースを最大限に活用していくとともに、区民や事業者などの外部とも連携をしながらバックアップし、取組みの検証を行っていくことで、「環境」における施策効果の最大化を目指していく必要があります。

### ■ 課題

- ✓ 公共施設整備や区の事業等において、環境価値を確保するとともに、環境施策の効果を高めていく必要があります。
- ✓ 業務の効率化や施策の実効性を高めていく必要があります。
- ✓ 適切なリソース配分と状況変化に対応する柔軟な組織・事業運営を図る必要があります。
- ✓ 施策推進において、大学や環境分野の事業者など、専門的かつ先進的な知見を有する外部機関との連携により効果向上を目指す必要があります。

### 対応の方向性

#### ①環境施策への庁内の理解醸成

- ◆ 環境施策全般について庁内全体の理解を得るため、環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進します。
- ◆ 事務事業の実施において、環境コストを基礎的な事業コストとして認識し、環境に関する取組みを実装していくように促します。

#### ②デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化

- ◆ 政策形成における様々なツールの導入・活用促進など、DX化のさらなる推進に努めます。
- ◆ 施策の検討や評価における分析ツールの導入・活用促進などを通じ、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）につながる様々な「情報」のさらなる活用に努めます。

### ③柔軟な組織・事業運営

- ◆ 各部署がそれぞれ責任を持って業務に取り組む一方で、課題や施策テーマごとの柔軟なプロジェクトチームの組成などにより、「縦割り」の弊害のない、柔軟に連携する体制構築を進めます。
- ◆ 環境政策に関心のある職員を庁内で募集し、人材活用を進めます。
- ◆ 様々なプロジェクトの組成と試行錯誤（実証・スモールスタート・検証・反映・修正・トライアンドエラーなど）に取り組めます。

### ④先進的な知見を有する外部機関との連携

- ◆ 区が保有する情報のオープンデータ化を進めます。
- ◆ 外部機関との連携による相乗効果を高めていくため、大学や事業者等が区のリソースを活用できる仕組みの構築、行政手続きの迅速化を進めます。
- ◆ 行政課題や社会的課題について積極的に発信し、外部機関の提案を募ります。
- ◆ 専門的知見を有する人材や地域人材等の副業採用など、外部の専門人材の活用を進めます。
- ◆ 専門的知見の習得につながる講習や地域活動への参加など、区職員の積極的な外部との交流を勧奨します。

## 2 施策への実装と評価

「第2章 計画策定の視点」の「3 計画策定のねらい」に示したように、本計画は「環境」の総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、本計画において示した理念や分野ごとの方向性などを、以下の通り分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。

### 分野ごとの個別計画への反映

STEP  
01

- ・本計画の理念や方向性と整合性を図りつつ、環境に関連する各分野の計画を策定する。
- ・環境政策部において、個別分野の計画の策定における検討の段階で、本計画の理念や方向性との整合性を図るよう働きかけを行い、その状況を把握する。

### 施策への反映

STEP  
02

施策への  
実装と評価

- ・気候危機対策会議等の庁内会議における施策の報告を通じて、本計画の方向性の実装状況を庁内で共有する。
- ・特に環境と関連が深い分野については、毎年行っている環境分野の主な事務事業のまとめにおいて施策の実施状況を確認し、本計画の方向性の施策への反映をより推進する。
- ・分野横断の取組みについて、環境政策部と所管課が連携し、本計画に記載の趣旨を踏まえた事業展開を推進する。

STEP  
03

### 評価

- ・分野ごとの方向性の実施状況や横断的取組み等の確認を毎年行う。
- ・本計画の期間最終期において、上記の毎年の確認を踏まえ、全体評価を行う。

#### ●環境審議会

- ・本計画に関連する分野の施策の実施状況等を適宜「環境審議会」に報告し、意見や提案に対して、施策への反映を検討します。
- ・環境政策部において評価した本計画を「環境審議会」へ報告し、次期計画策定に向けて審議します。

## 第8章 環境行動指針

環境行動指針は、世田谷区環境基本条例第8条に基づき、環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めるものです。

区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会を目指すという本計画の基本理念に沿って、環境行動に取り組み、ともに将来像の実現をめざしましょう。

### 1 区民

- 日々の暮らしが「環境」の恩恵に支えられていること、自らの行動が環境に様々な影響を及ぼしていることを認識し、環境配慮行動に取り組みましょう。
- 日常生活の全ての面にわたって、環境への負荷の低減に努めましょう。
  - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みましょう。
  - ・移動の際は環境負荷の低い交通手段やZEVを含む次世代自動車を利用しましょう。
  - ・生きものも立ち寄れるみどりの創出、雨水の貯留・浸透に取り組みましょう。
  - ・農地の保全と地産地消に協力しましょう。
  - ・緑化・みどりの保全に取り組み、まちの美観維持に協力しましょう。
  - ・生活騒音に配慮しましょう。
  - ・フードロスの削減、ごみの発生抑制、資源の有効利用に取り組みましょう。
  - ・CO<sub>2</sub>排出量をはじめとする環境負荷を考慮して製品・サービスを選択しましょう。
- 環境への「手入れ」につながる地域の活動に積極的に参加、協力しましょう。
  - ・環境について学ぶ機会に積極的に参加しましょう。
  - ・地域のまちづくり、公園やみどりの維持管理、資源回収、地域清掃などの活動に参加、協力しましょう。

## 2 事業者

- 事業活動が「環境」の恩恵に支えられていること、また事業活動が環境に様々な影響を及ぼしていることを認識し、事業活動のあらゆる場面において、環境を適正に保全し、回復するように努めましょう。
- 環境法令を遵守し、地域住民の健康と安全を守りましょう。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めましょう。
  - ・ 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みましょう。
  - ・ 自動車使用の抑制・効率化、ZEVを含む次世代自動車の利用・導入に努めましょう。
  - ・ 敷地内の緑化、みどりの保全、雨水の貯留・浸透に努めましょう。
  - ・ まちの美観維持に協力しましょう。
  - ・ 騒音、振動、悪臭等の発生抑制に努めましょう。
  - ・ ごみの発生抑制と資源の有効利用に取り組みましょう。
  - ・ CO<sub>2</sub>排出量をはじめとする環境負荷が小さい製品・サービスの提供に努めましょう。
  - ・ 従業員への環境教育、環境意識の啓発に努めましょう。
- 環境への「手入れ」につながる地域の活動に参加、協力しましょう。

## 3 区

- 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 環境問題への対応には行政組織の横断的取組が不可欠であることを認識し、業務の執行に努めます。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めます。
  - ・ 省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みます。
  - ・ 事業構築、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れ、実施します。
  - ・ 自然環境や良好な景観の保全と創出
  - ・ 自動車使用の抑制・効率化、公用車への電動車の導入に努めます。
  - ・ ごみの発生抑制と資源の有効利用に取り組みます。
  - ・ 「グリーン購入」を推進します。
  - ・ 区民・事業者等の環境保全活動等の支援と環境教育を推進します。
- 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。



# 資料編

# 【1】世田谷区環境基本条例

## 世田谷区環境基本条例

平成 6 年 9 月 21 日  
条例第 35 号

改正 平成 7 年 11 月 15 日条例第 62 号  
平成 11 年 12 月 10 日条例第 52 号  
平成 12 年 10 月 2 日条例第 94 号  
平成 15 年 6 月 24 日条例第 45 号

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

#### 第 2 章 環境の保全等に関する施策の推進（第 7 条—第 10 条）

#### 第 3 章 開発事業等に係る環境への配慮（第 11 条—第 15 条）

#### 第 4 章 環境の保全等に関する施策等（第 16 条—第 20 条）

#### 第 5 章 雑則（第 21 条）

#### 附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項

を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

### （基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

### （区の責務）

第 4 条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- （1） 公害の防止
- （2） 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- （3） 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- （4） 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- （5） 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- （6） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- （7） 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- （8） 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

### （区民の責務）

第 5 条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つ

よう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

## 第2章 環境の保全等に関する施策の推進

（世田谷区環境基本計画）

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する目標

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（世田谷区環境行動指針）

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針（以下「環境行動指針」という。）として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての義務）

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（世田谷区環境審議会）

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

## 第3章 開発事業等に係る環境への配慮

（開発事業者等に対する要請）

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの（以下「開発事業等」という。）については、当該開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方

策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

（勧告及び公表）

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

（委任）

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 環境の保全等に関する施策等

（施策の評価）

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

（調査及び研究の充実）

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

（環境学習の推進）

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等につ

いての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（区民等の活動の促進）

第19条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（国、東京都等との協力）

第20条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

## 第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分（審議会の設置に係る部分を含む。）は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成7年11月15日条例第62号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月10日条例第52号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年10月2日条例第94号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 【2】世田谷区環境基本計画策定の経緯

### （1）世田谷区環境審議会 委員名簿

| 役職等   | 氏 名    | 所 属                       |
|-------|--------|---------------------------|
| 会長    | 森本 英香  | 早稲田大学法学学術院 法学部 教授         |
| 副会長   | 阿部 伸太  | 東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授  |
| 学識経験者 | 朝吹 香菜子 | 国士舘大学 理工学部 理工学科 准教授       |
|       | 甲斐 徹郎  | 株式会社チームネット 代表取締役          |
|       | 佐藤 真久  | 東京都市大学 環境学部 環境経営システム学科 教授 |
|       | 瀬沼 頼子  | 昭和女子大学 人間社会学部 現代教養学科 特任教授 |
|       | 村山 顕人  | 東京大学 大学院工学系研究科 教授         |
| 団体推薦  | 飯島 祥夫  | 世田谷区商店街振興組合連合会 常任理事       |
|       | 岩波 佳三  | 世田谷区町会総連合会 副会長            |
|       | 田中 敏文  | 公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事       |
|       | 田中 真規子 | いであ株式会社 執行役員              |
| 区民委員  | 井上 明紀  | 公募区民委員                    |
|       | 菅井 毅   | 公募区民委員                    |
|       | 堅山 雅紹  | 公募区民委員                    |

※ 2024年11月現在（役職等毎の五十音順、敬称略）

## (2) 検討の経緯

| 時期     |           | 会議名称        | 検討内容                          |
|--------|-----------|-------------|-------------------------------|
| 2023 年 | 4 月 18 日  | 環境基本計画推進幹事会 | ・新たな世田谷区環境基本計画の策定について         |
|        | 6 月 9 日   | 気候危機対策会議    |                               |
|        | 6 月 29 日  | 環境審議会       | ・新たな世田谷区環境基本計画の策定について<br>【諮問】 |
|        | 7 月 24 日  | 環境基本計画推進幹事会 | ・計画策定に向けた今後の方向性について           |
|        | 10 月 13 日 | 環境基本計画推進幹事会 | ・世田谷区環境基本計画骨子たたき台             |
|        | 11 月 7 日  | 環境審議会       |                               |
|        | 12 月 13 日 | 環境基本計画推進幹事会 | ・世田谷区環境基本計画骨子案                |
|        | 1 月 10 日  | 気候危機対策会議    |                               |
|        | 1 月 30 日  | 環境審議会       | ・世田谷区環境基本計画素案たたき台について         |
|        | 4 月 23 日  | 環境審議会       |                               |
|        | 6 月 5 日   | 気候危機対策会議    | ・世田谷区環境基本計画素案について             |
|        | 7 月 4 日   | 環境審議会       |                               |
|        | 10 月 23 日 | 環境基本計画推進幹事会 | ・世田谷区環境基本計画案について              |
|        |           | 気候危機対策会議    |                               |
|        | 11 月 12 日 | 環境審議会       |                               |
|        |           | 環境審議会       | ・新たな世田谷区環境基本計画の策定について<br>【答申】 |

### (3) 区民意見の聴取等

#### ①「世田谷区環境基本計画」の見直しに関するシンポジウム

##### ●概要

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 日時   | 2024年9月7日（土）午後1時30分～午後3時30分 |
| 場所   | 世田谷区立教育総合センター               |
| 参加者数 | 45名                         |

##### ●プログラム

###### ◇ 環境基本計画素案の概要説明（環境計画課長）

###### ◇ 基調講演 「環境への『手入れ』を広げるために」

講演者：森本 英香 氏（早稲田大学法学部教授・世田谷区環境審議会会長）

###### ◇ パネルディスカッション 「関心から行動へ」

〔コーディネーター〕

森本 英香 氏

〔パネリスト〕

浅輪 剛博 氏（NPO 法人 世田谷みんなのエネルギー 理事長）

関橋 知己 氏（一般社団法人 シモキタ園藝部 代表理事）

村上 優 氏（Pollinators 代表）

保坂 展人（世田谷区長）

##### ●内容

###### ◇ 基調講演 「環境への『手入れ』を広げるために」

森本 英香 氏（早稲田大学法学部教授・世田谷区環境審議会会長）

環境省事務次官などの要職の歴任経験がある世田谷区環境審議会会長 森本 英香氏をお招きし、近年の環境政策の動向をご紹介いただいた上で、本計画の理念である環境への「手入れ」がなぜ必要か、「手入れ」とはどのようなことかについて、事例を交えながらお話しいただきました。

###### ◇ パネルディスカッション 「関心から行動へ」

エネルギー、みどり、まちづくりに関わる活動に携わる3名をお招きし、それぞれのご経験を基に活動を立ち上げたきっかけ、活動を軌道に乗せ継続していく際の苦労や工夫などをお話いただきました。



## ②「世田谷区環境基本計画（素案）」に対するパブリックコメント

### ●概要

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 日時     | 2024 年 9 月 15 日（日）～10 月 7 日（月） |
| 意見提出人数 | ■名（ホームページ 名、封書 名、持参 名）         |
| 意見総数   | ■件                             |

### ●意見の内訳

| 項目              | 件数 |
|-----------------|----|
| 計画全般            | 件  |
| 第 1 章 計画策定の基本事項 | 件  |
| 第 2 章 計画策定の視点   | 件  |
| 第 3 章 基本方針      | 件  |
| 第 4 章 めざす将来像    | 件  |
| 第 5 章 分野ごとの方向性  | 件  |
| 第 6 章 分野横断の取組み  | 件  |
| 第 7 章 計画の推進     | 件  |
| 第 8 章 環境行動指針    | 件  |
| その他             | 件  |
| 合計              | 件  |

### ●主な意見

### ●パブリックコメントによる主な修正点

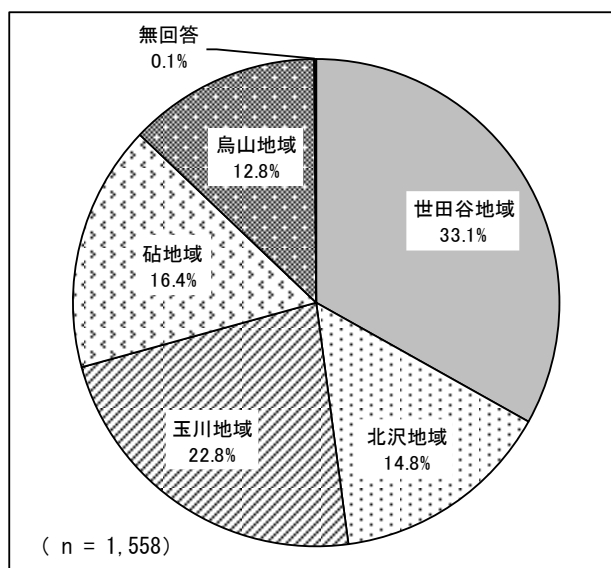
## 【3】環境に関する区民意識・実態調査

### （1）調査概要

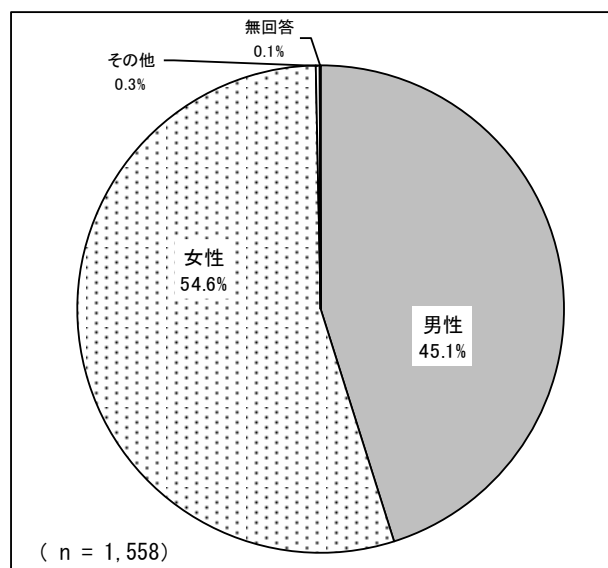
|       |                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査目的  | 世田谷区民の環境に配慮した行動の実施状況などの実態を把握し、区が策定している世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料とするために実施した。                                                                                                |
| 調査項目  | ① 区民の皆さんの環境への意識について<br>② 区民の皆さんの環境に配慮した行動について<br>③ 区民の皆さんの電気の購入等について<br>④ 世田谷区が取り組んでいる環境施策について<br>⑤ 世田谷の環境に期待することについて<br>⑥ 世田谷区からの案内や情報について<br>⑦ 世田谷区の環境についての意見、要望 |
| 調査対象  | 満 18 歳以上の世田谷区内在住者 4,000 人<br>（住民情報システムの住民記録データを抽出フレームとした無作為抽出）                                                                                                     |
| 調査方法  | 郵送配布・原則インターネット回収                                                                                                                                                   |
| 調査期間  | 2023 年 8 月 2 日（水）～ 2023 年 8 月 23 日（水）                                                                                                                              |
| 有効回収数 | 1,558 人                                                                                                                                                            |
| 有効回収率 | 39.0%                                                                                                                                                              |

## (2) 回答者の属性

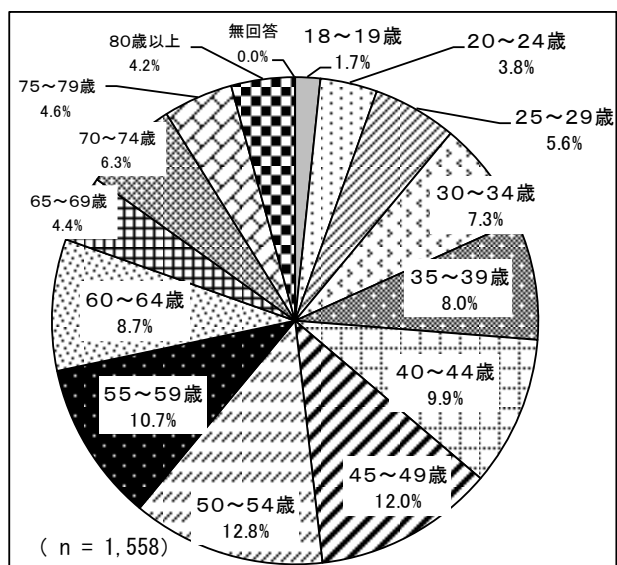
### ①居住地



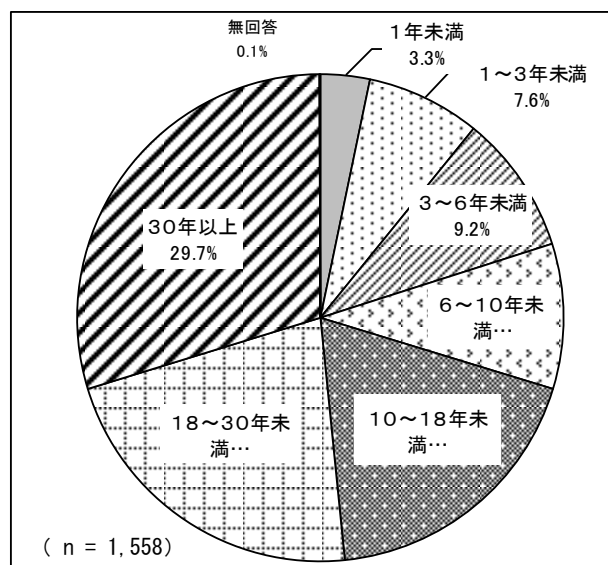
### ②性別



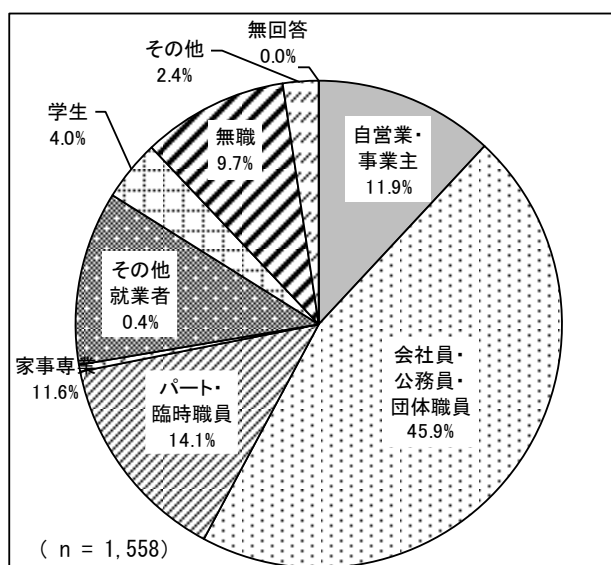
### ③年齢



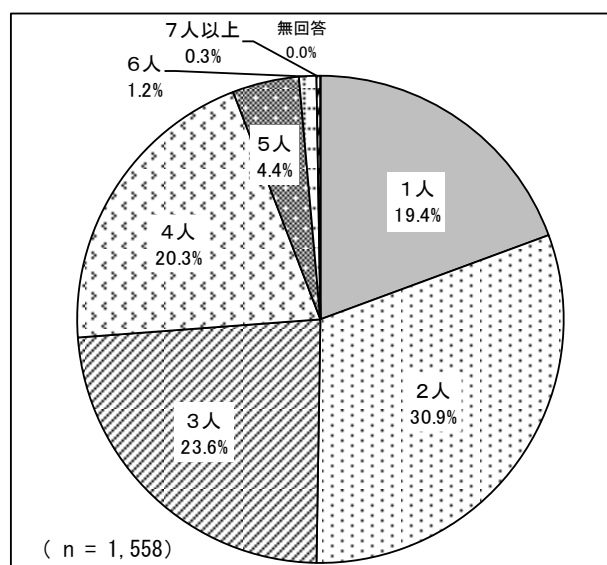
### ④世田谷区在住年数



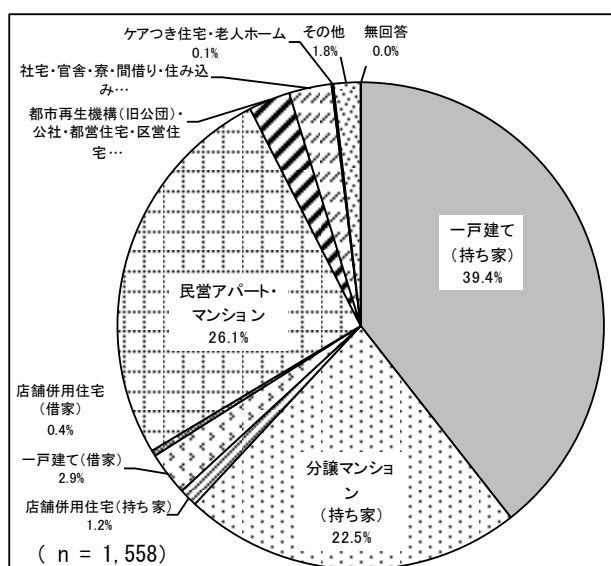
## ⑤職業



## ⑥世帯人数



## ⑦居住形態



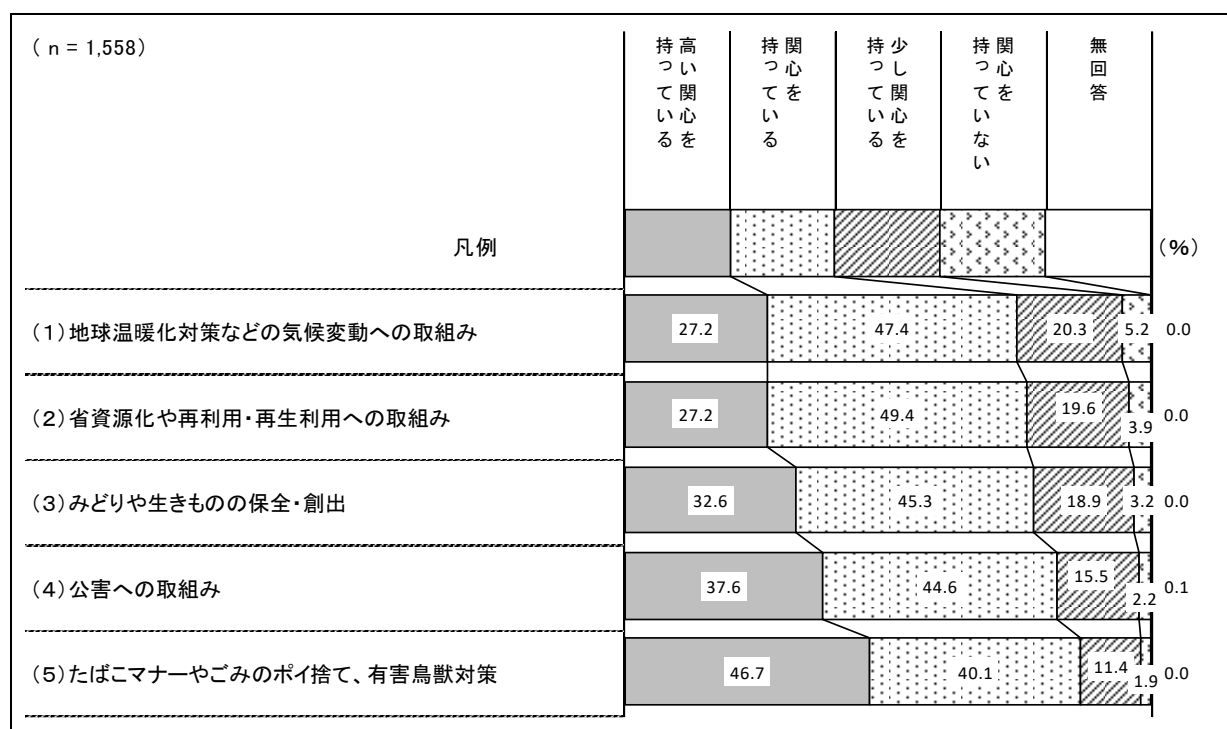
### (3) 調査結果

#### ①区民の皆さんの環境への意識について

##### ア 「環境」分野の関心

5項目の「環境」分野の関心について、「高い関心を持っている」は、『(5) たばこマナーやごみのポイ捨て、有害鳥獣対策』が46.7%で最も高く、次いで『(4) 公害への取組み』が37.6%であり、身近な問題で関心が高い傾向がみられます。その他の3項目については、おおむね3割前後となっています。

「高い関心を持っている」と「関心を持っている」を合わせると、すべての項目で7割以上が《関心を持っている》と回答しています。これに「少し関心を持っている」を合わせると9割を超えており、「関心を持っていない」は『(1) 地球温暖化対策などの気候変動への取組み』で5%を超えやや高いものの、それ以外の項目は5%以下にとどまっています。

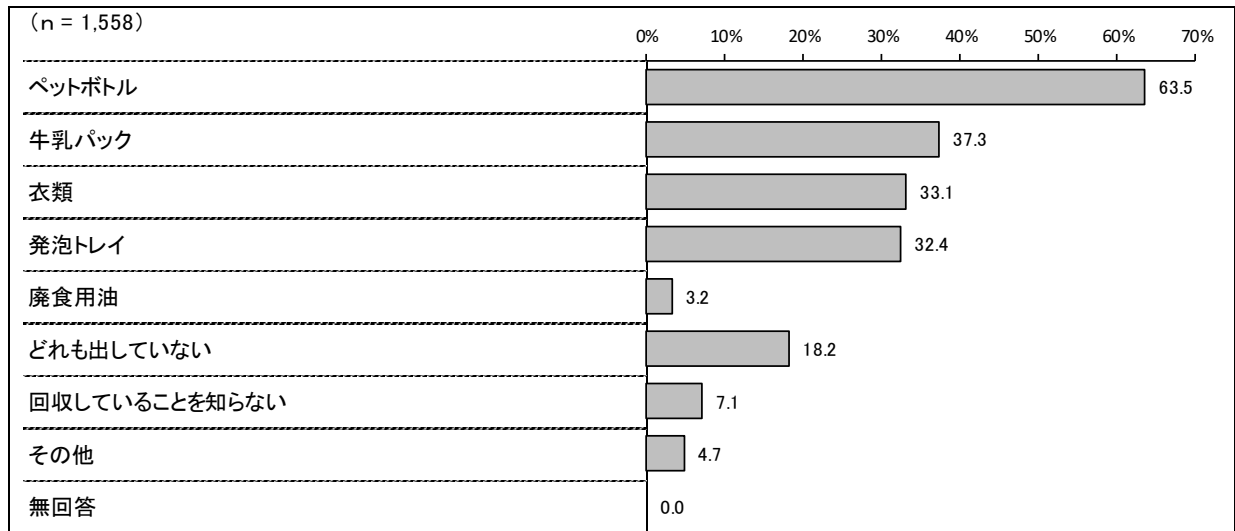




## イ 資源回収に出している資源

資源回収に出している資源は、「ペットボトル」が63.5%と最も高く、次いで「牛乳パック」(37.3%)、「衣類」(33.1%)、「発泡トレイ」(32.4%)となっています。

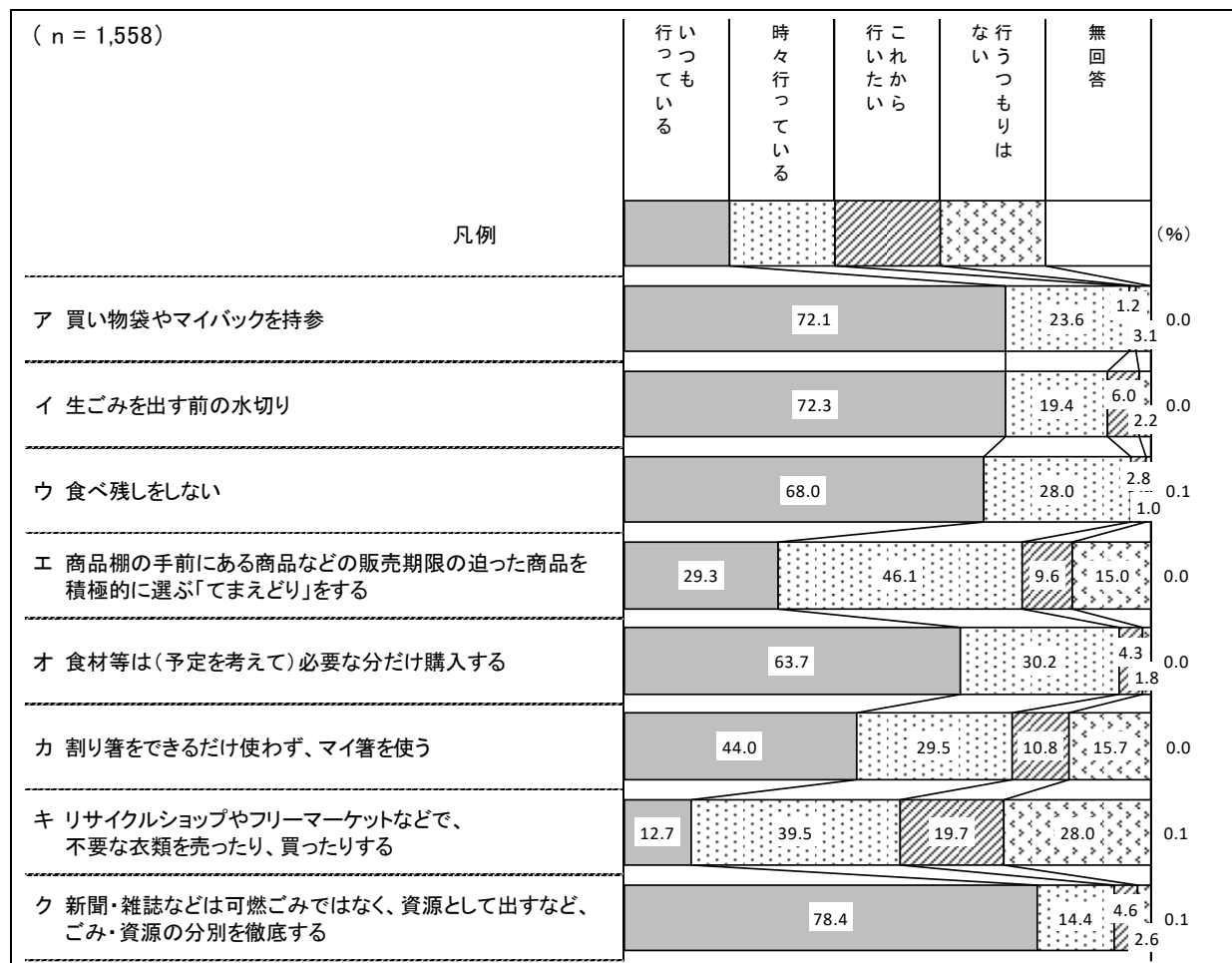
「回収していることを知らない」は7.1%、「どれも出していない」が18.2%となっています。



### ウ ごみの削減・リサイクル行動について（複数回答）

8項目のごみの削減・リサイクル行動について、「いつも行っている」は、『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』において78.4%と最も高くなっています。

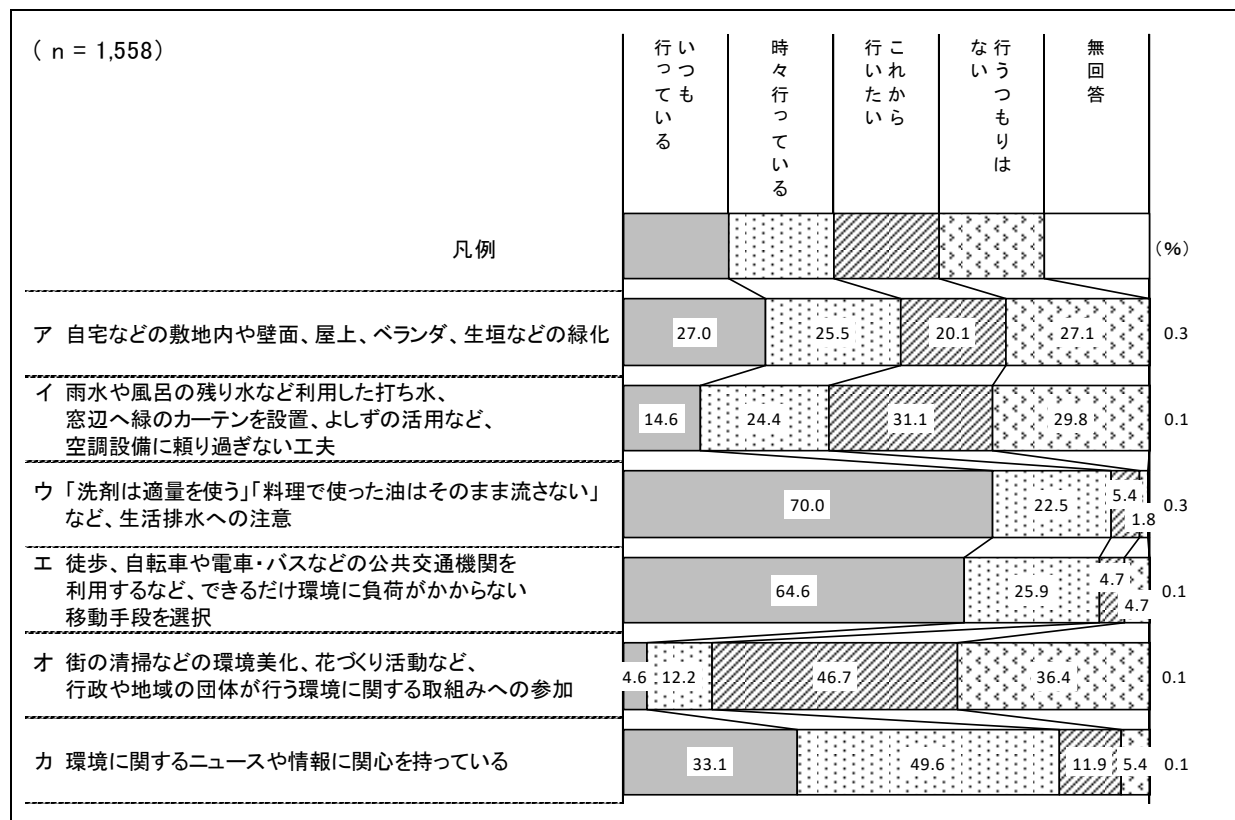
「いつも行っている」は『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』（78.4%）、『イ 生ごみを出す前の水切り』（72.3%）、『ア 買い物袋やマイバックを持参』（72.1%）、『ウ 食べ残しをしない』（68.0%）『オ 食料等は（予定を考えて）必要な分だけ購入する』（63.7%）の5項目で5割以上となっています。



## エ 環境に対するその他の取組みについて

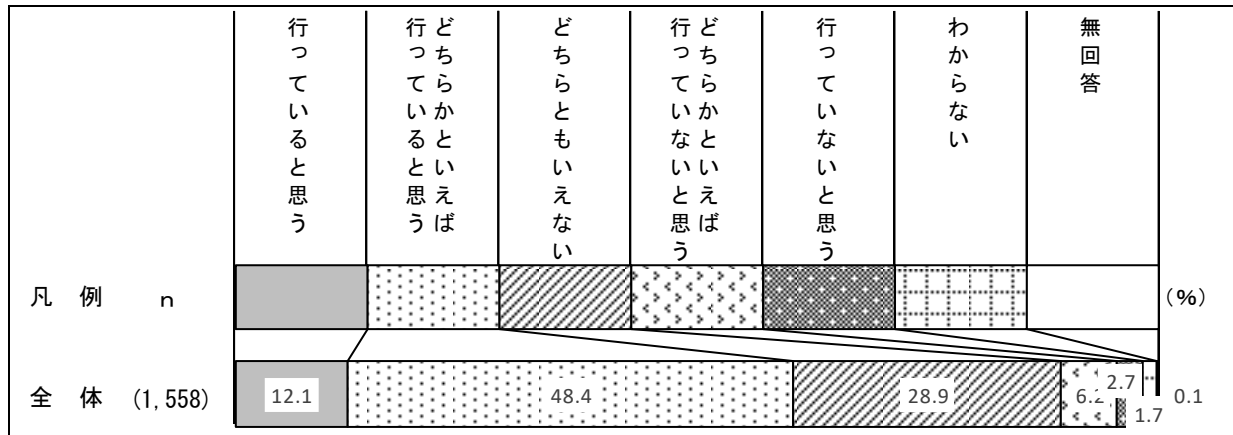
6項目の環境に関するその他の取組みについて、「いつも行っている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」 など、生活排水への注意』において70.0%と最も高くなっています。

「いつも行っている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」 など、生活排水への注意』(70.0%)、『エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用』(64.6%) の2項目で5割以上となっています。



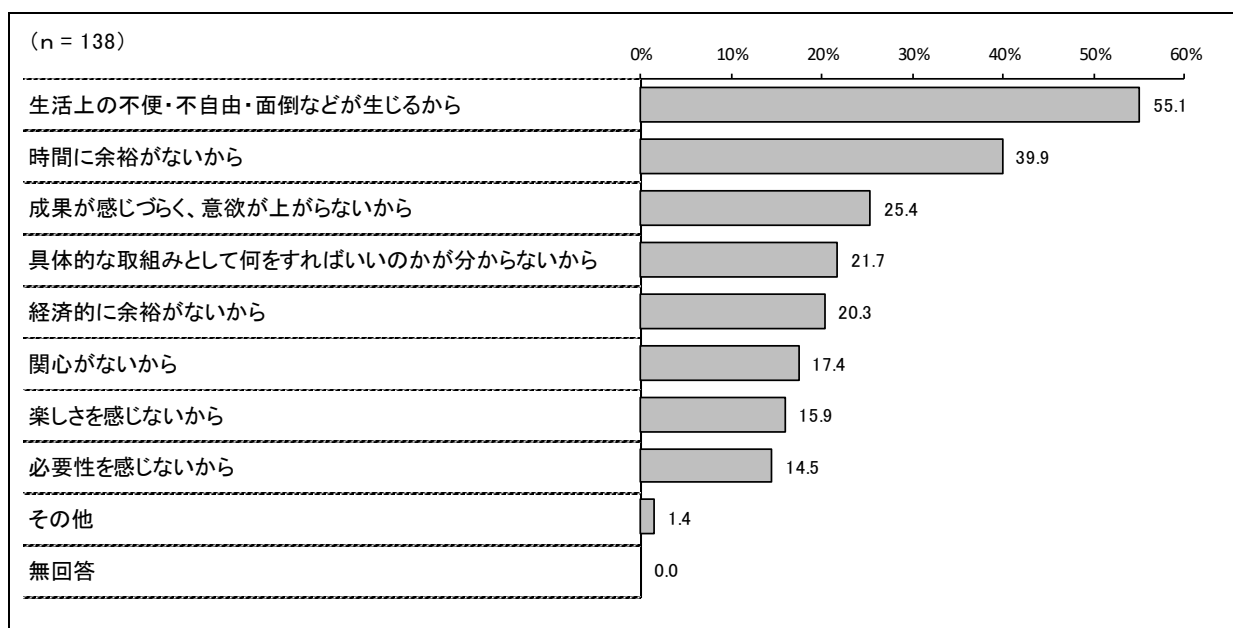
## オ 環境に配慮した行動を行っているか

環境に配慮した行動を「どちらかといえば行っていると思う」が 48.4%で高く、「行っていると思う」(12.1%) と合わせると 6 割以上となっています。



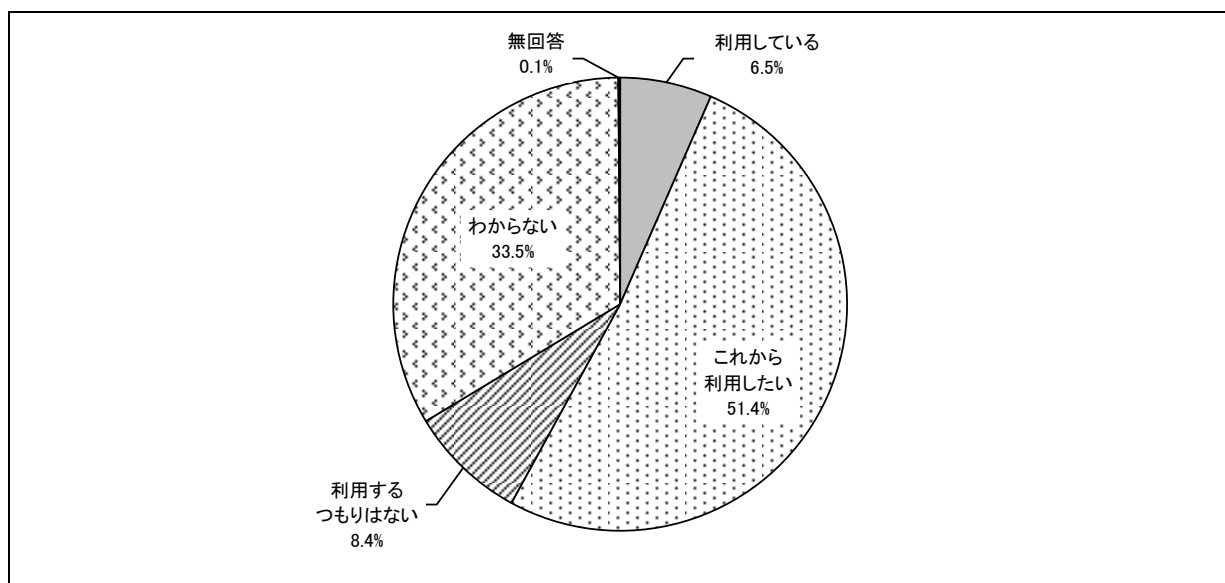
## カ 環境に配慮した行動を妨げている理由（複数回答）

環境に配慮した行動について、「どちらかといえば行っていないと思う」、または「行っていないと思う」と回答した方の環境に配慮した行動を妨げている理由は、「生活上の不便・不自由、面倒などが生じるから」が 55.1%で最も高く過半数となっています。次いで「時間に余裕がないから」(39.9%)、「成果が感じづらく、意欲が上がらないから」(25.4%) となっています。



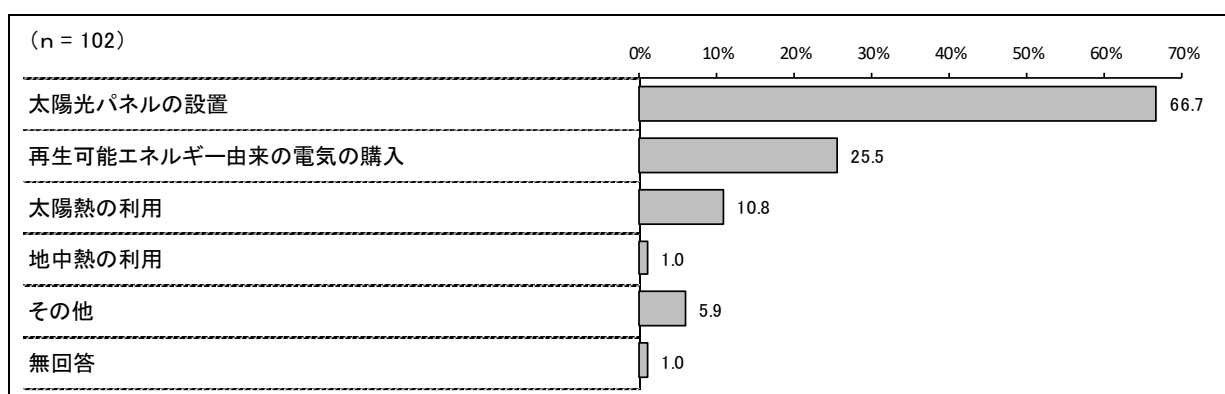
## キ 再生可能エネルギーの利用

2018 年度の調査では、再生可能エネルギーを「利用している」は 6.5%でした。2023 年度の調査では再生可能エネルギーを「利用している」は 6.5%となっており、2018 年度から変化はありませんでしたが、「これから利用したい」が 11 ポイント余り増加し、51.4%となっています。



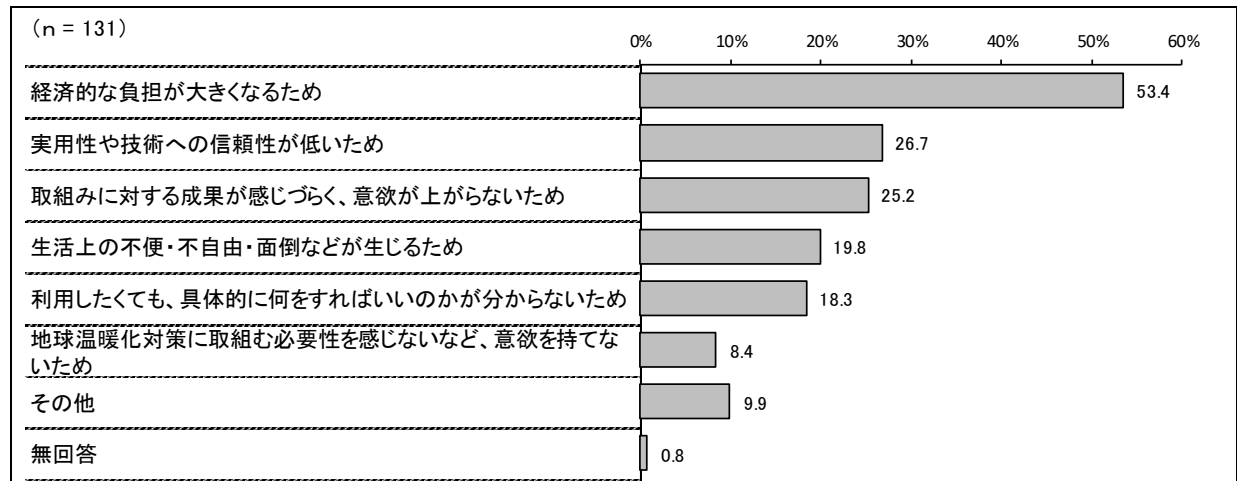
## ク 利用している再生可能エネルギーの種類（複数回答）

再生可能エネルギーを「利用している」と回答した方が、利用している再生可能エネルギーの種類は、「太陽光パネルの設置」が 66.7%と最も高く、次いで、「再生可能エネルギー由来の電気の購入」（25.5%）、「太陽熱の利用」（10.8%）となっています。



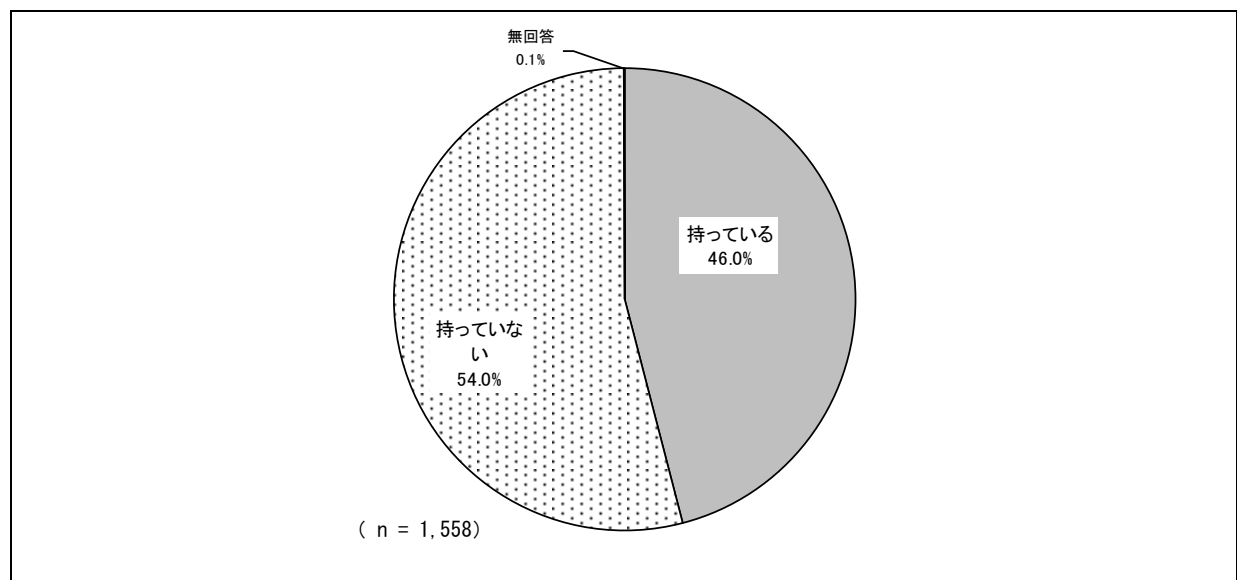
## ケ 再生可能エネルギーを利用するつもりがない理由（複数回答）

再生可能エネルギーを「利用するつもりはない」と回答した方が、利用するつもりがない理由は、「経済的な負担が大きくなるため」が53.4%で最も高く、次いで「実用性や技術への信頼性が低いため」（26.7%）、「取組みに対する成果が感じづらく、意欲が上がらないため」（25.2%）となっています。



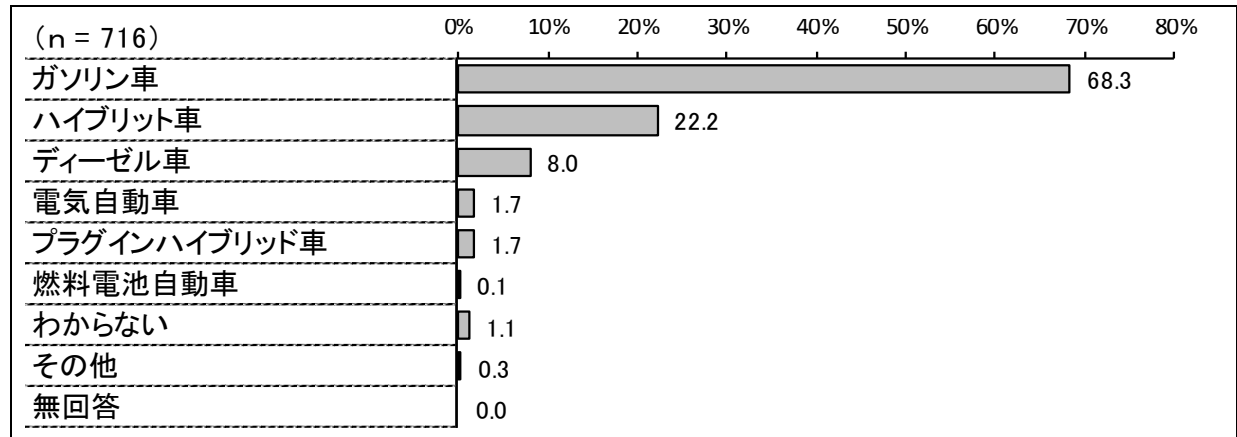
## コ 自家用車の保有状況

自家用車については、「持っている」が46.0%、「持っていない」が54.0%となっています。



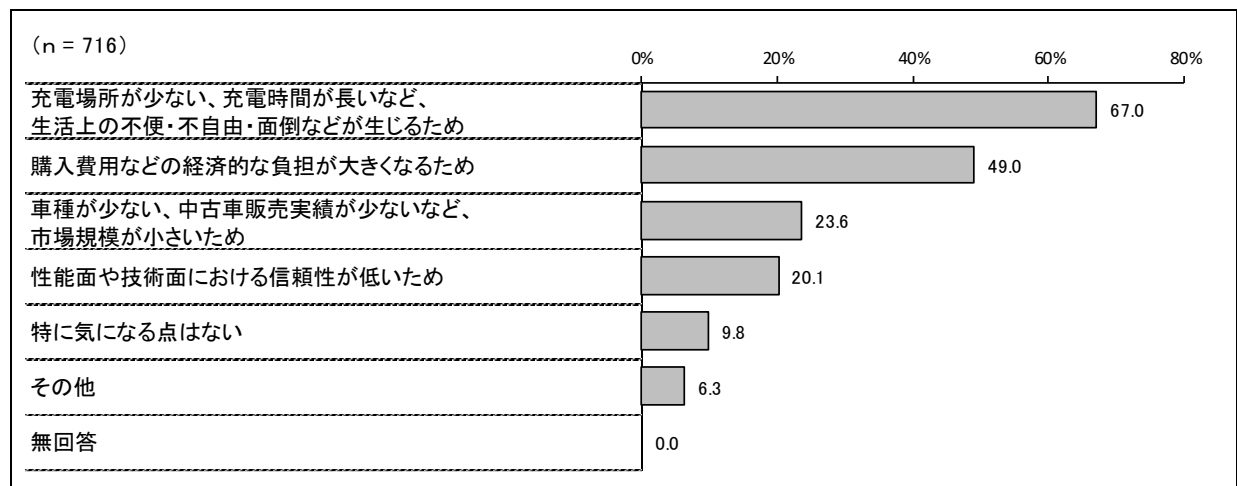
#### サ 保有している自家用車の種類（複数回答）

保有している自家用車の種類は、「ガソリン車」が 68.3%、「ハイブリット車」が 22.2%となっています。この2種類以外はいずれも1割以下となっています。



#### シ 環境負荷の低い自動車の購入に関して気になる点

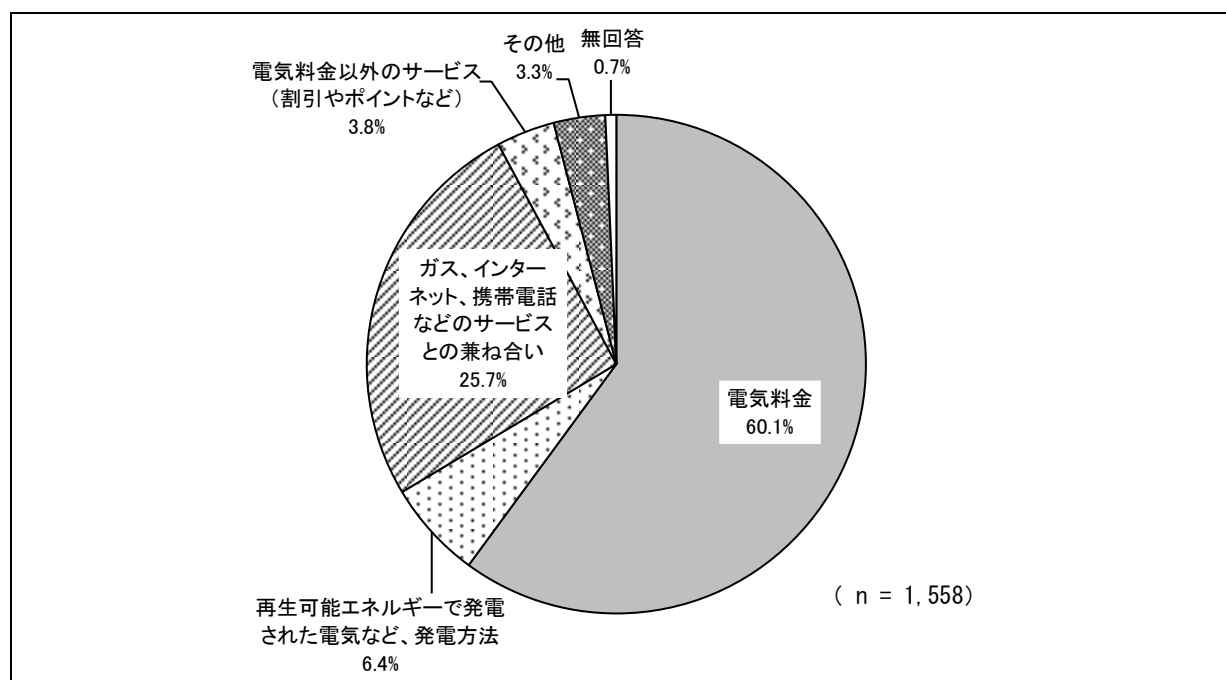
自家用車を所有している方が、環境負荷の低い自動車の購入に関して気になる点は、「充電場所が少ない、充電時間が長いなど、生活上の不便・不自由・面倒などが生じるため」が 67.0%で最も高く、次いで「購入費用などの経済的な負担が大きくなるため」(49.0%)となっています。



### ③区民の皆さんの電気の購入等について

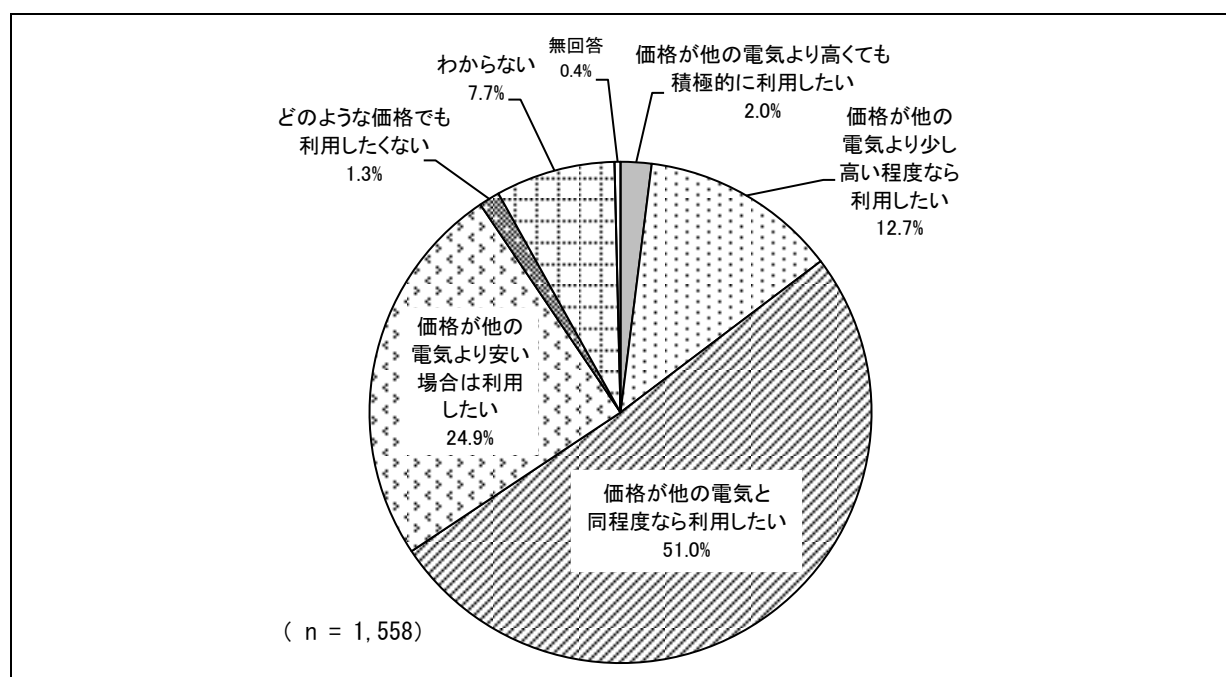
#### ア 電力の購入先を選択する際に重要視すること

電力の購入先を選択する際に重要視することは、「電気料金」が60.1%で最も高く、次いで「ガス、インターネット、携帯電話などのサービスとの兼ね合い」(25.7%)となっています。



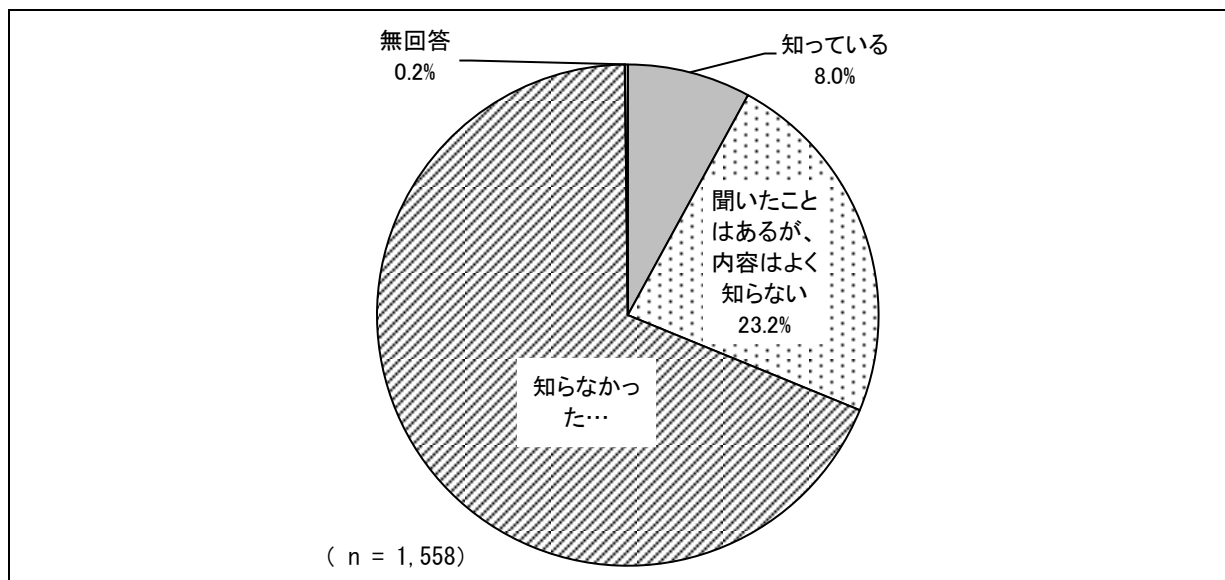
#### イ 再生可能エネルギーでつくられた電気を選ぶ価格条件

再生可能エネルギーでつくられた電気が「価格が他の電気と同程度なら利用したい」が51.0%で最も高くなっています。



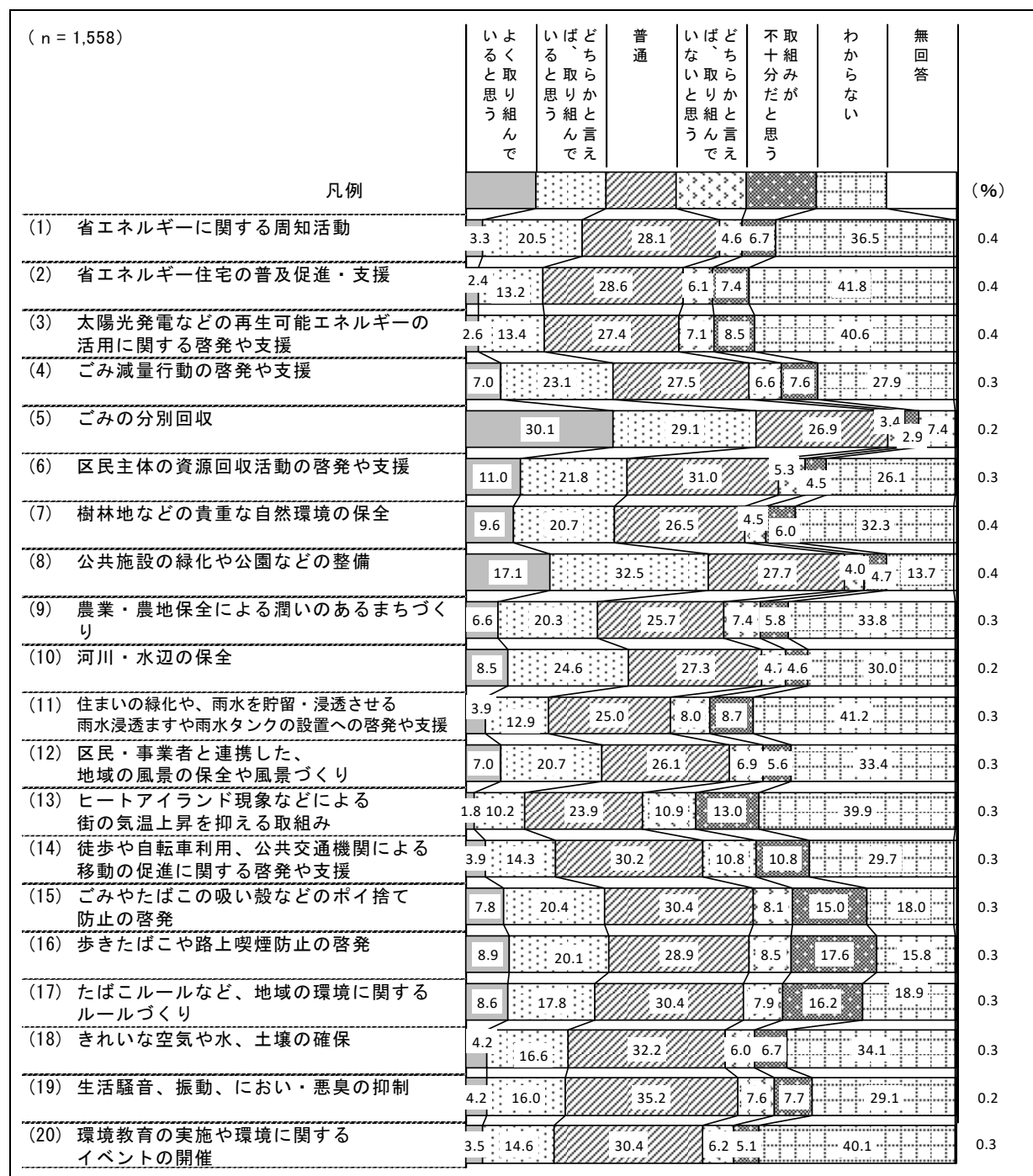
#### ウ 再生可能エネルギーを活用した自治体間連携の認知度

再生可能エネルギーを活用した自治体間連携を「知っている」は8.0%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が23.2%、「知らなかった」が68.6%となっています。



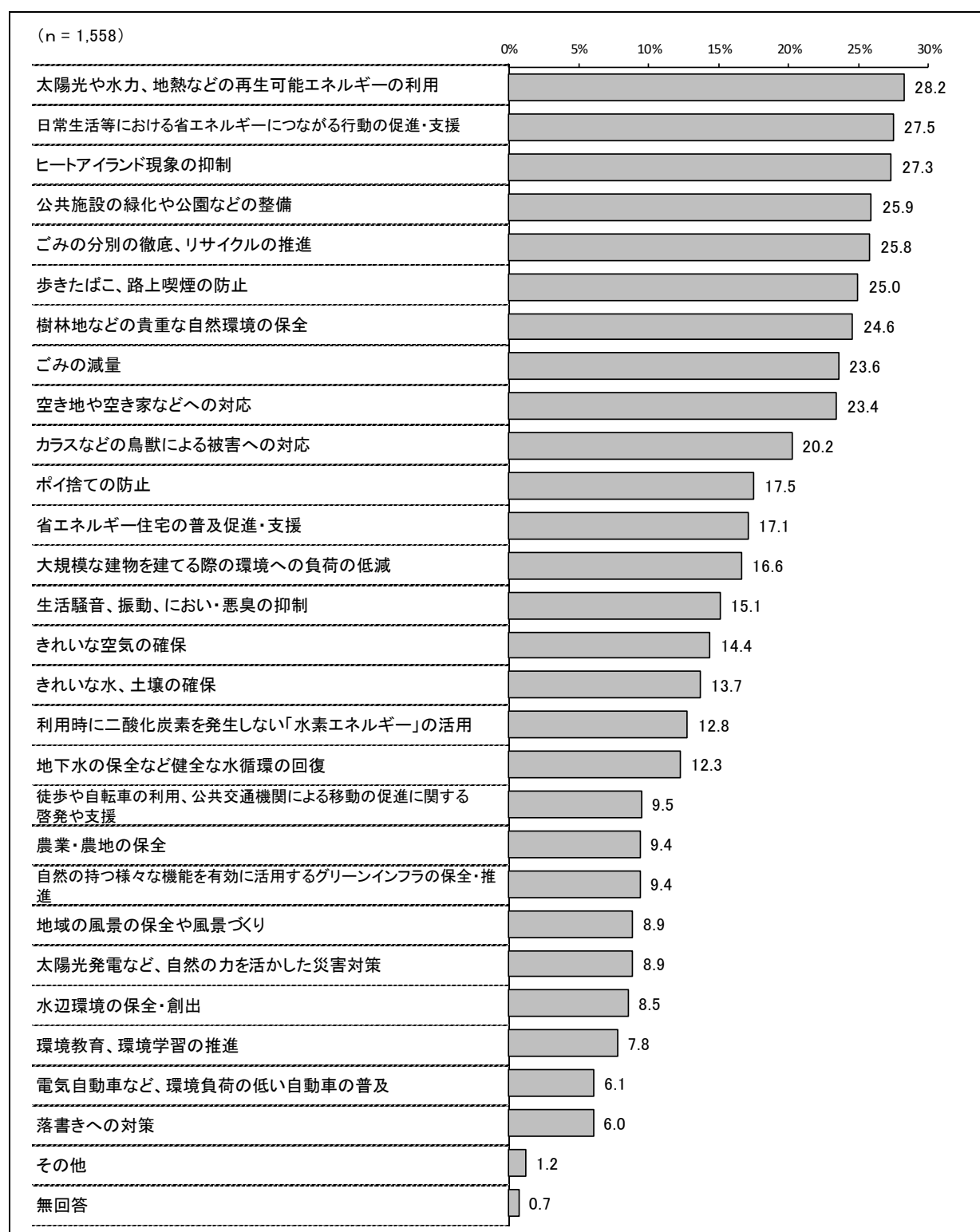
#### ④世田谷区が取り組んでいる環境施策について

区が行っている 20 の環境施策について、「よく取り組んでいる」と「どちらかと言えば、取り組んでいると思う」を合わせた《取り組んでいる》の割合は、『(5) ごみの分別回収』が 59.2%と最も高く、5 割以上となっています。次いで、『(8) 公共施設の緑化や公園などの整備』(49.6%)、『(10) 川辺・水辺の保全』(33.5%) となっています。



## ⑤世田谷の環境に期待することについて

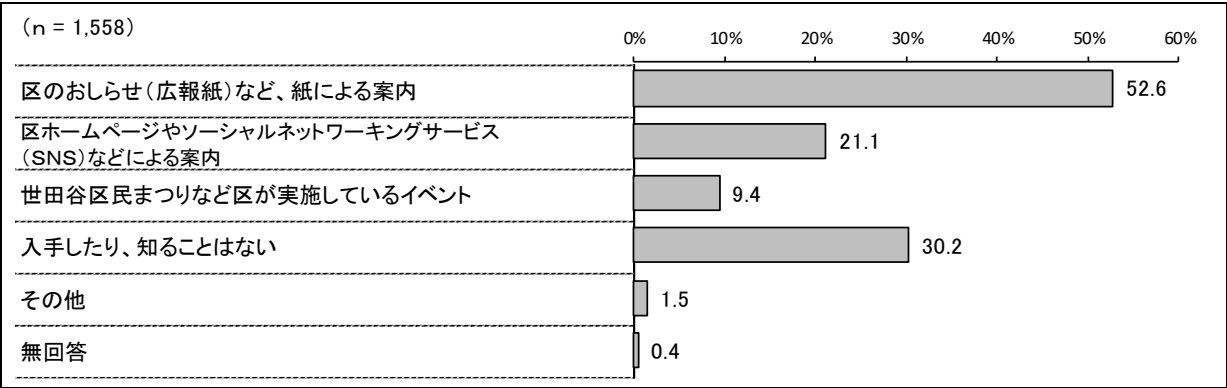
区の環境に関する施策について、充実させていく必要があるもの5つを選んでもらった。「太陽光や水力、地熱などの再生可能エネルギーの利用」が28.2%で最も高く、次いで「日常生活等における省エネルギーにつながる行動の促進・支援」(27.5%)、「ヒートアイランド現象の抑制」(27.3%)、「公共施設の緑化や公園などの整備」(25.9%)、「ごみの分別の徹底、リサイクルの推進」(25.8%)となっています。



⑥世田谷区からの案内や情報について

世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体は、「区のおしらせ（広報紙）など、紙による案内」が 52.6%と最も高く、次いで、「区ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などによる案内」（21.1%）となっています。

年代別にみると、40 歳代より下の年代では「区のおしらせ（広報紙）など、紙による案内」が 5 割を下回っており、20 歳代以下では 3 割を下回っています。10 歳代から 30 歳代では「入手したり、知ることはない」の割合が高くなっています。



## 【4】用語集

### 【あ】

#### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動による「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活による「家庭ごみ」に分類される。

#### エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。エコ商品、リサイクル製品、資源保護等に関する認証がある商品など環境へのほか、障害者支援につながる商品やフェアトレード商品、寄附付きの商品の購入、地産地消などもエシカル消費の一部である。

#### エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画。第六次計画は、「2050 年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組みを示すことの2つを重要なテーマとして策定された。

#### エネルギー消費量

原油、石炭、天然ガス等の各種エネルギーが電気や石油製品等に形を変えて最終的に消費者に使用されるエネルギーの量。

#### 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとしている。

### 【か】

#### カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

#### 化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのこと。動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできたものであり、人間の経済活動で燃料として用いられるものの総称。

#### 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたす恐れのあるもの。工場からの排水、排ガス、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス、家庭や事業所でのエネルギー消費など、事業活動や日常生活が与える環境への影響。

#### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された機関。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

#### グリーンインフラ

自然が持つ様々な機能を目的に応じて活用し、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤のこと。公園緑地、住宅、道路、河川、農地などの様々なみどりや、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、風景づくり、防災・減災、雨水の貯留・浸透、水質浄化、地下水涵養などの機能を発揮する。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないもの（例：エコマーク商品）を優先的に購入すること。

## 【さ】

### 再エネポテンシャル

再生可能エネルギーの導入可能性のこと。技術的に利用可能なエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh 等)のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh 等)。

### 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

国連持続可能な開発会議（リオ+20）で提唱された「環境・経済・社会の3側面統合」とミレニアム開発目標（MDGs）の流れを受けた持続可能な開発に関する2030年の世界目標。17ゴール、169ターゲットから構成され、2015年9月、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「2030アジェンダ」が採択された。

### 循環型経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指す。

### 水素ステーション

主に燃料電池自動車（FCV）へ高純度水素を供給する設備のこと。方式によりオンサイト方式、オフサイト方式、移動式の3つに大別される。

### ステークホルダー

組織の利害関係者（個人または集団）のこと。

### スマートメーター

毎月の電気使用状況の「見える化」を可能にする電力量計。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネルギー化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待される。

### 生物多様性

多くの種類の生物が存在し、それらが互いにつながり合っていること。この生物のつながりにより、豊かな生態系が保たれている。生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立つ。生態系の多様性は山・里・川・海など多くの自然環境があること、種の多様性は動植物から微生物にいたるまで多くの生物がいること、遺伝子の多様性は同じ生物でも異なる遺伝子を持つことにより色・形・模様などに多くの個性があることをいう。

## 【た】

### 太陽光発電

太陽光によって発電を行う方法。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用している。

### 脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

### 地下水涵養

雨水や河川水などが地下に浸透して帯水層に水が供給されること。

なお、帯水層は、地下水を蓄えている地層であり、通常は粘土などの不透水層（水が流れにくい地層）にはさまれた、砂や礫（れき）からなる多孔質浸透性の地層（空隙が多く水の流れやすい地層）をさす。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進

するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律であり、地球温暖化対策計画の策定、地域協議会の設置等の国民の取組みを強化するための措置、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度などについて定めている。

### 適応策

地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。地球温暖化による地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラを整備すること等がある。「適応策」に対して、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策を「緩和策」という。

## 【な】

### ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態から、これまでの自然環境保全の取組みだけでなく、経済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことを趣旨とする。

### ネット・ゼロ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されている。カーボンニュートラルとほぼ同義で用いられることがある一方で、違う状態を指して使用している場合もあり、ネット・ゼロについては広く共通した定義が確立されていない。

### 燃料電池

水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率が高く、発電の際に発生する熱が給湯・暖房などに利用できる。

## 【は】

### バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

### パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定。先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みを実施すること等を規定した。歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することをめざしている。

### ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができると、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

対策として、緑地や農地の保全、緑化の推進、道路舗装の工夫などが有効とされる。

### ヒートショック

急激な温度変化が体に及ぼす影響のこと。血圧や脈拍が急変動することで深刻な事態につながるケースがある。

### プラネタリー・バウンダリー

人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一つ。気候変動、オゾン

層の破壊、生物多様性の損失、土地の改変など地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされる。

## 【ま】

### 見える化

商品やサービスの製造や利用に伴って排出される温室効果ガスを定量的に示し、可視化しようという取組み。「見える化」の手法としてスマートメーターの設置や環境家計簿などがある。

## 【ら】

### 緑被率

緑が地表を被う部分（樹木、草地、農地、屋上緑地）の面積が地域全体に占める割合。

## 【英字】

### コッ プ C O P

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約、生物多様性条約で使われることが多い。

### ゼ フ Z E B

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。

室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

次の4段階に分類される。

#### ◇Z E B

年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

#### ◇Nearly Z E B（ニアリー・ゼブ）

Z E Bに限りなく近い建築物として、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物

#### ◇Z E B Ready（ゼブ・レディ）

Z E Bを見据え、外皮の高断熱化及び高効率

な省エネルギー設備を備えた建築物

#### ◇Z E B Oriented（ゼブ・オリエンテッド）

Z E B Readyを見据え、外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備に加え、さらなる省エネルギーのための措置を講じた建築物

### ゼ ッ チ Z E H

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称。

高い断熱性能と高効率設備により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量をゼロとすることをめざした住宅のこと。

戸建住宅の場合は、次の3種に分類される。

#### ◇Z E H

外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備と、再生可能エネルギー等により、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスとなる住宅

#### ◇Nearly Z E H（ニアリー・ゼッチ）

Z E Hを見据え、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅

#### ◇Z E H Oriented（ゼッチ・オリエンテッド）

Z E Hを志向し、外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備を備えた住宅（都市部狭小地及び多雪地域に建築された住宅に限る）

### ゼ フ Z E V

Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略称。

東京都は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（E V）や燃料電池自動車（F C V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）をZ E Vに位置づけている。狭義には、ガソリンを使わないことにより、CO<sub>2</sub>だけでなく、大気汚染の原因となるNO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>なども含め、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池自動車を指す。

